

## 令和4年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

令和4年12月5日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 5日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町長招集あいさつ</li> <li>○本会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査報告</li> <li>・ 議案上程</li> <li>・ 契約案等質疑 討論 採決</li> </ul> </li> <li>○委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務産業、社会文教</li> </ul> </li> </ul>
2	12月 6日	火		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	12月 7日	水		○休 会
4	12月 8日	木		○休 会
5	12月 9日	金		○休 会
6	12月10日	土		○休 会
7	12月11日	日		○休 会
8	12月12日	月	午前10時	○本会議 ・ 一般質問
9	12月13日	火	午前10時	○本会議 ・ 一般質問
10	12月14日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本会議 ・ 一般質問</li> <li>○委員会 ・ 総務産業、社会文教</li> </ul>
11	12月15日	木		○休 会
12	12月16日	金	午前10時	○本会議 ・ 条例案、補正予算案等質疑 討論 採決



## 付議事件及び審議結果

1 2月5日上程

報告第 4号	町長の専決処分事項の報告について	1 2月 5日	承認
議案第47号	令和4年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事変更請負契約の締結について	1 2月 5日	可決
議案第48号	令和4年度クレーン付きトラック売買契約の締結について	1 2月 5日	可決
請願第 4号	消費税「適格請求書（インボイス）方式」の中止を求めることについて	1 2月16日	趣旨採択
請願第 5号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直し・延期を求めることについて	1 2月16日	採択
陳情第 1号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求めることについて	1 2月16日	採択
陳情第 2号	畜産経営を継続するための対策を求めることについて	1 2月16日	採択
議案第49号	上田地域広域連合規約の変更について	1 2月16日	可決
議案第50号	東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について	1 2月16日	可決
議案第51号	坂城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	1 2月16日	可決
議案第52号	坂城町情報公開条例の制定について	1 2月16日	可決
議案第53号	坂城町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について	1 2月16日	可決
議案第54号	坂城町職員の降給に関する条例の制定について	1 2月16日	可決
議案第55号	坂城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	1 2月16日	可決
議案第56号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1 2月16日	可決
議案第57号	坂城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	1 2月16日	可決
議案第58号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 2月16日	可決
議案第59号	坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	1 2月16日	可決
議案第60号	坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について	1 2月16日	可決

議案第61号	坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	12月16日	可決
議案第62号	坂城町体育館条例の一部を改正する条例について	12月16日	可決
議案第63号	令和4年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について	12月16日	可決
議案第64号	令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	12月16日	可決
議案第65号	令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	12月16日	可決

#### 12月16日 上程

発委第4号	インボイス制度の見直し、実施延期を求める意見書について	12月16日	可決
発委第5号	安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書について	12月16日	可決
発委第6号	畜産経営を継続するための対策を求める意見書について	12月16日	可決

令和4年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 12月5日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○監査報告	9
○報告第4号、議案第47号～議案第48号の上程、 提案理由の説明、質疑、討論、採決	12
○議案第49号～議案第65号の上程、提案理由の説明	16

第2日 12月12日(月)

○議事日程	24
○一般質問 吉川まゆみ 議員	24
西沢悦子 議員	36
塩野入猛 議員	51
滝沢幸映 議員	66
中嶋登 議員	80

第3日 12月13日(火)

○議事日程	96
○一般質問 朝倉国勝 議員	96
栗田隆 議員	101
祢津明子 議員	112
大森茂彦 議員	119

第4日 12月14日(水)

○議事日程	136
○一般質問 大日向進也 議員	136
玉川清史 議員	143
山城峻一 議員	154

第5日 12月16日(金)

○議事日程	172
○請願・陳情採決	173
○議案第49号～議案第65号の質疑、討論、採決	173
○追加議案上程、提案理由の説明	185
○発委第4号～発委第6号の質疑、討論、採決	188
○閉会中の委員会継続審査申し出について	188
○町長閉会あいさつ	189

## 令和4年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年12月5日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月5日 午前10時00分
4. 応招議員 13名
 

1番議員	小宮山 定彦 君	9番議員	朝倉 国勝 君
2 〃	大森 茂彦 君	10 〃	滝沢 幸映 君
4 〃	祢津 明子 君	11 〃	吉川 まゆみ 君
6 〃	大日向 進也 君	12 〃	西沢 悦子 君
7 〃	玉川 清史 君	13 〃	塩野入 猛 君
8 〃	栗田 隆 君	14 〃	中嶋 登 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 3番議員 山城 峻一 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山村 弘 君
副 町 長	宮崎 義也 君
教 育 長	清水 守 君
会 計 管 理 者	大井 裕 君
総 務 課 長	白井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	伊達 博巳 君
住 民 環 境 課 長	竹内 禎夫 君
福 祉 健 康 課 長	堀内 弘達 君
商 工 農 林 課 長	竹内 祐一 君
建 設 課 長	関 貞巳 君
教 育 文 化 課 長	長崎 麻子 君
収 納 対 策 推 進 幹	鳴海 聡子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清水 智成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬下 幸二 君
総 務 係 長	宮嶋 和博 君
総 務 課 長 補 佐	宮下 佑耶 君
財 政 係 長	竹内 優子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	細田 美香 君
企 画 調 整 係 長	大橋 房夫 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	北村 一朗 君
議 会 書 記	柳澤 ひろみ 君

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 4 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 4 7 号 令和 4 年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事変更請負契約の締結について
- 第 7 議案第 4 8 号 令和 4 年度クレーン付きトラック売買契約の締結について
- 第 8 議案第 4 9 号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 9 議案第 5 0 号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について
- 第 1 0 議案第 5 1 号 坂城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 1 1 議案第 5 2 号 坂城町情報公開条例の制定について
- 第 1 2 議案第 5 3 号 坂城町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 1 3 議案第 5 4 号 坂城町職員の降給に関する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 5 5 号 坂城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第 1 5 議案第 5 6 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 5 7 号 坂城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 5 8 号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 8 議案第 5 9 号 坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 6 0 号 坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 議案第 6 1 号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 6 2 号 坂城町体育館条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 6 3 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 2 3 議案第 6 4 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 4 議案第 6 5 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

## 11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、3番 山城峻一君から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**議長（小宮山君）** 会議規則第127条の規定により、9番 朝倉国勝君、10番 滝沢幸映君、11番 吉川まゆみさんを会議録署名議員に指名いたします。

---

### ◎日程第2「会期の決定について」

**議長（小宮山君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの12日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの12日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日12月6日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

---

### ◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（小宮山君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** 改めましておはようございます。本日ここに、令和4年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、先月14日から全県に「医療非常事態宣言」が発出されておりますが、その後も新規陽性者数は全国的に増加しており、特に長野県では、患者のための確保病床使用率が70%を超えるなど、医療への負荷が増大している状況が

続いております。

町におきましても、学校や保育園、ご家庭等での感染が発生しており、改めて手指消毒や室内の小まめな換気等の基本的な感染予防の徹底と早めのワクチン接種の実施を検討していただくよう周知をしているところであります。

また、ワクチン接種につきましては、文化センター大会議室において集団接種を実施しているところであり、従来ワクチンを上回る効果が期待されているオミクロン株対応ワクチンの接種を10月31日から開始しております。

オミクロン株対応ワクチンは、1・2回目の初回接種を完了してから3か月以上を経過した12歳以上の方を対象としており、鹿教湯病院のご協力をいただく中で、11月末現在で、4,168人が接種を受けられております。

年末年始を安心して迎えていただくためにも、まだ接種がお済みでない方には、早めの接種をお願いいたします。

また、テクノハート坂城協同組合による「職域接種」におきましても、町外・外国籍を含む企業従業者を対象に、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施いたしました。

これまでの職域接種と同様、上田市の川西医院にご協力いただき、先月11日から25日までの間、延べ5日間にわたり、19社、636人に対してワクチン接種を行ったところであります。

各企業の職場における蔓延防止と企業活動の継続の観点から、接種の効果を期待するところであります。

さらには、今年の冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。

町では、比較的抵抗力が低い中学生以下のお子さんのインフルエンザ予防接種に対する費用の一部を助成しております。1回の接種につき上限額を1千円として助成を実施しており、対象の皆さんにはお知らせをお送りしております。

また、65歳以上の高齢者につきましても、1千円の自己負担で接種が受けられるよう助成を行っております。

インフルエンザ予防接種は来年の1月末が接種期限となりますので、早めの接種をお願いいたします。

続いて、経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは住宅ローン金利の上昇が住宅需要を大きく抑制した中で、コロナ禍からのリバウンドが続く輸送や飲食・宿泊などを中心に個人消費が増加し、良好な雇用環境も消費の下支えとなる中、7～9月期の実質GDPは前期比年率プラス2.6%と3四半期ぶりにプラスに転じております。

また、中国においても、7～9月期の実質GDPは前期比年率プラス3.9%とプラス成長

が続いているものの、ゼロコロナ政策による活動規制などの影響等により、内需を中心に回復の勢いは緩慢となっております。

ヨーロッパにおいても、ユーロ圏の7～9月期の実質GDPが前期比年率プラス0.7%と4～6月期のプラス3.3%から伸びが鈍化しており、プラス成長は維持しつつも景気の減速がうかがえる状況となっております。

次に国内の状況であります。内閣府による11月公表の速報値によりますと、7～9月期の実質GDPの成長率は前期比年率マイナス1.2%と4四半期ぶりのマイナス成長となり、4～6月期のプラス4.6%と比べ、急減速した形となっております。長期化するウクライナ侵攻などに起因する物価高騰の影響などにより個人消費が停滞したことに加え、輸入の伸びが輸出の伸びを大きく上回ったことで、GDPを押し下げた状況となっております。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が11月に発表した「金融経済動向」では、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「長野県経済は、一部に弱い動きが見られるものの、持ち直しの動きが続いている。」との観測であります。

当町におきましては、10月に実施いたしました町内の主な製造業20社の7～9月期の経営状況調査の結果では、生産量は3か月前との比較でプラスとした企業は11社、マイナス6社、変わらない2社、売上げについてもほぼ同様で、日銀松本支店の観測同様、持ち直しの動きが続いている状況がうかがわれます。

また、雇用については、7～9月の実績が総計で21人の増となっており、来年4月の雇用予定についても、13社が増員、6社が減員分の補充を予定しており、全体では106人の増員と、回復に向けた展望がうかがえる状況となっております。

一方で、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、燃料をはじめとする物価高騰の傾向が続いており、町民生活への影響が懸念されるところであります。町といたしましては、各種支援策を実施するとともに、国際情勢の安定と経済のさらなる回復を願うところであります。

続きまして、9月定例会以降の事業の状況並びに今議会へ上程する議案等の主な内容について申し上げます。

本年6月の定例会で議決をいただきました「坂城町温泉施設改修工事」につきましては、順調に工事が進み、先月18日には議員各位にもご臨席いただきまして竣工式を迎えることができました。

また、19日には、びんぐし湯さん館がリニューアルオープンし、新設の展望デッキは町の眺望を楽しみながらの多目的な利用が期待されるとともに、広さがこれまでの倍となり、床暖房も整備されたレストランでは、地域の大人数での集まりや、企業の皆様にも利用していただきやすくなりました。

工事の期間中、ご理解、ご協力をいただきました利用者や地域の皆様をはじめ、工期内に工事を完成されました業者の皆様には改めて感謝を申し上げますとともに、町民の皆様の健康増進と交流促進の拠点として、一層のご利用、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

また、7月にテクノさかき工業団地内にオープンしました「テクノさかきストリートパーク」のスケートボードエリアに、新たに大型セクションの「ミニランプ」を設置いたしました。

このセクション設置に併せ、10月30日に「スケートボード&ミニランプ体験会」を開催いたしました。

体験会では、町スケートボード協会の皆さんによるデモンストレーションと、安全にスケートボードやセクションなどを利用するための説明や、ミニランプの体験会を行いました。

体験会には、親子連れや中高生など約50名が参加し、それぞれのレベルに合わせてスケートボードを楽しんでいただきました。

これから寒さが増してまいります、けがなどに注意していただき、3×3ストリートバスケットとともに、大勢の皆様にご利用いただきたいと思います。

また、秋に入り新型コロナウイルス感染症の状況が若干落ち着いたことから、開催方法等工夫する中で、様々なイベントが再開されました。

10月22日、23日には、「第50回文化祭」を、武道館と文化センターを会場に開催いたしました。

作品展示につきましては、書道や写真など、24団体、508点の作品が武道館に展示され、町国際交流協会が交流を続けているワルシャワ日本語学校を通じてお借りした、ポーランドへ避難したウクライナの子どもたちが描いた絵も展示されました。

また、芸能公演は文化センター大会議室で行われ、16団体、213名の皆様が出演し、コーラスやハーモニカ、ダンスなど日頃の練習の成果を発表いただきました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、一般の方の入場を制限して開催した芸能公演の様子は、上田ケーブルビジョンにて昨日放映され、ご来場いただけなかった皆様にもご覧いただけるよう対応したところであります。

ウイズコロナのイベントとして、令和2年度から引き続き開催されております「さかきオンラインワインセミナー」の第4弾が10月30日に開催されました。今回は、教材用にワインとチーズのセットを参加者の自宅にお届けし、町内及び県内外から、定員である80名の方にお申込みいただき、「ワインとチーズのペアリング」をお楽しみいただいたところであります。

また、先月10日には、3年ぶりに「令和4年度坂城町戦没者追悼式」を坂城テクノセンターで執り行い、戦没者のご遺族をはじめ関係者の出席の下、さきの大戦において犠牲になられた多くの方々のご冥福をお祈りいたしました。

私たちは、戦没者の貴い犠牲の上に今の平和と繁栄を享受しております。戦争から学んだ多

くの教訓と平和の尊さを改めて認識したところであります。

さて、今回で14回目となる「ねずみ大根まつり」が先月12日午前、さかき地場産直売所「あいさい」及び坂城インター線沿いのねずみ大根の畑で開催されました。

当日は天候にも恵まれ、直売所ではねずみ大根をはじめとする農産物等の販売に加え、新酒ワインやテイクアウト用のランチの限定販売なども行われ、約550名のお客様にご来場いただきました。また、ねずみ大根収穫会場におきましても、関東圏など県外の方を含め、町内外から約350名の来場があり、例年以上の盛況ぶりとなりました。

また、同日午後には、さかきテクノセンターを会場に「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2022」が、女性団体連絡会と男女共同みんなの会で構成される実行委員会により開催されました。

「すべての女（ひと）と男（ひと）が輝くまち」をテーマに、男女共同参画の視点で、『「単なる長寿」から「健康寿命」へ、そして「活動寿命」へ。』と題し、世界最高齢のプログラマーとして世界的に活躍されておられる、ITエヴァンジェリストで、デジタルクリエイターの若宮正子さんを講師にお迎えし、年齢を感じさせないエネルギッシュな活動の様子や、経験談などを力強くご講演いただきました。

また、一昨日、3日には、坂城テクノセンターで「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を開催いたしました。

今回は、坂城小学校4年生による人権活動の発表と、記念講演としてパラリンピック競泳金メダリストの成田真由美さんを講師にお招きし、「自分の可能性を求めて」と題した講演をいただきました。成田さんは、講演を通して障がい者や障がい者スポーツの周知活動を続けられており、13歳で下半身不随という重い障がいを抱えながらも、23歳から始めた水泳でパラリンピックに出場した思いや、ご自身の体験談などをお話いただきました。

この集会により、町民の皆様とともに人権意識の高揚と、福祉への理解をさらに深めることができたものと考えております。

町が開催するイベントや行事につきましては、今後も、新型コロナウイルス等の感染状況を注視する中で、感染対策の徹底や開催方法を工夫するなどしながら、できるだけ開催する方向で検討してまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大やロシアによるウクライナ侵攻、円安など様々な要因により、エネルギーや食料品等の価格が高騰し、町民の生活や町内事業者の経営に大きな影響を及ぼしております。

こうした影響を受ける町民や事業所等を支援する事業について、早急な対応を図るために、10月20日付で一般会計補正予算（第5号）を専決処分する中で実施をさせていただいたところであります。

具体的には、国の補助により、住民税非課税世帯等に対して物価高騰による負担を軽減するため5万円を給付する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業」とともに、県の補助により、国の給付金の対象にならない住民税所得割非課税世帯等に対し支援金3万円を支給し、家計の負担を軽減する「生活困窮世帯緊急支援金事業」について予算化し、町において給付事務を進めております。

また、町の独自事業といたしまして、「子育て世帯物価高騰支援事業」を行い、物価高騰の影響を受ける町内の子育て世帯に対し、児童・生徒1人につき1万円を支給する事業を実施するほか、物価高騰などにより、事業活動に影響を受けている町内福祉事業所等を対象に、安定的なサービスの提供と事業継続を図るため、「医療・福祉サービス事業者物価高騰支援事業」を実施し、医療機関及び入所系福祉施設に対しましては10万円を、居住系通所施設に対しましては5万円を支給いたします。

また、町内私立幼稚園に対しましても、「私立幼稚園物価高騰支援事業」として、活動を支えるため10万円の支援金を支給してまいります。

あわせて、「マイナンバーカード普及促進事業」を実施し、来年1月末からスタートする、全国のコンビニエンスストア等で住民票や印鑑証明書等の各種証明が取得できる「コンビニ交付」を周知するとともに、マイナンバーカードの普及と取得促進に向けて、2月末までにカードを取得した方にプリペイドカード2千円分を進呈し、コロナ禍における非接触による証明書の交付をはじめとした利便性の向上とデジタル化の推進につなげてまいります。

さて、国道18号バイパスの整備促進についてであります。10月11日に、新型コロナウイルス感染症の状況が一時小康状態となったことから、急遽、私と小宮山議長並びに千曲市長、千曲市議会議長とともに「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」として地元国会議員、国土交通省、財務省に対し、上田篠ノ井バイパスの早期完成に向けた建設促進等を要望してきたところであります。

また、主要地方道県道坂城インター線につきましても、県が事業主体として国道18号からテクノさかき工業団地までの区間について、平成27年度に事業着手し、令和5年度末の完成を目指し、今年度は町道との取付け部の下層路盤工事や、道路の築造工事が実施されているところであります。

また、昨年度、予備設計に着手しました現在の工事区間の西端から、千曲川を渡り国道18号バイパスに接続する区間につきましても、今年度、地形測量による地形図をベースに、線形や基本計画がまとまりました。これを受けて、先月21日に網掛公民館で、29日には中之条公民館で、地権者の皆様を対象に道路計画の説明会を行い、計画の説明を行ったところであります。

インター先線につきましても、将来的に国道18号バイパスへ接続することにより、坂城イ

ンターチェンジへのアクセスが飛躍的に向上するとともに、交通混雑の緩和や産業等の活性化などに寄与する大変重要な路線であります。

国道18号バイパスとともに、国や県等、関係機関に対し、事業区間の早期完成と未事業化区間の早期着手について、引き続き要望活動を展開してまいりたいと考えております。

さて、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が進む中、国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、意欲ある高齢期の職員の能力を活用しつつ、次の世代にその培った経験などを継承するため、定年年齢の段階的な引上げや、管理監督職勤務上限年齢の導入などの「いわゆる定年延長」の制度が設けられたところであります。

町職員を含む地方公務員につきましては、国家公務員の制度を基準として、その運用を条例で定めることとされており、令和5年度からの運用開始に向けて、全国の自治体で対応が進められております。

当町におきましても、今議会に関係条例の議案を上程し、所要の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、補正予算についてであります。歳入につきましては、今年度の地方創生臨時交付金の交付額がほぼ固まったことから、本補正予算に計上し、先行して実施している「さかきのお店応援券事業」や「スタンプラリー消費回復応援事業」、「中小企業等事業継続支援金事業」など、新型コロナや物価高騰支援関連の事業の財源として充当してまいります。

また、歳出につきましては、同交付金を財源の一部として、電気や灯油など燃料高騰分に対する支援及び工事期間中のびんぐし湯さん館への営業制限に係る運営の支援として、指定管理者である町振興公社への負担金を計上したほか、昨年度の医療費負担金の確定を受けて、後期高齢者医療保険事業に係る療養給付費負担金について増額計上しております。

あわせて、春先の繁殖期に間に合うよう「飼い主のいない猫 不妊去勢手術費補助金」を新たに計上いたしました。また、雨漏りが生じている町立図書館の屋根塗装、雨どい等の防水工事費についても予算化し、対応を図ってまいりたいと考えております。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、工事等の契約関係2件、広域連合・一部事務組合の規約改正が2件、条例の制定・改正が12件、一般会計・特別会計補正予算が3件の計20件であります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（小宮山君）** 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

**代表監査委員（大橋君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施しました坂城町定期事務監査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和4年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。なお、この報告書は、11月30日に地方自治法第199条第9項の規定に基づいて、町長、教育長、議長にそれぞれ提出いたしております。

このたびの定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度、少なくとも1回以上、期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいているものであります。

監査は、この報告書の7ページにつづられておりますが、坂城町監査基準に基づいて実施いたしました。

監査の対象として、次の六つの会計がございます。坂城町一般会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町工業地域開発事業特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計。それぞれの会計について、令和4年度の歳入歳出の執行状況を9月30日現在の数値をもって監査いたしました。また、定期事務監査に併せまして、地方自治法第199条第5項の規定による監査として、令和4年度に施工中または施工済みの工事箇所について、実地検分により監査いたしました。

監査の期間は、令和4年10月18日から28日にかけて、坂城町役場庁舎内で実施いたしました。監査の方法は、令和4年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等を基に、関係各課等により予算執行の状況及び主要施策の進捗度の状況について説明を受け、質疑形式により監査を進めました。また、必要に応じまして各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め確認をしております。

この監査基準によりますと、監査等の範囲は財務監査及び行政監査とされております。

地方自治法の規定に基づいて、次の事項を主眼に監査を実施しました。①住民福祉の増進に役立っているか。②最少の経費で最大の効果を上げているか。③執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。④予算の執行や事業の取組は予定どおり行われているかであります。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して、適正に執行されているものと認めました。

2ページになりますが、事務及び事業の状況についてご報告いたします。

まず、総論になりますが、令和4年度の予算につきましては、実施計画に沿って執行されておりました。

また、主要事業の執行状況については、長引く新型コロナウイルスの影響を受ける事業もありましたが、事業全般としては積極的な取組がなされていると認識いたしております。

また、事務事業の内容及びその執行の内容は、地方自治法に定める住民の福祉の増進に重点を置き執行されているものと受け止めました。

次に、各論になりますが、令和4年度の執行状況を数値で表示しています。一般会計において、収入済額の予算現額に対する割合は43.6%で、前年に比較して2.5ポイントの減、支出済額の予算現額に対する割合は36.4%で、前年比2.7ポイントの減となっております。いずれも前年対比減となっておりますが、分母となる予算現額が前年に対し5億8,521万4千円増額しているためであり、それに伴って収入済額及び支出済額も増加しておりますが、比率は減少しております。

一般会計の歳出における予算の執行状況は、おおむね予定どおり行われていると言えます。なお、年末に実施されるものが多くありますので、執行割合は記載されている数値となっております。

特別会計については、令和4年度は工業地域開発事業特別会計が新たに算入されているため、歳入歳出のそれぞれの合計額については、前年比ポイント増となっております。

次に、令和4年度の町税の徴収状況であります。

9月末の徴収実績について、町税全体の収入済額は16億6,145万4千円で、前年に比較して4,395万2千円の増となっております。

その中で主な税目であります町民税について、個人町民税は収入済額が現年分にして3億4,664万7千円で、前年と比較して1億3,000万8千円の減となっております。

また、法人町民税につきましては、収入済額が現年分で3億138万6千円で、1億3,417万3千円の増となっております。個人住民税の減少分を法人町民税で補っている形となりました。

一方、固定資産税は調定額にして13億1,548万2千円で、前年に比較して7,307万2千円の増であり、収入済額は8億8,160万8千円で、前年に比較して3,486万5千円の増となっております。

3番ですが、主要事業とその執行状況については、年間計画に従い執行されておりますが、コロナ禍にあって、また、物価の高騰などにより一部の事業に影響を受けているものも見られます。

また、工事の執行状況につきましては、工事等検査箇所調書として、報告書の6ページにつづられております。その記載の箇所をそれぞれ現地に赴き検分いたしました。いずれも予定どおり執行されていることを確認いたしております。

次に、監査の所見であります。監査を通じて各課の担当に対応をお願いした案件についてまとめたものであります。一般会計については各課ごとに、また、特別会計については会計ごとに記述してあります。

記述することの重みを考えますと項目は少なくなります。記述に至らなかった事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしてあります。個々の補足は省略いたしますが、お目通しいただきたいと思っております。

以上で定期事務監査のご報告といたします。

**議長（小宮山君）** 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

---

**議長（小宮山君）** 日程第5「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第7「議案第48号 令和4年度クレーン付きトラック売買契約の締結について」までの3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（小宮山君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** では、順次ご説明申し上げます。まず、専決第13号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,792万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を79億6,193万1千円といたしましたものであります。

歳入の内容につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に対する国庫支出金7,756万円、生活困窮世帯緊急支援金給付事業に対する県支出金1,640万円、財政調整基金からの繰入金4,396万1千円をそれぞれ増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、急激な原油価格・物価高騰等により影響を受けている町民及び事業所の支援といたしまして、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に係る経費7,756万円、県の生活困窮世帯緊急支援金給付事業に係る経費1,640万円、町独自の事業として18歳までの子ども1人当たり1万円を給付する子育て世帯物価高騰支援事業に係る経費2,250万円、町内の福祉サービス事業所、医療機関及び私立幼稚園に対して、物価高騰支援助成金を支給する事業に係る経費275万円、1月末にスタートするコンビニ交付を周知するとともに、マイナンバーカードの取得者にプリペイドカードを配布し取得の促進につなげるマイナンバーカード普及促進事業に係る経費1,871万

1千円をそれぞれ増額したものであります。

次に、議案第47号「令和4年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事変更請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、令和4年5月議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決をいただいた坂城インター先線関連下水道管路移設工事の変更に係るものであります。

変更内容といたしましては、マンホール底部のインバートコンクリートの施工において、既設下水道管の流量が多く、施工が困難なため、仮設排水管を設置し対応を図ること、また、近接する事業所へ出入りする車両の安全性を確保するため、交通誘導員の増員配置が必要となったことに伴い、工事費の増額をお願いするものであります。

これに伴い、請負金額を変更前の6,600万円に59万4千円を増額し、6,659万4千円に変更するもので、契約の相手方は株式会社笠井建設であります。

最後に、議案第48号「令和4年度クレーン付きトラック売買契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、平成2年に配備し、32年が経過したクレーン付トラックを新たな車両に更新するための売買契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、契約金額は927万763円で、契約の相手方は有限会社鈴木商会であります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（小宮山君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時48分～再開 午前10時58分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

---

◎日程第5「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第13号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

**議長（小宮山君）** これより質疑に入ります。

**13番（塩野入君）** 歳出の4ページですが、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の報酬、共済費、それから報償費等人件費関係が載っているんですが、この内容ですね。いつ頃の内容、何日、何人というような、その内容をちょっとお聞きいたしたいと思います。

それから、07001、報償費のほうですが、マイナンバーカードの普及促進やプリペイドカード1,600万計上してあります。この見積り状況、事前に終わった人には、もうプリペイドカードを配りますよというのがありますし、これからやってみる人たちには、そのときに

多分それと一緒に配るんですかどうか、その辺ですね。これは、今までやった人はどのくらいで、これからやる人はどのくらいの予定をしているか、その辺をお聞きいたします。以上です。

**住民環境課長（竹内君）** それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず、一般職非常勤職員の業務内容でございますが、マイナンバーカード交付のための受付申請及び実際のカードの交付事務に携わる業務を行うこととしております。

続きまして、職員については、会計年度任用職員1名を採用させていただきました。期間は11月1日から3月31日までの5か月間でございます。

続きまして、プリペイドカードの内容でございますけれども、枚数8千枚分ということで、1人2千円分ということで計上させていただいております。なお、この中で事前に交付した人数ということで、10月31日現在で既にカードを取得している方には郵送でお送りするというので、この枚数は約6,100枚でございます。

これから交付される方については、残りの1,900枚ということになりますので、この方につきましては、カードの交付、役場で交付を行った際に、来庁された際にお一人ずつお配りするということで行っているところでございます。以上です。

**13番（塩野入君）** 今お聞きしました。マイナンバーカードに携わる人1人と、こういうことでありますが、どんな仕事、どういうことをこの人は仕事の内容が組まれているんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、プリペイドカードですが、これからこの人たちが進めていくわけですが、住民環境課、それぞれみんなで進めていくんですが、3月までどういうふうに進めていくのか。そのスケジュールですね、それをお聞きいたします。

**住民環境課長（竹内君）** それでは、最初に職員の業務内容のご質問でございますけれども、現在、マイナンバーカード、申請したカードにつきましては、J-LISといたしまして、カードを発行する機関のほうから、順次申請した方へのカードが送られてきております。その方に対して、カードが来ましたので、役場で交付の手続きを取ってくださいという通知を申し上げて、その方について、順次こちらのほうで対応してカードを交付するというので、実際にはカードが来た際には、カード交付の際に登録する暗証番号の設定ですとか、そういったことをしていただいて、カードを交付するという仕事の内容になります。

続きまして、2月、3月のスケジュールということになりますけれども、今、マイナンバーカードの交付ということで、かなり多くの方にお見えいただいている状況でございます。カードの交付が、2月末までにカードの交付を行った方にプリペイドカードを差し上げるという内容になっておりますが、今後カードの交付に見える方が多くございますので、そういった方のカードの交付事務の対応に当たらせていただきたいと思いますと考えております。

大変失礼しました。今後のスケジュールとすると、マイナンバーカードを2月末までに申請

していただくと、プリペイドカードを交付するということがあります。順次カードの受付はしてまいりますので、今後、町民の皆様方にも交付の啓発のPRをする中で受付のほうを順次進めていくということで、カードの交付については、3月までがピークというふうを考えておりますが、それ以降も当然のことながら順次受け付けてまいります予定でございます。

**2番（大森君）** ただいま、塩野入議員の質問と事業の件でございますけれども、款2、項3、節1ということで、戸籍住民基本台帳一般経費についての説明の07001マイナンバーカード普及促進プリペイドカードというこの事業についてお尋ねいたします。

まず1点ですが、私はこれは大事な事業だと思いますので、本当はこれは臨時議会をきちんと開いてやるべきものを専決で決めていくということは、あまりにも無謀なやり方ではないかというふうに思います。特に期末手当などを決定するときには、11月末ぎりぎりのところでも臨時議会を開いているわけですね。そういう努力をぜひしてもらいたいと思います。一言、それを申し述べます。

このマイナンバーカードを取得するにあたって、当初は何の付与もなかったわけですね。ところが、申請、そしてカード取得が非常に進まないということで、最大2万円を付与するという事業で、これならもうみんな飛びついてくるだろうということで始めたと思うんですが、これもやっぱり駄目だったと。じゃあ今度はプリペイドカードで何とか皆さんに申請していただき、取得してもらおうということなんですが、こういうやり方自体が一つの事業をまずい点にしているんじゃないかというふうに思います。

ですから、まずこの点、申請・取得が進まない原因は何か、この点についてまずお尋ねしたいというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

**住民環境課長（竹内君）** ご質問のマイナンバーカードの普及が進んでいない理由というご質問でございますが、現在、交付率が約47%という状況でございます。なかなか全国的に普及が進んでいないという状況かと思いますが、理由とするといろんな理由が考えられるわけですが、やはり来庁された皆さんのお話を聞くところによると、やはりまだマイナンバーカードの必要性が感じられていないといった意見ですとか、個人情報漏えいするのではないかなというふうな、そうした個人情報に関する、危惧するような内容の声をお聞きしている。こういったことが進まない原因なのではないか。

また、国のほうの制度自体も、まだしっかりと、これからどんどん普及していくわけですが、先ほど申し上げましたように、現時点では、まだマイナンバーカードを取得する意味といいますか、そういったものを感じられないというのが一番の原因かと感じるところでございます。

**総務課長（臼井君）** マイナンバー関係の普及促進事業につきまして、専決処分とした理由といたしましては、まず国が啓発をしている12月31日、こちらが一つの期限であるということ

がありますので、一日も早く、こういった普及事業を実施いたしまして、町民の皆さんに一人でも多くカードの取得をしていただくといった時間的な観点が一番ということでございます。

**2番（大森君）** それぞれご答弁をいただきましたが、結局はマイナンバーカードがやっぱり信頼されていないということが大きな原因ではないかということと、もう一つは、緊急にプリペイドカードを付与すると。もう何だか行き当たりばったりな制度をつくっていくと。

もうこれ以上、本当に信用できないんじゃないかなというふうに思うんですが、やはり一日も早くと言われても、こういう重要な問題については、やっぱり臨時議会を開くということがぜひ必要であったというふうに思います。我々の全協で説明されたとき以後、臨時会は幾らでも開けたのではないかというふうに思いますが、そのことも指摘いたしまして、この質問については終わります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）承認」

---

◎日程第6「議案第47号 令和4年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第7「議案第48号 令和4年度クレーン付きトラック売買契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

**議長（小宮山君）** 次に、日程第8「議案第49号 上田地域広域連合規約の変更について」から日程第24「議案第65号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」までの17件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（小宮山君）** 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第49号から65号まで順次ご説明申し上げます。

まず、議案第49号「上田地域広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、上小医療圏域内での二次救急医療の完結に向け、現広域計画において、複数の項目にある地域医療対策に係る事項を分離・統合し、広域計画の中に明確に位置づけ、事業の一元化を図ること、また、斎場の利用区域の廃止に伴い、上田市上田にある大星斎場と、上丸子にある依田窪斎場に係る市町村区域と負担割合を統一することに伴い、上田地域広域連合規約の一部を変更するものであります。

変更する主な内容につきましては、広域連合が処理する事務及び広域計画の項目等の条文に掲げる病院群輪番制病院に係る補助事業の項目について、より広範な事業に対応できるよう地域医療対策事業に改め、また、別表のうち、大星斎場及び依田窪斎場の対象市町村を上田市、東御市、青木村、長和町に改めるとともに、建設費に係る負担割合の記載を削除し、管理運営費の負担割合を人口割100%と改めるものであります。

議案第50号「東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、東北信市町村交通災害共済事務組合理約に定める事務所の位置を変更することについて、当該組合の構成団体で協議するにあたり、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

変更の内容といたしましては、事務局体制の充実を図るため、令和5年4月1日をもって事務所の位置を長野市から東御市に変更するものであります。

次に、議案第51号「坂城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、当該法律において条例での規定が委任されている事項に関して規定する施行条例を新たに制定するものであります。

条例の内容といたしましては、個人情報の開示請求に係る手数料等について、コピー代や郵送代などの実費のみを請求者が負担すること、また、開示請求等の不作為に関して審査請求があった場合に、坂城町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問を要するものと規定するものであります。

続きまして、議案第52号「坂城町情報公開条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止することに伴い、当該条例で規定していた情報公開に関する部分について、個別の条例として制定するものであります。

条例の内容といたしましては、現在条例で規定している情報公開に関する規定内容と同様に、町の実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等の公開請求に係る手続や公開方法について規定するものであります。

また、非公開情報として、法令等に規定により公開できない情報、個人に関する情報、民間の法人その他に関する情報などを規定するものであります。

次に、議案第53号「坂城町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、坂城町情報公開及び個人情報保護に関する

る条例を廃止することに伴い、当該条例で規定していた情報公開及び個人情報保護審査会に関する部分について、個別の条例として制定するものであります。

条例の内容といたしましては、現在の条例で規定している審査会に関する規定内容と同様に、情報公開請求及び個人情報の開示請求等に係る審査請求について調査審議する機関として坂城町情報公開及び個人情報保護審査会を規定し、この審査会の設置・運営等に関する事項について規定するものであります。

続きまして、議案第54号「坂城町職員の降給に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、職員の定年年齢が延長されることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任や、60歳を超える職員の給料月額7割措置によって職員の意に反する降給が生じることから、地方公務員法の規定により、これらの降給に関し本条例を制定するものであります。

条例の内容といたしましては、降給ができる場合として、管理監督職勤務上限年齢制により管理監督職から非管理監督職への降任による降給や、60歳を超える職員の給料月額7割措置を対象とすることを定めるものであります。

議案第55号「坂城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、職員の定年年齢が延長されることに伴い、60歳を超えて常勤として働く職員の働き方のニーズに対応するため、申出により勤務時間の一部について休業の取得を可能とする高齢者部分休業制度に関して規定する本条例を制定するものであります。

条例の内容といたしましては、60歳到達後の最初の4月1日以後において、家族の介護や地域ボランティア活動等に従事するため、勤務時間の半分を上限として部分休業の取得を可能とするものなどであります。

議案第56号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、関係条例に関して所要の整備を行うものであります。

主な内容といたしましては、職員の定年年齢が延長されることなどに伴い、関係する用語の整理のほか、法律や条例改正に伴う条ずれを改めるものなどであります。

議案第57号「坂城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、国家公務員と同様に地方公務員の定年年齢が延長されることから、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、定年の年齢を令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、段階的に65歳とするよう改めるほか、60歳に到達した管理監督職を非管理監督職に降任させる管理監督職勤務上限年齢制の導入、60歳に達した以後の定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制の導入に係る改正などがあります。

続きまして、議案第58号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、国家公務員と同様に地方公務員の定年年齢が延長されることから、60歳を超える職員の給与に関して国家公務員との均衡の原則に基づき、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、60歳を超える職員の給料月額を、60歳前の7割に当たる水準とし、また、管理監督職であった職員が管理監督職勤務上限年齢制に伴う降給により二重の引下げとなることから、調整額を支給し調整を図るものなどがあります。

続きまして、議案第59号「坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の改正に合わせ、町議会議員及び町長選挙に係る選挙運動費用について、公費負担する限度額に関して一部見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、選挙運動用自動車の借入れ及び燃料に係る1日当たりの単価、並びに、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る1枚当たりの単価をそれぞれ引き上げるものであります。

続きまして、議案第60号「坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和5年1月31日から、個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等の店舗における印鑑登録証明書の交付を開始するにあたり、本条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、印鑑登録の証明を受けようとする者が店舗の多機能端末を使い、印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とするものであります。

議案第61号「坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、本条例で引用する総務省令の規定内容に合わせ、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、町が参画する上田広域産業活性化協議会が平成29年12月22日に国から同意を得た長野県上田地域基本計画の促進区域において、固定資産税の課税が

免除されるための総務省令に規定する対象施設の設置期間を、同意日から起算して5年以内から令和5年3月31日までに延長するものであります。

次に、議案第62号「坂城町体育館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町体育館の耐震改修及び大規模改修工事の実施にあたり、照明設備のLED化及び空調設備の整備、ボルダリング設備の新設に伴い、当該施設の使用料等について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、体育館の使用につきまして、照明施設等の部分使用が可能となることから、アリーナ部分の半面使用の区分を新たに設定するとともに、使用料について全面使用の場合の半分の金額を設定するものであります。

また、体育館の照明に係る使用料につきまして、照明設備が水銀灯からLED照明に更新となるため、1時間当たりの照明使用料金を940円から420円に見直しを行うとともに、名称を電気料から照明使用料に改正するものであります。

なお、アリーナ部分を半面のみ使用する場合は、照明使用料については100分の50を乗じた額とするものであります。

また、新たに空調設備を整備したことに伴い、施設の使用料に冷暖房使用料を追加いたします。冷暖房使用料につきましては、昨今の電気料金の変動等に対応するため、別途実費相当額を徴収することといたしております。

加えて、体育館ステージ壁面に設置いたしますボルダリング施設の使用料区分を新たに追加し、体育館アリーナ部分の専用をせず、ボルダリング施設のみを使用する場合は、1人につき1時間100円の使用料を徴収することを追加するものであります。

議案第63号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,296万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、81億489万5千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、地方創生臨時交付金などの国庫支出金1億8,462万3千円、町債として、緊急自然災害防止対策事業債660万円をそれぞれ増額し、基金繰入金5,117万7千円を減額するものであります。

歳出の主な内容につきましては、温泉施設持続化負担金2,740万円、後期高齢者医療療養給付費負担金1,434万9千円、苧屋原落石防止対策工事に要する増額費用660万円、図書館屋根塗装・防水工事995万円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金1,300万円をそれぞれ増額するものであります。

また、昨今の原油価格・物価高騰等による公共施設等の光熱水費・燃料費に対して、

4, 039万円を増額するとともに、令和5年度予算において、一般廃棄物収集運搬等業務を行うための債務負担行為につきましても、併せてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議案第64号「令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億6,133万3千円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計などからの繰入金38万円を増額し、歳出につきましては、総務費33万円、保険料還付金5万円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じて一部予算の組替えをするものであります。

最後に、議案第65号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億3,658万6千円とするものであります。

歳入につきましては、広域連合からの保険料還付金2万2千円を増額し、歳出につきましては、被保険者への保険料還付金2万2千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（小宮山君）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月6日から11日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。

よって、明日12月6日から11日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月12日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時40分）



## 1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 ( 第 2 日 目 )

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 小宮山 定彦 君  | 9 番議員 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 2 〃   | 大 森 茂 彦 君 | 10 〃  | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃   | 山 城 峻 一 君 | 11 〃  | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 〃   | 祢 津 明 子 君 | 12 〃  | 西 沢 悦 子 君 |
| 6 〃   | 大日向 進也 君  | 13 〃  | 塩野入 猛 君   |
| 7 〃   | 玉 川 清 史 君 | 14 〃  | 中 嶋 登 君   |
| 8 〃   | 栗 田 隆 君   |       |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 崎 義 也 君 |
| 教 育 長           | 清 水 守 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 井 裕 君   |
| 総 務 課 長         | 臼 井 洋 一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹 内 禎 夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀 内 弘 達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞 巳 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴 海 聡 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智 成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長         | 宮 嶋 和 博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君 |
| 財 政 係 長         | 竹 内 優 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細 田 美 香 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |           |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |           |
| 子 ども 支 援 室 長    |           |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 子宮頸がんワクチンについてほか    | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) まちづくりについてほか        | 西沢悦子 議員  |
| (3) 18号バイパスの工事状況についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (4) 青少年の健全育成についてほか     | 滝沢幸映 議員  |
| (5) 小・中学校給食費を無償にほか     | 中嶋 登 議員  |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 質問者は、お手元に配付したとおり12名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**11番（吉川さん）** おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

#### 1. 子宮頸がんワクチンについて

##### イ. 9価HPVワクチンの定期接種化対応について

現在、日本において公費で受けられるHPVヒトパピローマウイルスワクチンは、サーバリックス2価ワクチンとガーダシル4価ワクチンの2種類です。この2種類のワクチンは、子宮頸がんになりやすい16、18型HPVの感染を予防し、子宮頸がんの約70%を防ぐことができると言われております。接種にあたっては、ワクチンの種類によって接種の間隔が少し異なりますが、どちらも半年から1年の間に3回受けることになっております。そして、今回11月8日開催の厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会におき

まして、令和5年4月から新たにシルガード9価HPVワクチンを定期接種に用いることが了承されました。これを踏まえて、令和5年4月からの定期接種開始に向け準備が進められてまいります。

さて、子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについては、これまでも同僚議員から何度となく質問がありましたが、本年4月より定期接種対象者、6年生から高校1年生への積極的勧奨が9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性、17歳から25歳相当に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始をされ、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

そこで今回、この命を守るワクチン接種の当町の現状と今後の対応についてお聞きいたします。

まず、積極的勧奨再開から8か月が過ぎました。その対応と接種状況について、4点お聞きいたします。

1点目として、定期接種とキャッチアップ対象者への周知は、いつ頃どのような形で行ったのでしょうか。

2点目として、8か月が過ぎましたが、今年度の対象者数とこれまでに接種された方はそれぞれどのくらいいたのでしょうか。人数と延べ回数、そして接種率はどうでしょうか。

3点目として、今回約9年ぶりに積極的勧奨が再開されたわけですが、再開後の問合せや反響はどうでしょうか。お聞きいたします。

4点目として、9価HPVワクチンの定期接種化についてです。現在、定期接種やキャッチアップ制度で使用できるのは、2価ワクチンと4価ワクチンであります。9価HPVワクチンについては、世界で80以上の国と地域で承認されていますが、日本では令和2年7月21日によりやく承認され、令和3年2月24日より任意接種で接種が可能となったところでした。そして今回、さきの2種類に加えて、厚労省では令和5年4月1日からこの9価のHPVワクチンも定期接種とする方針を決めました。新しいワクチンが使えるようになることは、対象者によって大変喜ばしく、接種を検討するための大変重要な情報だと考えます。

そこで、まず9価HPVワクチンの効果や安全性はどうでしょうか。その点についてお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** ただいま吉川議員さんからご質問いただきました。1としまして子宮頸がんワクチンについてのご質問について、私からは全体的な事項についてお答え申し上げまして、接種率等詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、町では、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を防止するため、予防接種法において定期接種とされている各種予防接種を実施しているところであります。ご質問の子宮頸がん

ワクチンは、平成24年度までは、個人の希望により接種するいわゆる任意接種でありましたが、町では、接種される方の負担を軽減するため、平成23年2月から国の交付金を活用した接種費用の全額助成を行い、その後、平成25年4月から予防接種法に定められたA類の定期接種となった経過がございます。

しかし、接種をされた方の中に、ワクチン接種との因果関係を否定できない持続的な疼痛を起こす方が特異的に見られたことから、25年6月に、国において副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は、接種の積極的な勧奨をすべきでないと言われ、町におきましてもこの勧告を受け、個別の勧奨を控えておりました。

その後、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において審議が継続されてまいりましたが、昨年11月に、最新の知見を踏まえて、改めてワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたとして、市町村におきましては、個別の勧奨を行い、本年4月から接種を実施することとされたところであります。

定期接種の対象となるのは、小学6年生から高校1年生の年齢の女子となりますが、積極的勧奨を差し控えていた本年3月末までに、接種の機会を逸した平成9年4月2日から18年4月1日生まれの方に対して、公平な接種機会を確保するため、令和7年3月末までを期限として、定期接種の方と同様に接種を実施するキャッチアップ接種を行うことも決定されたところであります。これを受けまして、町におきましても、本年4月1日から、対象となる年齢の方々に対して、キャッチアップ接種を実施しているところであります。

子宮頸がんワクチンが位置づけられているA類疾病に係る予防接種の接種対象者及び保護者は、接種を受けるよう努めることとされており、市町村は予防接種を受けるよう勧奨するものとされていることから、接種時期に合わせ個別にご案内をし、勧奨をしているところであります。

ご質問の対象者への周知につきましては、本年3月中旬に定期接種及びキャッチアップ接種対象者全員に、厚生労働省のリーフレットと併せ通知等を郵送し、お知らせをするとともに、町ホームページに掲載をいたしました。

なお、定期接種対象者には予診票も同封し、キャッチアップ接種対象者には、定期接種の対象年齢を超えて任意で受けた接種の助成についてもご案内をしたところであります。

また、4月からの勧奨の再開後、接種に関してのお問合せ等は特になく、皆さんそれぞれが接種についてご判断いただいた上で、接種を受けていただいているといった状況であります。

続きまして、お話のありました9価HPVワクチンについてであります。現在、定期接種及びキャッチアップ接種に用いる子宮頸がんワクチン、これはヒトパピローマウイルスワクチンは、2価、4価の2種類があり、それぞれ期間を空けて3回の接種を行っているところであ

ります。

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスは、少なくとも15種類あり、2価及び4価ワクチンは子宮頸がんの原因の50から70%を防ぐことができるとされておりますが、9価ワクチンは、これらのワクチンよりも多い9種類のウイルスを標的としており、子宮頸がんの原因の80から90%を防ぐとされ、子宮頸がん及びその前がん病変、これはがんになる手前の状態の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少といった効果が期待されるとのことであります。また、9価ワクチンの安全性につきましては、4価ワクチンと比較して接種部位の症状の発現は多いが、全身症状は同程度であるとされております。

先月、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、9価HPVワクチンの定期接種化について方針が示され、令和5年4月から開始することが決定されたところでありますが、接種方法など詳細につきましては、まだ示されていないため、今後の国の動向を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

なお、現在接種対象の皆さんには、接種開始となる4月までに新しいワクチンについての情報等をお知らせし、改めて接種についてのご案内をさせていただき予定で、現在準備を進めているところであります。

**保健センター所長（竹内さん）** 私からは、今年度の対象者数と、これまでの接種実人数と延べ回数、接種率についてお答えいたします。

まず、定期接種対象者から申し上げますと、小学校6年生が対象者50人、接種実人数4人、接種延べ回数6回で接種率4%、中学1年生が対象者49人、接種実人数4人、接種延べ回数8回で接種率5.4%、中学2年生が対象者77人、接種実人数13人、接種延べ回数21回で接種率9.1%、中学3年生が対象者70人、接種実人数9人、接種延べ回数14回で接種率6.7%、高校1年生が対象者67人、接種実人数13人、接種延べ回数25回で接種率12.4%であります。

続きまして、キャッチアップ接種対象者につきましては、対象者443人、接種実人数40人、接種延べ回数62回で接種率4.7%という状況でございます。

**11番（吉川さん）** ただいまは、町長また保健センター所長より詳しく答弁をいただきました。コロナ禍の様々な対応で大変忙しい中、今回の勧奨再開にあたりまして、速やかに全対象者に3月中旬、郵送通知を実施していただいたということで、本町の迅速な対応に感謝いたします。

まず、ただいまの報告では、定期接種対象者は313人、そしてキャッチアップ対象者が443人ということで、合わせますと756人と思いのほか大勢でした。周知については、3月に全員に書類を郵送で送り、定期接種対象者のみに予診票を送付、そして、キャッチアップの方には保健センターで確認をするために、予診票を入れずに連絡を待つという対応を取っ

ていただいたということでした。

また、接種状況ですが、10月までの7か月間の状況でありました。中学2年生と高校1年生が全体の約2割、そしてあとの学年は約1割でした。そして、キャッチアップ対象者の方も443人中40人ということで、約1割の接種開始状況でした。

前年度から比べると接種者が増えているということは見て取れますが、すぐに行動に移されている方は、思いのほか少ないという印象を受けました。そして、この理由として勧奨控えの期間も長かった、そういう中で戸惑いや不安もあるのかもしれません。しかし、この子宮頸がんは、毎年1万人が罹患して約3千人が亡くなっている。女性にとって命に関わる疾患でございます。勧奨再開されたばかりであります。今後も丁寧な対応をお願いしたいと思っております。

さて、そこで2点お聞きしたいと思っております。11月号の「広報さかき」に、子宮頸がんワクチンを自費で受けた方へとして、費用の償還についてのお知らせが掲載されておりました。これはキャッチアップ接種対象者である17歳から25歳の方で、ワクチンを自費で受けた方へ費用の返還をしますということですが、この償還払いの申請の状況はどうでしょうか。これが1点。

また、ただいま町長からも9価ワクチンの安全性についてお聞きいたしました。9種類の効用があるということで、90%の子宮頸がんを防ぐことができるというものでございます。そういう中で、今も国の動向を見て今準備をというお話がありましたが、今後、町として1月以降に、しっかりと国からの方向性が示される時点で、ワクチンの定期接種への対応と、住民や対象者への周知は今後どのようにされていかれるのでしょうか。この2点についてお聞きいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 再質問にお答えいたします。初めに、償還払いの申請状況についてのご質問ですが、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃した平成9年4月2日から17年4月1日生まれの女子が、定期接種の対象年齢を過ぎて受けた子宮頸がんワクチンの接種に対して、町では接種費用の助成を行っております。現在、2件の申請があり、1件は支払い済みで、1件は今月中旬の支払いの手続をいたしました。

償還払いの申請につきましても、キャッチアップ接種と同様に令和7年3月末が期限となりますので、該当される方は、町ホームページ等をご覧いただき、必要な書類をご用意いただいた上で早めに申請をしていただければと考えているところでございます。

続きまして、9価HPVワクチンの定期接種への町の対応と周知についてでございますが、現在のところは、詳細につきましては国から示されておられませんので、町といたしましては、詳細が決まり次第、新たに定期接種に追加される9価HPVワクチンの情報等について、ホームページや広報等で周知をするほか、現時点で定期接種だけでなくキャッチアップ接種に対しても9価ワクチンを使用できるとされていることから、対象者全員に対し、個別にお知らせを

お送りしてまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** ただいま、償還払いの件数をお聞きしました。2件ということで、思いのほか少ない状況です。3回接種で、2価と4価は自費ですと5万円かかります。先ほどの報告で2件ということですが、任意で受けているという状況は、高額なのでなかなか勇気が要ることだと今のお話を聞いて思いました。

さて、今回の9価は効果が高いわけですが、お聞きしますと10万円とのこと。これが定期接種化されたということは、対象者にとっては画期的です。

そこで1点、4月1日から定期接種の中に9価ワクチンが使用できるという情報、先ほども国から動向を示されてからホームページに掲載というお話がありましたが、この情報はなるべく早めに、あらゆる形で対象者に届けたほうが良いと考えます。もちろん、ネット状況でも出ておりますので、知っている方もいらっしゃると思いますが、なぜならば、現在の町の状況は、キャッチアップだけでも9割、そして定期接種の方も8割強の方がまだ受けていないということです。迷っている方もいるかもしれませんし、決まってから通知を出す前に、町のホームページなどにしっかり掲載をしていただきたいと思います、その点はいかがでしょうか。

それからもう1点、9価HPVワクチンの定期接種への町の対応については、今も国から示されてからというお話でしたが、そこで、来年になりますと定期接種の方は1歳繰り上がってまいります。現在の6年生が中学1年になって、高校1年生の方が高校2年になるわけですが、本年度受けなかった高校2年生の方にも、今回、来年度の定期接種、またキャッチアップ接種の対象の中に入れて通知を出していただけるのでしょうか。この点についてお聞きします。

そして、3点目として、例えば4価HPVワクチンを来年1月に1回接種をして、そして2か月後に2回目を接種します。そして、そこから3か月以上空けて3回目を打つことになるわけですが、そのときには既に9価ワクチンも定期接種化されております。そうなった場合、4価でなくて9価のワクチンを3回目に打つことができるのでしょうか。今後このような問合せが出てくると考えますが、その点についてお聞きいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 再質問にお答えいたします。ワクチンの情報提供につきましては、現在はまだ国から詳細が示されておられませんので、先ほども申し上げましたが、決定次第町ホームページ等において速やかに情報提供をしてまいりたいと考えております。

続きまして、来年度定期接種の対象を外れる高校1年生の方につきましては、令和7年3月末までは特例的にキャッチアップ接種の対象となるとされておりますので、まだ接種を受けていない方につきましては、ほかの方と同様に9価ワクチンについてのお知らせをお送りする予定でございます。

次に、3回の接種が済んでいない方の来年度以降の9価ワクチンによる接種についてでございますが、現在、国では3回とも同じワクチンでの接種を基本としておりますが、まだ3回の

接種がお済みでない方につきましては、来年4月以降、希望により2回目または3回目の接種を9価ワクチンで接種することを可能とする方向で検討する予定とのことをございますので、今後の国の決定に従い接種を実施してまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** 保健センター所長から答弁いただきました。

さて、愛知県豊川市では、12月2日付で既に「9価HPVワクチンの定期接種化について」と題して、ホームページに掲載をされております。そして、これは予定ということで載せられておりますが、9価ヒトパピローマウイルスワクチンについても、そこから厚労省のホームページにつながるような形で検索できるように載せてございます。

一つは、方向性が示されてからということもわかりますが、一応、国がもう動きを始めているということで、事前の情報提供が大変重要だと考えます。ぜひ、今後、町のホームページにその点の掲載を早めていただいて掲載をして、情報を早く届けていただきたいと思います。

中には、現在、接種を決めかねている多くの方もいらっしゃると思います。そういう方に2価、4価だけでなく、9価のワクチンも定期接種になるんだよということで、9価の有効性や安全性などの情報が接種の検討材料になるように、細部にわたって情報提供についてお願いしたいと考えます。

では、次の質問に移ります。

2. 使用済み紙おむつの取り扱いについて

イ. 保育園の使用済み紙おむつの持ち帰り廃止について

近年、働く女性の増加に伴い、お子さんをゼロ歳から保育園に預ける家庭が増えています。2020年、内閣府公表の令和2年版男女共同参画白書では、15歳から64歳の就業率が近年男女とも上昇していますが、特に女性の上昇が著しく、2019年には15歳から64歳で70.9%、25歳から44歳で77.7%と報告しています。このように共働き世帯が増加し、子育てをしながら働く家庭は、そのほとんどが保育園にお子さんを預けています。

先日、2人のお子さんを保育園に預けて町内の企業に勤めている30代のお母さんに久しぶりにお会いしました。まず、コロナに家族で感染し大変だったこと、そして、下の子がまだおむつが取れなく、毎日お迎えに行くと使用済みの紙おむつの入った袋を持ち帰ることなど、近況を聞くことができました。以前、娘からも紙おむつに名前を書いて持っていつていることは聞いておりました。

そこで、使用済み紙おむつの取扱いについてお聞きします。1点として、保育園3園では、約100人のゼロ歳から2歳のお子さんを預かっているとお聞きしています。そこで、この園児の皆さんの使用済み紙おむつの取扱いはどのようにされているのでしょうか。その状況について、まずお聞きいたします。

2点目として、現在、使用済み紙おむつは保護者が持ち帰り処分をしています。もちろん、

持ち帰るメリットは、子どもの健康状態を把握するためという理由もありますが、一方、使用済み紙おむつを持ち歩くことへの衛生面の不安や、また保育士の手間などが指摘されています。おむつを交換した時点で下痢などの異常があれば、状況によりすぐに保護者に連絡を取るようにし、お迎えのときに報告する対応が考えられます。

さらに、現在はコロナ禍にあり、衛生上考えても、この持ち帰りについては改善が必要ではないかと考えます。もちろん、予算や回収等課題はあると考えますが、そこで、保育士や保護者の負担軽減と衛生面への配慮として、使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止し、園で回収する方法にできないか、当局の考えをお聞きいたします。

ロとして、使用済み紙おむつのリサイクルについて。

高齢化の進展により、大人用の紙おむつの需要が増加し、使用済み紙おむつの処分についても課題となっています。2018年の紙おむつの生産量は約235億枚で、乳児用、大人用ともに増加傾向にあります。8年前の2010年と比較しますと、乳児用が1.7倍、大人用は1.5倍になっているそうです。環境省の資料によりますと、一般廃棄物に占める使用済み紙おむつは、2015年度家庭系・事業系を合わせた排出量は約210万トンで、全体の4.8%、15年後の2030年度には約261万トンになり、廃棄物全体に占める割合は7.1%になると予想されております。

これまで使用済み紙おむつは、高分子吸収剤の混合素材でできていることや汚物などもついていることもあり、分別が難しい現状があり、焼却処理するしかありませんでした。しかし、近年、官民の連携で分別して回収した使用済み紙おむつを、殺菌などの衛生面の処理をし再資源化する動きが出ております。ごみ処理や費用の削減のほか、焼却炉の安定的な稼働、二酸化炭素排出量の削減で環境負荷を低減できるなどのメリットがあります。また、国連のSDGsが掲げる持続可能な消費と生産のパターンを確保することなどにも貢献できます。

2020年3月、環境省は、こうしたリサイクルの動きを全国に普及させるため、自治体向けに使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを公表しました。当町にも介護施設が5から6施設ございます。我が家の上に第二美里園がありますが、軽トラックで使用済みのおむつが入った袋をたくさん積んで、ちくま環境エネルギーセンターへ運んでいくのを時々見ます。

そこで、この使用済み紙おむつのリサイクルについて、様々な課題はあると考えますが、脱炭素、持続可能な消費と生産のパターン確保に向けて一考してみてもと考えますが、当局の見解をお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

**子ども支援室長（細田さん）** 2の使用済み紙おむつの取り扱いについてのご質問のうち、私からは、（イ）の保育園の使用済み紙おむつの持ち帰り廃止についてのご質問にお答えいたしま

す。

当町におきましては、南条、村上保育園は生後6か月から、坂城保育園は満1歳児からの受入れを行い、食事や排せつなどの日常生活を身につけるとともに、心身ともに健全な発達を図ることを目的に保育を行うことと併せ、お子さんを日中お預かりすることにより、両親が安心して働くことができるよう支援を行っているところでございます。

ご質問の使用済み紙おむつの取り扱いについてでございますが、保育園では、主に未満児が紙おむつを使用しており、使用済み紙おむつについては、保育園敷地内の屋外の決められた場所に、園児ごとのビニール袋をセットし、ここに保育士がその園児の使用済み紙おむつを入れ、帰りのお迎えの際に保護者が持ち帰っているところであります。

続いて、持ち帰りを廃止し、園で回収できないかのご質問でございますが、長野県が行った保育所における使用済み紙おむつの処理方法に関する調査のうち、県内の公立保育所の本年4月1日現在の状況を見ますと、回答のあった69市町村では、園において処理を行っているところは333施設中10施設、およそ3%と僅かで、323施設が当町と同じ保護者の持ち帰りでありました。

持ち帰ることとしている主な理由といたしましては、子どもの体調把握のためや使用済み紙おむつを園で保管するためのスペースの確保や、衛生面における管理が困難などが挙げられたところでございます。

当町においては、使用済み紙おむつを園で回収する場合、見込まれる使用済み紙おむつの量としては、3園での未満児約100名分、1日450枚程度が見込まれるところであり、保育園での保管場所の確保が必要となってまいります。

また、使用済み紙おむつに付着する便などの排せつ物には、感染症の原因となるウイルスが含まれていることがあり、乳幼児期において流行する手足口病は、症状が改善し登園しても、園児の便からは数週間から数か月にわたってウイルスが排出されるなどの感染リスクがあることから、使用済み紙おむつの保管にあたっては、衛生面など慎重に対処する必要がございます。

保育園での使用済み紙おむつの回収につきましては、引き続き、保護者や保育士の負担軽減と保護者による園児の体調把握について考慮する中で、衛生面を踏まえた保育園での保管や処分など、管理方法を含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

**住民環境課長（竹内君）** 私からは、ロの使用済み紙おむつのリサイクルについてのご質問にお答えいたします。

少子化により、子ども用の紙おむつの排出量は減少傾向である一方、高齢化に伴い、大人用の紙おむつの排出量は増加しており、相対的な紙おむつの排出量は、今後、年々増加していくことが見込まれます。

紙おむつの素材は、上質パルプ、フィルム及び吸水性樹脂から構成されているため、再生利

用等によってパルプ等の有効利用が可能となっております。現在、国内で実施されている主な再生利用方式は4種類あり、一つは水溶化・分離処理によるパルプ・プラスチック回収方式、二つ目は、水溶化・分離・オゾン処理による水平リサイクルに向けたパルプ方式、三つ目には、洗浄・分離処理によるパルプ・プラスチック回収と熱回収方式、四つ目は、破碎・発酵・乾燥処理による燃料製造方式であります。

当町の使用済み紙おむつの処理は、現在、家庭から排出されるもの、福祉施設等から排出されるもの、いずれも可燃性の一般廃棄物として焼却処理されております。

紙おむつのリサイクルは、水分を含んだ紙おむつの重さは使用前の4倍にもなるため、焼却コストの削減や焼却の際の焼却炉の負担軽減にもつながるとして、国では、使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを策定し、全国の自治体に取組を促しております。

しかしながら、紙おむつの再生利用等への取組は、町が把握している限り、県内には施設がないことや、全国的にも再生処理施設が少ないこともあり、令和元年度の環境省の調査によりますと、アンケートに回答した自治体のうち、取組を行っているのは全国1,718市区町村のうち81市区町村、約5%にとどまっている状況です。

今後の使用済み紙おむつのリサイクルにつきましては、町といたしましても、循環型社会の構築、気候変動対策等に寄与する取組であると認識しておりますが、リサイクル処理のためには、処理可能な施設の確保から始まり、専用袋導入の有無を含めた排出段階からの分別、収集方法の構築など様々な検討が必要であり、導入に向けては相応の時間が必要となるものと考えております。既に取り組んでいる先進地の事例、県内市町村の動向等も参考にしながら、研究してまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** ただいまは、子ども支援室長、そして担当課長より、イ、ロと詳しい答弁をいただきました。まず、イの保育園の使用済み紙おむつの取扱いについてです。答弁によりますと、屋外に一人一人のビニール袋が用意されて、そこに間違えないように、そのたびに入れていただいているということでした。ゼロ歳児は保育士さん1人が3人の園児を、1歳、2歳児は1人の保育士さんが6人の園児を見ているということで、コロナ禍の中でもあります。そのご苦労には大変敬意と感謝を表したいと思っております。

ただ、少し心配なことは暑い夏です。屋外は40度近い日もある昨今です。どうでしょう。菌の繁殖が心配です。そして、その温まったものを車に乗せて持ち帰るわけですから。不衛生ではないでしょうか。

さて、先ほども室長からお話がありましたが、全国の公立保育園のおむつの持ち帰りについて、民間の調査によりますと、滋賀県が全保育園の98%が持ち帰っているということでトップでした。続いて、何と持ち帰り2位が長野県の85%ということです。先ほども室長からも報告がありましたが、まだまだ進んでおりません。しかし、今年になって県内でも持ち帰り

を廃止する自治体が増えてまいりました。南信の伊那市、松本市、辰野町、箕輪町が園での回収を開始しました。身近では千曲市が予算づけをして準備を始めたとお聞きしています。

そこで2点お聞きします。まず、使用済み紙おむつの持ち帰りについて、保護者からの声は今まであったのでしょうか。

そして、もう1点は、保育園でのごみの収集方法はどのようにされているのでしょうか。その方法と費用についてお聞きいたします。

**子ども支援室長（細田さん）** 再質問にお答えいたします。まず初めに、保護者からの使用済み紙おむつの持ち帰りへの声についてでございますが、数年前に都市部から転園してきた保護者からは、費用は自己負担でもよいから保育園で処分してもらいたいといった要望がございました。また、逆に、使用済み紙おむつの枚数を確認することにより排せつの回数がわかるので、トイレトレーニングが進めやすいと言った声も聞かれましたが、現在までこれら以外の意見、要望等はお聞きしていない状況でございます。

次に、現在の保育園のごみの収集方法と費用はでございますが、例年3園分をまとめてごみ収集業者と契約を締結し収集しております。収集方法は、原則として月曜日と木曜日の週2回、3園を回っていただいて収集いただいております。費用は年額約53万5千円でございます。

**11番（吉川さん）** ただいま、室長より答弁いただきました。転入の方から、都市部からということで、既に廃止をされているところからの転園だったと思っておりますが、お金を出しても回収してもらいたいという声があったと。そして、現在は何もないということでしたが、保護者の中では、これは当たり前のやることになっているのかと思っております。

そしてまた、トイレトレーニングの状況ということでしたが、これは連絡帳に書いていただいても保護者に伝わることではないかと思っております。

そして、3園のごみの収集は、1週間に月曜日と木曜日のみということで、1事業者が年間契約でやっているということは、ごみの量はほぼ関係ないということでもあります。

そこで、導入に向かってのことをちょっとお聞きしますが、例えば持ち帰りを廃止して園で回収をした場合、使用済み紙おむつの保管、また処分方法についてはどのようにしていくか。その点について、1点お聞きしたいと思っております。

**子ども支援室長（細田さん）** 回収を実施した場合、使用済み紙おむつの保管・処分方法についての見解はということでお答えいたします。使用済み紙おむつを保育園で回収することとした場合の保管・処分方法については、保育園内で保管するにあたり、衛生的に保管できる保管庫のようなものを用意することなどが考えられるかと思っております。また、使用済み紙おむつを一つずつ個別にパックできる機器があり、これを導入するといった方法も一つの方法かと思っております。

処分方法といたしましては、吉川議員さんからご質問のありましたリサイクルといった方法もあるようですが、現時点では、燃えるごみとして処分し、衛生管理上できるだけ早く収集い

ただくことが望ましいと考えることから、例えば今の週2回の回収を増やすなどの方法が考えられますが、これに伴う費用の増加が見込まれるところでございます。

いずれにいたしましても、保育園での回収を実施した場合の保管・処分方法については、まずは保育園における衛生面を考慮し、保育士への負担や財政面等も併せて検討する必要があると考えております。

**11番（吉川さん）** 室長から答弁いただきました。今回、箕輪町が園で回収することが決まり、9月議会に補正予算で回収ボックスのレンタル料と回収業者の増額費用が計上されました。回収の仕方は、今、室長からもありましたが、使用済みおむつを真空パックにして、臭わない状態で一般ごみと一緒に出す方法を取ったということです。これはリサイクルとは逆行してしまっています。

また、お隣の千曲市では、各園にダストボックスを設置し、今までの回収のほかに使用済みおむつの回収日を設け、来年度から具体的に実施をしていく予定とお聞きしています。

ただいまの答弁では、持ち帰りを廃止する場合、当町では、園内での衛生的な保管体制と回収の増加による費用の増額がネックと理解いたしました。

国は、今回、総合経済対策の中で、特にゼロ歳児から2歳児への総合的支援を厚くする予算を決定いたしました。当町でそのお子さんを預かる保育園は3園と、貴重な、そして大事な保育園です。ここで町長の見解をちょっとお聞きしておきたいと思います。

**町長（山村君）** ありがとうございます。ただいま、支援室長からもお話し申しあげましたように、既にどういうことを取り組むかということを検討し始めております。検討しておりますので、具体的に何ができるか、周りの市町村でも少しずつ始まってくると思いますので、またコロナの中でありますので、何よりも衛生に気をつけながら検討していきたいと思っております。以上であります。

**11番（吉川さん）** ただいま、町長より研究でなく検討ということで、力強いお言葉をいただきました。回収ボックスの設置や業者による定期的な回収など、大変、予算との兼ね合いもありますが、衛生面や保育士の負担軽減、そして保護者の負担軽減を考え、ぜひ早期に使用済み紙おむつの持ち帰り廃止への検討、そして実施に向けての予算づけをお願いしたいと思います。

さて、ロの使用済み紙おむつのリサイクル事業についてです。鳥取県伯耆町は、人口1万1千人の町です。しかし、2020年の総人口に占める65歳以上の割合、高齢化率は39.8%とのことです。その中、焼却施設の集約化に向けて、可燃ごみの削減と水分の多い生ごみ、使用済み紙おむつの減量化が大きな課題となりました。

そこで、平成23年に清掃センターに併設の形で紙おむつ燃料化装置とペレット成形機を設置し、可燃ごみとして焼却していた伯耆町の事業所9施設と保育園で排出される1日当たり約1トン近い使用済み紙おむつをペレット燃料化し、町営温泉施設で使用することにいたしました。

た。まさにエネルギーの地産地消によるごみの減量化です。

そこで、当町の状況をお聞きしてみました。すると、高齢者施設3園で出る使用済み紙おむつの量は、2日間で約400キロということでした。1か月にしますと約6トンということですので。ということは、年間この3園だけで72トンの使用済み紙おむつが出ているということです。そして、ちくま環境エネルギーセンターに持ち込まれて焼却処分しているという現状でございます。私はこの現状をお聞きして、今後何とか改革をしていかなければ炉ももたない、またCO<sub>2</sub>削減には程遠いと感じました。

そこで、現在、葛尾組合では、令和7年着工に向け、不燃ごみの処理や製品プラスチックの処理などのできる新リサイクルセンター建設へ計画中でございますが、使用済み紙おむつのリサイクルについても研究をしてみてもとありますが、その点についてはいかがでしょうか。お聞きいたします。

**住民環境課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。ただいま、葛尾組合で計画している新リサイクルセンターにおいて、使用済み紙おむつのリサイクルを検討できないかのご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、まずは、排出段階からの分別、収集方法の構築など、導入に向けて様々な検討が必要となりますので、現在、葛尾組合の焼却施設の跡地利用として新リサイクルセンターの整備を計画しておりますが、現時点において、使用済み紙おむつのリサイクルについての計画はございませんが、将来に向け、葛尾組合をはじめ千曲市の意向も踏まえる中で、歩調を合わせ研究してまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** 将来に向け研究をしてみたいという心強いお言葉をいただきました。使用済み紙おむつをリサイクルすることは、CO<sub>2</sub>の排出量を焼却した場合のおよそ1割に抑える効果があるとされています。ごみの減量だけでなく、ゼロカーボンにも大きく寄与します。

当町におきましては、本年2月、長野圏域において共同で2050年ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行ったところでもあります。超高齢化の進展で、さらに増え続ける使用済み紙おむつの焼却処理は大きな検討課題と考えます。ぜひ、先進事例を参考に、企業の町坂城といたしましても、新たな事業の展開、または施設整備について研究を進めていただくことをご期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時54分～再開 午前11時04分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、12番 西沢悦子さんの質問を許します。

**12番（西沢さん）** ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

最初に、1. まちづくりについてです。

誰もが生き生きと輝き、活力あふれる町を次世代へとつなぐことを目指した第6次長期総合計画も2年目のまとめの時期となりました。まちづくりは、そこに暮らしている人全てに関わることでありますから、一人一人の思いをすくい上げ、着実に形にしていかなければならないと思います。

そこで、当町のまちづくりについて、現在進行中の事業が将来の坂城町にどんな影響を及ぼし、町の発展につながるか、また、まちづくりに欠かせない新たな事業についても質問をしていきたいと思っております。

初めに、イとして道路交通網整備についてです。

国道バイパス事業については、現在、上五明地区と網掛地区の工事に加え、月見区でも地盤改良工事に入ったと聞いております。また、インター先線延伸事業では、早期完成に向け工事を進め、町長招集挨拶でも述べられましたが、国道18号からテクノ工業団地までの間については、令和5年度末の完成を目指しているとのことでございます。

さらに、現工事区間の先について、先月、中之条区と網掛区の地権者を対象に道路計画の説明会を開催したとのことでもあります。また、関連する町道の整備も進められていますので、国道バイパスとインター先線が供用開始となれば、交通の利便性が大幅にアップされ、車の流れが大きく変わることが予想されます。

そこで、国道バイパス事業とインター先線延伸事業の現状と今後の計画についてお聞きします。また、この二つの事業の完成後、大きく変わる周辺状況について、土地利用等の見直しの計画についてもお聞きします。

次に、A01号線は産業道路と呼ばれているとおり、町の産業発展に大きな役割を果たしてきましたが、昭和40年竣工と承知していますので、開通から57年が経過していることとなります。特に文化センター以北については、道路改良の見通しも立たず、毎年舗装繕工事でしのいでいる状況です。現在、進めている南条地区の道路改良工事については、長い期間をかけて酒玉工区が完成しました。残る工区の状況と見通しについてお聞きします。また、文化センター以北について、どのような見通しを持っているのでしょうか。

次に、ロとして、複合施設の建設についてです。

坂城町公共施設等総合管理計画における対象施設のうち、学校施設と町営住宅を除いた公共施設の個別施設計画が策定され、令和3年より10年間の計画期間が始まりました。本年は、改修工事として計画された町体育館の耐震大規模改修工事が進められ、また、文化センターの耐震大規模改修工事の実施設設計が来年度着工に向け、近く完了のようであります。

そして、施設を更新する大きな事業として、保健センターと老人福祉センターを統合した新たな複合施設を整備するための準備が進められています。実施計画の中では、令和3年は施設の機能等についての内部検討、今年度は建設準備委員会の開催、令和5年は基本構想・基本計画

の策定、令和6年は測量、地質調査、基本設計、住民説明会となっています。そうしますと、建設が始まるのは令和7年からということになるのでしょうか。

そこで、お尋ねします。建設予定地は老人福祉センターを含めた周辺ということだと思いますが、個人所有地や農地など、お願いしなければならないケースもあろうかと思えます。今の計画でどのくらいの面積になるのでしょうか。

次に、建設準備委員会についてお聞きします。建設準備委員会の委員の人数、人選はどのようにされたのでしょうか。今までに何回開催されたのでしょうか。その内容についてお聞きします。

次に、建設委員会について。建設準備委員会から移行するのはどのタイミングになるのでしょうか。また、住民要望や意見聴取は建設委員会だと考えているのでしょうか。お尋ねします。

次に、事業費についてお聞きします。まだ基本構想もできていない段階ですが、準備が進められています。およその大枠での事業費総額についてお聞きします。また、保健福祉等複合施設整備基金について、今議会に基金積立ての補正予算が計上されていますが、現在の積立金残高と今後事業予算が計上される中での積立て継続について、考えをお聞きします。

続いて、ハとして人材確保についてです。

町ににぎわいがある、活気がある、楽しい、元気が出る、そんな町で生き生きと暮らし続けたいと誰もが願っています。行政に携わる皆さん、工業・商業・農業の分野で活躍する皆さん、福祉・教育で頑張る皆さん、それぞれの立場で輝いている皆さんをつないで、町の中に新しい波を起こしてもらいたい。こんな想いを持っています。これを担ってもらえるのは外部からの人材しかないと思います。

そこでお尋ねします。地域おこし協力隊の隊員を受け入れ、まちづくりを進めるお考えはないのでしょうか。隊員は地域に一定期間暮らしながら、地域での協力活動やイベントの仕掛け、地域の魅力発見など、全国の市町村で活躍しています。

令和2年度の調査ですが、受入れ自治体は全国で1,065団体、隊員は5,464名が活動しています。都道府県別では、長野県は北海道に次ぐ2番目に多い416名でした。近隣では長野市17名、上田市8名、千曲市2名、青木村2名、長和町5名、小布施町6名など、多くの市町村がこの制度を利用しています。

また、任期終了した隊員の6割が同じ地域に定住しているとの調査もあります。設備や施設が整備されても、動かすのは人の力です。人と人との関わりの中から生まれてくるものに期待したいと思います。ぜひ、地域おこし協力隊員の受入れを検討していただきたいと思えます。お考えをお聞きします。

最後に、ニとして水道事業の広域化についてです。

この質問は今回で3回目となります。現在の状況についてお聞きします。将来にわたって安心・安全な水を安定的に供給し続けるために、水道事業の広域化は避けられないとして、上田

市、長野市、千曲市、県企業局に坂城町も加わり、令和3年7月30日に上田長野地域水道事業広域化研究会を設置しました。以来、この研究会では、地域にふさわしい水道事業の在り方について広域化を一つの方向性として研究を重ねた結果、財政シミュレーションでは、水道料金の抑制効果として、50年間で669億円の効果があると示されたところであります。

今年9月22日には、千曲市で市町議会水道事業関連常任委員会、これは議会側の水道事業関係者の勉強会が開かれ、参加いたしました。また、10月6日には坂城町役場講堂で上田長野間水道事業広域化の検討住民説明会が開催されました。この説明会では、水道事業の現状と課題、課題解決の方向性、広域化による効果など、丁寧な説明がありました。

その中で、仮定の話、仮の話として、国の補助金などを最大限有利に活用し広域化を実現させるためには、令和7年中に事業統合の決断をしなければならないのではというようなお話でした。仮定の話にしても、期間を考えると非常に困難と思います。

そこでお尋ねします。水道事業の広域化について、さらに町民の皆さんに理解を深めてもらうために、説明会は今までに1回でしたが、今後開催の予定はあるのでしょうか。住民説明会でアンケートがありました。アンケート結果とどんな意見があったのでしょうか。

最後に、上田、千曲、長野市の説明会の開催状況についてお尋ねします。

以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま、西沢議員さんからまちづくりについてというご質問をいただきました。私からは、全般的にお答え申し上げまして、ハの人材確保についてと、そのほか詳細につきましては、それぞれ担当課長から答弁を申し上げます。また、イ、ロ、ニとも道路交通、複合施設、水道事業、いずれも大きな事業でございますので、私からの説明が若干ちょっと長い説明になると思いますが、ご了解いただきたいと思います。

さて、昨今、私たちを取り巻く課題は、人口減少と少子高齢化の進行、住民ニーズと地域課題の多様化といったことに加え、気候変動や災害対策、また、新たな感染症への対応と、より複雑に高度化しております。こうした課題を解決し、輝き続ける持続可能な町を次世代へとつないでいくため、町では、令和3年度から12年度までの10年間のまちづくりの指針となる第6次長期総合計画を策定し、町の将来像として掲げました「輝く未来を奏でるまち」の実現に向け、様々な事業を展開しているところであります。

今回、ご質問いただきました道路交通網整備、複合施設の建設、水道事業の広域化につきましては、いずれもこの10年間のまちづくりにおける重要なテーマであると捉えており、実現を目指し着実に取り組むべき事業であると考えているところであります。

まず、道路交通網の整備について、国道バイパス事業の現状と今後の計画についてであります。坂城更埴バイパス、坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に事業化されて以来、今年度は約8億円の事業費が配分され、調査設計、埋蔵文化財調査、用地買

収及び道路改良工事が順次実施されているところであります。

また、主要地方道坂城インター線先線につきまして、既に事業化がされた国道18号から約400メートルの中之条区間につきましては、平成27年度の事業化以降、順次事業が進められており、今年度は下水道管路移設工事のほか、全線の盛土が実施され、令和5年度中に舗装等の施工及び開通を目指しているところであります。

さらには、現在、事業施工中の箇所から千曲川を渡り、国道18号バイパスに接続するまでの坂城インター線延伸事業についてであります。昨年度、県の千曲建設事務所において、千曲川に架かる橋梁予備設計が行われ、今年度は計画延長約900メートルの道路の基本計画が策定されたところであります。

延伸区間につきましては、千曲川の橋梁部のほか、中之条、網掛の両地区において新たに用地が必要となることから、先般、該当する地権者の皆さんを対象とした道路計画説明会が両地区で開催されました。

千曲建設事務所では、この説明会でいただいたご意見を基に計画修正を行い、来年2月を目途に、両地区において再度の計画説明会を予定しているとお聞きしております。

また、県では、次年度以降、千曲川や国道バイパスを所管する国の関係機関と協議を行い、新規事業としての事業評価を経て、事業化を目指して進めていくものとお聞きしておりますので、町としましても、こうした動向を注視し、後押しをしてまいりたいと考えているところであります。

官民を挙げて長年要望活動を続けてまいりましたこれらの道路網が整備されますと、町内には、千曲川に並行した形で、東側に国道18号及び上信越自動車道、西側に国道18号バイパスという大動脈が配置され、これらをつなぐ坂城大橋、鼠橋に加え、千曲川を渡る坂城インター線の開通により、当町における新たな交通ネットワークが形成されることとなります。

これにより、朝夕を中心とした町内幹線道路の渋滞緩和など利便性の向上のみならず、産業や経済の発展など地域の活性化に多大な貢献をもたらすとともに、併せて、有事の際には、一部区間の途絶による交通の機能不全を防ぐ観点からも、非常に重要な路線整備であると考えているところであります。

町としましては、引き続き、国・県に対しまして、事業化区間の早期完成及び未事業化区間の早期着手について、機を捉えて要望するとともに、事業推進に向け尽力してまいりたいと考えております。

次に、これら国・県による基幹道路整備が進められている現状を受けての土地利用の見直しの考えはについてお答え申し上げます。

国道18号バイパスと坂城インター線延伸の整備が完了しますと、交通量や交通体系、また物流といった輸送の形も大きく変わることが予想され、新たな幹線道路周辺では、民間投資や

開発による地域経済への波及効果とともに宅地化の進行など、土地需要についても新たな展開を見せるものと想定されているところであります。

こうしたことから、町では、令和3年度から12年度までを計画期間として策定した国土利用計画第4次坂城町計画において、国道18号バイパスや坂城インター線延伸の本格化を町土利用をめぐる基本的条件と課題の一つとして捉え、道路網の完成を見据える中で、地域産業の成長を促進するための産業用地の確保や、快適な生活環境の確保に努めることとしております。

こうした点を踏まえまして、国土利用計画におきましては、国道18号バイパス沿線について、農林業や商工業、住宅、都市的開発など調整を図りつつ、地域の活性化と秩序ある開発を図る開発調整ゾーンと位置づけているところであります。

今後は、道路整備の進捗による状況の変化を的確に捉える中で、地域産業や地域経済の発展に資する土地利用が図れるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、口の複合施設の建設についてお答え申し上げます。

新たな複合施設につきましては、保健センターと老人福祉センターの老朽化が進む中、今後ますます重要性が高まると予想される保健・福祉分野における中核拠点としての機能を有するとともに、子育てセンター機能や図書館の一部機能を取り入れるなど、文化センター等既存施設との連携から、新たな交流と生きがいつくりの場を形成するため、公共施設等総合管理計画などにおいて、中之条地区への建設を進めることとしております。

この複合施設は、まさに第6次長期総合計画に掲げたまちの将来像「輝く未来を奏でるまち」を体現する施設になるものと捉えており、福祉・子育て・保健関連のみならず、交流の創出や住民参加のまちづくり、産業の活性化、災害対応力の強化など、将来にわたるまちづくりにおいて、大変重要な役割を担うものと考えております。

また、施設建設にあたりましては、SDGsの理念に照らし、あらゆる年齢層の方に親しまれ、楽しみや交流の場として、また、悩みや課題解決の場として、多様な方々がそれぞれの目的で利用できるよう対応していく必要があるものと考えているところであります。

さらには、本施設は役場庁舎から離れて立地することが想定されるため、DXの積極的な推進により、物理的な距離によるデメリットを解消し、施設自体の利便性を向上させるのみならず、ひいては町全体の行政サービスの質を高めていくことを目指しているところであります。

こうした建設理念から、今後、現行施設の利用者や様々な立場の方々のご意見も広く伺う中で、ビジョンを固め、基本構想・基本計画の策定から、設計、そして建設と、段階を踏んで着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、二の水道事業の広域化についてであります。水道事業につきましては、人口減少に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化による更新費用の増加などが見込まれることに加え、担い手の不足、多発する大規模災害への対応などから、経営環境の悪化が全国的な課題となっ

ております。こうした課題に対応するため、平成30年に水道法が改正され、広域連携の推進を含む事業の基盤強化の方向性が打ち出されました。

ライフラインの根幹である上水道は、平時での適切な料金による、安心・安全かつ安定的な供給に加え、災害時への備えや対応も不可欠でありますので、これを健全に維持するため、当町としても広域化の検討には積極的に参加をしていく必要があると考えているところであります。

令和2年には、当町を含む上田市、千曲市、長野市の水道事業の給水区域が厚生労働省事業によるモデル地区として選定され、そこで行われた水道施設の最適配置計画の検討結果が公表されました。

これを受け、当町を含む4関係市町及び県企業局により上田長野地域水道事業広域化研究会が設置され、共に将来を見据えた、地域にふさわしい水道事業の在り方について、広域化に向けた検討が進められているところであります。

昨年実施されました広域化・広域連携に関する財政シミュレーションの結果といたしましては、広域化による施設規模の適正化や国庫補助金の活用などから、広域化を行わなかった場合に比べ、水道料金に反映される管理等の経費について、地域全体の合計で、50年間に669億円の抑制効果があると試算されております。

こうした点を含め、これまでの研究会において検討をしてきた当地域での水道事業の現状と課題、想定される将来の水道事業の在り方について、水道を利用する皆様の視点からご意見を伺うことは大変重要なことであります。

こうしたことから、事業体ごとに水道利用者を対象とした説明会を開催しており、当町におきましても、10月6日、県企業局とともに説明会を開催し、48名のご参加をいただく中、県企業局から水道事業の概要や、検討結果についての説明がなされました。

また、私からも、千曲川の左岸側、これは村上地区になりますが、のみに敷設されている水道送水幹線について、災害時も含めて全町に安定した給水を行えるよう、右岸側へも幹線を敷設し、送水幹線の二重化による安全性の確保とともに、災害等の非常時に備えた浄水場間のバックアップ体制の強化として、上田市の染屋浄水場から県営水道の諏訪形浄水場への供給が行える連絡管の新設等の重要性について、お話をさせていただいているところであります。

いずれにいたしましても、安心・安全な水道水が安定的に供給がされ、将来にわたって持続可能な水道事業を構築するため、当地域を給水区域とする水道事業の将来のあるべき姿について、県営水道及び関係市とともに、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

今回、様々な事業を通じまして、まちづくりについての多岐にわたるご質問にお答えをいたしました。さきに申し上げました第6次長期総合計画における、まちの将来像「輝く未来を奏でるまち」には、自然・人・産業・基盤と、全てがつながり、それぞれの輝きが調和した

ハーモニーを奏でることにより、新たな価値を創出し、持続可能なまちづくりを成し遂げると  
いう想いが込められております。

この想いを実現するべく、誰一人取り残されることのない輝く未来に向かって、様々な課題  
を一つずつ解決・実現し、それぞれの事業を着実に推進してまいりたいと考えているところであり  
ます。

**建設課長（関君）** イ．道路交通網の整備についてのうち、町道A01号線改良工事の状況につ  
いてから順次お答えいたします。

町道A01号線の拡幅につきましては、南条鼠、新地地区から北へ向け、道路事業として国  
の交付金を活用し道路改良事業に取り組んでまいりました。

また、中之条の逆木通り、文化センターグラウンド北の交差点から南に向けましては、当時、  
街路事業として整備してきており、道路事業とともに二つの交付金を活用して施工してきた経  
過がございます。

現在では、国の交付金事業が社会資本整備総合交付金として一本化され、当町が現在事業展  
開している工区としましては、平成19年度から事業着手しております南条小学校東側の金井  
工区と、令和3年度より事業着手しております金井振興センター入口付近の保地工区の2工区  
があります。交付金を活用して車道幅員9メートル、両側歩道幅員が3.5メートルの全幅  
16メートルの道路改良事業を進めているところでございます。

現在、実施している2工区の状況及び文化センター以北の見通しについてのご質問でござい  
ます。まず、金井工区につきましては、用地補償契約及び道路事業完了に向けた用地交渉を進  
めているところでありまして、今後、地権者との協議が整い、契約が済んだ段階において道路  
拡幅工事を実施していく予定であります。

また、保地工区としましては、新たに令和3年度に事業認可を受けたところでありまして、  
今年度は全長227メートルの測量設計が完了しまして、基本設計及び道路線形につきまして  
も、関係地権者の皆様からおおむねご承諾をいただいたことから、現在は来年度以降の事業進  
捗を見据えた上で、用地測量及び道路拡幅部の建物等の補償算定調査を行っているところでご  
ざいます。

なお、平成25年度より事業実施してきておりました酒玉工区につきましては、谷川に架か  
る若草橋交差点から金井大口交差点付近までの約130メートルにつきましては、今年8月末  
に関係者の皆様のご協力とご理解により完成しました。事業が完了したところでございます。

南条地区の町道A01号線改良事業につきましては、本年度完成した酒玉工区の終点である  
大口交差点付近から保地工区終点間のおおむね155メートルにつきましては、未事業認可区  
域となっているところであります。国の交付金事業を活用していることから、現在実施してい  
る2工区の完了の見通しがついた段階で事業認可の申請をすることとしております。

また、文化センター以北の坂城地区につきましては、南条地区が全線完了した後に事業着手する形になろうかと考えているところでございます。

こうした中で、坂城地区の町道A01号線産業道路につきましては、昨今の交通量及び大型車通行の増加によりまして舗装の経年劣化が見られたことから、より安心・安全な道路として通行していただけるよう、平成28年度以降、文化センター北交差点から戌久保、四ツ屋地区へと道路の路盤の改良も含めた車道部の全面的な舗装修繕工事を継続して実施してまいりました。

本年度につきましては、9月には、昼間の車両交通量を配慮した中で夜間にて工事を施工しまして、四ツ屋地区延長約130メートルの舗装工事が完了したところでございます。

また、本年3月には、同じく舗装の傷みが点在しておりました坂城高校下交差点から旭ヶ丘点滅信号までの間、約570メートルにつきましても、休日を利用して車道全面舗装の工事を実施したところでございます。

今後につきましては、まず、南条地区の未整備区間の早期の完成を目指すとともに、坂城地区の道路拡幅事業に早期に取り組めるよう、事業推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、二．水道事業の広域化についてお答えいたします。

上田、長野地域の水道事業につきましては、県、上田市、千曲市、長野市とともに将来を見据え、地域にふさわしい水道事業の在り方について、広域化を一つの方向性として検討するため、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置し、当町も参画してきたところでございます。

昨年を実施しました広域化・広域連携の財政シミュレーションの結果につきましては、これまでの研究会において検討をしてきた当地域での水道事業の現状と課題、想定される将来の水道事業の在り方について、エリア全体の水道を利用する皆さんの視点からご意見を伺うことが大変重要なことと考えておりまして、各事業体ごとに説明会を開催しております。

当町につきましては、町内のエリアのほとんどが県営水道上田水道管理事務所からの水道供給エリアとなっていることから、県企業局とともに10月6日に役場講堂において説明会を開催いたしました。

説明会の内容といたしましては、県企業局より水道事業の概要や研究会における検討結果について、また、先ほども町長さんから答弁がありましたが、水道送水幹線二重化、また浄水場間の連絡管の新設によりまして、災害時に安定した給水が行える、そういった重要性について説明をしたところでございます。

説明会において、参加された皆さんからは、広域化後の事業主体の在り方や民間委託の考え方について、また、県企業局との関わり方のほか、広域化の目標年度などに関する意見が出され、これに対して、現時点での考え方について説明させていただいたところでございます。

また、ご出席をいただいた皆さんにアンケート調査をさせていただきました。そのアンケー

トの内容でございますが、説明会の内容を理解することができたかとの問いにつきましては、アンケートに回答いただいた全ての皆さんから、よくわかった、もしくは大体わかったとご回答いただきました。

なお、説明会に参加するまでに、水道事業の現状把握についての問いにつきましては、人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う費用の増加、自然災害に対する危機管理対策の強化など、あらかじめ今後の水道事業に対する危機意識をお持ちいただいた中でご参加いただいたようにうかがえました。

また、今後の水道事業に望むこととの問いに対しましては、災害時を含む水道の安定供給、また、水道料金の上昇抑制などがありまして、説明会にご参加いただきました皆さんには、当地域で検討している広域化・広域連携について、一定のご理解をいただけたものと認識しております。

なお、説明会の内容につきましては、当町が県営水道の上田水道管理事務所による給水エリア地域となっていることから、同広報誌において、今後お知らせしていく予定となっております。

そのほか、各事業体での説明会といたしましては、上田市、千曲市、長野市におきまして、共に市で運営する市営水道と県営水道により、給水エリアごとに水道水を供給していることや、給水人口もそれぞれに異なることから、地域の実情、またコロナ禍での開催ということを踏まえまして、参加人数を考慮しながら、順次、水道をご利用いただいている皆さんへ説明会を開催させていただいている状況でございます。

現在までの開催状況といたしましては、上田市では地域協議会において開催しており、千曲市では地元区長、自治会長への説明会、また、一般市民向けの説明会を開催しているところでございます。また、長野市におきましては、住民自治協議会、それと一般市民向けの説明会を開催しているというふうにお聞きしております。

説明会では、メリット・デメリットとともに広域化・広域連携の必要性について説明させていただく中で、地域ごとの要望につきましては、多々ご意見をいただいている状況とお聞きしております。

次に、今後の説明会の予定についてでございますが、昨年実施しました業務に加えまして、さらなる検討を進めるために、今年度は、より詳細なシミュレーションを行いまして、効果を算定する業務を実施しているところでございます。

検討の内容につきましては、提供すべき必要な情報を町民の皆さんに報告し、ご理解いただくことは大変重要なことだと考えております。具体的な内容、それから実施時期につきましては、検討結果を踏まえまして、研究会において検討しまして、各事業体と足並みをそろえて進めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしても、国の補助金を最大限に活用すること、これは大変重要なことではありますが、水は命の根幹でもありますので、まずは住民の皆さんへ丁寧な説明をさせていただきまして、ご意見をお聞きしながら、安全で安心な水道水が安定的に供給できるよう、また、将来にわたって持続可能な水道事業を構築するために、当地域を給水区域としております水道事業の将来のあるべき姿について、県企業局、また、関係市とともにさらなる協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

**福祉健康課長（堀内君）** 私からは、ロ、複合施設の建設についてのご質問にお答えいたします。

複合施設の建設予定地につきましては、文化センターの東側、現在の老人福祉センターの周辺を想定しております。面積につきましては、現時点では基本構想の策定前であり、複合施設の具体的な規模等が決まっておきませんので、現状において、事業用地の面積をお示しすることは困難であります。今後、検討を進める中で、必要となる土地の範囲や面積について詰めてまいりたいと考えております。

次に、建設準備委員会の委員の人数、人選につきましては、保健福祉等複合施設建設準備委員会設置要綱に定めております。まず、人選につきましては、複合化する個別の施設がそれぞれに担うべき機能に加え、交流の創出や地域活性化といった機能や役割も踏まえる中で、保健、福祉、子育て、生涯学習、まちづくり等の各分野に関わる団体の代表者等を選任しております。また、人数につきましては、要綱において15名以内とする中で、関係団体の代表者等13名に委嘱をしております。

建設準備委員会につきましては、11月に第1回目の委員会を開催し、町から複合施設の方向性について説明させていただくとともに、その際、委員の皆さんから複合施設に対するご意見をいただいたところでもあります。

今後の建設準備委員会につきましては、年内に他市町村の複合施設への視察を予定しており、年度内に1回もしくは2回の委員会の開催を予定するところでもあります。

次に、建設準備委員会から建設委員会への移行についてであります。現在、建設準備委員会において、基本構想の策定に向け、委員の皆さんからご意見、ご提案をいただいているところでもあります。

来年度予定しております基本計画の策定にあたって、現在の建設準備委員会を拡大する形で複合施設に関係される方々により、幅広くご参画をお願いする形で、地域の要望等、より広く、より多くのご意見、ご提案を受けられる場として建設委員会に移行してまいりたいと考えているところでもあります。

事業費につきましては、令和3年に策定した公共施設個別施設計画において、本体工事費を16億円としているところではありますが、あくまで想定の金額であり、今後基本構想を策定し、施設の規模や配置等を決定していく中で、物価高騰の影響といったものも勘案し、算定してま

いりたいと考えております。

次に、保健福祉等複合施設整備基金の現在の積立残高でございますが、今議会の補正予算に計上した積立金を含めまして、3億33万6千円という状況であります。

複合施設の建設にあたっては、多額の建設費用が必要となることに加え、最近の急激な物価の高騰等の影響を考えると、より多くの財源が必要となってくることが予想されますことから、今後も積立てが可能な状況があれば積極的に積み立ててまいりたいと考えております。

**企画政策課長（伊達君）** 私からは、ハの人材確保について、地域おこし協力隊の受入れのご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊は、平成21年度から総務省が行っている施策で、三大都市圏をはじめとする都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱をするものであります。

隊員は、おおむね1年から3年、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であります。

総務省では、地域おこし協力隊導入の効果として、受入れ自治体に対しては、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策や、住民が増えることによる地域の活性化といった点を、また、地域には、新たな視点で協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与えるといった点を挙げております。

地域おこし協力隊員の委嘱期間終了後の定住状況としましては、総務省から活動地の近隣市町村を含む同じ地域に定住した割合が公表されておりますが、この基となります総務省の調査におきましては、3月末までに任期を終了した隊員について、終了直後の5月時点の状況調査であることや、任期を待たず1年未満で退任した隊員は対象としていないなど、長い目で見た場合の定住にどの程度つながっているのかまでは、はっきりとしないといった状況でございます。

ご質問にありましたとおり、近隣市町村でも協力隊員の受入れ実績がございますが、反面、ニーズや受入れ地域とのミスマッチ、隊員の任期終了後に引き継ぐ方がおらず取組が継続されないなど、制度運営の難しさ、あるいは業務や生活面など多方面にわたる手厚いサポートに関わる職員の負担増大などが課題として挙げられており、お隣の千曲市においても、令和3年度以降、隊員の受入れはしていない状況とお聞きをしているところであります。

こうした状況も踏まえまして、国や県におきましては、これまでに各市町村から寄せられた課題などを整理し、地域おこし協力隊のハンドブックや、受入れ自治体向けの手引の作成、隊員向け、自治体向けそれぞれの研修会の実施など、地域おこし協力隊の推進に向けた取組を進めております。

町におきましても、誰もが住みたい、住み続けたいと思える魅力的なまちづくりを進めるため、各種審議会等において、町内外を問わず様々な経験や新たな視点を有する有識者の方に加わっていただくなどの対応を継続して行っております。

今後ますます幅広い視点でのまちづくりが求められる中、地域おこし協力隊の活用も、多様な人材の確保を図るための方策の一つと捉えております。

一方、地域おこし協力隊は、任期中のみならず任期終了後の定住まで見据えた長期的な観点も加え、受入体制等の整備や委嘱期間終了後の対応等、様々な課題を整理する必要がある、そうした点を含め、適切な活用方法等について研究してまいりたいと考えているところでございます。

**12番（西沢さん）** ご答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

ハの複合施設の建設について、基本構想が固まったところで建設委員会を立ち上げるということでございますので、令和5年度末頃になるのでしょうか。様々な分野の皆様の参画により、十分に要望・意見を反映させていただきたいと思っております。

そこで1点だけお尋ねいたします。大変大きな事業になりますが、この複合施設の完成の見込みは一体いつになるのでしょうか。その点だけお答えをいただきたいと思っております。

**福祉健康課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

複合施設の完成の時期につきましては、令和3年に策定いたしました公共施設個別施設計画の時点では、建設工事を令和8年度から9年度と想定しておりました。土地の取得ですとか資材の調達等、様々な外部的な要因もありますことから、あくまでも現在の想定といったお話になるかと思っておりますが、少しでも早い時期での完成をということでもあります。本体建設工事につきましては、8年度中の竣工を目指し、建設準備委員会、建設委員会での協議、検討を踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

**12番（西沢さん）** まちづくりについて、大きな項目でお聞きしました。今後の数年で国道バイパスは大きく伸展、また、インター先線延伸事業は、テクノ工業団地までの間は令和5年度中に開通を目指しているということでございます。また、その先についても計画が進められています。大きな交通ネットワークが完成するという事になると思っております。

また、複合施設の建設につきましては、ただいまのご答弁で令和8年度竣工を目指しているということでございますので、ぜひ計画どおりに進めていただきたいと思っております。文化センター周辺は文化、スポーツ、健康、福祉の総合的なエリアとして整備されます。既存施設との連携により、計画の目的である交流と生きがいがづくり推進エリアが形成されるよう期待しております。

それでは、続いて、2番目の町奨学金についてお尋ねいたします。

義務教育を終えて進学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者

に対して奨学金を給与することを目的とする、これは昭和45年3月19日に制定された坂城町奨学金の給与に関する条例です。ちなみに、施行は昭和46年となっています。1人月額5千円を給与する返済の必要がない給与型で、所得制限なしの当時画期的なすばらしい制度だったと思います。

今の学生たちの状況はどうでしょうか。特にここ3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響や今年に入ってから急激な物価高により、親元を離れている学生たちにとって経済的に厳しい状況下にあることは明らかです。

今、大学生、短大生、専門学校生の2.6人に1人が奨学金制度を利用している現状があり、また、貸与型奨学金を利用している多くの学生が卒業後の返済に不安を抱いていると指摘されています。

坂城町にゆかりのある企業や個人の方が創設したすばらしい奨学金の制度があります。また、上田市では高校生対象の奨学金制度を創設、小諸市、佐久市でもいろいろなタイプの制度がありますが、応募資格等により、全ての学生が対象になるわけではありません。坂城町の学びたい意欲のある学生たちをもっともっと応援したいと思いませんか。

そこでお尋ねします。イとして、坂城町奨学金の現状はです。

奨学金申請から給与までの流れはどのようになっているのでしょうか。また、現在の当町の奨学金給与の状況について、過去3年間の対象者別人数をお聞きます。

次に、ロとして基金について。

まず、原資を確保しなければこの事業は成り立ちません。現在の基金残高と年度末残高の見込みをお聞きます。毎年利子分を積み立てている状況ですが、例えばふるさと寄附金からの繰入れ等の考えはないのでしょうか。

最後に、ハとして新たな奨学金制度をです。

現在の月額5千円給与では、あまりにも現状とかけ離れています。金額を増額するなど、新たな制度をつくる考えはないのでしょうか。

以上で1回目の質問といたします。

**教育長（清水君）** 2. 町奨学金について、イ. 坂城町奨学金の現状はのご質問から、順次お答えいたします。

町では、義務教育を終えて進学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学金を給与することを目的とし、その事業運営のために奨学基金を設置し、給付型の奨学金制度を実施しているところでございます。

まず、奨学金の申請から給与までの流れについてであります。奨学金の給与を受けようとする者は、卒業した学校の校長または在学する学校の校長等の推薦を受け、願書に推薦調書を添えて提出いただいております。

給与の要件といたしましては、世帯所得が一定の所得金額以下であることや、他の奨学金を利用してないかなどがございます。

推薦調書には、能力があることを示す合格通知書の写し、または在学証明書、経済的理由によって修学が困難な状況を確認するための世帯全員の所得証明書を添付していただき、教育委員会において要件を満たしているかなど確認した上で、認定の可否を審議し決定しているところでございます。

奨学金の給与額は、月額5千円以内で、年間で6万円以内となりますが、9月及び翌年の3月の年2回に分けて給与しているところでございます。

次に、奨学金の給与件数の過去3年間の実績であります。令和2年度が高校生7名、大学生1名の計8名、令和3年度が高校生6名、専門学校生1名、大学生1名の計8名、令和4年度につきましては、高校生9名、専門学校生1名、大学生1名の計11名となっております。

続いて、ロ. 基金についてお答えいたします。

初めに、奨学基金の残高でございますが、令和3年度決算時点で757万円となっております。そこから、今年度給与予定の11名分の奨学金、計66万円を差し引き、預金利子分を見込みますと、令和4年度末の基金残高は692万円となる見込みでございます。

ご質問にもありましたように、毎年、預金利子のみの積立てでございますので、基金の残高は年々減少している状況であります。

町といたしましても、奨学金制度を維持していくため適正な基金運用が必要と考えております。奨学基金の積立てにつきましては、坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例におきまして、「坂城町一般会計からの繰入金及び奨学の目的をもって寄付される寄付金その他の収入をもって積み立てるものとする。」とされておりますので、給与の状況や基金残高などを勘案する中で、ふるさと寄附金も含め、基金への積立財源の確保などについて、今後、検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、ハ. 新たな奨学金制度をについてお答えいたします。

奨学金の給与額につきましては、昭和46年の制度開始当時は月額1,500円からスタートし、現在の月額5千円とした昭和55年の改定以降、見直しを行っていない状況でございますが、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に伴う経済的影響等が生活にも及んできていたことから、坂城町特別応援奨学金として、時限的に月額5千円を追加給与した経過もございます。

奨学金給与額改定から40年以上が経過しており、また、近年の物価高騰などの状況も鑑みますと、給与額の増額について具体的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、他の市町村で行っているような学校の区分別などの新たな給与制度につきましては、今後、研究してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、町といたしましては、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって修学を断念せざるを得ない状況にある町民を支援するため、今後も奨学金制度を活用していただき、次代を担う若者の修学を支援してまいりたいと考えております。

**12番（西沢さん）** 町奨学金制度についてお聞きいたしました。新たな奨学金制度について、検討の余地があるというふうに受け取りました。これから研究していくということですが、今までの対象者を広くという考えも理解しています。現状では高校生中心ということは、金額からいえばこれは仕方がないというふうと考えられます。

そこで、もう一度再度お尋ねしたいのですが、先ほどご答弁にありましたけれども、高校生、また親元を離れて修学している大学生、専門学校生など、対象者を分けて、金額もそれぞれ設定して新しい奨学金制度が考えられないでしょうか。再度お伺いいたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。

ほかの市町村で行っているような学校別などの新たな給与制度につきましては、財源の確保、また、給与対象や給与額など様々な研究が必要と考えておりますので、今後様々な件につきまして研究をしてまいりたいと考えております。

**12番（西沢さん）** 改めて検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが、誰もが生き生きとこの町で暮らし続けたい、そしてそんな町を次の世代につなげたいという思いで質問をいたしました。先行きは本当に不透明ですが、将来に向けて着実に進化し続ける町であることを願い、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時01分～再開 午後 1時30分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

13番 塩野入 猛君の質問を許します。

**13番（塩野入君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. 18号バイパスの工事状況について

国道18号バイパスも平成23年の事業化から既に12年が経過しようとしており、私の一般質問も今回で9回目になります。工事が進み始め、網掛地籍においては盛土の工事がされ、部分的にバイパスルートの形状がわかり始めました。そうした状況を踏まえ、これまで行ってきた質問を整理しながら、早期の完成、供用開始を期待しながら質問をいたします。

イ. 工事の進捗状況について

為替の円安やウクライナ侵攻などにより様々な物価が急上昇し、建築資材も大幅な値上げや資材不足が顕在化しています。18号バイパス坂城町区間の総額は110億円と聞いていますが、国土交通省長野国道事務所では、資材の高騰や資材不足などはどのように見ているので

しょうか。また、総額の110億円に変化はないのでしょうか。

用地取得の不足分を用地国債として令和元年度まで坂城町土地開発公社が一部先行取得しています。国の買戻しは順調にされているようですが、来年度、令和5年度には全ての土地が買戻される予定になっています。今年度の買戻し状況と5年度の予定を伺います。

長野県埋蔵文化財センターによる埋蔵文化財発掘調査の現地説明会が11月3日に行われたと、そのようにUCV、上田ケーブルビジョンが報じたのを見ました。上五明条里水田址のある場所であり、力石バイパスの建設のときの発掘調査で、古墳時代や平安時代の集落跡などが確認されています。埋蔵文化財調査の状況をお聞きいたします。

バイパス予定地には、高い煙突のように見える大きな機械やサイロのような建物があるわけですか。これです。こういう機械があるわけですか。これはとてつもない高さでありますので、当然に近隣住民の皆さんの関心が集まってきているわけです。何か地盤の緩い土地を固めているというようなことではありますが、これは何をしているのでしょうか。これはちょっと状況をお聞きしたいと思います。

今年度、令和4年度の予算は8億、そして内訳は工事が3.5億、調査・設計1.5億、用地3億との説明がありました。工事は進められているので、工事の状況はわかりますが、この調査・設計の1.5億は何に使われているのか。用地3億は、企業、事業所の取得が進んでいないというふうに聞いていますが、その状況をお聞きいたします。

#### ロ. 今後の工事の見通し

今年度、令和4年度も残り3か月余りとなりました。工事の進捗状況はどんなでしょうか。計画どおり進められているのでしょうか。今年度はボックス工事がされるというふうに聞いていますが、網掛には2か所計画がされておりまして、上流の函渠の予定地辺りでは、今重機が盛んに動いていますが、そこに設置される工事でしょうか。その辺はどうでしょうか。

それからもう一つ、下流側の住宅地の場所は、今のところ何の動きもないんですが、この辺はいつ頃になるのでしょうか。

バイパスの坂城町区間は町の平野部に計画され、橋もトンネルもない極めて工事が進めやすい地形ですので、用地取得と財源の確保がなされれば円滑に進むものと思われまます。工事も佳境に入ってきたと思われる中で、完成、供用開始に向けて、その目安はつき始めているのではないかと考えられますが、その見通しについて伺います。

**町長（山村君）** ただいま、塩野入議員さんから、1番としまして国道18号バイパス建設という質問がありました。私のほうからは、今年度の建設促進の取組状況を中心に全般的なお話をさせていただき、詳細につきましては担当課長から答弁をいたします。

さて、ご案内のように、坂城更埴バイパス、坂城町区間の3.8キロにつきましては、平成23年度に、国の直轄事業として事業化され、測量・地質調査や道路予備設計、そして関係機

関との協議に着手してまいりました。

今年度の国道18号バイパス坂城町区間につきましては、長野国道事務所によりますと、約8億円の事業費が配分され、調査設計と埋蔵文化財調査、用地買収、改良工事を実施するという予定になっておりまして、現在、順次事業が行われているというところであります。

この国道18号バイパスの整備につきましては、渋滞の解消等による利便性の向上をはじめ、当町の産業・経済の発展や地域の活性化に不可欠なものであり、交通インフラの整備は、防災面からも非常に重要な取組であることから、早期完成に向けて事業を推進するとともに、積極的に要望活動を展開してまいりたいと考えております。

また、国道18号バイパスにつきましては、平常時、災害時を問わない安定的輸送を確保するための物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路として、今年4月1日に指定されたところであります。今回の指定により、国道18号バイパスの重要性がさらに増し、機能強化や重点支援が実施されることで建設促進に向けた取組がより一層進むことを期待しております。

今年度の建設促進の取組状況であります。5月25日に阿部知事と長野地域の首長が出席し開催された長野地域活性化推進会議の中で、私からは、本県における産業発展の観点からの基幹道路網整備として、国道18号バイパスと坂城インター線先線及び延伸の整備促進が重要であることを改めて発言させていただいたところであります。

また、町の要望活動としましては、建設促進に向けた取組として、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の総会を8月24日に役場講堂にて開催いたしました。総会では、長野国道事務所から国道18号バイパスの進捗状況の説明を受けるとともに、千曲建設事務所からは、県道坂城インター線先線事業の進捗状況についての説明がありました。

あわせて、坂城町と長野市、千曲市、上田市で組織する新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、関係市とともに8月26日に、国土交通省長野国道事務所及び県建設部に対して要望活動を行ったところであります。

なお、新型コロナウイルスの感染状況が一時落ち着きを見せたことから、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会におきまして、私と小宮山議会議長さん、同盟会の会長である千曲市長と千曲市議会議長により、10月11日に国土交通省及び財務省と県選出の国会議員に対し、対面による東京での中央要望活動を行ってきたところであります。

国道18号バイパス坂城町区間は、事業化から今年で11年となり、盛土工事や道路改良工事が順次行われ、目に見える形になってまいりましたが、現時点では供用開始の時期などについては、いまだ明確には示されていない状況であります。

また、国道バイパスと交差する坂城インター線先線の延伸につきましては、現在、千曲建設事務所において予備設計が終了し、事業化を目指した事業評価への準備を進めているところで

あります。

この国道18号バイパスと坂城インター線が接続することにより、坂城インターチェンジへのアクセスが飛躍的に向上し、交通混雑の緩和や産業等の活性化として、当町のみならず近隣地域を含め、人流・物流などが劇的に変化することが期待されているわけであります。

また、有事の際には、一部区間の途絶による全体の機能不全につながらないように、交通ネットワークの多重化といった効果も期待され、千曲建設事務所において、今年11月に綱掛地区と中之条地区の地権者の皆さんに対し、事業説明会を開催したところであります。

国道18号バイパスとインター線先線の延伸は、地域の皆さんの思いをつなぐ道路でありますので、引き続き、議員各位をはじめ、地域や企業、近隣自治体とも協力しながら、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**建設課長（関君）** 国道18号バイパス建設について、今年度の工事の進捗状況と今後の工事の見通しについてお答えいたします。

まず、坂城更埴バイパス、坂城町区間3.8キロメートルの事業計画でございますが、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、全体事業費につきましては110億円で計画されております。

ご質問のありました最近の為替の円安や、ウクライナ情勢等に伴う物価の上昇や建築資材の高騰による総事業費の見直しについてでございますが、平成23年度に国の直轄事業として事業化された際に、当初計画されました先ほどの全体事業費110億円につきましては、これまで変更はされてきておりません。

なお、全体事業費に変更のある場合につきましては、国土交通省関東地方整備局で実施しております事業評価監視委員会、そちらで審査を経て決まってくるものと認識しております。

次に、町土地開発公社による国道18号バイパス用地の先行取得分につきましては、国からの依頼に基づきまして、平成27年度、30年度及び令和元年度に実施しておりまして、3年間で6万1,500平米の用地につきまして、約6億円で先行取得しております。

今年度の買戻しは、約1万1,070平米となっております、既に約9千万円で買戻しが完了となったところであります。

なお、先行取得用地につきましては、取得の翌年度から4か年をかけて国による買戻しが行われるために、令和元年度分の買戻しは令和5年度が完了年度となりまして、残り約4,070平米が買い戻される予定となっております。これにより先行取得用地の全ての土地の買戻しが終了となる予定となっております。

続きまして、今年度実施している月見地区の工事の内容でございますが、工期は令和4年7月から来年3月までとなっております、軟弱地盤におきまして土質性状の改善、地盤支持力の増加を目的に地盤改良工事を行うものでございます。

工事の方法としましては、粉体状の固化材と土を攪拌混合しまして、円柱状のパネルを土中に形成することで、それによりまして地盤の強度を増す工事となります。この工事の特徴としましては、軟弱地盤の支持力、安定性が改善できること、原位置で固定化する工法であるために、建設発生土、建設土砂の発生土になりますけれども、それが少ないこと、他の工法に比べて短期間に強度が得られることが挙げられるものでございます。

次に、今年度の事業費のうち、調査・設計の内容と用地取得の状況でございますが、長野国道事務所にお聞きしたところ、調査・設計につきましては、道路の実施設計と埋蔵文化財調査の実施に関する費用となっております。

また、用地取得についてでございますが、国道18号バイパス坂城町区間の用地買収の進捗率につきましては、令和4年3月末時点で82%となっております。現在、用地交渉を行っている方に補償金の算定に必要となる調査や資料の提出など契約に向けた協議にご協力をいただいているところでございまして、今後につきましても用地取得の進捗に向け作業を進めてまいりたいということでございます。

続いて、ロ、今後の工事の見通しについてでございますが、今年度の工事の進捗状況につきましては、長野国道事務所からは、現時点では計画どおりに進んでいるとの回答をいただいております。

また、網掛地区のボックス工事についてであります。2か所のうち南側につきましては、当初の計画箇所に施工する予定でありまして、盛土による地盤改良が完了しましたので、今後、詳細が決まり次第、地域の皆様にお知らせしていきたいと考えているところでございます。

下流側につきましては、搬入路の関係等が整い次第、着手する予定となっております。今後、いずれにしましても、詳細が決まった段階で地域の皆さんにお知らせしていきたいというように考えております。

最後に、バイパス工事の完成、供用開始に向けての見通しというご質問でございます。現時点では、供用開始の時期などについては示されてはおりませんが、町といたしましても、早期供用に向けて、事業の進捗を図るべく、関係機関への働きかけを引き続き行ってまいりたいと考えておりまして、議員の皆様はじめ、地域の皆様、企業の皆様、近隣自治体と協力しながら国道事務所、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて、国道バイパスの整備促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 私からは、イ、工事の進捗状況についてのご質問のうち、埋蔵文化財調査の状況についてお答えいたします。

国道18号坂城更埴バイパス建設予定区間の上五明地区、上五明条里水田址につきましては、過去の発掘調査において平安時代の水田跡や集落跡、古墳時代の集落跡が発見されていることから、令和3年度から長野県埋蔵文化財センターによる埋蔵文化財発掘本調査が実施されてい

るところでございます。

令和3年度の埋蔵文化財発掘本調査では、竪穴建物跡18軒、土坑46基などが見つかри、その竪穴建物跡からは、内面に花びらのような暗号が描かれた土器が見つかっております。さらに0.5メートル下の層からは、洪水により堆積した砂の層に覆われた水田跡が確認されました。

令和4年度発掘本調査についての現地説明会が、11月3日に県埋蔵文化財センターの主催により、上五明の発掘調査現場で開催されました。

今年度の発掘本調査では、平安時代の竪穴建物跡7軒、製鉄炉跡1基が見つかっております。この製鉄炉は直径60センチの筒型で、原料となる砂鉄や木炭を入れて高熱で熱し、鉄滓（てっさい）をかき出しながら鉄塊を作り出していたと考えられるとのこと。

また、羽口や砥石、鉄滓（てっさい）などの鉄生産遺物や苧引金（おびきがね）や紡錘車（ぼうすいしゃ）などの鉄製品が出土され、この集落で鉄器作りが行われていたことがわかったとお聞きしているところでございます。

**13番（塩野入君）** 今、埋蔵文化財の発掘調査説明会、これは11月3日に発掘の説明会を開催したんですけれども、埋文センターでは、上五明や上平には伝えたが網掛方面には伝えなかったということで、私もそれを実は知らなかったんです。町民の中には埋文や歴史に興味のある人もいるはずで、これは広報や防災無線により周知ができたはずだと思うんです。

それから、今もあったように、バイパスの予定地の大きな機械やサイロのような建物が何かわからないから、私に聞いてくれということもあって今日聞いたんですが、そんなような現実もあるわけでありませう。

私は、これまでも地元への工事の内容や進捗状況を回覧でもいいからやってほしいと、一般質問で幾度となく要望はしてきたが、実現したためしがありません。国道事務所も聞けば答えるでしょうが、事務所側からの地域住民に積極的に状況説明の考えは持っていないように思えてならないわけでありませう。

ここに来て初めて関建設課長のお名前で、この19日に現場説明会の案内が来ました。そういうことをしていただいて、これからも国道事務所と地元住民とのパイプ役を太くして、地元との円滑な一つの役割を担っていただきたいが、その辺のお考えはどうでしょうか。

それから、今年3月の第1回議会の一般質問で、網掛と小網地区のバイパスへの接続道の要望をいたしました。その後、関建設課長も含めて国道事務所側の担当者と対面で私が詳細説明をしたわけでありませうが、いまだに何の回答もないわけでありませうが、その要望が聞き入れられたのかどうか、その辺も併せてお聞きしたいと思います。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。

埋蔵文化財発掘本調査の現地説明会につきましては、県埋蔵文化財センターの主催により行

われ、この現地説明会のお知らせにつきましては、発掘作業開始を通知した地区として、上五明区、上平区の各区長を通じて区民にお知らせをしたとのことでした。

発掘作業開始通知につきましては、現地周辺の耕作者や土地所有者、騒音・粉じんなど作業の影響が大きい地区にされるものとお聞きしております。

また、現地説明会につきましては、コロナ禍以前はマスコミなどへ情報提供をし、多くの方に来ていただくよう周知されていたようですが、令和3年度、4年度につきましては、コロナ禍での開催であることから、来ていただく方など規模を縮小し開催されたとのことでした。

このため、周知につきましてもマスコミなどへの情報提供は行わず、発掘作業の影響の大きい地区への通知と県埋蔵文化財センターホームページに掲載したほかは、周辺商業施設への掲示依頼のみとお聞きしております。また、町といたしましても、県埋蔵文化財センターにおいて周知など制限をしていることから、広報や防災行政無線での周知をいたしませんでした。

今後につきましては、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、県埋蔵文化財センターと協議をする中で、必要に応じて周知してまいりたいと考えております。

なお、町では町民への周知といたしまして、発掘調査結果として現場説明会の内容を町ホームページに掲載したところでございます。

**建設課長（関君）** 国道バイパス予定地の沿線住民の皆さんへ、バイパス工事の状況、また進捗状況についての情報提供ということでございますが、沿線住民の皆様方に対しましては、工事の内容ごとに回覧を行って、周知に努めているところでございます。

令和4年度につきましては、上五明地区の地盤改良工事等の道路改良工事の実施、また、バイパス予定地での防護柵の設置、除草作業の実施、また土砂運搬のお知らせ、月見地区の地盤改良工事の実施等々、都度お知らせをさせていただいたところでありますが、引き続き工事内容も含めて広報してまいりたいと考えております。

なお、先ほどの月見地区の地盤改良工事についてでございますが、ご覧のとおり特徴的な工法でありまして、近隣市町ではあまり見かけない工事内容となっているために、長野国道事務所上田出張所と相談する中で、先月には高校で土木を専攻している学生さんを対象に現場での説明会を実施させていただきました。

また、先ほど来、大きな機械だということもありまして、工事が安定してきて工期内に工事が完成するという見通しをまずつけた中で、地域の皆さんにこういったことをお知らせしたらどうかということで、上田出張所の皆さんに私のほうから声かけさせていただきました。そういったところで、工事期間内にできるということがしっかりわかったということで、今月19日に村上地区の区長さんを対象に、こういう工事をしているんだという現地説明会の計画をさせていただいたところでございます。

今後も、工事内容など、こういった機会を地元の皆さんに提供できるように、国道事務所な

どと連絡を取ってまいりたいというふうにご考えているところでございます。

続きまして、接続道の要望でございますが、接道する位置、また交差点形状の検討を国道事務所さんのほうで行っているところでございます。検討が終わり次第、説明を行いたいとのことでございます。

ここ数年、近隣住民の方から村上地区全体で大きく工事が進んだというふうにご意見をいただいております。今後も引き続き、長野国道事務所へ働きかけをする中で、18号バイパス事業全体の広報の手法についても検討してまいりたいと考えております。

**13番（塩野入君）** 18号バイパスのような大きな大規模プロジェクトの工事を地域住民や地元の人たちと円滑に進めるという上で、大事なことは大きく三つあるんですね。その一つは、やっぱり工事を完成に向けてどのように進めていこうとしているかを定期的に伝えること。中身、どうやっているのかというのを定期的に伝えること。それから、二つ目には今進めている工事がどんな工事なのか、それを周知する。そして、三つ目は地域住民や地元の人々が持つ疑問や意見などに、そういうものに答える窓口を明らかにしておく。

こういうことでありまして、工事に入る前の設計図やルート、見取図による説明会では思いつかなかつたり、考えつかなかったことが、工事が進み、その姿形が見え始めると具体的に不安や要望・要求などが出てくるのは、これは自然なことでもあります。地域住民、地元と接する機会や交流を図ることが工事を円滑に進める原点ではないかと思えます。

次の質問に移ります。

野生鳥獣等の被害対策について。

野生鳥獣等による農作物、森林等の被害は、農業者、関係団体、行政機関等を悩ませてきました。本町でも村上地域全域に野生獣侵入防止柵が設置されてきてはいますが、十分な成果とまでは至っていません。加えて、モグラの被害も聞こえてきます。

そこで、野生鳥獣等の被害対策についての私の考えも含めて質問をいたします。

イ．被害の状況

農林水産省によると、農産物の被害額はピークであった平成22年度の239億円から年々減少を続けたが、平成30年度及び令和元年度は158億円、令和2年度は161億円と直近3か年はその減少が停滞している状況であります。本町では、被害額はどのような状況でしょうか。過去数年の被害額の推移を伺います。

熊の出没状況も防災無線にて時折放送がされています。前回の一般質問の答弁をお聞きしますと、ニホンジカ、ハクビシン、熊など合わせて令和元年度126頭、2年度121頭、3年度108頭を駆除したとありましたが、その内訳をお聞きしたいと思います。

モグラの被害も聞こえてきていますが、被害状況は把握しているのでしょうか。お尋ねをいたします。

#### ロ．被害対策の現状と課題

初めに、長野県の農業者平均年齢は67歳だそうです。坂城町の平均年齢は何歳でしょうか。全国的に狩猟免許所持者が高齢化して、担い手不足が顕在化し猟銃者の確保が課題になっています。本町の狩猟免許所持者数とその推移、平均年齢と高齢化の傾向をお聞きいたします。

女性の狩猟免許所持者はいるのでしょうか。また、わな獣者、わなを使ってやるわな獣者の状況あるいは年齢、増減などはどんな状況でしょうか。お聞きいたします。

担い手不足が顕在化し、猟銃者の確保などの課題に向けた対策はどのようにお考えでしょうか。

野生動物侵入防止柵の設置は、村上地域は完了しました。防止柵の維持管理やメンテナンスなどは各区に任せられていますが、人口減少や高齢化が進む中で難しく、課題になっています。支援が必要になってきますが、お考えをお聞きいたします。

また、侵入防止柵も落石防止壁や急傾斜地など危険で設置できないところもあり、完璧に防止はできません。山沿いの田畑は確かに効果がありますが、里の平地や河川敷のほうの農作物に、今被害が生じております。村上地域の侵入防止柵が設置された後の被害調査をされ、対策を講じていただきたいが、伺います。

平成19年には鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣特措法です。これが制定されて、鳥獣被害対策実施隊を設置することができるというふうにされています。

令和3年度の主要施策の成果及び実績報告書には、「鳥獣被害対策実施隊を組織し積極的な捕獲を実施した」と、このようにあります。この実施隊は、鳥獣特措法に基づいた組織でしょうか。そして、どんな捕獲行動をされ、その成果についてお聞きいたします。

ハクビシンによる農作物被害も報告されています。ハクビシンは空家や廃墟家屋の屋根裏などで出産、子育てをして数を増やしている傾向もありますので、こういう住環境面からの数を抑える対策も被害防止の一助になりますが、お考えを伺います。

野生動物の嗅覚は想像を超え、畑に生ごみ残渣を埋めても難なく掘り起こしてしまい、それが被害を助長している向きもあります。一方で、コンポストによる生ごみの残渣処理は効果があるようです。コンポストの購入には補助制度があります。ごみ残渣による被害防止といった生活面からの駆除対策も侮れません。補助制度の拡充など進めていただきたいが、お考えを伺います。

#### ハ．被害対策に向けて

農林水産省では、一つとして鳥獣の捕獲、二つとして侵入防止柵の設置、そして三つ目としてやぶ刈払い等による野生鳥獣を寄せつけない環境の整備の3本柱を主な鳥獣被害対策に位置づけています。本町でも鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置を進めてきていますが、この3本柱に

対するお考えをお聞きいたします。

営農者の減少に加え、高齢化、人口減少により被害対策には限界が見える中で、解決には役場などの公的機関に、相当の知識や経験を有する者、専門的な人材の確保が望まれます。しかし、これはなかなか難しいわけであります。

そこで、例えばJAグループとの共同対策や産学官など広い分野の専門者による組織を立ち上げ、長期的なビジョンの下で強力で推進することが必要と思いますが、いかがでしょうか。

野生動物に市町村の行政範囲は関係がありません。町単独で効果的に被害防止を行うことは、そういう面では困難であります。農林水産省も、市町村が県に対して広域捕獲の要請を行い、県が国の支援を活用して調査や広域捕獲活動を行うことなどに、今前向きな姿勢が見られます。関係市町村や町村会により要請をしてほしいと思いますが、ご見解を伺います。

モグラの被害対策も伺います。モグラの被害が顕在化し、ペットボトル等をプロペラ状にした手製の道具など、営農者もそれなりに工夫をしていますが、部分的な効果にとどまっています。駆除器具への補助などと併せた抜本的な駆除対策を講じてほしいが、お考えを伺います。

鳥獣害、鳥獣対策といった鳥獣たちが悪さをするイメージだけが残り、捕獲主体の対策が掲げられるが、人の目線だけでは片づけられないと、このように麻布大学の江口祐輔教授が言っております。ハクビシンは天敵侵入を防止できる屋根裏で子育てをする。柿の実や落ちリンゴのおいしい味を覚えた。食物や生ごみ残渣による魅力的な味を覚えて生活圏に侵入してきている等々、鳥獣側に立ってみると、その原因をつくってしまった人間側に責任があることにもなります。

駆除一辺倒では抜本的な駆除は見込めないわけで、環境面や生態系など、様々に研究、検討を進めての被害対策が肝心と考えるが、そうした対策についてのお考えをお聞きいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 野生鳥獣等の被害についてのご質問に、イ. 被害の状況から順次お答えをいたします。

野生鳥獣につきましては、近年、里山における住民活動が減少し、手入れがなされなくなってきていることや、山あいの耕作放棄地が増加していることなどを要因として、野生鳥獣の生息環境が変化してきており、人里における目撃情報や農作物の被害報告が多く寄せられているところであります。

初めに、鳥獣による農産物被害額の推移ではありますが、当町における農産物被害額については、農家からの被害報告による現地調査と、町猟友会からの聞き取りなどにより算出をしており、直近の3か年では、令和元年度660万3千円、令和2年度530万6千円、令和3年度396万4千円の被害額となっており、減少傾向であります。

次に、令和元年度から令和3年度までの3か年における駆除頭数の内訳でございますが、令和元年度はニホンジカ80頭、イノシシ40頭、ハクビシン2頭、ツキノワグマ2頭、アナグ

マ1頭、カラス1羽の計126頭。令和2年度はニホンジカ100頭、イノシシ16頭、ツキノワグマ3頭、アナグマ1頭、タヌキ1頭の計121頭。令和3年度はニホンジカ84頭、イノシシ20頭、ツキノワグマ1頭、ハクビシン1頭、タヌキ2頭の計108頭となっております。

次に、モグラによる被害状況であります。これまで町民の方からモグラによる被害報告がなかったこともあり、被害状況については把握できておりません。

続きまして、口の被害対策の現状と課題についてお答えいたします。

初めに、当町における農業従事者の平均年齢であります。2020年農林業センサスによる平均年齢は67.9歳となっております。

次に、本町の狩猟免許所持者数であります。本年10月現在の登録者数は20名となっており、重複もあります。銃猟登録者が15人、わな猟登録者が11人で、このうち銃猟とわな猟の両方を登録している者は6名となっており、そのうち女性の狩猟登録者はいない状況でございます。

直近3か年の狩猟登録者の推移を見ると、令和2年度が23人、令和3年度が21人、今年度が20人であり、年々減少傾向となっております。一方で、わな猟登録者については、令和2年度が8人、令和3年度が9人、今年度が11人と増加している状況であります。

当町の狩猟登録者全体における平均年齢は60歳で、銃猟登録者では59歳、わな猟登録者では63歳となっており、若い世代による新規の狩猟免許取得者が増えない中では、年々高齢化が進んでいる状況であります。

高齢化や担い手不足が大きな課題となっている中で、町有害鳥獣駆除対策協議会では、狩猟免許の取得を促進するため、狩猟免許受験に係る取得手数料と受講テキスト代金について補助を行っております。町といたしましても、狩猟免許取得の促進に向けて、他市町村における取組も参考にしながら対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、有害獣侵入防止柵についてであります。村上地区における侵入防止柵の設置が完了し、現在は南条の入横尾地区への設置を進めております。

侵入防止柵のメンテナンスなど維持管理につきましては、各地区において有害獣対策協議会を組織いただく中で、周辺の下草刈りや破損部の修繕等を行っていただいております。

町では、毎年、設置地区における要望をお聞きし、必要な資材等について支給しております。また、設置後の維持管理の方法などをアドバイスし、専門業者や町担当者によるサポートも随時行っているところであります。

今後も、各地区において自治区、農業者、農業団体などによる協力体制を構築いただき、維持管理をお願いしたいと考えております。町といたしましても、様々な部分で支援してまいりたいと考えております。

次に、侵入防止柵設置後の被害状況調査についてであります。設置後の調査は特段行っておりませんが、設置地区では、農地や人家付近での有害獣の出没が減少し、効果が見られるとの声もお聞きしております。

しかしながら、河川や道路、急傾斜地等により物理的に侵入防止柵を設置できない箇所もあり、完全に侵入を防止することはできませんので、このような場所については、町猟友会とも相談する中で対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害対策実施隊についてであります。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき組織されているものであります。実施隊員は、町猟友会の会員10名と町職員6名の計16名で構成されており、町鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣の駆除及び被害防止対策を行っており、成果としましては、有害獣の個体数調整による駆除や住宅地における有害獣出没時の迅速な対応につながっております。

次に、ハクビシン対策についてであります。ハクビシンによる被害を防ぐためには、餌場をつくらない、寝床をつくらせない、侵入経路をなくすことなどが肝要であります。畑や庭先に生ごみ等の残渣を放置しないことや、空家や物置を点検し、侵入口となる穴などがあれば塞いでいただくなどの予防対策が必要ですが、捕獲が必要な場合には、小型の箱わなの貸出しを行い、捕獲後の処分については町職員が行うなどの対応をしております。

空家そのものに関しましても、関係部署とも連携する中で、所有者に連絡するなど、適正な維持管理に努めているところであります。

次に、コンポスト購入に係る補助制度の拡充をとの質問であります。有害獣予防対策として誘引物となる野菜くずや生ごみ等の残渣を蓋つきで収納でき、堆肥化もすることができるコンポストの活用は予防効果が見込めるものと思います。まずは、他地域での活用状況なども踏まえ、有害獣予防対策としての活用についてPRしていければと考えております。

続きまして、ハの被害対策に向けてについてお答えいたします。

当町における有害鳥獣被害対策については、国の3本柱に準じて、捕獲、防除、環境整備を組み合わせた総合的な取組を行っております。また、この取組は町のみで行うのではなく、町猟友会や地元自治区、農家の方々など町民の皆様にご協力をいただき、地域が一体となって進める必要があると考えております。

捕獲対策では、鳥獣被害対策実施隊の活動のほか、地元自治区と町猟友会、そして町が協力して有害鳥獣の駆除を行う集落捕獲隊による駆除を行っております。

また、防除対策では、区を主体とした地域の皆様にご協力をいただき、山沿いへの侵入防止柵の設置を推進しているほか、おのこの農家で行う対策にも支援をしており、電気柵やワイヤーメッシュなどの有害獣予防施設設置における購入費の補助を行い、農業被害の軽減を図っております。

三つ目の環境整備では、農地の適正な管理や里山の森林整備は重要な鳥獣被害対策であることから、耕作放棄地の解消に係る費用の一部を助成するとともに、里山地域での有害鳥獣の発生源となり得る森林がないか、パトロールを行っているところであります。

今後も、町猟友会や地域の皆様のご協力をいただく中で、捕獲、防除、環境整備を対策の軸として、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、産学官や専門家による被害対策組織については、現在、町有害鳥獣対策協議会が組織されており、町猟友会をはじめ、ながの農業協同組合、町交番、県農業共済組合、町農業委員会、町林業委員会、町教育委員会で構成されております。今後も、この協議会を中心に専門家のアドバイスもいただきながら、有害鳥獣対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、広域捕獲についてであります。連携する各市町村において有害鳥獣捕獲を委託されている猟友会の同意を得て、県の捕獲許可を取ることで、連携する市町村の鳥獣被害対策実施隊員が協力して広域捕獲を行うことが可能であります。

実施隊員の高齢化と担い手の不足が課題となっておりますので、有効な手段として、県をはじめ関係機関に要請してまいりたいと思っておりますし、近隣市町村の有害鳥獣駆除担当や猟友会とも話し合いを持ち、検討していければと考えております。

次に、モグラ被害対策に向けて、駆除器具への補助などと併せた駆除対策をとることでございますが、モグラは農作物を食べて荒らすというよりは、地中を掘り、作物の根を傷めてしまうと聞いております。

対策としては、モグラは嗅覚と聴覚が発達しておりますので、忌避剤や音波による侵入防止対策が有効とされています。また、専用のわな機材による捕獲による駆除も可能であります。モグラは鳥獣保護管理法の対象動物となっており、原則として、駆除や捕獲には自治体の許可が必要となります。ただし、被害があり、営農などに支障があるなど、やむを得ない場合には許可がなくても捕獲できるものとされております。

これら対策における駆除器具への補助につきましては、モグラは保護対象動物ということで駆除器具に対する補助制度は設けておりませんが、忌避剤等による防護措置については、町の有害獣被害予防施設等設置事業補助金の対象となりますので、ご活用いただければと思います。

最後に、環境面や生態系などの研究、検討につきましては、現在取り組んでいる捕獲、防除、環境整備を組み合わせた総合的な対策において、より効果が得られるよう、専門家や関係機関等からのアドバイスもいただきながら、町有害鳥獣対策協議会において検討してまいりたいと考えております。

**13番（塩野入君）** 説明をいただきまして、第6次長期総合計画の実施計画には、有害対策事業として防止柵の設置、今もあつたように南条がということですが、これから千曲川の右岸に進めようとしているわけでありまして。資材については、県を通じてこれは全額国からの

補助金で賄われていますが、その資材を各区へ支給する前の一連の手順、手続というのはどうなっていますでしょうか。その辺をちょっとお聞きします。

それから、電気柵やワイヤーメッシュに対する補助制度はありますが、どういう補助制度でしょうか。それから、ほかにも被害防止に対するそういう制度や対策はあるのかどうか。それも併せてお聞きします。

それから、今、鳥獣特措法によって鳥獣被害対策実施隊の位置づけがうたわれているわけですが、町の実施隊の目的や位置づけ、活動など、どんな感じで動くようになっているのか。規約なり要綱なりがあるのかどうか、その辺のところをお聞きいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。

侵入防止柵の設置に係る一連の手順や手続につきましては、まず設置を予定する地区において、侵入防止柵による効果、設置作業、設置後のメンテナンス作業についての説明会を行い、地元区や農業耕作者など、地域住民による合意形成を図ってまいります。地元合意が得られた後には現地確認を行い、設置箇所や延長について決定をしております。

地元地区への設置資材の支給につきましては、県を通じた国の補助事業を活用しておりますので、この計画に基づき長野地域振興局へ事業要望申請を行いまして、交付決定を受けた後に設置資材調達業者の入札により決定し、現地への資材納入となっております。

次に、有害獣被害防止に係る町補助制度についてであります。町では有害獣被害予防施設等設置事業補助金を設けており、農作物などへの被害予防策として、金網、防護ネット、電気柵などの防護策のほか、有害獣を引き寄せない忌避剤による防護措置に対して補助金を交付しており、補助率は補助対象経費の3分の1以内としております。

町では、この補助金による防除対策のほか、被害報告のあった地域において、町猟友会をはじめ鳥獣被害対策実施隊や集落捕獲隊によるパトロール活動を通じて、有害獣による被害防止に努めているところであります。

次に、町の鳥獣被害対策実施隊の目的や位置づけ、活動についてお答えいたします。

町鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣特措法第9条の規定に基づき設置されているものであり、その活動などについては、町鳥獣被害対策実施隊設置要綱において定めております。

その任務といたしましては、町鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣の個体数調整、駆除及び捕獲並びに被害防止対策を行うものとしていただいております。

**13番（塩野入君）** 狩猟者が減少しているという現実ですね。それから、捕獲を補助するという、そういう面から、ICT機器を活用した被害対策の推進も非常に重要ではないかと思うわけでありませう。

センサーカメラ等を使用して加害個体の生息域を調査した上で、捕獲に効果的な場所にセン

サーワナの設置や、スマートフォンの捕獲確認アプリを通じて、センサーワナからの適時の捕獲状況を得ることにより、まず効果的な捕獲場所や捕獲時期の選定、それから見回り回数の減少による効率化が図れるということができるといわれています。

これは、農林水産省もこの取組を行う地域の増加を目指していますので、こういうICTを活用した被害対策、これは非常に猟銃者が減っているというようなことや、支援ということに非常にいいような気がします。農林水産省もこの取組を行う地域を増加する、増やすということを目指していますので、ご検討されてはいかがかと思いますが、お聞きいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。

ICT機器を活用した獣害対策ということでございますけれども、全国的に鳥獣被害が深刻化、広域化している中で、様々なICTの技術を活用した獣害対策の取組が広がってきているという状況でございます。

ICT機器においては、鳥獣の捕獲を目的としたもの、追い払いを目的としたもの、鳥獣の動態把握を目的としたものなど多種多様となっており、導入効果とすれば見回りの負担軽減や効率化、捕獲率のアップ、迅速な被害状況の把握などが挙げられると思います。

国では、ICT機器の導入及び活用した事例の収集・分析を行い、得られた知見などを取りまとめて市町村に提供し、ICT機器の活用を通じた効率的な捕獲等の推進を図ることを目指しているというふうに言っております。

町といたしましても、ICT機器の活用は、今後の有害鳥獣被害防止対策において必要であり有効であるものと考えているところでありますので、国からの情報提供や他市町村における取組事例なども参考にしながら、実務者である町猟友会の皆さんからもご意見をいただく中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

**13番（塩野入君）** 今、行われている野生鳥獣等の被害対策は、これは目的ではなくて手段だと思うわけであります。被害と駆除とのいたちごっこ、これでは根本的な解決にはならないわけであります。何のために被害対策を実施していくのか、その先のビジョンを明確にして、対策の位置づけや実践しようとしている手段の妥当性を考えることは極めて重要ではないかと考えます。被害対策の問題解決を図る視座を見詰めながらの対策が大きなポイントになります。人の視線だけで勝手に実施している捕獲対策を尻目に、野生動物がどのように生きてきたのかを知れば、なぜ野生動物が農地や生活圏に進出してきたかがわかるはずであります。本町の被害の実情に応じて、被害対策に向けて果敢にチャレンジすることを期待をしながら、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時28分～再開 午後 2時38分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

**10番（滝沢君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症は、3年が経過しようとしておりますが、特に教育の現場では青少年の成長に重要な小中学校の時期におきまして、課外活動、部活動を含め多くの学びの機会が失われ、その喪失感は計り知れないところであります。

今回、1. 青少年の健全育成についてとして、小中学校のスポーツ、文化芸術活動に係る現状と、9月議会で同僚議員も取り上げました中学校の部活動地域移行について、進捗状況等を質問いたします。

イ. 小中学校の文化部、運動部等の活動状況について

1点目、小学校の課外活動、中学校の部活動における意義について、町の考え方と活動の現状はについてです。課外活動、部活動に対する町の考えと、課外活動と部活動でここ3年の部数と部員の推移を各学校の部活動ごとで伺います。

次に、スポーツ少年団の参加状況はということで、クラブ数と人数を伺います。また、携わっている外部指導者の状況を伺います。

2点目、大会での活躍の状況はについてです。コロナ感染症の影響で開催できない困難な状況があったと思いますが、ここ数年の北信大会、東海大会、全国大会での文化部、運動部、スポーツ少年団の活躍の状況はどうでしょうか。伺います。

次に、ロ. 中学校の部活動地域移行について質問いたします。

1点目、地域移行への進捗状況はについてです。中学校部活動地域移行推進会議、保護者への説明会、運営準備会の状況等を伺います。

2点目、指導者の確保と育成はについてです。この指導者に関する事案が今後の大きなテーマの一つになるわけですが、指導者研修と指導者登録の進め方について伺います。

3点目、各組織、団体等の連携についてです。（仮称）地域クラブにおける行政、教員、関係団体及び指導者、保護者間での連携と協働の取組は。また、体育協会、スポーツ少年団、文化協会、企業からの人材支援と連携などについて伺います。

4点目、運営資金等について。文化庁、スポーツ庁からそれぞれ概算要求の概要が示されているわけですが、円滑に運営していくための資金は重要で、これも大きなテーマです。運営資金、保護者への負担軽減への支援、地域指導者への謝金の考え方等はどうか。

以上につきまして質問いたします。

**教育長（清水君）** 私からは、青少年の健全育成についてのご質問のうち、小学校の課外活動、中学校の部活動における意義についてお答えし、その他については課長より答弁いたします。

学校の教育活動は、教育課程と呼ばれる学習指導要領に示された内容と、教育課程外と呼ば

れる学校が計画する内容で構成されております。小学校の課外活動や中学校の部活動は、教育課程外の活動で、法的には学校が設置、運営する義務とはされておられません。

しかし、課外活動や部活動は、異年齢との交流の中で、子ども同士や教師と子どもの人間関係を深めたり、個人や集団としての目標を持ち、継続して活動に取り組むことを通じて自己肯定感を高めたりすることが期待されているところでもあります。また、活動の楽しさや喜び、悔しさ、達成感などの体験や、豊かな人間性の育成、自主性や協調性、社会性、リーダーシップなどを醸成する場として教育的意義が大きいことから、学校の教育活動の一環として計画し実施されております。

町といたしましても、課外活動や部活動は、各教科等で学ぶことと同様に、子どもの成長過程でそれぞれの人間性を高める大変重要な活動と捉えております。

今後、部活動においては、少子化や教員の働き方改革により、その在り方が地域移行へと変化していくこととなります。また、課外活動におきましても、例えば南条小学校金管バンドでは、少子化などにより1校で活動していくことが難しい状況となったことから、3小学校合同で活動を始めたところでございます。

小学校の課外活動や中学校の部活動についても、大変意義深いものと認識しており、引き続き活動環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 1. 青少年の健全育成についてのイ. 小中学校の文化部、運動部等の活動状況についてのご質問から順次お答えいたします。

小学校の課外活動及び中学校部活動の過去3年間の状況につきまして、まず、中学校部活動の部数につきましては、運動部は9部で、サッカー部、剣道部、卓球部のほかにバスケットボール部、バレーボール部、ソフトテニス部にそれぞれ男子部・女子部がございます。また、文化部は2部で、吹奏楽部、総合文化部があり、総合文化部の中に美術班、技術班、調理班があります。運動部、文化部を合わせまして11部、10種目の部活動がございます。

また、過去3年間の部員総数の推移につきましては、令和元年度は337名で生徒全体の82%が加入されております。令和2年度は322名で生徒全体の80%が加入、令和3年度は303名で生徒全体の80%が加入しており、生徒数は減少傾向でございますが、加入率はおおむね横ばいで推移している状況でございます。

なお、部活動に加入していない生徒の中には、部活動ではないスポーツ少年団などの地域のクラブや教室などに通い、中学校長の許可を得て中体連の大会に出場している生徒もおります。

続いて、小学校の課外活動の加入状況でございます。小学校の課外活動につきましては、南条小学校では金管バンド、坂城小学校、村上小学校では合唱を行っております。

まず、南条小学校金管バンドにつきましては、令和2年度が19名、令和3年度が18名、令和4年度は16名でございます。

次に、坂城小学校の合唱は、2年度が20名、3年度が21名、4年度は17名でございます。

続いて、村上小学校の合唱は、2年度が20名、3年度が20名、4年度が30名となっております。

次に、スポーツ少年団の加入状況につきましては、硬式及び軟式野球部や陸上、ソフトテニス、サッカー、剣道、なぎなた、ドッジボール、ミニバスケットの9団体の種目があり、団員数は令和2年度は252名、令和3年度は227名、令和4年度は227名でございます。

次に、外部指導者の状況でございますが、現在、坂城中学校では、サッカー部と男子バレー部にそれぞれ1名の外部指導者が入っております。外部指導者は、中学校部活動の顧問と連携、協力しながら、主に技術面の指導を行う人材であり、地域の経験者が指導者として迎えられることが多く、教員のような公的な立場ではないため、外部指導者が単独で大会、練習試合などの学校外活動の引率はできないこととなっております。

次に、中学校部活動及びスポーツ少年団、南条小学校金管バンドのここ数年の活躍の状況についてのご質問ですが、県外大会へ出場された状況につきましてお答えいたします。

まず、スポーツ少年団の陸上に関しましては、令和元年度に、全国小学生陸上競技交流大会に女子1名が出場いたしました。中学校では、北信越中学校総合体育大会陸上女子400メートルリレー、走り幅跳びなどに女子6名が出場いたしました。

また、3年度は、中学生がジュニアオリンピックアンダー16陸上競技大会の女子150メートル走と走り幅跳びにそれぞれ女子1名が出場し、北信越中学校総合体育大会陸上女子400メートルリレーに4名が出場いたしました。

今年度は、中学生が全日本中学校陸上競技選手権大会女子400メートルリレーに5人が出場し、北信越中学校総合競技大会女子100メートル走に3名が出場いたしました。

小学校では、東海選手権・東海小学生陸上競技大会のコンバインドA及びコンバインドB女子100メートル走にそれぞれ女子1名が出場しております。

次に、スポーツ少年団硬式野球は、今年度に、全国選抜リトルリーグ野球大会に出場しております。また、スポーツ少年団ではありませんが、今年度、硬式テニスの競技で小学6年生が全国小学生テニス選手権大会に女子1名が出場しております。

続いて、南条小学校金管バンドに関しましては、元年度に全日本小学生バンドフェスティバル、日本管楽合奏コンテスト全国大会、こども音楽コンクール東日本優秀演奏発表会に出場し、2年度は全日本小学生バンドフェスティバルに、また、東海小学生バンドフェスティバルには毎年出場しております。

中学校部活動は、令和元年度に剣道部から北信越中学校総合体育大会に女子1名が出場し、また、男子バレーボール部から1名が県選抜チームに選出され、県代表として全国都道府県対

抗中学バレーボール大会に出場しております。

3年度は、総合文化部調理班で、全国中学生創造ものづくり教育フェアの「あなたのためのおべんとう」コンクールに出場いたしました。

今年度は、剣道部が北信越中学校総合体育大会の女子団体戦及び個人戦女子に2名が出場しております。

次に、中学校部活動の地域移行に向けた進捗状況でございます。

中学校部活動につきましては、今年7月に千曲市、坂城町のスポーツ団体、文化芸術団体、校長会、保護者会などの代表で組織された中学校部活動地域移行推進会議において、部活動の地域移行を千曲市と坂城町で協働で進めていくことが決定されました。

これを受け、8月に地域移行に向け、坂城町と千曲市の教育委員会が事務局となり、地域移行の運営主体の設立に向け、運営準備会を設置いたしました。運営準備会は、これまでに3回開催され、これからの方向性や運営、規約などをはじめ、指導者の確保や報酬などについて検討しているところでございます。

また、8月には坂城・千曲管内の中学校部活動の顧問全員に向けた説明会を開催し、11月には坂城・千曲管内の全ての中学校において保護者説明会を開催したところであり、坂城中学校におきましても、保護者に対し、5年度以降の地域移行についてご説明したところでございます。

次に、指導者の確保と育成はのご質問でございますが、指導者研修につきましては、現在、地域移行の運営主体、地域クラブの設立に向け、規約や規則などを検討しているところでございます。その中に、指導者の要件として、青少年の健全育成に寄与する志があること、中学生の指導者としての専門性を高めるよう研修に励むこと、地域指導者と部活顧問の連携を図り、一貫した指導となるよう努めることといった項目を入れるよう検討しているところでございます。

また、地域クラブといたしましても、国や県に登録されているコーディネーターや講師などの情報を積極的に活用し、指導者に向けた研修会を開催していくよう検討しているところであり、クラブ設立後は登録された指導者に研修の受講について周知してまいりたいと考えております。

次に、指導者登録の進め方につきましては、地域クラブの趣旨、指導者の要件を満たしていることを条件に、現在、スポーツ協会や体育協会、文化団体に指導者の確保を依頼しております。また、中学校の顧問においても、休日の指導を希望する教員の兼職・兼業届の許可を得た方については、指導者登録をしていただくところであります。そのほか、協会や団体からの推薦や、一般からの希望者を募るなど指導者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域クラブにおける行政、教員、関係団体や指導者、保護者間などでの連携と協働の取組につきましては、地域クラブは、千曲市、坂城町が運営事務局となり、地域の関係団体な

どが連携、協働し、生徒のスポーツ、文化芸術に親しむ機会の確保に向けて設立するものでございます。

現在、スポーツ、文化の関係団体、校長、保護者の代表などで組織する中学校部活動地域移行推進会議や運営準備会などにおいて、設立に向け具体的な連携の内容等を含めて検討を進めているところでございます。

また、体育協会、スポーツ少年団、文化協会、企業からの人材支援等と連携に関するご質問でございますが、地域クラブにおいて各専門部を運営していくためには、指導者の確保が重要と考えております。体育協会、スポーツ少年団、文化協会など様々な皆さんと連携し指導者の確保に努めてまいります。

企業からの人材支援としましても、企業にお勤めの方でスポーツ等で活躍されている方が、町体育協会などに加入されているケースもありますので、協会等を通じて指導の依頼をするなど検討してまいりたいと考えております。

次に運営資金についてでございます。

新たに設立する地域クラブにつきましては、千曲市、坂城町が運営事務局となり地域クラブの運営をするものでございます。運営資金につきましては、国や県から地域移行に向けた支援など様々な方向性が今後示されると思われまますので、これらの動向に注視してまいりたいと考えております。

また、保護者負担や指導者への謝金の考え方につきましては、現在、様々な運営経費と併せ、運営準備会において検討をしているところでございます。

町といたしましては、引き続き、国や県の動向に注視し保護者負担を軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

**10番（滝沢君）** 教育長、担当課長より大変丁寧な説明をいただきました。まず、小中学校の文化部、運動部等の活動状況ということですが、おおむね80%以上の方が参加をされている。また、これにスポーツ少年団のほうで活躍している子たちを入れると、やっぱりかなりのウエートの子が運動、または文化のほうへ関わっているということで、これは非常に私が思っていたより数字が大きかったので、よかったなというふうに思っております

それと、大会での成績を町のホームページ等でいろいろ大会の都度掲載されておりましたけれども、非常にすばらしい活躍の状況で、このコロナの状況の中で、非常に困難な場合も多々あったと思うんですが、やはりこれは各指導者また関係者の皆さんのお力によるところが大きいのかなということで、これは本当に敬意を表したいと思っております。

それと、一番私がちょっと心配しているのが南条の金管バンドのことなんですが、教育長が今、答弁の中で、恐らく来年度以降になるんでしょうが、3校、村上小、それから坂城小学校を含めた3校で進めていくというようなことになると思うんです。具体的にどうやって練習を

していくかということは、またこれから具体的にお示しいただくような部分があると思うんですが、ご承知のように、金管バンドは全国大会常連の輝かしい成績を収めて、本当に私、皆さんもそうでしょうか、坂城町の宝だというふうに思っております。

来年のちょっと動向をお聞きすると、かなり激変をするんじゃないかというようなお話もちょっといただいていますので、やっぱりそこら辺のことで、OBというか、保護者のOBの方がかなり心配をされている方もいらっしゃいました。この辺はやはり関係者の皆さんで何とか知恵を出し合って、そういうこれまでの歴史をつないでいくように、またご尽力いただければというふうに思っております。

その中で、先週の土曜日、ライフ・ステージエコーということで、町長もブログに上げておりましたが、世界最小の管弦楽団と称されるアンサンブル・ヴィータの演奏会があったわけにありますけれども、非常にすばらしい演奏会だったと私も思っております。

最後に花束を渡された女子小学生が感想はどうでしたかということを出演者の方に聞かれたときに、もう1回皆さんの演奏が聴きたいですというような話をされていまして、非常にこれに私も心を動かされて。やはり多感な世代の子どもたちに、やっぱりこういう優れた演奏の機会を、もっと多くの子どもたちにも見てもらう必要があるんじゃないかと。やっぱりああいう質の高い技術に触れる機会がその後のいろんな世界に関わっていく。音楽だったら音楽の世界に関わっていくきっかけにもなると思いますので、そこら辺のあれがまた金管の一つの土壤になっていけばいいなということ。

やはりこういう、今、芸術鑑賞会というのは、ちょっとあるかどうかわからないですけども、そういう機会をすることによって、情操を養うという意味も当然つながりますし、これは町長、教育長、それから担当課のほうにも、そのような機会をぜひともつくっていただけるように、また要望させていただきたいと思います。

それで、文化庁も地域移行に関しましては、文化庁とそれからスポーツ庁ですね。それぞれ共通の目指す姿として、少子化の中でも将来にわたり子どもたちが継続して親しむことができる機会の確保、また地域に維持可能で多様なスポーツ環境、文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保するとしております。

先日、ニュース報道でコロナ感染症の影響で悩める子どもたちが増えているというような報道の報告があったんですけども、スポーツや、それから文化芸術の活動を通して、やりがいやそれから生きがい、目標を持って諦めずに挑戦することの大切さなどを、ぜひ子どもたちと共有して取り組んでいただけたらというふうに思っております。

それと、部活動については、先ほど言いましたように、移行については、私は常々思っておりますが、非常に坂城はスポーツ少年団の活動がほかの地域に比べて盛んだというふうに感じております。そして、そこに携わっていらっしゃる指導者の方も非常にいろんな立場の方、

多くの方々に携わっていただいて、町の職員の方も大勢携わっていただいておまして、そういう質の維持、それから伝統という意味でも、そういうあれはされているのかなというふうに思っております。

急激に来年4月から移行しますよといっても、今の大きな流れがありますので、それに基づいて流れていって移行していくんだろうなということで、私自身としては大きな不安ということではないですが、やはり坂城町の特徴を生かして、また千曲市と連携を図っていただいて、やはりいろんな形で戸惑いがないような形で進めていただければというふうに思います。

その中で、やはり何点か課題ということも出てくると思うんですが、平日はこれまでどおり先生方が、それから休日は外部指導者が関わっていくということで、やはり先生方と指導者のそれぞれのモチベーションの持ち方のギャップというのが出ないのかなというあたり。それから、先ほど言いました子どもたちの戸惑いですね。指導者が変わるということで、そこら辺の戸惑いがどうなんだろうと。それから、保護者の方も今までいろんな形で関わってきた関わり方がどう変わっていくのかなというふうなあたりですね。これが一つの課題点かなというふうに感じておるんですが、その中で、再質問を2点だけさせていただきたいと思います。

現在進められている地域クラブへの移行について、これまで関わってこられた先生方と保護者の方の受け止め方、また、保護者会で出された意見等、このようなことが出されたというふうなことがあれば、その状況を伺います。

それから、先ほど先生の中でも新たに兼職・兼業ということで携わっていかれる方もいると思うんですけども、そこら辺の割合と伺いますか、どの程度の方がそういう兼業でやっつけられる方がいらっしゃるのかどうか、そこら辺がもしわかれば、そこら辺のところをお願いしたいと思います。

それから、もう1点は練習時間についての考え方を伺います。現状ということで、現在の平日、それから放課後と朝練の現在の状況。それから今後、地域クラブに移行した場合、休日の練習時間の内容はどうなるのでしょうか。また、新たな体制に移行した場合、子どもたちのオーバーワークというのが一番、私も懸念をされるわけですが、この辺の点についてお考えを伺いたいと思います。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。

これまで関わってきた先生と保護者の受け止め、また意見等の状況はでございます。初めに、教員の受け止めにつきましては、以前から千曲・坂城の運動部運営委員会などでも地域移行などについて協議され、その意見など更埴校長会などでも検討されてきた経過があるため、地域移行の方向性などを説明した際には、地域移行に対しては好意的な感触でございました。

また、引き続き、休日も子どもたちの指導をしたいとお考えの教員も大勢いるとお聞きしているところでございますが、現在、確保を依頼しているところでございますので、割合等につ

いてはまだ承知しておりません。

また、保護者につきましては、保護者の代表及び校長、顧問、教育委員会で組織される坂城中学校部活動運営委員会や、11月の保護者説明会などで地域移行の説明をしておりますが、現在のところ保護者からのご意見はなかったとお聞きしております。

次に、部活動の平日の放課後及び朝部活の状況でございます。現在の中学校では、部活動は長野県中学生期のスポーツ活動指針、更埴地区中学校部活動大綱に基づき、部活動に取り組んでおります。

この指針等において部活動の活動時間などが示されており、部活動においては適切な活動時間と休養日を設定することとされており、平日に1日、土日に1日の休養日を設けること、また、1日の活動時間は平日は2時間程度、休日は3時間程度とすること、ただし、大会1か月前など特別な場合は活動を校長の許可の下、1日3時間程度にするようになっております。また、土日の両日に部活動を行った場合は、平日に2日間の休養日を設けることとされております。

朝部活につきましては、部活動は放課後の活動を基本とし、朝の部活動を行わないこととされておりますが、放課後の活動時間が短い11月から3月には朝部活を行ってもよいとされております。

次に、地域移行後の活動時間につきましては、地域移行後につきましても県の指針や大綱を遵守し、今までの休日の部活動と同様の活動になるよう、現在協議しているところでございます。また、地域移行は休日の部活動のみが対象でございますので、平日及び朝部活につきましては、地域移行後も今までどおり県の指針や大綱に基づく活動となります。

また、新たな体制で子どもたちがオーバーワークになるのではとのご質問ですが、先ほども答弁いたしました。地域移行後につきましても、県の指針や大綱を遵守し、生徒の健康等に配慮した活動となるよう、運営準備会において検討を行っております。

**10番（滝沢君）** 担当課長より再答弁いただきました。練習時間は大体2時間から3時間というところでお聞きしましたけれども、やはり我々の世代の感覚からすると、その時間で本当に大丈夫なのかとちょっと心配になるんですが、やはり今の時代、先生方の働き方改革を含め、いろんな指導者の方の負担軽減、先生方の負担軽減を含めて、やっぱりそういう時代の中で求められること、県の指針ということに基づいてということもありますけれども。やはり、その中で集中して短時間で最大限の練習をして成果を出すという、そういうことが今求められている時間なんだなというふうに理解をさせていただきました。

そういう意味では、先生方、それから指導者の方の力によるところがかなり大きいと思うんですけれども、やはり、今後そういう多くの外部指導者の方がやはりいい形で参加していただければというふうに期待をしております。

では、最後にまとめたいと思いますけれども。まさに今サッカーワールドカップが開催されております。日本チームは、惜しくもベスト8進出はかないませんでしたけれども、その活躍は大きな勇気と感動を与え、全国に歓喜をもたらしました。そして、サッカーを愛する青少年たちにも多くの影響を与えたことと思っております。

アスリートの多くが小中学校時代から切磋琢磨し、将来を見据えた取組をしている状況を見ますと、今後、この地域からワールドカップなどを含め、世界の舞台上で活躍できる選手が輩出されるのも夢ではないと思います。そのためにも環境整備を含め、経験豊富な指導者の確保、資金援助など、包括的な支援の充実を望むところでございます。

では、次の質問に移ります。

## 2. 地域の環境問題について

昨年に引き続き取り上げます。昨年12月、地域猫活動のボランティア団体、ふくねこさかきが立ち上げられました。そして、本年度予算にそのボランティア団体への活動補助金もつけられ、より具体的に事業が進められてきていると理解をしております。これは町長のご理解と担当課の迅速な対応によるものと評価をするところであります。

飼い主のいない猫をはじめとする不幸な猫を減らすTNR活動、これは外猫を捕獲し、不妊・去勢手術後、また元の場所に戻すという一連の活動ですが、この活動につきましても、町長、担当課、社協、また議員各位にも現地にて状況を把握していただき、確実にその理解は広がってきていると実感をしております。1年が経過した現在、次につきまして質問いたします。

### イ. 地域猫活動について

1点目、本年度交付されました地域環境保全推進事業補助金の活用状況と地域猫活動1年の取組状況と評価はということで伺います。

2点目、地域猫活動を進める上で、各組織、団体、行政との連携について伺います。活動を実施してきた中で、課題も出てきていると伺っております。以下の点について伺います。生活困窮者、認知症の方、外国籍の方、一人暮らしの高齢者等の事案に対応するため、住民環境課、福祉健康課、社会福祉協議会とボランティア団体との今後の連携への考えは。この福祉に係る事案は、ボランティア団体では対応できない場合があり、今後の大きな課題であります。

次に、地域猫活動の自治区への周知・啓発への考えは。本年度、自治区での協力をいただいた事案もお聞きしておりますが、手術場所の確保と手術に際し、事前に近隣の家庭にお知らせを配布する必要がある、そのあたりを自治区でも協力いただけないかということでございます。

3点目、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術について。地域猫活動の不妊・去勢手術を進める上で、手術費用が一番のネックになっております。この手術費用の補助制度により、さらに不妊・去勢手術が進み、生活環境の改善や住民間のトラブル解消にもつながります。今議会に上程されております補正予算、地域環境保全推進事業補助金25万円の概要について伺います。

次に、ロ、犬、猫へのマイクロチップ装着について質問いたします。

1点目、マイクロチップ登録の状況は。本年6月、改正動物愛護管理法が施行され、販売される犬、猫へのマイクロチップ装着、登録が義務づけられました。そこで、登録状況と今後の啓発はということで伺います。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま滝沢議員さんから2番目の質問としまして、地域の環境問題についてということでご質問いただきました。私からは、イの地域猫活動について、この1年の取組の評価など全般的なことをお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長からお答え申し上げます。

さて、野良猫被害の対策として取組が広がる地域猫活動につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の目的である人と動物の共生する社会の実現の趣旨に沿い、地域の理解と協力による愛護と適正な管理、ボランティアの協力、行政による適正飼育の指導とサポート、といった形で3者が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要であります。

県におきましても、環境大臣が定めた動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に即して長野県動物愛護管理推進計画を策定し、関係者と連携・協働しながら、総合的かつ体系的に動物愛護管理施策を推進しているところであります。

当町におきましては、先ほどお話がありましたけれども、令和3年12月1日に、地域猫活動の推進に取り組むボランティア団体ふくねこさかきが発足し、3者協働の取組がスタートいたしました。

これ以降、この1年間にボランティア団体が地域猫活動による不妊化手術に関わった頭数は127頭、実施箇所は13の自治区に及んでおります。手術の際には、手術前日と当日の二晩、猫がとどまる場所が必要となりますが、地域猫活動の社会的意義が徐々に認知されることで、とどまる場所の提供や手術費用の負担など、地域のご協力をいただける場合もあり、町として大変感謝申し上げるとともに、大きな成果と捉えているところであります。

また、令和3年4月に、環境省は、近年社会問題となっている多頭飼育崩壊の未然防止を促すため、社会福祉と動物愛護管理の他機関連携に向け、具体的な対策事例を示した、人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドラインを策定いたしました。問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等が複雑に絡み合っていることがあり、人と動物に係る別々の問題として対応しては解決が難しく、飼い主の中には支援を必要とする方もいることを踏まえる中で、動物愛護管理部門だけでなく、福祉部門など、多くの関係者が連携して取り組むといった他機関連携の必要性が重要視されているところであります。

ご質問の地域猫活動を進める上で、各組織、団体、行政との連携につきましては、餌を与えている方が様々な要因で地域から孤立している場合、把握が遅れたり、経済的困窮から猫に不

妊化手術を施さずに繁殖が繰り返されたりすることが懸念され、早期発見、早期対応のための連携体制が重要であると考えております。

今年度、当町で取り組んだ他機関連携の事例といたしましては、福祉部門から相談を受けた、猫の多頭飼育による生活困窮等の問題解決を図るため、県社会福祉協議会と町の社会福祉協議会、町の関係部署が連携し、さらには、猫の捕獲等にボランティア団体のご協力をいただく中で、公益財団法人どうぶつ基金の不妊化手術・行政枠を利用し、多頭飼育の猫に不妊化手術を実施いたしました。

町といたしましては、そうした事例も踏まえる中で、自治区やボランティア団体が取り組む飼い主のいない猫の不妊化手術費用に対する補助金制度を創設し、今議会に補正予算を上程しております。

今後につきましても、地域猫活動が、経済的困窮など人的な問題ともつながっていることを念頭に、各関係部署同士、また、ボランティア団体とも連携しながら、引き続き対応を図ってまいりたいと考えております。

**住民環境課長（竹内君）** 私からは、イの地域猫活動の詳細と、ロの犬、猫へのマイクロチップ装着について、順次お答えいたします。

まず、地域猫活動とは、不妊・去勢の不妊化手術を施した繁殖しない猫を元の場所に戻して、テリトリー、いわゆる猫の縄張を守らせ、ほかの場所からの猫の流入を防ぐとともに、定めた時間に定めた場所での適正な餌やりや猫トイレの設置など、猫の習性を利用した合理的な方法で、猫による問題解決と、長期的には飼い主のいない猫を減らしていくという活動であります。

ご質問の地域環境保全推進事業補助金の活用状況であります。この補助金は、飼い主のいない猫による生活環境問題の改善を目的として、地域猫活動に取り組まれている町内ボランティア団体に対して、今年度から、活動費用の一部について助成を行っているところであります。

町からの補助金の使い道としては、不妊化手術を実施するための捕獲器の購入、不妊化手術実施のための費用の一部、地域猫活動普及のための勉強会の開催、チラシの作成の費用などに充てられております。

次に、地域猫活動1年の取組状況と評価であります。地域猫活動は、まずは活動を知っていただくことが大切であります。町では、昨年12月にボランティア団体が発足したことを受け、2月の行政協力員会において、地域猫活動とボランティア団体の活動内容をお知らせするとともに、町内の皆様に向けては「広報さかき」、町ホームページ等で周知を図ってまいりました。

また、9月3日には、地域猫アドバイザーでもある獣医師を講師に迎え、ボランティア団体主催の地域猫勉強会が開催され、約40名の方にご参加をいただきました。

平時の対応といたしましては、町や団体に、猫のふん尿被害や、飼い主のいない猫に関する相談等が寄せられた場合には、現地で団体メンバーが状況を把握し、保健所、町、団体の情報共有の下、地元区長さんに状況をお伝えしながら、餌を与えている方の協力を得て捕獲し、不妊化手術を実施しております。

飼い主のいない猫の管理は、最初から誰もが正しい知識をお持ちとは限らず、ボランティア団体が地域住民と同じ目線に立って、不妊化手術や定時・定点の餌やり、猫トイレの設置などを助言することで、ふん尿被害が改善した地域や、不妊化手術の効果で発情期のけんかや鳴き声が減少、またはなくなった箇所もあるということで、さらなる広がりを期待するところであります。

次に、地域猫活動の自治区への周知・啓発への考えについてお答えいたします。今後の周知・啓発につきましては、12月末に発行となる「広報さかき」1月号に地域猫活動に関する記事を掲載するほか、来年2月に開催される行政協力員会におきまして、地域猫活動、及び自治区で取り組んでいただく場合の不妊化手術費用の助成についての資料をお示しし、ご案内させていただきますと考えております。

次に、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術について、今議会に上程されている補正予算の概要であります。飼い主のいない猫の増加を防止して、快適な生活環境の保持を図るため、自治区及び町内を本拠に活動する地域猫活動推進ボランティア団体が、飼い主のいない猫に不妊化手術を受けさせた場合に、その手術費用に対して交付する補助金を計上したところであります。

補助金の額につきましては、雌の不妊手術費用に対して1頭につき上限1万円、雄の去勢手術費用に対しては1頭につき上限8千円とし、来年3月末までの実施分として約30頭分を見込んだところであります。

町といたしましては、今後も引き続き、関係機関相互の連携で情報共有を図りつつ、地域での愛護と適正な管理を促すとともに、ボランティア団体のご協力をいただきながら、飼い主のいない猫による問題を改善し、快適な生活環境の保全を推進してまいりたいと考えております。

次に、口の犬、猫へのマイクロチップ装着の義務化についてお答えいたします。

令和4年6月1日に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、犬猫等販売業者が販売する犬及び猫へのマイクロチップの装着と登録が義務づけられました。

マイクロチップは、犬や猫などの個体識別をするための電子標識器具で、獣医師が獣医療行為として皮膚の下に装着を行います。首輪と違い、一度装着すると簡単には外れないため、今回の法改正でマイクロチップ装着が進むことにより、迷子や災害、盗難の際に飼い主の確認が容易になるほか、飼育放棄の抑止など、動物愛護と適正管理を維持するための効果が期待されるところであります。

6月1日以降、ペットショップやブリーダーなどから購入する犬や猫には、既にマイクロチップが装着されておりますので、迎え入れた飼い主は、環境省が指定する登録機関である公益財団法人日本獣医師会へ、自分の住所や氏名、電話番号など、情報の変更登録が必要となります。また、既にマイクロチップを装着している犬、猫を譲り受けた場合にも、変更登録が必要となります。

なお、既に所有している犬、猫や、ペットショップやブリーダー以外から譲渡された犬、猫へのマイクロチップ装着は努力義務となりますが、装着した場合は、やはり指定登録機関への登録が必要となります。

マイクロチップを装着した犬、猫が保護された場合には、マイクロチップから15桁の個体識別番号を専用のリーダーで読み取り、指定登録機関の登録情報と照合することで、飼い主に連絡をすることができます。

登録状況についてであります。町内の飼い主の方により指定登録機関に登録されている件数は、12月1日現在、犬が35頭、猫が1頭という状況であります。

次に、今後の啓発についてであります。今年度、これまでの取組について申し上げます。役場カウンターに制度周知のチラシを設置しているほか、毎年4月下旬から5月上旬にかけて町内4会場で行う狂犬病予防注射の集団注射会場でのチラシの配布、「広報さかき」6月号、11月号に記事を掲載したほか、町のホームページでも登録制度の啓発を図っているところであります。

町といたしましては、個体識別番号を読み取るリーダーを備えるとともに、マイクロチップ登録制度の普及による飼い主確認の迅速化、飼育放棄の抑止など、動物愛護と適正管理促進のため、今後も引き続き町ホームページや「広報さかき」、集団注射などの機会を捉えて啓発を行ってまいりたいと考えております。

**10番（滝沢君）** 町長、担当課長より、またすばらしく前進をしました不妊・去勢手術についてご答弁をいただきました。この1年間の活動ということ、今、担当課、町長をはじめお話をさせていただいたんですが、非常にもう130頭近い猫の不妊・去勢手術を実施したと。これは本当に私も驚きで、私は上山田でもちょっと立会いをさせていただいたことがあるんですが、上山田のボランティア団体さんは十数名、今ちょっと増えて20名近くいらっしゃるんでしょうかね。坂城はまだそれほど多くない人数で、これだけの成果を上げられたということは、本当に敬服するところであります。

この冬場も、ちょっと大変な寒い中でも活動されているということをお聞きしておりますけれども、やはりこれからまたそういうことで、3月までの予算がここでつけられる、この議決を通してですけれども、そういうことが進むということを期待をぜひしたいと思います。

一番は、なぜそうやって町が動いてくれたか、いろんなこれまでの経緯があるんですけど

も、やはりボランティア団体がまず立ち上げられたことが一番の大きなことなんです、その流れの中で、町長をはじめ担当課、それから社協の皆さんも、議員さんも現場を見ていただいて、やはりこれは大変な仕事だなど、町の環境美化、整備に対しては、大事なことなんだなということをやはり多くの皆さんに理解をしていただいた結果、今の流れになってきているんだろうというふうに感じております。

これで千曲川流域で唯一不妊・去勢手術の空白区だった坂城町が、これで議決が諮れることになれば、他市町村に誇れる、また事業の推進になると思います。

時間もあれですから、再質問は、すばらしい答弁いただきましたからいたしませんけれども、今後さらに地域の皆さんの理解を得られるということになれば、ボランティア団体、それから行政、地域の連携と協働がさらに進むというふうに期待をしております。

それから、最後にご答弁いただきました犬と猫のマイクロチップの装着でございますが、これは、たまに「すぐメール」で迷い犬のお知らせがあったんですが、迷い犬がありました、その後どうなったかということが、なかなか報告といえますか、報道がなかったので心配をしていたんですが、それぞれ皆さん、その後、犬たちは飼い主のところへ戻っているということをお聞きしております。こういう形でマイクロチップ装着が今後さらに普及すれば、いち早く飼い主の元へ戻ることができるわけです。

ただ、今飼っている犬、猫に関しては、これは任意ということでございますので、ここら辺をどうしていくかということなんです、先ほどいろんな啓発を含めて、周知・啓発活動を進めていくというようなことでございますので、そんなに大きな費用はかからないとお聞きしておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

では、最後でございます。今、地域猫活動についてご答弁をいただきましたけれども、この地域猫活動史では、4年度は当町における地域猫活動元年というふうに位置づけてもいいんじゃないかと私は思っております。

今後、ボランティア団体の、先ほども申しました会員の増員も必要であります。この地域猫活動には、ご説明にもありましたけれども、3日間の活動が必要で、それだけのマンパワーがなかなか続かないということをお聞きしております。ぜひ、いろんな機会を通して、このボランティア団体の活動の周知・啓発にもお力添えをお願いいたしまして、一般質問とさせていただきます。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時38分～再開 午後 3時48分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

**14番（中嶋君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

初日、今日のトリを取らせていただきます。どういうわけか不思議、くじ運がよかったのかどうかわかりません。後ろからずーっとこ来ましたという感じでね、珍しいことがあったなと思ってね。そんな余計なことを言いながら始めさせていただきます。

今申し上げましたように、今年最後の議会であります。今年を振り返ってみると、中国の武漢から始まったコロナが、もうちょうど丸3年になるんです。こういうふうには計算していくと。そうは言いますが、一向に衰える気配がありません。私も5回目のワクチンを受けてまいりました。まさにコロナ禍時代となり、大きく時代が変化していますが、しっかりと見極めて対応をしていかなければと思っております。

最近では、カタールで始まったワールドカップであります。侍ジャパンの選手が強豪であるドイツ、スペインにも勝ち、日本はもとより世界中が熱狂をいたしました。私にもわかサポーターとなり、寝不足になったことは言うまでもありません。

しかしながら、この世界の祭典の裏では、今年の2月24日でした。ちょっと遠くなっちゃって、いつだっただかやなんて言ってね。コロナもあつたりするから季節感もないし。2年前、3年前だっただかやぐらいな感覚にはなっていますが、皆さんそうでなかったね。何とこの2月24日に始まったロシアとウクライナの戦争という名の人殺しが行われております。世界中からワールドカップのときぐらいは停戦しようという声が、私は上がると思っていましたが、国連をはじめ、世界196か国あるそうです。これは日本が認めたところですが、そうでないところも入れれば200か国くらいあるんでしょう、この地球の上には。今言ったように、196か国もあるのに、どこの国も声を上げなかったことが非常に残念であるとともに、せっかくのチャンスを逃してしまいました。戦争を終結させるためには、真っ先は停戦、そして休戦、そして終戦という方程式があるわけでございます。これ以上、長引かないことを残念ながら神に祈るのみであります。

さて、質問に入らせていただきます。

小・中学校給食費を無償に

(イ) 坂城町の現況は

この問題は、少子化問題の解決の一策であると思っております。数年前に保育園の給食費無償化も提案をいたしました。本来であるならば、保育園児から高校生まで私は無償にすべきであるものだと思っております。今回は義務教育であります。またこれもちょっと思い出したんですが、たしか中沢町政のときに、食育にも力を入れていくんだという思いで、たしか新しい給食センターを造った頃でありました。そんな話がありました。

食育って何なのかなと思いましたが、これを調べると、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであると。これは食育基本法に明記されております。ということは、食べることもこれは勉強であると。こんなふうに考えている、明記されている部分だと私は思っております。

そこで、坂城町の現況をお尋ねをしたいと思えます。

(ロ) 坂城町の今後の対応は

坂城町も当然であります、コロナ禍であり、昨今の大幅な物価高でもあり、子どもを産んで育ててくれる、まさに子育て世代が20年も、場合によっては30年も給料が上がらず、この世代はうんと疲弊していると私は思っておりますよ。情けない国になっちまって、日本もね。20年間全然上がっていない。私もここへ立って20年たちますが、一銭も上がっていない。これも本来おかしな話ですよ。だから町会議員をやる人がやたら増えればいいけれども、まあ優秀なのつきりいますけれどもね。何だかそんなようなことで、財布の中は我々みんな軽くなっていると。特に子育て世代がそんなことになって、とにかく疲弊していると思えます。

こんなことは、本来、国や県が行わなければいけないことなんですよ。だらしのない日本であって、だらしのない長野県でありますから、そんなだったら、これを町長を筆頭に考えましょうよ。ぼちぼち、私の調べたところによれば、県内でもなかなか先進的な町村もありまして、いよいよ始まってきているんですよ。ただにしてやれや、おい、と言って。じゃあどこだと調べたら、二十いくつかあったんですが、例えば御代田町であるとか長和町であるとか、佐久穂町であるとか、あと軽井沢町。軽井沢あたりは錢があるからね。その後、うちの町あたりになるかと私は思うんですが、あと箕輪町とか小海町。計算してみたら21の自治体は悠長なことは言っていられないよと。町民を守らなきゃ誰を守るんだと。それで首長が筆頭になってただにしろや、おいと言って、やったのが長野県内で21の自治体があるわけですよ。

私はこの場でよく言うんですが、何かうんといいアイデアを考えたら、坂城から発信して日本中に広げろと。場合によっちゃ世界に広げていけと。このくらいのことを思っていますよ。

そういうような部分を考えれば、やっぱりあんまりよそ村のことなんか、まねはしたくない。だけれども、よく考えてみればなるほどなど。だから、そういうことでほかの町長連中はやっているんだと。

そんなようなことを考えれば、財政力というんですかね、坂城町も財政力からいったら、よそ村に笑われないようにしなきゃいけないと私はいけないと思っていますから、これはもうあれですよ。もう場合によっては来年の1月から。来期だなんて言っていないで、特別補正予算でもつければ、みんな議員は賛成しますよ。

そんなことも含めて、よその町に負けないように、子どもたちを何とか守ることによって親たちを守ってあげて、なおかつ子育て世代、子どもを産んでくれる世代ですよ。その人たちを

守って、財布の中を少し重くしたら、また子どもを産んでくれますよ。それがいい循環になってくれれば、我が坂城町も不減であります。

とにかく、そんなことを含めて、我が町も速やかに無償にすることを私にご提案を申し上げます。そんな中で、我が町のお考えをお尋ねします。

以上であります。

**教育長（清水君）** 1. 小・中学校給食費を無償にの質問に順次お答えいたします。

初めに、食育・学校給食センターでは、児童生徒の成長期の健康な体づくりに必要不可欠な給食を、献立の工夫や地元食材の活用などに努め、栄養バランスが取れ、安心・安全でバラエティーに富んだおいしい給食となるように努めております。

ご質問の町の給食費の状況でございますが、平成26年度から、1食当たりを小学校280円、中学校325円とし、令和元年に消費税率を10%に引き上げられた際は、保護者への負担を考慮し、給食費を据置きし、今年度まで給食費の改定を行わず給食を提供してまいりました。

この間には、天候不順などによる野菜の高騰や食品の値上げなどもございましたが、給食の献立や使用する食材など創意工夫を行いながら、安心・安全な学校給食の提供に努めてきたところでございます。

給食費の保護者負担額を増額せず、地域食材の購入費用相当分を町が負担することとし、地産地消の推進を継続するとともに、引き続き保護者負担の軽減と安心・安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

今年度の給食費につきましては、昨今の経済情勢に伴い、燃料費や食材費の高騰している状況などから、給食運営委員会において給食費の改定などを研究していただいたところでございますが、町民生活においてコロナ禍の影響等による厳しい経済状況がまだ続いていることなどを考慮し、今年度は給食費の値上げ相当分を町が負担することで、保護者の負担軽減を図ったところでございます。

次に、口の坂城町の今後の対応はどの質問でございますが、初めに、県内の給食費無償化の状況として、平成30年度は王滝村、売木村、平谷村、天龍村、生坂村の5村において、子育て世代への支援、移住定住の促進などを目的として、小中学校の給食費の無償化を行っております。

また、コロナ禍や原油価格高騰等の影響による物価の高騰などから、保護者の経済的負担軽減を目的として、地方創生臨時交付金等を活用し、給食費の無償化や、当町と同様に給食費の一部補助、一時的な給食費の減免などを実施する動きがございます。

今年度は、県内19市町村が給食費を無償化としておりますが、コロナ禍の影響による物価高騰に対する地方創生臨時交付金を活用できる期間のみ無償化するという市町村もあり、この

ような対応を行っている市町村においては、毎年の給食費の無償化に伴う財源の確保といったことが大きな課題であるとお聞きしております。

県内各市町村においても、それぞれの状況により様々な対応が取られておりますが、町といたしましては、給食費は学校給食法第11条で、学校給食に必要な食材費は保護者の負担とされており、このことを基本と考えております。

一方、給食費などのご負担が経済的に困難なご家庭には、就学援助の制度の中で、給食費の実費分について支援をしているところでございます。

町といたしましては、給食費を無償化するためには、財源の確保といった大きな課題が伴いますので、一律に給食費を無償化することではなく、引き続き、現行の支援策の中で必要な保護者に対し給食費の負担軽減を行ってまいりたいと考えております。

また、現在もコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻、円安などの影響に伴う物価高騰などによる経済的負担が重くのしかかってきておりますので、さらなる給食費の値上げによる保護者負担が増えないよう、献立の工夫や地元食材の活用などを継続して行ってまいりたいと考えております。

今後も引き続き、安心・安全でバランスの取れた学校給食の提供に努め、児童生徒や保護者の皆さんに食事の重要性、大切さを伝えながら、食に関心を持っていただけるよう、学校給食を通じた食育活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**14番（中嶋君）** ただいま、教育長のほうからいろいろのご丁寧な説明があったわけですが、そうは言いますが、補助金も含めていろいろ考えているんだよと。いろんな意味で出しているよと。いろんなアイデアも使っているというようなことがよく伝わってきました。ましてや、給食センターで献立を作っている皆さんにも、いろんなやっぱりできるだけ安い仕入れをしてとか、そんなご努力も今回よく見えたわけでありませう。

それは今、教育長はそこまででしょうか、答弁は。せっかくですから、できれば、町長のお考えなんかが聞ければありがたいと思いますが、今言ったように、町長、我が町も全然私は卑下しているわけではないですよ。一生懸命ご努力なされている。今の教育長のお話からもよく伝わってはきています。もちろん、だから、補助を出しているんだよと。これはある意味敬意を表しますよ。

じゃあ、長野県中全部出しているかという、そうでもないところもあるみたいですね。全然そこまでやっていないと。ざっくりですが、さっき私もちょっと言いましたが、ちょっと教育長と俺の今の調べ方が違ったか何か、県内で19の自治体が無償、無料にしているようなお話伺ったんですが、21自治体だったと思います。またこれちょっと、その数字はその辺はどうでも、多少のことはいいと思っています。

それから、自治体で一部を補助しているところは、これもざっくりですが、これも52市町

村あるわけです。坂城町も隣だからと、よくそういうことを言うんですが、それじゃあ上田市はどうだやとか、千曲市はどうだいという、やっぱり上田市も千曲市も一部補助をしているだけであります。

ただ、広域的に考えて、ちょっと上田の周辺を全部あれしたりすると、さっきも言いましたけれども、御代田であるとか長和であるとか、軽井沢であるとか、村では青木村なんかは頑張っているようですよ。青木村も村長さん本気でやっているようです。要は無料でやっているというほうであります。

だから、そんなようなことを考えれば、一応私も今の実情、坂城町はどうなんだいということで、教育長にまていにお話を伺いましたので、それ以上私は申し上げるあれはないんですが、できれば、町長どうでしょう。やりましょうよ。議長、ちょっと町長にひとつ、無料にしると俺が言っているんだから、その辺ちょっとよろしくお願いします。

**町長（山村君）** 今、教育長からもお話がありましたけれども、コロナで非常に厳しい中で、臨時交付金などを使って無償にしようというところもあります。青木村もたしかそうだったと思いましたが、首長さんはこの後どうするかと非常に悩んでおります。

前にも大森議員さんからも何回も質問がありましたけれども、今、就学援助という形で所得の少ないご家庭には補助をしているんですけども、一律全部無償にして、何といたしますか、非常に裕福な家庭まで全部無償にするのと、就学援助のほうを増やしていくのかといたら、僕は段階的にやっていく手かなというふうに思っております。

ただ、どういう段階的にやるかですね。今、ちょっと正確じゃないかもしれませんが、この前、学校教育課に聞いたところ、給食の費用は全部で1億円ぐらいだと思います。ですから、1億円の財源を、ここで何かほかを削って持ってこられるのかどうかということも簡単には言えないと思います。

だから、何か段階的にやるか、額を、パーセンテージを下げるか、半額にするとか、いろいろなやり方があるかと思えます。なるべくご負担がない状態で、子どもが勉強しやすい環境づくりをしていかなきゃいけないなと思っておりますけれども、もう少し勉強させていただきたいというふうに思っております。以上です。

**14番（中嶋君）** 町長が、もうちょっと考えさせてくれやと言うから考えさせますが、よそはやっているんだよ、町長。できないわけではないでしょう、1億やそらのことで。そこを一番言いたかったんです、私は。さっきも言ったように、よそのまねをしろと言っていません。坂城町は坂城町の内情があるから。だけど、今言ったように、坂城より、こんな言い方をしちゃいけないけれども、財政力の弱いところがやっているからね。これは町長、本当に真剣に取り組んでもらわなきゃ駄目ですよ。半分やるかとかね、それはいい、それは。3分の1とか、いろんな議論があるけれども、私はそういうの嫌いなんだ、本当は。やるならただにしてやれと。

どこへつながっていると思っていますか。町長。私に言わせれば少子化ですよ。ここが一番、町長、大事なところなんだよ。ただ、給食費をただにしろやと言っているだけじゃないの、私は。今までの流れからずっと、私はここに20年もおるんだから、やっていけばわかるんですよ。坂城の町は、どんどんどんどん人口が減っちゃっているでしょう、今。ざっくり言えば1年で100人減っていますよ、子どもが少なくて。100人子どもを産んでもらわなきゃいけないんだ。このまま坂城町がずっとこれから100年、200年、300年いくには。このままいけば、私の頭の悪いところで計算すれば、150年後には坂城町に誰もなくなっちゃうんですよ。もうぼちぼちそこら気がつかなければ。

そのためにはどうすればいいといたら、やっぱり私に言わせれば、子育てしている世代にやっぱり援助してあげなきゃいけない。今はコロナでいっぱい援助しているでしょう。工場がどうたらとかさ、個人事業主がどうたらとか。みんな去年よりも少なくなって、みんな金くれているわ。何とかやっていこうと。

じゃあ、一般のサラリーマンたちはどうしているんですか。サラリーマンの人たちは金も上がらない、20年も。それで子育てしているサラリーマンの子たちが、小学校、保育園、幼稚園、そういう子たちがみんな多いんじゃないんですか。社長やっている連中ばかりいませんよ。坂城町は社長が大勢いますが、私も何人も友達がいますけれども。そういうことを考えれば、私に言わせれば、やっぱりこれから子どもをたくさん産んでいただくとか、やっぱり坂城町を守る子どもたちを大勢産んでもらうなんてことを考えれば、やっぱりそんなものぐらい何とか知恵を絞ってやってあげなければ。まあ、これ以上やっても堂々巡りになっちゃうから、ここらで終わりにします。

## ②子ども食堂について

### (イ) 子ども食堂の現況と今後は

この質問も、私はこれで3回目であります。町のボランティアグループの皆さんと社協が協力して、こどものひろま in 夢の湯という名のこども食堂を行っていましたが、コロナの影響で休止のようであります。現況と今後の対応をお尋ねいたします。

これを真っ先にやったときに、町長も私も一緒に見に行きましたよね。あそこでカレーライスを食べてきた。そんなことで、いよいよ坂城町もよかったわなど。その前は、私はここで手を挙げて、こども食堂っていうのが日本中あちこちではやっている、坂城はやらないだかいなんて言ったら、いや、あれはNPOだとか、食堂関係でなんていうようなことをご答弁いただいたんです。そうか、それじゃ駄目かというようなことを言って、半年ばかりたったら、こんどはよかった。いよいよ我が町もボランティアグループのその人たちが集まって、社協と一緒にあって、うまい名前をつけて、こどものひろま in 夢の湯なんて名前だね、あそこで子どもたちが十何人か来てね、お母さん、お父さんなんかもいて、勉強したり、おらも遊んできました

たけれどもね。いいことが始まったなと思ったんですが、残念ながらここへ来て、何かコロナの関係で休止しちゃったというようなことを聞いたもので、ちょっとその内情、実情をお教え願えればありがたい。以上です。

**福祉健康課長（堀内君）** 2. 子ども食堂についてのご質問にお答えいたします。

町内で実施するこども食堂につきましては、子どもたちがこの地域で健やかに安心して暮らせるよう、保護者をはじめ地域のボランティアと一緒に食事を重ね、子どもの居場所づくりを行うことを目的に、平成29年10月から町社会福祉協議会が主体となり、実施しているところでもあります。老人福祉センターを会場として、こどものひろま in 夢の湯としてスタートし、コロナ禍前までは、2か月に1回ほどの割合で開催されてまいりました。

参加される方につきましては、特に要件は設けておりませんが、親子での参加が多い状況であり、参加費として子ども100円、大人300円を頂く中で実施をしているところでもあります。

こども食堂の運営には、ボランティアとして社会福祉協議会で実施するファミリーサポート事業の協力会員をはじめ、会員の知り合いの方や、こども食堂の活動を知り、お手伝いを希望される皆さんに食材の調達や食事の調理、提供などのご協力をいただいているところでもあります。

こども食堂の現状といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、施設での感染防止を図るため、令和2年度から休止しておりますが、それ以前のこども食堂の状況といたしますと、平成29年度は3回開催され、子ども32名、保護者15名、ボランティアスタッフ42名の合計89名、30年度は6回開催され、子ども77名、保護者52名、ボランティアスタッフ93名の合計222名、令和元年度につきましては6回開催され、子ども117名、保護者72名、ボランティアスタッフ85名の合計274名の方にご参加いただいたところがあります。

こども食堂は食事の提供だけではなく、子どもからお年寄りまで世代を超えた交流の場、生きがいつくりの場として、また、子ども同士のコミュニケーションを図る場としても有効に活用され、参加される皆さんが生き生きと活動されているとお聞きしております。

こども食堂の活動が地域に知られるようになり、徐々に参加者が増えてきたところでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の間、休止せざるを得ない状況が続いております。

そのような状況ではありますが、現在、定期的に協力会員とボランティアの皆さんなどが集まり、再開に向けた打合せが行われており、できるだけ早い時期に再開ができるよう、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視し、準備をいただいております。

町といたしましては、国・県の方針や地域の現状を踏まえる中で、様々な人との関わりやつ

ながりを持つことができるこども食堂を早期に再開し、安心して利用できる環境を整えるとともに、子どもたちの健やかな成長に寄与できるよう、社会福祉協議会等と連携してまいりたいと考えております。

**14番（中嶋君）** ただいま課長よりご答弁をいただきました。大変ありがとうございます。今の実情がよくわかりました。さっきも私が言いましたように、ちょっと心配してしまして。やっぱり子どもたちは育っていってしまうし、今の給食もただにはならないし、そんなことを考えれば、やっぱりあそこへ何人か来ていたけれども、みんないい子で跳んで歩いていました。こんな子どもたちがご飯を食べないなんていうような状況になっているところは、やっぱり手を差し伸べてあげなきゃね、私は恥ずかしいなと思っています。

そんなことで、そうは言いますが、このコロナ禍もある。その前までは、今は累計でしようけれども、200人も来ていたなんていうときもあったようで、これはよかったなと思っておりましたけれども。そうは言っても、今の話じゃないけれども、いくらコロナ禍だなんていったって、どんどん子どもは大きくなるし、それこそ母子家庭の人の割合が多いような気がしますけれども、やっぱり。一生懸命お母さんが働いても、なかなかこういう情けない国になっちゃって、200万以下だなんていう人が多いようです。そんなようなところへ当てはまっているような人たちが、そこへ大勢いらしているんじゃないかなと思っていますので。

そうは言っても、ここでもって、それじゃあ今の課長、おまえがどうかしろなんていうことは言えません。やっぱりそうは言っても、ボランティアの人たちをお願いしなきゃいけない。それからまた、社協の皆さんにもこれはお願いしなくちゃいけない。だから、上から目線で物は、そうしたことが言えない部分があると思います。強いて言うなれば、できるだけ補助でもしてあげよう。何人来ているんだいと。その中でどれくらい金がかかるやと。そんなところへやっぱり出してあげたらいいんじゃないかななんて思います。

それから、私も今、課長がおっしゃっていたように、あそこへ行ったときに、町長もそうでしたけれども、カレーを食べたときに300円払ったんだけれども、それも今のコロナ禍だから、おらも応援してやりたいから、子どもたちと一緒に遊びながら、300円をまた何かの足しにしてくれやというようにやりたいと思うんだけれども、コロナは嫌ですね、本当に。何でもかんでもコロナ禍だコロナ禍だ。やらないことが正義のようになってしまっているからね、困ったもんだと私は思っておるわけですが。

それで、私も思ったんですけども、何か今のあれですか。これもちょっと隣の市のことをあれしちゃいけないですが、上田市や千曲市あたりは、今のNPOだとかボランティアでやっているような人たちが始まってきたなんていうようなちょっとお話も聞いていましたのでね。そしたら、我が坂城町も今の課長のご答弁にありましたように、ボランティアの方の打合せが

始まったという答弁でしたから、ああよかったなと思っております。

それで、早期にやりたいんだというお話も承りましたので、何とかまた、そのときには町長、少しまた補助金でも出してあげて、そういう子どもたちを守ってあげましょうや。ぜひお願いしておきたい。

それで、またさっきも言いましたけれども、うまい名前をつけてあってね。こどものひろま i n 夢の湯ですよ。これがだから復帰するまで、私ちょっと思ったんですが、できれば、その間だって、これもさっきの話で子どもはどんどん育って行って、腹減っているんだから、うんと。腹減っている子どもに、少しご飯をおごってあげなきゃいけないという考えの中で、例えば福祉施設のみらいさんなんかが一生懸命お弁当を作って、これを役場へも売りに来たりなんかしているし、パンを売っているグループもあったりとか、いろんなそういう福祉関係の皆さんが頑張っていらっしゃるんですが、その人たちに弁当を少し分けていただいて、それをそれこそさか井だなんてうまいことを言って、みんな一生懸命やっているけれども、テイクアウトなんてことを、私はコロナになってから覚えたんですけれども。このテイクアウトをこどものひろま i n 夢の湯が再開するまで、そういうものを子どもたちにあげたらどうでしょうかね。私はこれくらいの面倒は見なきゃいけないと思っております。我が坂城町の大事な宝物の子どもたちですから。その辺のところは、ここでもって、また課長に答弁しろなんてことは私言いません。課長、答弁に困ると思う。こんなことを言ったってね。これもやっぱり町長どうでしょうか。お尋ねしておきたい。議長、お願いします。

**福祉健康課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、現在、定期的に協力会員とボランティアの皆さんと早期の再開に向けて打合せを行っているところであります。こども食堂は食事の提供だけではなくて、やはり様々な人との関わりやつながりを持ってコミュニケーションを図る場でもあります。そんなことから早期の再開を目指しておりますが、提案いただきました方法につきましても、今後そういったものを取り入れることができないか等について、ボランティアの皆さんと社会福祉協議会と相談をしてみたいと考えております。

**14番（中嶋君）** 町長、立派ですね、課長はね。すばらしい答弁をしていただきました。そのところを踏まえて、あえて町長にこれで答弁してくれやと私は言いません。それよりも現実的に課長のところを応援してあげて、ぜひみらいさんあたりから弁当を取ってやる方向を、明日にでもやるくらいな気持ちで考えていただきたい。これ以上、私は申し上げません。

それでは、第3質問といたしまして、ふるさと納税について。

今までの推移と今年の現況を教えてください。これは、ここで何度でも私ほえていますからね。私がここで提案して、町長どうするだいと言ったら、やるわということで始まった事業であります。まさにこれは町長、頑張りましたよ、私は一生懸命。みんな日本中から坂城

町へいいアピールができて、坂城町をどんどん希望してくれるというような格好になりました。これは、私は町の担当をしている課長はじめ、皆さんがご努力して右肩上がりでも推移をしてまいりました。それで、今どんな状況なのか、その現況をお尋ねするものであります。

それから、（ロ）として、今後の見通しは。

これは当然のことですが、ふるさと納税は、町にとって何よりも大切な財源となってきたわけですから。よかったですと思っています、私も。それで、今後の対応と見通しをお尋ねをしたいと思います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

**町長（山村君）** 中嶋議員さんから3番目の質問としてふるさと納税について、イとロとご質問をいただきました。順次お答えいたします。これから内容を申し上げますけれども、必ずしも右肩上がりではなくなりつつあるというちょっと厳しい答えになると思いますけれども。よろしくお願いいたします。

まず、ふるさと納税制度につきましては、多くの国民が地方で生まれ、教育を受け、やがて進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をするか、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思でいくらかでも納税できる制度があってもよいのではないかという考えから、国において検討がなされ、平成20年度から導入されたものであります。

当町におきましても、平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、寄附の受付をスタートしましたが、その後、平成28年度から、中嶋議員さんからもお話がありましたけれども、協力事業者というのを募りまして、町の様々な特産品を返礼品として用意するとともに、インターネット上のポータルサイトによる寄附金の受付を開始するなど、全国から寄附を受けやすい仕組みとして運営しているところであります。

ご質問の今までの推移につきましては、インターネットによる寄附金の受付を開始した平成28年度以降の寄附額の状況といたしまして、平成28年度が2,846万円、29年度は4,558万8千円、30年度は7,979万4千円、令和元年度は1億4,857万2千円、令和2年度は1億8,926万1千円、令和3年度は2億5,835万4千円のご寄附を頂いており、それぞれご指定の用途に従い、有効に活用させていただいている状況であります。

また、今年の現況といたしましては、前年の同時期と比べますと、寄附の受入額が5割ほどとなっている状況ではありますが、それでも11月末現在で1億1,089万4千円の寄附を全国からお寄せいただいているところであります。

今年度の状況を見ますと、特にこれまで人気を博しておりましたシャインマスカットを返礼品に希望する寄附受入れが減少しており、その主な原因といたしましては、今年の夏の天候不順による影響で、一部事業者において数量を確保できなかったことや、人気の高さから全国各地で返礼品として提供されるようになり、申込みが分散されたことなどが挙げられると考えて

いるところであります。

こうした状況は、当町だけではなく、全国的にも同様であり、これまでシャインマスカットを返礼品とした寄附が好調であったほかの自治体においても、寄附受付総額の減少などにつながっている状況とお聞きしているところであります。

次に、今後の対応と見通しであります。先ほども申し上げましたとおり、町では、平成28年度に町内事業所のご協力の下、特産品などの返礼品を設け、インターネットによる寄附金の受付、クレジット決済の導入などを行いました。以降、人気を博していたブドウなど果樹類を提供いただける登録事業者を増やす取組や、人気返礼品の数量確保といった返礼品の充実とともに、寄附の申込みを行うインターネット上のポータルサイトを増やし、電子決済に対応するなど、寄附者の利便性向上に努めてまいりました。

返礼品は、町の魅力を知っていただく重要な要素でありますので、今年度も国の定める基準を遵守する中で、ポータルサイトをさらに2社増やすとともに、ポータルサイトの掲載内容の見直しを行い、また、新たに返礼品協力事業者として7社の登録も進めてきたところであります。

なお、シャインマスカットを返礼品として希望する寄附受入額が減少した一方で、ナガノパープルを返礼品とする寄附につきましては、今年度新たに返礼品として提供いただける協力事業者が登録されたことにより、前年と同水準の寄附を頂いたところであります。

今後も、事業者の皆様のご協力をいただく中で、新たな魅力ある町の特産品を積極的に取り入れながら、返礼品の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。あわせて、より多くの全国の皆様に坂城町を知っていただき、魅力をお伝えする機会とするための体制の充実について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、寄附をされた方からは、他地域のブドウと比較して坂城のブドウはおいしいといったご意見もお寄せいただいていることから、新たにご寄附いただく方だけでなく、繰り返しご寄附いただけるようなPRも検討してまいりたいと考えております。

今後の見通しといたしまして、具体的な寄附額の目標については設定をいたしません。これからも寄附を通じて町を応援していただき、第2のふるさととして坂城町に思いをはせていただける方が一人でも増えるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

**14番（中嶋君）** 町長、登壇する前にちょっとこっちに目くばせをして、右肩上がりで全然、内情がよくわかりました。こんなことだったんですね、実情は。だけど、いつか私もこういう日が来ると思っていました。そうは言っただって、限度はあるというふうに思いました。

それでもちょっと、町長、これが落ちたのは著しいわな。去年は2億5千。俺、だから本当はもうちょっと行っていれば、3億5千万くらいやれやなんて、こう言おうと思っていたんですが、ちょっと驚きました。

それでも、要は1億1千万円超えているということで、まあもうちょっと時間もあるでしょうし、またクリスマスの関係で、また少しにぎやかになるんじゃないかなんていうふうに私は思っていますから。

そうは言っても、1億を割らないように頑張っていたかなければと思います。それこそ、坂城町の今のレッドホースに頼んで、ポータルサイト、何かちょっとよくわからないんだけど、また2社も増やしたなんて、これは努力しているなと思っています。この辺も私は大事だと思っていますけれども、できるだけ買ってもらう人たちに情報発信。1社より2社、2社より3社になると思います。五、六社やっていますよね。最初は1社だったと思うんですが、その辺は評価しています。ご努力は町もなされているなと思います。

それから、町長が今おっしゃっていたように、シャインマスカットはもう日本中ですからね。これはもうやっぱり。逆に言うと、今の農家の皆さんには、またちょっとその辺の情報を入れておかなきゃいけないわなと思います。

ただ、ナガノパープルなんかは、ここへ来て、やっぱりナガノと入っているんだから、それこそ今のほかの県の山梨のナガノパープルなんてね、それこそ宮城、仙台のナガノパープルなんてね、えらい売れないでね。やっぱり長野の坂城町のナガノパープルなんていけば、また売れるんじゃないかなんていうのは、ある意味、これは関係課でもって、農業を一生懸命やって頑張っている若者たちも今は出てきてますので、シャインマスカットばかりこだわっていないで、もう少し違うものも考えていったらどうだいぐらいなことは、また機会があったら言ってもらえれば、私はありがたいのかなと思っています。

今までは、何でもシャインマスカットさえやっていたら、あれは果物の中でも特別違うものだなんて言っていた人たちも大勢いたんですが、何かちょっと飽和状態になってきたなというふうに教えてあげたらいいのかなと思いました。

それから、今、町長も言っていましたけれども、シャインマスカット、これはあまり須坂の悪口は言いたくはない。須坂や中野のほうで作ったのと坂城町で作ったのは全然違う、うまくて。あんなものは食べたもんじゃないなんて言ってね。須坂の者はここにいないから言ったっていいんだけど。坂城町のと比べれば、なんて坂城町はうまいだいたい。そんな関係で、リピーターづくりをしたらいいんじゃないかなんて思っています。

それから、ちょっとこれは余計な話ですが、一つの例ですが、私の友人が南九州市の特攻隊の、私もここに二度ばかり行ってきましたが、基地のあった知覧町に10万のふるさと納税をやってみたんだそうです。去年やったから、12か月にわたり、肉とかハムとかソーセージとか、あそこはお茶ですね。そういうものもずっと3千円分だと思いましたが、12か月送ってきたそうです。今月で終わりになっちゃうということで、来年もリピーターになってもらいたいということで、実はパンフレットを送ってきたということで、ちょっとそれを今日借りてきま

した。

どんなものを送ってきただいと云ったらね、こういうパンフレット。これだけのもの。こういうパンフレットを送って来ました。議員の皆さん。こういうパンフレットを知覧町から送って来ました。おらもこれはよくわからない、町長なんかはよく知っていると思いますけれども、ここにぎざぎざマークがあるんですよね。何かQRコードとかいうものがついている。その人に聞いたら、おい中嶋、これは携帯はないかなんて云ってね。こうやって、何か出てきたなど。また、これがまていに出てくるんですね、今の携帯のところへ。そのボタンを1個押せば、今年やったのと同じように10万円向こうへ飛んでいくんだと。

おらは知覧町もいいけれども、ちょっと飽きたから、ほかのところへちょっと浮気しようかなと。ほかの市町村に10万円やるかなと思った。だけれども、これが出てきたら、そうは言ってもいろいろやかましいから、プチッとボタンを押せばいいんだと。それでもって、また頼んだみたい。だから、できれば。我が坂城町がやっているかどうかわかりませんが、もし担当課でもってこういうやつでやっていけば、またリピーターになっちゃうから。ほかへ浮気しないように。

これを私は商人だから言いますが、これはよくやる手なんですよ、本当はね。1回つかんだお客は離さないぞと。これが一つの手なんですよ。こんなふうにやれば、あれです、2億、3億やれなんていうことは言いませんが、1億円超えくらいには、右肩上がりじゃなくてもいいから、横並びですつと行けるような施策を。ひとつ皆さんに言いますが、これをやることによって下がらないんですよ。大体上がることはないと思う、これは。だから、もし何でしたら、こんなようないいところをまねしたり。

それから、私はよくわかりませんが、テレビを見ていると、さとふるさとふるなんてやたら宣伝していますが、あんなようなところも、いろんな事情があるでしょうけれども、やたらテレビで宣伝しているようなサイトというんですか、あんなようなところもまたちょっと考えて、時代の波に乗って、テレビでやっているようなところ。レッドホースの悪口は言いませんよ。レッドホースにはうんと世話になって、ここまで来たんだから。レッドホースをやめちゃえとすることは言わないんだけど、できればそんなようなところもお考えになっていただければいいのかなと思いました。

それで、知覧町は令和3年でどれくらいいっているか調べたら、全国で6位ですね。30億だそうです。これだけで30億。やっぱりちょっと商人的なものの考え方、ものを見方をすると、こんなものが割合アイデアなんですよね。だからまた、もし今言ったように我が坂城町も、私はさっきから何度も何度も言っていますが、いいことはまねしちゃいましょうよ。やたらシャインマスカットを並べて、シャインマスカットを送るときにこれも中へ入れて、もう1回お願いと云って。ちょっとこんなテクニックを使って、30億もやっているのかなと思いました。

て。そんなに知覧町はでかい町じゃなかったような気がします。特攻隊が飛び立っていったところですね。

そんなことでございます。ぜひその辺もまたお考えになっていただいて、攻めの作戦を考えて、ふるさと納税をひとつ、もう一踏ん張り頑張ってやっていただければありがたいと思います。

さて、時間もあれですが、今年もあと20日ほどになりましたと。じきにおめでどうなんて言うようになっちゃうわけですが、皆さんもご存知のとおり、国では今国会で議論されている防衛費倍増であります。対GDP比2%の議論が今盛んに行われております。

今、日本の軍備力は、世界196か国のうち何番目かちょっと調べてみたんですよ。あんまり私も勉強は嫌いだけれども。やたら今の総理大臣が2%だ2%だ、1%じゃなくて何で2%だ。2%ってよく考えたら、パーセンテージなんていえば、おら頭の悪い人間は、そんなもの1%や2%は大したことねえや、10か20かなんて言われたなんて思ったんですが、あんなるほど、国家予算になれば大したものになると。倍だ倍だって、倍は倍だと。

2%は、へみたいなものじゃないかなんて思っていたんですが、調べてみたら、世界196か国のうち何番目だよと。大変驚きましたよ。何と、今言ったように世界196か国地球上にあるわけですが、9番目ですよ皆さん。たまげたわな。ベストテンに入っている。それこそ、今のワールドカップで16だ8だなんて大騒ぎしているのに、そんな大騒ぎしなくても、我が日本は、196か国のうちベストテンに入っています。9番目。じゃあどこが1番だといったら、やっぱりさすがアメリカですわな。アメリカ、中国、3番目がインド、4番目がイギリス、今戦争をやっているロシアは5番目ですよ。6番目がフランス、7番目はドイツ、8番目はサウジアラビア。何とこの後9番目に日本が入っているんですよ。その次が韓国ですよ、10番目が。

これまたびっくりしたんですが、北朝鮮のあんちゃん、自分の子どもまで連れてテレビに出るようなことをして、やたら日本海越えたり打ってきやがる、あのやろうはどうだといったら、入っていないの、10番目に。吹けば飛ぶようなものだね。北朝鮮なんていうものは。

それで、皆さんに言いますよ。GDP比1%でも、今どういう訳かわかりませんが、今日は新聞記者がいなしやうがないんだけれども、マスコミであまり報道もされていないわな。皆さん、もう既に日本という国は、軍事大国なんですよ。こんな国になっているんですよ。我々の給料は全然上げないで。20年も。

それがですよ。GDP比2%にしたらどれくらいになると思います。ロシア、イギリス、インドを抜いて、日本は世界で3番目の軍事大国になるんですよ。どうするんですか、この国。ロシアとウクライナがああなったからやばいぞと。俺たちもたんと持てと。じき中国と台湾は何かありそうですよ。とって、ここまで軍事を進めちゃうと、どういう理論かという、あ

とは核弾頭を持つだけです。

だから、ここでちょっと私は思いました。世界で初めて原子爆弾を落とされたのは広島県です。何とこの出身の岸田総理は何を考えているのかと私は思います。聞いてみたいね、総理に。誰か手づるがあったら連れてきませんか、ここへ総理大臣を。あんた何を考えているんだ。これが皆さんにお知らせをしたい実情でありました。

何でこんなことを言うかという、もう今年最後の議会でしたので、ちょっと自分の思いをちょっとほえさせていただきました。国会議員じゃないのに、中嶋は何をこいているだなんて言う人もいます。でも、皆さんに言うておきます。よく私は言うんですが、私は坂城町の町会議員です。でありながら、長野県人であります。日本国の日本人であります。これからのことを考えれば、子どもたち、孫たちのことを考えたら、どうなっちゃうだやと思ひ、ちょっとここで一つ、町政とは関係ございませぬが、ほえさせていただきました。

恒例であります。今年最後の一句を添えますが、字余りになりそうなので短歌にいたしました。戦争をしているロシアのプーチン、ウクライナのゼレンスキー両大統領に届くかどうかわかりませぬが、愛を込めて贈ります。

戦などしなくも人は皆んな死ぬ どうせ死ぬならベッドの上で。戦などしなくも人は皆んな死ぬ どうせ死ぬならベッドの上で。

これにて私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

**議長（小宮山君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日13日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

(散会 午後 4時46分)

## 1 2 月 1 3 日 本 会 議 再 開 ( 第 3 日 目 )

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 小宮山 定彦 君  | 9 番議員 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 2 〃   | 大 森 茂 彦 君 | 10 〃  | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃   | 山 城 峻 一 君 | 11 〃  | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 〃   | 祢 津 明 子 君 | 12 〃  | 西 沢 悦 子 君 |
| 6 〃   | 大日向 進也 君  | 13 〃  | 塩野入 猛 君   |
| 7 〃   | 玉 川 清 史 君 | 14 〃  | 中 嶋 登 君   |
| 8 〃   | 栗 田 隆 君   |       |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 崎 義 也 君 |
| 教 育 長           | 清 水 守 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 井 裕 君   |
| 総 務 課 長         | 臼 井 洋 一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹 内 禎 夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀 内 弘 達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞 巳 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴 海 聡 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智 成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君 |
| 財 政 係 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長     | 細 田 美 香 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |           |
| 子 ども 支 援 室 長    |           |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| (1) 次期町長選への出馬の考えは      | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (2) ワクチン副反応及び後遺症についてほか | 栗 田 隆 議員   |
| (3) 発達障害児への支援についてほか    | 祢 津 明 子 議員 |
| (4) 学校給食の無償化に向けてほか     | 大 森 茂 彦 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 初めに、9番 朝倉国勝君の質問を許します。

**9番（朝倉君）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

今回の12月議会にあたりましては、来年4月、統一地方選が実施されます。当町も該当団体となります。現下の私どもを取り巻く世界の政治経済は大変な混乱と流動化をしている中、また、我が国内でもその影響を受け、多くの課題が山積している実態と考えます。

このような中で、次期の4月以降、どなたに坂城町の町政を担っていただくのか、多くの町民の皆様が大変心配や関心を持って状況の推移を注視しているところと推察をするところであります。

私の一般質問は、このような状況に対して、山村町長に次期町長選にあたっての考え方についての所信をお伺いしたいと考えます。

山村町長は、平成23年勇退を宣言されました中沢町政の後、民間で培った経験を基に、町政に新風を吹き込んでいただくべく、しなやかでたくましい町政の実現を託され、新しい町長に選任をされました。就任にあたりましては、他者のために最善を尽くす、決して逃げない、ひたすら勉強、常に謙虚をモットーに町政を展開されました。3期12年にわたって実施されました主な事業について整理をしてみたいと思います。

インフラ面では、トータルメディアコミュニケーション、「つながる あんしん 坂城町」構想の推進、同報系移動系無線の整備、中核避難所への災害公衆無線LAN整備、国道18号

バイパス及び坂城インター線先線の推進、デマンド交通の展開。

福祉面では保健福祉機能を併せ持つ新たな複合施設の整備に向けた検討の開始、子ども医療費18歳までの無料化、第3子以降の保育料無料化、県下市町村に先駆けて、初めて犯罪被害者等支援条例の制定を行いました。

産業面では、ねずこんの誕生、さかきワイナリー形成の推進事業、坂城駅前葡萄酒祭の開催、さかきものづくり展開催、南条産業団地造成・分譲、新築住宅を取得し定住された方に対する移住定住補助制度の創設。

教育面では、町独自の教育コーディネーター、心理カウンセラーによる就学相談、教育相談の充実、児童福祉と学校教育を一元化した子ども支援室の設置、各学校の耐震化、エアコン設置、町独自の外国語指導講師による英語教育の充実、中学生、高校生の海外派遣についての事業化、GIGAスクール構想ということで児童生徒1人1台端末等の整備。

行財政の面におきましては、コンビニでの税金等納付体制の整備、大学との連携事業の拡大・推進、第6次坂城町長期総合計画の策定。

以上、実施された主な事業についてピックアップをしてみました。民間での経験や知見、そして海外勤務で醸成された国際感覚を大いに生かされ、今までに町の先人たちが築かれた歴史を引き継ぎながら、活力ある坂城町の実現に努力をいただきました。この努力に対して、この場をお借りして感謝と敬意を申し上げたいと思います。

さて、今まで山村町長在籍の主な事業の実績を申し上げます。ここ3年間、世界全体を苦境に追い込んでいる新型コロナ禍、また、本年2月24日に発生したロシアのウクライナへの侵略等の国際政治情勢の激変により、経済の下振れ、安全保障、エネルギー危機、食料危機、温暖化対策等喫緊に対応が迫られる大きな問題が数多く存在し、これが今日の世界全体の政治課題となっておるところであります。

これらにより、我が坂城町におきましても、コロナ禍での観光、運輸、飲食業の支援、エネルギー危機による諸物価値上げ等の対策、円安による影響等の対策等々の継続した対応が求められているほか、公共事業の長寿命化に向けた個別施設計画が具体的な展開になります。

一方、これからの将来を見通す中で、財政面では慎重な運用が重要と考えているところあります。また、世界経済はインフレが加速をしております。アメリカ、ヨーロッパでは、今後インフレも収まる気配を示しております。今まで円安に振れておりました為替レートも、今後は円高に振れそうだという予測もあり、予断を許さない状況が今後予測されております。

このような状況の下、次期町政を担われる方は、厳しい世界の政治経済環境、国内の政治経済環境、また、坂城町の産業、教育、福祉、行政運営などを十分に理解し、その課題解決のために尽力できる方でなければならないと思っております。

私を含め多くの町民は、来年4月の統一地方選において、山村町長の4期目への出馬を強く

望んでおります。

そこで、山村町長にお聞きいたします。1点目として、山村町政のこれまでの成果と課題についてどのように考えているのか。

2点目として、次期町長選に向けて出馬へのお考えをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、朝倉議員さんから、次期町長選への出馬の考えはということで、大変ご丁寧にお話をしていただきました。

さて、3年半前の平成31年4月に町民の皆様の温かいご支援を賜りまして、坂城町長として3期目を担わせていただきました。平成から令和に年号が変わり、既に3年8か月が過ぎようとしております。その間、「活力あふれた、輝く元気なまちづくり」を目指して、できるだけ多くの皆様のお声を聞き取れることを心がける中で、私なりに全力で取り組んでまいりました。

初めに、これまでの町政の成果等についてのご質問ではありますが、まちづくりは大変広範でありまして、難しい判断になると思いますが、むしろ、議員各位や町民の皆様がどのようにお考えになっているかが重要でもあります。

そういったことも踏まえまして、私が掲げました選挙公約の四つの柱ごとに実現できたもの、また、方向づけがなされた主な事業などにつきまして申し上げたいと思っております。

まず、産業の活性化を中心とした「活力あふれた元気な町づくり」の取組でございます。私が町長に就任した当時は、東日本大震災の直後であり、さらに、為替レートが約80円と極端な円高やデフレにより、ものづくりの町坂城にとりまして、不況による大変厳しい時代でありました。

しかし、町内企業の経営者の皆様のお力により、景気が徐々に回復する中で、企業の皆様から工業用地の確保についてのご要望をいただきました。関係機関との調整等に若干の時間を要しましたが、地権者の皆様のご協力もあり、今年度、新たな工業用地として南条産業団地を分譲できましたことは、雇用の創出といった面も含め、今後の地域経済の活性化につながるものと考えております。

また、公共施設等の老朽化が進む中で、将来の住民ニーズを的確に把握し、町の財政負担の軽減や平準化を図るため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を策定いたしました。今後の公共施設の在り方とともに、保健・福祉分野等の中核拠点としての機能を有する新複合施設の整備による、少子高齢化時代の新たなまちづくりの方向性を示すことができたものと考えております。

次に、子どもたちの教育や学習を通じた「人の輝く町づくり」の取組では、町の子育て支援を推進するため、教育委員会に子ども支援室を設置し、幼児期から就学期まで、切れ目のない支援体制の充実を図ってまいりました。

また、南条小学校の建設、小中学校へのエアコンの設置など教育環境の整備を進めたほか、GIGAスクール構想を推進する中で、小中学生1人1台のタブレット端末を配布し、ICT教育の大きな前進につなげることができました。

坂城町の未来を担う子どもたちが、グローバル社会に対応するため、高校生のタイ国研修と、中学生のアメリカシリコンバレーへの派遣事業を創設するとともに、小中学校に3名の外国語指導講師を配置し、英語力向上によるコミュニケーション能力や国際感覚の育成を図ってまいりました。

続いて、高齢者や子ども、ハンディのある方にとって優しい「笑顔の町づくり」の取組につきましては、子育て世帯への支援といたしまして、子どもの福祉医療費を18歳までに拡大したほか、第3子以降の保育料無料化や不妊・不育症治療費助成の拡大など、経済的な負担の軽減を図る中で、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりました。

また、高齢者が健康で生き生きと安心して暮らせるための支援といたしまして、緊急通報システムあんしん電話の機器の更新や、水道メーターを利用した見守りシステムの導入等により、一人暮らしの高齢者に対する見守り体制の強化を図るとともに、疾病等の早期発見、重症化予防に向けての40歳以上の国民健康保険加入者の特定健診受診料を無料化するなど、町民が安心して笑顔で暮らせる取組を進めたところでございます。

また、四つ目の柱、芸術文化の振興による「誇れる町づくり」の取組につきましては、「びんぐしの里薪能」が、本年8月に5年ぶりに開催されたところであります。悪天候のため、びんぐしの里公園屋外ステージでの開催はできませんでしたが、国際的に活躍する能楽師による薪能の幽玄な世界を体験いただくとともに、こども能楽教室に通う生徒が日頃の練習成果などを発表する場となり、伝統芸能である能楽の伝承、育成につながる取組となったものと考えております。

また、東京オリンピックで正式種目として採用され、日本人が大活躍したスケートボードと3×3（スリー・バイ・スリー）、ストリートバスケットの設備を備える、町の新たなスポットとして、テクノさかきストリートパークを南条産業団地内にオープンいたしました。

さらに、町体育館の大規模改修工事に併せまして、ボルダリング施設も新設されることであり、新たな施設により、町のスポーツ振興がさらに進んでいくことを期待しているところでもあります。

そのほかの取組としまして、災害に強く、環境に優しいまちづくりの観点では、「つながるあんしん 坂城町」の実現に向け、デジタル防災行政無線を整備いたしました。同報系の防災行政無線につきましては、戸別受信機を全世界帯に無償貸与としたことで、令和元年東日本台風の際の情報発信はもとより、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う一斉休校の際のチャイムの発信などにも大変有効に機能いたしました。

また、災害時に地域の避難所となる小学校に自立・分散型エネルギー設備の設置を進め、今年度3小学校全てに設置される予定となっております。平時のCO<sub>2</sub>削減と、有事の際の電力確保の役割を担う重要な設備であると考えているところであります。

昨今の状況といたしましては、国内外で猛威を振るい、いまだ終息が見えない新型コロナウイルス感染症は、町民の皆様のご生活や、事業所の経営にも影響を及ぼしているところであります。そうした中で、感染拡大当初から対策本部を立ち上げ、情報共有を図りながら対策を検討し、町民への正確な情報提供に配慮するとともに、早急なワクチン接種の実施を進め、感染拡大の予防に努めてまいりました。

また、コロナ禍で影響を受けた町民生活の支援として、所得の少ない世帯や子育て世帯、ひとり親世帯などを中心に、様々な事業を実施したほか、事業所への支援といたしまして、緊急事態宣言による営業時間の制限や、客足の減少などで影響を受けた飲食店等を盛り上げるための事業や、売上げ減少に対する助成など、町独自の支援を行ったところであります。

また、令和3年度からスタートしました第6次長期総合計画の策定に際しましては、SDGsの達成とデジタル変革への取組を共通テーマとして位置づけ、広く町民の皆様のご意見をお聞きする中で、10年後の町の将来像を「輝く未来を奏でるまち」と定めたところであります。豊かな自然の中で、誰もが生き生きと輝くことができる社会を実現し、活力あふれる町を次世代へつなぐことを目指しております。

私にとりまして、この3期目は、難しいかじ取りが求められた4年間でありましたが、これからの町の大きな変容の礎の一端を担えたものと、大変有意義に感じているところであります。

また、様々な事業の推進は、議員各位をはじめ町民の皆様、そして職員の協力によるものご心から感謝申し上げる次第であります。

また、これからの課題といった質問もいただきましたが、新たな総合計画がスタートし、その中に掲げた基本目標や、施策の大綱に取り上げたそれぞれのテーマの実現に向けて、具体的にどう取り組んでいくのか、また、人口ビジョンや総合戦略に基づき、将来の坂城町が輝くものとなるために、今後何をしていかなければならないのかといったことが重要な課題であると考えております。

また、国道18号バイパスの整備や坂城インター線延伸は、交通混雑の緩和や、産業の活性化につながるとともに、将来を見据えたまちづくりの基盤となることから、一日も早い事業の推進に向けた取組が重要であると認識しているところであります。

また、公共施設個別施設計画に掲げました新たな複合施設の建設につきましても、住民サービスの向上はもとより、幅広い年代が集える場づくりや、デジタル化による業務の効率化といった面につきましても、今後の公共施設の在り方を考える上で、大変意義深い事業であると思っております。

さて、最後に、来年4月に行われる予定の町長選挙への出馬についてであります。朝倉議員さんから出馬を期待する旨の大変温かいお言葉をいただき、大変ありがたいと思っております。

これからの4年間は、長期総合計画や総合戦略の実現に向けた新しいまちづくりを進める、大変重要な時期と認識しております。また、4期目への出馬につきましては、大変重い意思決定となります。ご支持いただいている方、あるいは皆様のご意見を賜り、相談させていただく中で、今議会の最終日に、改めてお話をさせていただきたいと思っております。

一般質問の中でこのようなお話をさせていただく機会を賜りました。ありがとうございました。以上であります。

**9番（朝倉君）** ただいま、町長より答弁をいただき、熟慮中ということでございます。正式な態度表明は閉会の挨拶の中でいただけるということが確認できました。多くの町民が待ち望む回答を期待いたしまして、私の一般質問をこれで終了いたします。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時23分～再開 午前10時33分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

**8番（栗田君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、私の一般質問をしたいと思いません。

ワクチンの問題についてですけれども、これまで、私は2回このワクチンについての一般質問をいたしております。その2回については、いろいろワクチンとしても史上初のワクチンなので、慎重に接種はしたほうがいいと。そのためには、しっかりとした本当の情報、テレビやそういったマスコミが流しているだけじゃない正しい情報を十分に取って、それで自分で判断をして、それで接種を受ける受けない、あるいはどうもいつもそうなんですけれども、接種をするかしないかの2択のようになっていきますけれども、私の感じでは、こういうふうには人類初のワクチンですので、するしない以外に様子を見ると、しばらく待つ、そういう判断もあり得ると。それが一番いいんじゃないかと思えますけれども、そういうことについて、できる限り私としては情報を発信したつもりです。

特に、今回、今始まっているワクチン接種については、小さな子どもにも行うということで、子どもを持つ親御さんたちが、私が言った三つの選択肢のうちからどれかを選ばざるを得ないという状況ですので、できる限りの私が集めた情報もこの場でお伝えしていきたいと、そういうふうを考えております。

まず、ワクチンの意義を考えると、ワクチンはなぜやるのか。最初は発症を予防するということで、7割から8割の人がワクチンを打てば集団免疫ができるだろうということで始めたわ

けですけれども、それがもう2年、3年とたちまして、ほとんど最初に言っていたことが果たされない、それだけのワクチンの効果を見せることができなかつた。

それから、2番目に、感染予防という観点からワクチンは必要だと。これについては、非常に言われてきたんですね。もしあなたが打たなければ、ほかの人に感染させてしまうぞと。だから打ちなさいと。それはもう自分のためだけじゃなくて、周りの人に対してだと。こういう形でワクチン接種が進められたわけですけれども、これもどうも怪しくなっている。

最終的に今残っているのは、重症化は予防できる。推奨してきた日本の総理大臣も、4回目を打った途端にコロナにかかって発症した。だけど、重症化しなくてよかった。それだけのワクチンの意味があると。そういうふうに言われたわけですね。

それで、今言ったワクチンの意義について、一つ一つ今明らかになってきた情報をここで皆さんにお伝えしたいと。町の町民の皆さんに向けて。特に、小さなお子様を持たれているお父さん、お母さんに向けて、私はこれを言いたいというふうに考えています。

まず最初に、厚労省が発表した2022年の11月11日の分、今年の11月11日の分ですね。このワクチンを打った後、接種後に死亡した数が、この11月11日の時点で1,908人、重篤になった方が2万5,892人おられると。これは医師のほうからの報告があつて、ただし、それについては第83回の厚労省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会というところで、はっきりとした因果関係は判定不能だということで、公表はされていますけれども、ほとんど認められないと。

その第83回の厚労省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会においては、これは令和4年、今年の9月2日に行われたものですが、その時点では副反応疑いで死亡した方が1,835人、重篤な症状を持たれた方が7,287名という、これは厚労省からの発表です。

その中に、特に12歳から19歳の10代においては、令和2年、2020年の2月13日からコロナで死亡する人が少しずつ出てきたわけですが、今年の9月2日の検討部会までに、累積でコロナで死亡したという方が10代で12名おられます。この12名の中には、やはり前にも言いましたように、完全なコロナ死、コロナで死んだかどうか、例えば交通事故に遭って搬送中にPCR検査をやったら陽性だった、そういう人もコロナ死として含めていますので、かなり日本で出される情報の数というのは、どうもそのまま信用するわけにはいかないんですけれどもね。

10代でのワクチンの結果は、重篤者が502名出ています。10代の副反応が疑われて、それで死亡した人が10名。だから、この分科会の中で累積で12名の方が亡くなっていると。しかし、コロナの副反応も疑われる死亡者が10名おられると。

ワクチンというのは病気をしている人に対して打つものではなくて、健康な人に対して打つ

わけですから、普通の医薬品の何十倍も安全性が確保されなければ、はっきり言ってそのワクチンはやらないほうがいいだろうという結論になるんですが、日本ではなかなかそういうことになっておりません。

デンマークでは、Man On Fireという真実を伝えるというようなSNS上での記事を私は読ませていただきましたけれども、デンマークでは、18歳未満への接種は禁止だというのが今年の8月14日に出されております。その中に書かれていたのは、リスクがあまりにも高いと。したがって、医師の診断書を持つ人で希望する方には打っていいんじゃないかと。それ以外は禁止であるという決定がデンマークではなされております。

私が集めた資料の中で、アメリカのFDAという、これはフード・アンド・ドラッグ・アドミニストレーションという公的機関ですけれども、そこで若年層に対して、生後6月から23月まで、それから2歳から4歳まで、日本にはこの資料はございませんので、アメリカのFDAから取ったわけですけれども。そこでは、発症の予防効果は14.4%認められると。生後6月から23月までですね。それで、重症化予防については、これは評価なしと。わからないということですね。それから、2歳から4歳についての発症予防効果は36.2%あると。

ところが、重症化予防ということになると、重症化の数値を見ると、それを予防している有効性はどうかという計算をすると、FDAが出したものでは、マイナス94.1%という数字を出しています。これはインターネットを調べていただければ、すぐ出てくることなんですけれども、マイナス94.1%はどういうことかということ、打つとかかる、ほとんどそんな感じなわけですね。

ちょっとその有効性の検証については、計算方法が、打たなかった人の罹患率から打った人の罹患率を引いて、それを打たなかった人の罹患率で割るということでは有効性が出てくるわけで、そこに引き算がありますから、打ってそれで罹患した人の数のほうが上回ってしまうとマイナスという数値が出てくるわけですね。こういうデータがちゃんとございますので、こういうことも頭に置いて、お父様、お母様については考えていただきたい。

それから、感染予防効果については、10月11日にEUの議会で、ファイザー社の担当者に向けて感染予防効果の実証実験はちゃんと行われたのかという質問が出され、ファイザー社のほうからは、もちろんそんなものはありませんと。つまり、感染予防効果はどうかと聞かれたら、それについての治験は一切ございませんと。そうすると、日本の場合、予防接種法というものがあまして、この第6条に、感染症の蔓延予防が必要であると都道府県知事が判断した場合には、臨時接種は対象者と期間を区切ってできると、こういうことになっているわけで、そうすると、前提が全く崩れているわけですね。

ほかにその有効性については、イスラエルから出されている有効性の判断については16.5%、アメリカでは26%。日本の感染研というところから出ている数値と大きく分か

れているわけですね。これもちょっとSNSを調べていただければすぐ出てくる数値であると思います。

そこで、じゃあ坂城町として、坂城町の行政として一体どういうことができるのかということで、今回の一般質問を私が持ち出してきたわけです。このところを私は間違えてほしくないところ。一番大事な間違えてほしくない点は、もう既にかなりの方がワクチンの副反応で死亡されて、ワクチン被害者の遺族会というのがもう既に出来上がってしまっていて、そこでの記者会見を私は見たんですが、遺族会の方が厚労省の職員に向かって、一体あなた方はちゃんと自分でそれを受けているのかと、接種をしているのか。厚労省全体で何%の職員が接種をしているのか。確かに、被害者で亡くなって、その方の遺族からすれば、それまでびんびんしていた自分の連れ合いの人がワクチンを打った途端に2日か3日で死んでしまったということになると、これはかなり感情的になるのはわかるんですよね。その怒りを厚労省の職員の方にぶつけたわけですが、私はこれを見ていて、かなり違和感があるんですよね。

厚労省にしろ、このワクチン接種事業の主体になる市区町村は、坂城町は1万5,020人分のワクチンの接種が確実にできるように体制を整えるということは絶対に必要なことなわけですね。それは希望者がいるいないとか、そういうことに関係なく、接種の体制は絶対に整えなければいけない。それが壮大な空振りになることを恐れてはいけません。だから、その体制を整えた人に対して、じゃあおまえはどうなんだというような形で責めるということは、大変、私としては違和感がある。体制はきちんと整えてもらわなきゃ困る。町もそうですよね。

それでは、町について、私が通告した内容は、もう欧米では何度も何度もやるという頻回接種、それについての危険性、ADEとか抗原原罪とか、いろいろな免疫が異常反応したり攪乱されたりという危険性があるということで、今はもう日本以外のところは接種を控えるという趨勢になっています。今ワクチン接種をしている世界1位は日本であります。それでも、皆さんもご承知のように、何度やっても感染は広がる。やればやるほど広がるという、そういう感じですね。

したがって、ここで一旦立ち止まって考えるべきではないかということに基づいて、質問の内容としては、1番、ワクチンの有効性、安全性、それから副反応、有害事象などの情報が十分にあった上で接種を受ける受けない、あるいは子どもに受けさせない、それからしばらく様子を見る、待つということですね。そういう判断がされるべきだと考えますが、その情報の周知方法を含めて、町はどのように考えているか。

2番として、接種受付の方法の見直しですね。一斉に接種券を配って、はい、いつ予約しますか、電話をかけたら、すぐいつ打ちますかで、もうそれで決まっちゃって、接種券を一斉に配るということはやめてはどうかという、これもほかの全国有志医師の会というところが、特に若年層には危険が多過ぎるということで、日本全国の市区町村に、全国の市区町村という

1, 741あるわけですが、そこに全て中止と、それからワクチン接種の一律の送付はやらないでほしいという内容証明で送られているそうです。当町にも届いていると思いますけれども、そういった接種方法、受付のやり方の見直し。完全に申込制にするとかですね。それについてはどう考えているか。

それから、3番目の乳幼児を含めた若年層への接種は、特に小さなお子さんについては、身体がまだ未発達であると。特に脳の血管網がまだ未完成であるわけですので、10年後、20年後については全く判断材料がないという現状では、慎重な上にも慎重であるべきだと私は考えますが、町の見解は。

それから、ロとして、副反応が不幸にして起こった場合、町のフォローアップはどうなっているのか。

それから、ハとして、最後に人類史上初のメッセンジャーRNAワクチンでありますので、長期にわたる治験等は全くない状況ですので、接種を受ける受けない、あるいは待つ、そういった受けない権利、それが十分に尊重されているか。

特に学校の中で、部活動なんかで接種していなければ大会に出さないとか、あるいは遠征に連れていかないとか、そういったような不利益がないか。そういうものに対しての十分な配慮はなされているのか。この点についてお伺いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、栗田議員さんから、1番目の質問としまして、ワクチン副反応及び後遺症についてということでご質問がありました。私からは、イの接種方法とロの副反応についてのご質問にお答えしまして、ハの教育現場での対応につきましては、担当課長から答弁いたします。

今、るるお話がありましたが、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、予防接種法の臨時接種として位置づけられ、令和3年2月に国内で初めて新型コロナワクチンが薬事承認され、医療従事者等を対象として先行接種が開始されました。

町におきましても、令和3年5月から、重症化リスクが高いとされる65歳以上の高齢者から接種を開始し、順次対象を拡大しながら接種を実施してまいりました。

その後、接種対象年齢や接種回数のほか、使用するワクチンや接種期間など、様々な変更が国から示される中で、随時対応しながら接種を実施し、本年10月下旬からは、1、2回目の初回接種を完了している12歳以上の方を対象として、従来型のウイルスに比べ、現在流行している感染力の高いオミクロン株に対して効果が高いとされるオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を行っているところであります。

また、生後6か月から4歳までの乳幼児及び5歳から11歳までの小児へのワクチン接種の実施も国から示され、町においても実施をしているところであります。

ワクチンを接種しても、新型コロナウイルスの感染を完全に防げるというわけではありませ

んが、国によれば、新型コロナワクチン接種は、感染症の蔓延防止と重症化予防、さらにオミクロン株対応ワクチン接種につきましては、重症化予防はもとより、発症予防、感染予防の効果が期待されるとされているわけであります。

一方で、新型コロナワクチン接種の主な副反応につきましても国から示され、注射をした部位の痛み、頭痛、疲労、発熱等があるものの、現時点で重大な懸念は認められないとされているところであります。

ワクチンの情報につきましては、接種対象者の皆さんに対し、接種についてのご案内等とともにワクチンの説明書を同封し、情報提供をした上で、接種を受けるかどうかご判断をいただいているところであります。

続いて、接種受付方法の見直しを考えているかのご質問ではありますが、接種の予約方法につきましては、1、2回目の初回接種の際に、コールセンターまたはインターネットによる予約としたところ、高齢者の皆さんが、ご自身で予約を取ることが大変であったとの声を多くいただいたことから、3回目の追加接種からは、高齢者の皆さんにつきましては、事前にワクチン接種の希望の有無及びワクチンの種類についての希望調査を行い、接種を希望すると回答をいただいた方につきましては、町で集団接種の日時及び希望されるワクチンを指定させていただく方式としたところであります。

これにより大きな混乱もなく、高齢者の皆さんへの接種がスムーズに実施できたこと、また、高齢者以外の方には、ワクチンに関する説明書等を送付した上で、ご自身の判断でコールセンターまたはインターネットにより予約をお取りいただけていることから、現在のところ予約方法についての変更は考えておりません。

次に、乳幼児等を含めた若年層への接種についての町の見解ではありますが、国によりますと、ワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症の発症予防効果があるとされ、安全性においても現時点で重大な懸念は認められないとされておりますので、町におきましては、予防接種法の臨時接種に位置づけられた新型コロナワクチンの接種について、粛々と実施をしているところであります。

なお、16歳未満の方の接種につきましては、原則、保護者の同伴と予診票への保護者の署名が必要となり、保護者の同意なく接種が行われることはありません。

保護者に対しましては、ワクチンの説明書のほかワクチン接種についての厚労省のリーフレットも同封してお知らせをし、予防接種の効果と副反応のリスクの双方について情報提供をさせていただき、お子さんの接種の実施についてご判断をいただいた上で、接種をしていただいているところであります。

続きまして、口の副反応につきましてお答えいたします。

ワクチン接種につきましては、新型コロナワクチンに限らず、極めてまれではあるものの、

健康被害が起こることがあり、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、国による救済制度が設けられております。

町におきましては、頭痛や発熱といった一般的に多く現れるとされている症状につきましては、報告を受けていないため把握しておりませんが、副反応の症状が重いなど、健康被害の相談をいただいた場合には、その対応に努めているところであります。

なお、健康被害の救済制度につきましては、国の制度であり、認定の可否につきましても国により審査が行われ、結果が町に通知されるということになりますが、町民の方からの申請につきましては、町が受付をし、医師等による健康被害調査委員会を開催して、提出された書類について不足等がないか審議をいただき、委員会の意見を付して県を通じ国に進達をすることとされております。

申請に際しましては、提出していただく書類が多く、申請される方には負担になることもあろうかと思いますが、健康被害が生じた場合には、保健センターにご相談いただければと考えているところであります。

**教育文化課長（長崎さん）** 私からは、ハ、教育現場での対応についてのご質問にお答えいたします。

文部科学省では、令和2年6月5日付で通知した新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインにおいて、持続的な学校運営の指針を示し、このガイドラインを基に、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について、学校の参考となるよう学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～を作成しており、感染状況や社会情勢の変化に応じた改訂を行ってきたところでございます。

各学校においては、この衛生管理マニュアルを基本とし、学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策や、感染が広がった場合における対応など、感染レベルや感染状況に応じた対応を行ってきたところでございます。

現在、町においては、生後6か月以上から新型コロナワクチンの接種を受けられることとなっており、対象年齢の幼児及び児童生徒は接種を受けることができるとされております。

衛生管理マニュアルでは、新型コロナワクチンと学校教育活動についての指針が示されており、ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定しないこと、さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や、接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受けることまたは受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることとしており、当町におきましても、機会あるごとに、児童生徒及び保護者等への説明をしてきたところでございます。

このように、ワクチン接種については、接種をする、しない双方の権利がありますことから、

町教育委員会や各学校においても、児童生徒のワクチン接種の有無について、確認は行っておりません。

また、学校の部活動等や大会等の出場に際して、ワクチン接種を受けることといった取り決めもないことから、不利益につながることはないと考えているところでございます。

今後につきましても、衛生管理マニュアルを基に保護者への理解を得る中で、児童生徒がワクチン接種の有無によって学校教育活動に不利益や差別、いじめなどが生じないように、指導や周知の徹底に努めてまいります。

**8番（栗田君）** 私は、この一般質問に向けて、町内の方でこういうタイプの副反応で悩んでおるといふ方、10名までは行かないかな、七、八名の方と直接お会いして、話を聞いたり状況を聞いたりした方が、そのくらいの数おります。

足が麻痺したり、あるいは非常にこぶがでちゃって立って歩けないとか、車の運転がもう不可能になってしまったとか、それから胸が非常に痛くなって、これは心臓の血管の問題だと思うんですけども、寝られない。それで、腕を片腕ですけれどもつつちゃって、つって職場に出ていくんですけども、左手はもう使えないという方ともお会いしました。

それから、こうやってしまうと、すぐ誰だかわかっちゃうんですけども、東京から来ているお医者さんで、この方も2回目接種の2週間後に右半身麻痺になって、それで入院を4日間したと。これもワクチンの副反応の典型的なものなんですけれども、いわゆる血腫、血の腫瘍の腫ですけれども、これは簡単な言葉でいうと内出血のようなものですね。難しい病名で言うと頸椎硬膜外血腫という形で、右半身麻痺というようなことで入院もしたと。その方とは直接会うことはできなかったのですが、電話で詳しく。お医者さんですので、非常に話もよくおわかりになっていて、ただし、ワクチンとの因果関係はもちろんわかりませんと。ただ、そうなった時期とかが大変近いものですから、当然、その因果関係は疑われるということですよ。

それで、今はほとんどもう申込制でやっているというようなことなので、それは大変いいことだと思うんですが、こういうふうには町の中でも実際に何名かの方がワクチンの副反応の後遺症として大変苦しい思いをしていると。そういうことについて、町でワクチンの健康被害に対しての支援金のような制度をつくることはできないだろうか。これは私のほうの提案であります。

現に、大阪府のある市では、これがもうつくられていまして、一定の条件で健康被害に対しての支援金をその市が払うと、そういう制度ももはや出来上がっております。そういうことも坂城町のほうで考えてみてはどうかということをご提案したいと思います。

それでは、次に、ゴミの収集問題について。

これもずっと何度も取り上げてきた問題ですけれども、高齢化に伴って、ごみを出すことが非常に困難な人が増加していると。それに対しての対策、その対策の一つとしては個別収集と

ということもあるんでしょうけれども、そういったようなことについて、町はどのように考えているか。

それから、2番目としては、資源物の収集で、今立会いが行われているわけですが、大変寒い中、朝早く立っておられるのも大変なことだと思いますので、それについては見直しについてどう考えているか。また、資源物の収集方法として、ステーション化して、そこにみんなが常時出せるような、常時でなくても、その鍵か何かを開けるのが週何回かあって、それで何時間開けますというような、そういったタイプの施策ですね。今後の施策としてそういったものをどう考えているか、これについて質問いたします。

**住民環境課長（竹内君）** イのゴミの収集方法についてのご質問にお答えいたします。

初めに、高齢化に伴う搬出困難者増加に対する個別収集等はどのように考えるかのご質問でございますが、当町の高齢化率は、令和4年4月1日現在、36.1%と、国の平均を上回っている状況であります。

今後も、高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加することが見込まれ、ごみを収集所に持ち込むことが困難であると感じる方の増加が予想されるところでございます。

このような中、家庭からのごみを収集所に排出することなく、自宅まで回収に伺う個別収集は、玄関先にごみを出し、業者が回収してまいりますので、ごみ出しが困難な高齢者で構成される世帯などにとって、利便性は向上するものと考えてところでございます。

環境省においては、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築に向けた検討作業を進め、戸別収集など高齢化社会に対応したごみ収集・運搬システム等についての調査や分析、モデル事業などを行い、令和2年度に、自治体の規模、地理条件、高齢化率等に応じて参考とすべき事例を含めた「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」を作成したところであります。

今後、高齢者のごみ出し支援についてはニーズが増すと予想されるものの、個別収集につきましては、対象世帯や収集体制など検討すべき課題が多いことから、環境省のガイドラインや、既に取り組んでいる他市町村の先進事例等を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

なお、ごみ出しが困難な高齢者の方は、ごみ出し以外にも生活上の困難を抱えている場合が多いことから、当町においては、介護保険サービスの訪問介護や社会福祉協議会の社協たすけあいサービスなどを利用し、現在15名の方が買物代行などの生活上の支援に併せてごみ出しのサービスを利用され、適切に排出していただいております。

町といたしましては、訪問介護等のサービスによってごみ出しをされている方が、引き続き、適正な排出ができるよう環境整備等の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、資源物収集所での立会いの見直しの考えについてでございますが、廃棄物処理をめぐっ

では、適正な処理と良好な環境を維持し、限りある資源を繰り返し使用して環境への負荷を低減する循環型社会形成の重要性が、エネルギーに対する関心が高まる昨今、さらに強く認識されるようになっております。

プラスチック製容器包装など資源物の分別収集にあたっては、「容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。」など、再商品化分別適合基準に基づき、適切に収集することが求められているところであります。

町では、資源物の分別を推進するため、葛尾組合を構成する千曲市とともに、各家庭から排出、回収する段階で立会いをお願いし、適正に分別排出をしていただいております。

市町村ごと収集方法の相違はありますが、坂城町や千曲市が採用している立会いにつきましては、容器包装リサイクル法で定める、消費者は排出の抑制と適正な分別排出、再商品化の促進に協力する方法の一つとしてお願いしているところであります。

ご協力いただいている立会いによりまして、おかげさまで、回収したプラスチック製容器包装は、再商品化に支障なく、品質の良い評価となっており、この場をお借りして御礼を申し上げますとともに、引き続き、町民の皆様のご理解とご協力の下、適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

また、資源物収集ステーション化につきましては、時間帯や曜日に限定されることが少なくなり、町民の皆さんの利便性は向上すると考えられるところであります。

しかし、一方で、資源物が回収されるまでの間、地区の皆さんに管理等の対応をしていただくことが原則となりますので、今まで以上に地区の皆さんのご負担が増えてしまう可能性があることや、管理の面からも課題があると考えております。

町といたしましては、資源物収集機会の拡充が図れるという面はあるものの、多くの課題が懸念されることから、現在のところ、月に2回実施しているサンデーリサイクルや、役場南駐車場に設置している紙類のリサイクルボックスを有効にご活用いただきたいと考えております。

**8番（栗田君）** 今の高齢化に伴って、ごみを出すことが困難になっている方というのは、確かに様々な場面で、買物とかあるいは生活する上で困難のある方でしょうから、そういう方たちに対しては、社協といいますか、そういうところでやっておられると。それと同時に、ごみ出しもしているということでもあります。

あと、立会いの問題については、確かにそれによってきれいなプラスチックが集まるということで、それはそれでよろしいんですけども、もうこれだけやった場合、そろそろ住民相互の信頼に任せて、立会いというものは、最初のそれを入れるところを組み立てて、そのまま監視するというようなスタイルではなくて、皆さん、出す人を信頼してやっていけばいいと思います。

そこについてもう一度お伺いしますが、そのようには考えられないでしょうか。誰かが監視

していきやいけないと。それはやめて、皆さんが出す住民の方を信頼して、もう立会いという形は取らなくてもいいんじゃないかと。そのようにはお考えになっていないでしょうか。お伺いします。

**住民環境課長（竹内君）** ただいまの再質問にお答えを申し上げます。

もう一度、そういった住民の皆さんを信頼する中でということでございますけれども、もちろん、もう町におきましても分別収集がだいぶ定着しておりますので、もう住民の皆様、それから地区の皆様は、立会いなくして良質なプラスチック製容器包装が排出できるものとは考えておりますが、ただ、やはりステーション化となりますと、そのステーションの場所に容器包装などを排出するためのネットの設置ですとか、収集が終わった後、そのネットをまた保管庫などに回収していただく、そういったお手間をかけるということもございますし、また、併せて収集所を設置している、ごみが出ている間、風ですとか、そういったものでごみが飛び散ってしまうですとか、そういった管理面での課題がまだまだ残っているということですので、そういった課題についても、総合的に判断する中で検討してまいりたいと考えております。

**8番（栗田君）** 今日はコロナ禍についてのワクチン接種について、3回目の一般質問をいたしました。それと、最後はいつも扱っているごみ問題に対して、町はこれからどのような体制でやっていくのか。ごみの問題というのは、自治体にとっては大変重要な事業であって、非常に大変なことだと思います。それについて、今後様々に検討していただいて、住民の皆さんの一番いいごみの出し方、そしてその利便性を考えていく、これが大事だと思います。

それでは、今日扱いました3回目のワクチンの問題ですけれども、私はワクチンの問題というのは、ワクチンだけの問題じゃなくて、基本的に人間あるいは生物がみんな持っている免疫、当然持っている免疫の問題だというふうに考えています。免疫というのは、自分の体内に自分以外のものが入ってきたら、それを排除するというシステムですよ。

ただ、免疫のシステムというのが、異物が入ってきたから、すぐそれを排除するというようなそんな単純なものじゃなくて、もっともっと非常に複雑な形で成り立ってしまっていて、それを攪乱した場合、それが一部壊れたような場合には、自分ではないもの、異物を攻撃するということが実は自分の細胞に向けられる。そういうことはしょっちゅう起こっていることなわけですね。それが自己免疫疾患と呼ばれる膠原病、リウマチ、もういろいろ様々なものがあります。そういうところに、今回のようなウイルスの遺伝子を正常な普通の人の体に接種して、その遺伝子によって正常な人の細胞がたんぱくをつくり出すその機能を乗っ取って、ウイルスのスパイクをつくらせるわけですよ。それに対して体の中に抗体ができて、それを攻撃するという、そういう機序になっているわけですけれども、これは本当に先ほども言いましたように、史上初のものでございますので、10年後、20年後どうなるかわからないということで、十分に接種される方はそのところを留意して、先ほども言いましたように、打つ打たない以外

に待つという選択肢もあるということをお伝えしたいと思います。

最後には、先ほど言いましたワクチンの健康被害の支援金を、ぜひ検討なさってくださいようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**議長（小宮山君）** ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（休憩 午前11時31分～再開 午後 1時00分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

4番 柗津明子さんの質問を許します。

**4番（柗津さん）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 発達障害児への支援について

発達障害者支援法において、発達障がい、自閉症スペクトラム症（ASD）、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。

発達障害者支援法が制定されるまで、発達障がい、身体、知的及び精神の各障害者制度の谷間に置かれ、必要な支援が行き届かない状態となっていました。しかし、2005年、発達障害者支援法の施行により、早期発見、発達支援、学校教育における支援、就労の支援、発達障がい者支援センターの設置などが全国的に進み、2016年には一部改正もありました。

11月18日付の地元新聞によりますと、県内の公立小中高校で、本年発達障がいと判断された児童生徒は、小中学校で9,786人、高校が1,755人。症状別では、自閉症スペクトラム障がい（ASD）が小中学校4,765人、高校589人、注意欠陥多動性障がい（ADHD）が小学校1,508人、高校360人、学習障がい（LD）が小中学校359人、高校が99人で、発達障がいと判断された児童生徒は、最多を更新したとありました。

そこで、イ. 現状について。

現在、日本の出生率が低下しており、子ども的人数は減少傾向にあるにもかかわらず、通級に通う児童生徒数がこれだけ増えているのは、驚きの数字です。そこで、1点お伺いいたします。発達障がいと判定される子どもたちが全国的に増加している要因をどう考えているのでしょうか。

次に、ロ. 乳幼児期・保育園、幼稚園での対応について。

発達障がい、脳の不具合から生じられるとされており、完全に治療できるものではなく、療育によって子どもの特性に合った発達支援を行うことが必要とされています。療育の中でも、乳幼児から小学校の低学年ぐらまでに行う療育を早期療育といい、最近では特にゼロ歳児から小学校入学前の乳幼児期から早期療育を受けることで、その後の成長や自立にもつながりやす

いと、発達障害学の分野では言われています。乳幼児期から早期療育の最大のメリットは、子どもの脳は乳幼児期から小学校低学年ぐらゐまでが最も成長し、その時期に合わせて子どもの特性に応じた支援ができるということです。

そこで、2点お伺いします。

1点目として、乳幼児期での早期発見、支援の現状はどのように行われているのでしょうか。

2点目として、保育園・幼稚園での発見、支援はどのように行われているのでしょうか。

次に、ハ、保育園・幼稚園等と学校の連携、引継ぎについて。

発達障がいのある方への支援は、乳幼児期から学齢期、成人期までの各ライフステージに応じて適切に実施されることと併せて、その支援がライフステージに通じて途切れることなく、一貫して行われることが必要です。

ライフステージの境目ごとに、支援機関や本人、家族の持っていた生育歴や支援内容などの情報が、次のライフステージに適切に引き継がれなかったり、同一のライフステージであっても、支援機関間での情報共有が図られず、その結果、本人にとって一貫した適切な支援が行われにくいという課題があります。また、本人や家族にとって、支援者が変わるたびに生育歴や支援の状況などを一から説明することについて、精神的負担が大きいといった指摘もされています。

発達障がいのある方については、その特性上、環境の変化に影響を受けやすいことから、支援者においては、支援に関わる合理的配慮の実践に加え、ライフステージが移った場合であっても、基本的な支援の構造は変わらないようにするために、引継ぎ等における配慮がより一層求められています。

そこで、1点お伺いたします。小学校入学時、各園と小学校の連携、引継ぎはどのように行っているのでしょうか。

次に、ニ、人員の充実を。

全国的に見ましても、保育園、学校における介助員の数は、年々増加の一途をたどっていません。発達の遅れや障がいが発見されると、療育支援につなげていくこととなります。今までの療育は、身体障がいを有する子どもの機能訓練がメインとされてきましたが、昨今は発達の遅れや発達障がいのある子どもに対し、その子どもの特性に合った支援計画を実施することにより、子どもの発達と自立をサポートしていく取組に変わってきています。今後、より複雑化した問題も増えていくことが予想される中、ソフト、ハードの両面から利便性を向上させるために、キーとなるのは、子育て支援センターとその先生方だと思います。

そこで、1点ご提案します。子育て支援センターの人員を増やしたらどうでしょうか、ご見解をお尋ねいたします。

**教育長（清水君）** 1. 発達障害児への支援について、順次お答えいたします。

初めに、発達障がいに関しましては、議員さんの質問にもございましたが、平成16年に公布された発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されており、発達障がいを早期に発見し支援を行うことが、発達障がい者が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるとされているところでございます。

また、市町村におきましては、発達障がいの早期発見及び支援に必要な措置を講じるものとされ、小学校・中学校においては、障がいのある子もない子も、その子の特性に合わせた一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級と通級による指導教室、小集団の中で学習し指導・支援を行う特別支援学級といった多様な学びの場を整備してまいりました。

さて、県教育委員会において、令和4年8月末を基準日とした県内公立小学校、中学校、高校における発達障がいに関する実態調査が実施され、先月、その結果が公表されました。この調査は、調査用紙を各学校に配布し、医師の診断や臨床心理士、児童相談所等の専門機関の判定を受けている児童生徒の人数を調査したものであり、前年度と比較し小学校・中学校とも増え、前年度9,432人、全体の6.12%に対し、9,786人で全体の6.46%となり、354人、0.34ポイントの増加となっております。

ご質問の発達障がいと判定される子どもが全国的に増加している要因としては、冒頭申し上げました社会的背景による発達障がいについての認知の広がりが増加の要因と考えられるところであります。

続きまして、ロ．乳幼児期・保育園、幼稚園等での対応についてであります。初めに、乳幼児期においては、生後2か月での家庭への新生児訪問に始まり、4か月児健康診査、7か月児健康相談など、3歳児健康診査まで保健センターでの医師・保健師等による定期的な健診を行い、発達に不安を感じる場合は、心理士による個別相談や、親子はぐはぐ教室に参加いただき、集団の中での遊びを通して発達を促すほか、言語聴覚士・作業療法士などの専門家からのアドバイスなど、保護者の方に寄り添いながら支援を行っております。

保育園においては、クラス担任保育士のほか、必要に応じて加配保育士を配置するとともに、町内保育園及び幼稚園を家庭児童相談員が定期的に巡回し、保護者の相談や園児の様子を見て、保育士へ助言を行うなどの対応を図っているところであり、また、町独自の施策として、町内在住の5歳児全てと保護者を対象に、すくすく相談を実施しております。

子どもの運動遊び・リズム遊び等の様子から、心理士等が保護者と発達相談を行い、必要に応じて、心理士と保護者・クラス担任保育士と一緒に、家庭や園における長期・短期目標の設定や目標達成への具体的な手だてを決めたすくすく応援カードを作成することで、子どもに対

し保護者と園が一体となった支援を行っているところでございます。

6歳児では、各保育園・幼稚園において、数人程度のグループでリズム遊びや運動遊びを行い、5歳児でのすくすく相談以降の発達のフォローを行い、併せて、就学に向け、子どもの特性に応じた適切な学びの場を検討する、町の教育支援委員会へつなげているところであります。

続きまして、ハ．保育園・幼稚園等と学校の連携、引継ぎについてであります。小学校の入学前に、必要に応じ保護者同席の下、保育園等や小学校の関係者が集まり、子どもへの配慮や支援などの情報が引き継がれ、小学校においては、その情報を基に、その子どもにとっての適切な校内環境や発達支援を検討し、円滑な移行を進めております。

また、不安を抱える子どもさんや保護者の方に、事前に学校内を見学いただいたり、実際に授業を体験いただくなどすることにより小学校を知っていただき、安心して入学式を迎えられるよう支援を行っているところであります。

次に、ニ．子育て支援センターの人員の充実をとのご質問であります。町では、子育て家庭への支援と子育て支援施策の推進を図ることを目的に、子育て支援センターを設置しており、公認心理士、家庭児童相談員、保育士が常駐し、子育てに関する不安や悩みの相談に応じるほか、子育てや育児に関する様々な情報提供など、子育て家庭に寄り添った支援を行っており、今年度からは家庭児童相談員を常勤とし、支援体制の拡充を図ったところであります。

また、支援にあたっては、町の教育コーディネーターや教育心理カウンセラーと連携しながら、保健センター、保育園、学校等のほか、児童相談所や社会福祉協議会などとも情報を共有する中で取り組んでおります。

子育て支援センターにつきましては、現在の体制を引き続き維持するとともに、様々な支援機関と連携を密にし、一体となって子どもの健やかな成長に寄与してまいりたいと考えているところでございます。

冒頭の県教育委員会による発達障がいに関する実態調査の町内の小学校・中学校の状況につきましては、発達障がい児の全体の児童生徒数に占める割合は前年度から増加し、9.51%と県全体より3.05ポイント高い数値となりました。

これは、当町における乳幼児期からの発達相談や5歳児・6歳児でのすくすく相談、すくすくランドの中で、心理士等による子どもたちの発達の見守りや支援等を行うことなどを通して、早い時期から発達障がいについての理解が得られ、小学校へもスムーズな移行がなされていることにより、割合が高くなっているものと考えております。

今後におきましても、子どもの成長に応じて関わる保健センター、子育て支援センター、保育園、学校などが連携し、福祉及び医療等とも情報共有を図る中で、発達障がいの早期発見と切れ目のない支援を続けてまいりたいと考えているところでございます。

**4番（柗津さん）** ご答弁いただきました。発達支援の施策において重要なことは、早期発見、

早期支援等、途切れることがない支援であり、乳幼児期からの各セクションにおける連携の在り方が重要だと思います。

また、早期発見、早期療養、早期支援に向けた人的支援、財政支援も必要であり、子どもと関わる各分野での専門的研修も必要です。「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、さらなる施策の充実を求めます。

次に、2. 人口減少を食い止めるために。

#### イ. 魅力ある定住施策を

「坂城町は、長野県の東信地域と北信地域の結節点に位置し、町の中央には千曲川が流れ、周囲には1000メートル級の山々に囲まれた自然豊かな町です。町の主要産業は工業であり、機械・金属加工業を中心に多種多様な技術を持つ約250社の企業が集積しています。独自の創意工夫と先進的技術の開発により、常に時代の先端を歩んできたことから「ものづくりのまち」と呼ばれています。」と、「おしごとながの」という長野で働きたい人と企業のための情報サイトに当町が紹介されています。

近年、職住近接が注目され始めています。職住近接とは、自宅と会社の距離が近いことを指す言葉です。国土交通省が推奨していることもあり、導入する企業が増えてきているようです。職住近接には、企業側は交通費の支給が抑えられる、採用時のアピール素材、離職率の低下、危機管理の対応の早さといったメリットがあり、また従業員側にも勤務時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの維持といった点がメリットであると言われています。

私は、時代の先端を行くものづくりの町坂城に、町外から働きに来ていての方に坂城町に住んでいただくことが、人口減少を鈍化させるキーになるのではないかと考えています。定住を増やさなければ人口は増えません。そして、人口が増えなければ商業の発展もありません。定住を増やすには、まず宅地となる土地の確保が必要です。

そこで、5点お伺いいたします。

1点目として、坂城町の昼間人口と夜間人口は、どのようになっているのでしょうか。

2点目として、テクノハート協同組合で実施した令和3年度居住状況調査の結果はどうなっているのでしょうか。

3点目として、町外から勤務している方の定住につなげる施策は、どのようなものがあるのでしょうか。

4点目として、住宅地の確保について、どのようにお考えでしょうか。

5点目として、荒廃化してきている農地の土地整理を進め、宅地や事業用地を増やしたらどうでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

**町長（山村君）** ただいま祢津議員さんから、2番目の質問としまして、人口減少を食い止めるためにということで質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず初めに、昼間の昼間人口と夜間人口についてお答えします。夜間人口は、町内に居住する、いわゆる通常の人口を指すものであるのに対して、昼間人口は、夜間人口に町外から町内に通勤・通学してくる流入人口を加え、逆に町外へ通勤、通学する流出人口を差し引いた統計上の指標であります。

最新の令和2年国勢調査の結果によりますと、夜間人口、いわゆる総人口は1万4,004人で、これに流入人口の4,674人を加え、流出人口の3,649人を差し引いた昼間人口は1万5,029人となり、昼間人口が夜間人口を1,025人上回っている状況であります。

また、前回、平成27年の国勢調査の結果では、夜間人口は1万4,871人で、流入人口が4,630人、流出人口が3,859人であり、昼間人口は1万5,642人となり、昼間人口が夜間人口を771人上回っておりました。

最近5回の国勢調査では、全て昼間人口が夜間人口を上回る結果となっており、当町の特性として、機械・金属加工業を中心に多種多様な製造業が集積し、雇用の場が多いことから、流入人口が流出人口を上回り、夜間人口より昼間人口が多くなる傾向があるものと考えるところであります。

次に、テクノハート坂城協同組合が実施しました令和3年度居住状況調査の結果についてお答えいたします。本調査は、町内企業の人材確保の機会を設けるとともに、就職を契機とした町内への移住・定住を促進するため、従業員の居住状況や人材確保に関する企業の意向等を把握・分析するもので、町がテクノハート坂城協同組合へ委託して実施しているものであります。

令和3年度の調査では、60社から回答があり、町内で働く約5千人のデータが寄せられました。従業員の居住地ごとの割合につきましては、町内在住者が22%、上田市が29%、千曲市が24%、長野市が11%、その他が14%であり、78%の方が町外に居住しているという状況でありました。

さらに、本調査に回答された60社のうち、従業員10人以上の37社に追加調査を実施したところ、回答があった35社のうち約9割の企業から、非常時の召集や、通勤時間短縮による従業員の負担軽減、通勤費削減等の理由により、従業員の居住地は町内や近隣市町村など、事業所から一定の範囲内が望ましいとの回答がありました。

また、企業従業員向け集合住宅があった場合の利用については、約6割の企業が社で借り上げて利用したいや、従業員へのあっせんまたは情報提供を行いたいと回答しているところであり、必要ない、わからないを大きく上回りました。

そのほか、町内の空家を企業従業員向け住宅として利用できる仕組みができた場合については、約6割の企業が社で借り上げて利用したいや、従業員へのあっせんまたは情報提供を行いたいと回答しているところであり、こちらも、必要ない、わからないを上回る結果となり

ました。

これらの調査結果を見ますと、町内企業に勤める従業員は町外在住者が多く、企業従業員向け集合住宅や空家を利用した住居の確保が可能となった場合には、一定の需要があることが確認できたところであります。

次に、町外から勤務している方の定住につなげる施策はについてお答えします。人口に関する近年の全国的な傾向としまして、高齢者人口の増加による年金や医療、介護等の社会保障費が著しく増大している一方、生産の担い手であり、社会の支え手となる若い世代の人口が減少し続けており、これまで築いてきた質の高い社会をどのように持続していくかが課題となっております。

また、人口減少による年齢構成の不均衡が進むことで、就業者や消費者の減少、民間サービスの縮小、コミュニティ組織の機能低下、税収の減少などにつながることを懸念され、さらなる人口減少を助長する可能性があります。

そこで、町では、平成27年度に「人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年において人口1万2千人の維持を目指す」とした人口ビジョンを定めるとともに、ビジョンの達成に向け、基本目標や施策、重点プロジェクトを定めた「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和3年度からは、第2期総合戦略として取組を進めてきたところであります。

総合戦略では、就業機会の拡大や多様な産業の創出とともに、町の魅力を町内外に発信することによる町への愛着の醸成や、医療・福祉、子育て、商業など、暮らしの質や住みやすさの向上を図り、人口の流出抑制と流入促進、出生者数の増加を促していくこととしており、町外から勤務している方の定住に向けた施策につきましても同様に、行政の様々な分野で複合的に取り組むものとしております。

また、定住に向けての直接的なアプローチとして、平成28年度からは、空き家バンクに登録された物件に係る補助制度を、29年度からは、自らが移住・定住する目的で町内でマイホームを新築する方などに対する移住定住促進補助金を、30年度からは、結婚に伴う住宅の取得やリフォーム、引っ越し費用等を支援する結婚新生活支援事業を実施するなど、新たな事業展開も行っているところであります。

こうした事業につきましては、町外から勤務されている方に限らず、町内企業への就業に伴い、町外から町内の賃貸住宅等に住居を移し居住されている方、今後の定住を見据えて町内に居を構える方など、幅広く対象としているところで、特に町内への新たなマイホーム新築・取得状況がわかる移住定住促進補助金について、今年度は11月末現在35件の交付決定のうち、県内他市町村に住所のある方の申請が12件、町内の賃貸住宅等に住所のある方の申請が5件となっており、町外から勤務している方への定住にもつながったものと考えております。

次に、住宅地の確保についてどう考えるかと、荒廃化している用地の土地整理を進め、宅地や事業用地を増やしたらどうかということですが、町の国土利用計画坂城町計画におきましては、人口減少、高齢化の進展による、低あるいは未利用地や空家などの増加を課題として捉え、土地の有効利用の促進といたしまして、低・未利用地と空家などを含む既存住宅ストックなどの有効利用を図り、住宅地、産業用地の確保を図るものとしております。

このような中で、農業委員会では、毎年町内の全農地を対象として農地利用状況調査を行い、農地の状況を確認しており、調査の結果、新たに発生した遊休農地については、所有者に対し今後の農地利用に関する意向調査を行い、荒廃化してしまう前に地域の担い手等へ貸し出すなど、農地の維持・確保に努めているところでありますが、農業従事者の高齢化や後継者・担い手が不足している状況において、営農継続が厳しい農地につきましては、新たな土地利用に向けた検討も必要であると考えております。

今後、幹線道路の整備が進み、交通環境も大きく変化していく中で、国土利用計画坂城町計画に基づき、町土の有効活用を優先しつつ優良な住宅地の確保を図るとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づける施策や重点プロジェクトを推進することで、暮らしやすい住環境の形成を進めてまいりたいと考えているところであります。

**4番（衾津さん）** ご答弁いただきました。町長の招集挨拶にもありましたが、国道18号バイパス整備、インター線先線と国道18号バイパスが接続することによる坂城インターチェンジへのアクセスの向上、交通混雑の緩和や産業等が活性化するなど、便利なまちづくりが着々と進んでいます。あとは、次世代を担う若者に対し、住みやすい住宅環境の整備や子育て支援、教育の充実など、将来を見据えた町の基礎体力の確立と安定した持続可能なまちづくりを行うことにより、安心して安全に暮らせ、地域経済が活性化した活力が満ちあふれる町になることでしょうか。

10年後、20年後、坂城町をどんな町にするのか、地域の理想的姿を描くバック・キャスト・アプローチが大切です。未来の理想的姿、ゴールを描き、その実現に向けて、やるべきことを大胆に考え、千曲市と上田市の通過点ではなく、しっかりとしたハブとなるようなまちづくりの施策の充実を求めます。

以上で、私の一般質問は終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時34分～再開 午後 1時44分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、2番 大森茂彦君の質問を許します。

**2番（大森君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回は盛りだくさんの内容であります。簡明にお答えいただくことをお願いいたします。

今議会は、この4年間の最後の大事な一般質問です。そして、これまで取り上げてきた内容について、残された課題について再確認する、そういう意味で盛りだくさんになっています。

1. 学校給食の無償化に向けて

イ. 学校給食の無償化に向けて

昨日、同僚議員の質問に詳細の答弁がありました。ダブることになりますが、通告していますので、質問いたします。学校給食法で費用分担が示されています。前回私の質問に対し、施設整備や人件費は設置者、町が、そして、食材については保護者負担との答弁をいただいております。10月7日、小池 晃参議院議員が国会の代表質問で、学校給食法は自治体判断の全額補助を否定していないと岸田首相が認めています。費用の分担割合を、町と保護者との割合を10対ゼロでもいいという内容でもあります。

再度完全無償化を求めてまいります、町の考えはどうか、お尋ねいたします。

昨日の同僚議員が県内の実施自治体を紹介していました。私は、全国的な実施市町村について述べたいと思います。この10月、県庁所在地である、そしてまた中核市である青森市が無償化の実施に踏み出しました。全国では、しんぶん赤旗の調査によると、全国で完全無償化を実施しているのが256自治体あります。うち32の市が無償化を実施しています。

また、最近、首長選挙が行われました塩尻市、9月執行の塩尻市の市長選挙、10月に行われた飯山の市長選挙、11月に行われました信濃町町長選挙、この三つの選挙戦では、立候補したどちらの候補者も、給食の無償化を掲げて選挙戦を戦っています。これは人口減少対策もあるかもしれませんが、若い子育て世代の支援や貧困対策などがあると思います。

何よりも、学校給食の無償化は、食育として国語や算数などの教育の一環としての科目としてのことです。憲法で言う「義務教育は、これを無償とする」を本来、国が実践することは言うまでもありません。町民の生活と福祉を守ることは、地方自治体の最大の役割です。その点で、給食の無償化をぜひ進めていただきたいと思います。

前回の質問での答弁では、給食の無償化を実施している自治体は人口減少対策との答弁、また、食育は学校教育の一環であるということも確認しています。このことについて、再度確認したいと思います。この点について答弁を求めて、1回目の質問といたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 1. 学校給食の無償化に向けてのご質問にお答えいたします。

学校給食は、学校給食法に基づいて実施されており、毎日を健康で生き生きと生活できるようにするために、食事、運動、休養の調和の取れた生活習慣が必要であることを伝えることができる生きた教材であると考えております。

特に、心身ともに成長期にある児童生徒に対しましては、栄養バランスの取れた食事をきちんと取ることが健康な生活を送る上で基本となりますので、給食を通じて望ましい食習慣と食に関する正しい知識を学ぶことや、日々の給食の時間には、準備から食事、片付けという活動

により実践力を身につけるなど、大切な役割を果たしていると捉えております。

また、学校給食に地場産物を活用したり、郷土食や行事食を提供したりすることにより、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど、高い教育効果が期待できると考えているところでございます。

学校給食費につきましては、学校給食法第11条に、学校給食の実施に必要な施設、設備に係る経費や給食の運営に要する経費は設置者が負担することとされております。また、第2項に、経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとされており、町では、学校給食に係る食材費を保護者負担として、それ以外を町負担としているところでございます。

町では、安心・安全な食材を用いてバランスの取れた多様な献立になるよう給食を提供するために必要な食材費といたしまして、平成26年度から給食費1食当たり小学生280円、中学生は325円を負担いただいております。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響や円安、ロシアのウクライナ侵攻に伴う物価高騰などにより、輸送料や食材等が高騰していることから、給食費の改定なども研究してまいりましたが、コロナ禍の影響などによる厳しい経済状況が続いていることを考慮し、今年度につきましては、給食費を改定するのではなく、給食費の値上げ相当分を町が負担し、保護者の皆様には昨年までと同額のご負担とし、保護者の負担軽減を図ったところでございます。

また、今年度途中から、新型コロナウイルス感染拡大等で影響を受けた地域経済や住民生活への支援に活用できる地方創生臨時交付金により、給食の食材の高騰分に対して活用が可能となり、今年度の児童生徒の給食費の値上げ相当分に対する財源とすることができるようになりました。

県内では、給食費の無償化を実施している自治体もございますが、子育て支援や人口減少対策などの政策として行っているとお聞きしております。今年度は19町村が完全無償化を、2町村が年度途中から無償化を実施しており、来年度も無償化を行う自治体は、今のところ13町村とお聞きしているところでございます。

8町村におきましては、今年度は地方創生臨時交付金を活用して給食費を無償化としましたが、来年度は財源として見込んでいる交付金を活用できない場合は、その財源の確保が大きな課題であるため、給食費の無償化から一部補助への変更や、給食費の全額徴収に戻すことも検討されているとお聞きしております。

町では、保護者負担による給食費を基本と考えておりますが、一方において保護者負担の軽減として、平成26年度から給食費を改定せず据置きとし、また、29年度から口座引き落としの手数料を町負担といたしました。

また、経済的な理由によって、給食費の納入が難しいご家庭には、学校教育法第19条にあ

る就学援助の制度も活用し、対象となるご家庭には、給食費の実費分や、給食費以外にも学用品、修学旅行費を支援し、学校生活が経済的理由で妨げられることのないよう努めているところでございます。

町でも、給食費の無償化をということでございますが、町といたしましては、一律に全児童生徒の給食費を無償化するのではなく、支援の必要なご家庭に対しましては、現行の就学援助の制度により、支援を続けていきたいと考えております。

経済情勢など先行きが不透明な状況の中、給食に使用する食材も高騰しておりますので、保護者負担が増えないよう給食費について様々な研究をするとともに、献立や食材につきましても創意工夫しながら、小中学生の成長期という大切な時期に、栄養バランスの取れた安全・安心な給食が提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

**2番（大森君）** 課長よりご答弁をいただきました。町長にお答え願いたいんですが、給食費の無償化についてですけれども、小学生、中学生それぞれ1人ずつ通って行けば、2人合わせて12万円ほど年間に出ます。子どもが3人いたらどうなるか、もう18万ぐらい行ってしまう。年間これだけの負担になるわけです。こういう一般家庭でこれだけの負担、給料など上がらない状況の中でこういう状況、非常に厳しい生活環境になるというふうに思います。

それと、よそで実施しているのは、移住・定住による人口増等の目的だけと言うんですが、では、坂城町は人口増になっているんですか。それとも平行線で、このままの状態で行って、先ほどの同僚議員の質問の中でも、減少していくということ、そもそも対策として持っているではありませんか。

そして、この坂城町に昼間の人口が多いということも答弁がありました。坂城町と同じものづくりの町である御代田町では、人口増になっております。これは当然一般的に移住・定住の施策も設けながら、総合的にしながら、給食費無料化でこれだけの人口増になっている。そして、県下で7番目の財政力指数があるこの町で、それができないはずがありません。

そして、近隣市町村から町内企業に勤務する若い人たちが、あるいは子育ての皆さんが坂城に住むというような施策は、今後必要だというふうに思います。そして、定住していただければ、所得税や町民税、固定資産税などが税収になり、一定の増収となります。また、財政調整基金の一部で賄うこともできるのではないのでしょうか。さらに、特定目的基金で一般会計で賄えるものは廃止したり、統合したりして、その気になれば財政は生み出せます。

以前、財政調整基金の在り方の質問に対し、最低20億円は必要との答弁がありました。2021年度、令和3年度の決算では、24億9千万円の基金が積み増してあります。財政力で県下7位、町村で3位の坂城町が学校給食の無償化ができないわけがありません。町長のやる気があるのかどうかの決意、そして、覚悟の問題ではないかと思えます。町長の見解を求めます。

**町長（山村君）** 大森議員さんに対して、この問題もう何回目か、随分前からご指摘いただいておりますけれども。例えば、御代田町で人口が増えたのは、学校給食をゼロにしたからということじゃないと思います。行政というのは、いろんな複合的な行政のサービスを提供することによって実現するんだと思います。

この学校給食費は、坂城町でも1億円かかります。それを財政調整基金を使えばいいじゃないかとおっしゃっても、毎年出せるものじゃないです。ですから、その仕組みを考えなきゃいけない。

それで、この前の中嶋議員の質問に対しては、そうは言っても負担が少なくなるようにいろいろ検討しようと、研究しますと言いました。段階的になるかもしれないしというふうに申し上げましたので、これは継続的に考えていくことだと思っております。

総合対策としてですね。何よりも今私の立場に、やれ、こうやれと言っても、責任のある答えができるかどうかというのは、そういうものではないと思いますので、そういう暁になったらまた議論したいと思っております。よろしくお願いします。

**2番（大森君）** 一歩前進かという、検討して考えていくというようなお言葉でありますので、期待したいというふうに思います。

次に、2番の質問としまして、マイナンバーカード取得の在り方は。

イ. 各種特典付与の理由は

QUOカードを12月末に取得者に渡すために、一般会計の補正が専決されました。こんな急なやり方は、国自体が場当たりのなもので性急過ぎます。町もこれに振り回されているという事で、大変だというふうに思います。

まず、町におけるマイナンバーカードの取得状況、人数、取得率はどうなっているでしょうか。また、国は最大2万円のポイント付与とした事業開始前の交付枚数と、それ以降の交付枚数はどうか。現在、カードとのひもづけは、何がひもづいているか。今後どんなものがひもづけする計画があるか。コンビニ交付を強調していますが、コンビニ交付において、証明書などの交付はどのくらい見込んでいるのか、お尋ねいたします。

**町長（山村君）** マイナンバーカード取得の在り方は、大森議員さんからご質問いただきました。前にも申し上げたかもしれませんが、マイナンバーカードは、非常に大切な国の大きなシステムなんですけど、そのスタートの段階から、大森さんがおっしゃるように、そもそもその都度方針を変えたり、誠に残念だというふうに思って、また、じくじたる思いであります。

前に柵津議員さんが、柵津さんのお姉様がアメリカにお住まいになっていて、アメリカではソーシャル・セキュリティ・ナンバーというんですが、これはもう全員必須なもので、なおかつ番号自体はそんなに秘密のものじゃなくて、それが全てのものにリンクしていると。自動車免許、自動車を買おうが、免許をやろうが、何しろそのナンバーがないと生活できないとい

うふうになっているわけです。

本来、マイナンバーカードもそういう趣旨でスタートしようとしたはずなんですけれども、そのセキュリティーの問題だとか、いろんなことを指摘された瞬間に、それは必須じゃなくて希望者ですということを言われて、私もがくつときたということになります。したがって、何とかその取得率を増やすために、あの手この手で2万円出したりということなんです。

逆に、政府は、行政のほうにおまえがちゃんとしっかりやれということを言われていまして、それで、その交付率の問題で交付税がどうなるとか、そういう話がありました。最近、交付率というか、申請率で見ようというような言い方もしていますけれども、じくじたる思いであります。大森さんの質問に答えます。

まず、2番目としまして、マイナンバーカード取得の在り方のご質問に順次お答えします。初めに、町におけるマイナンバーカードの取得状況についてであります。当町における最新の交付枚数と交付率につきましては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の最新の速報値によりますと、11月30日現在、交付枚数が7,025枚で、交付率は48.76%となっております。

次に、最大2万円のマイナポイント付与の事業開始前とそれ以降の交付枚数であります。現在、国のマイナポイント第2弾として、今月、12月末までにマイナンバーカードを申請された方は、最大で2万円のマイナポイントを受け取れることができる制度が展開されているところであります。

このマイナポイント第2弾が始まる6月30日時点での交付枚数は5,694枚、交付率は38.79%でありましたが、事業を開始した6月30日から11月30日までの5か月間で1,331枚を交付し、伸び率は9.97ポイントの増となっております。

月ごとの交付枚数を具体的に申し上げますと、事業が開始される以前は、一月50枚前後で推移しておりましたが、事業が開始して以降、7月が85枚、8月が159枚、9月が284枚、10月が362枚、11月が441枚と増加傾向にあり、現在も多くの申請をいただいている状況であります。

町におきましても、国のマイナポイントの付与期限と併せ、来年2月末までにマイナンバーカードを取得された町民の皆様、町独自で2千円のプリペイドカードを進呈する、マイナンバーカード普及促進事業を実施しており、このような取組の効果も現れているものと推測しているところであります。

続きまして、マイナンバーカードとのひもづけについてお答えします。まず、マイナンバーカードにつきましては、個人番号を証明する書類や、本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、カードに埋め込まれたICチップには、市町村での交付手続により、オンラインで本人確認ができる電子証明書が、標準的に搭載されております。

この電子証明書を利用した、オンラインによる本人確認をする手段が公的個人認証サービスであり、これを活用し必要な情報を結びつけ、暮らしの様々な場面における利便性を高める取組が、国において順次進められているところであります。

そうした中、令和元年5月には、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、健康保険被保険者のオンライン資格確認ができることとなりました。これにより、健康保険証の利用登録をされた方は、対応する医療機関などにおいて、マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書を読み取ることで、被保険者の資格確認がオンラインで行えることとなり、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになってきているところであります。

また、令和3年5月には、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律が公布され、公的な給付金などを受け取るための公金受取口座を、あらかじめデジタル庁に登録することができるようになりました。

これは、年金や児童手当など、今後、給付金などの申請をする際に、マイナンバーによる情報連携により、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなり、手間が省けるほか、災害など緊急時の給付金においても迅速に受け取ることができるようになるものであります。

なお、いずれの手續につきましても、マイナンバーカードに直接的に健康保険資格者情報や口座情報が記録されるものではなく、公的個人認証サービスを活用して、登録情報をオンラインに結びつけているものであります。

次に、今後、ひもづくものといたしましては、本年6月にデジタル庁が策定したデジタル社会の実現に向けた重点計画において、マイナンバーカードと運転免許証や在留カードとの一体化のほか、処方箋の電子化や介護保険被保険者証、障害者手帳、そして、大学の学生証・社員証などが挙げられており、今後さらなる検討がなされる中で、必要な省令やシステム環境などの整備が行われるものと考えております。

続きまして、コンビニ交付における証明書の交付件数の見込みであります。ご案内のとおり、町におきましても、マイナンバーカードをお持ちの方が、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し等を取得できるコンビニ交付を来年1月31日から開始する予定で準備を進めているところであります。

コンビニ交付による発行件数につきましては、交付対象となる証明書について、町が年度内に発行する全体約1万3,500件の10%から15%程度の発行を見込んでいるところであり、これまで役場の窓口で交付している各種証明書を、窓口の対応時間外でも身近な全国のコンビニエンスストアで取得できることになり、住民の皆さんの利便性の向上に資するとともに、デジタル化による行政事務の効率化にもつながるものと考えているところであります。

2番（大森君） 私の質問に、町長よりお答えいただきました。これは突然、保険証に紙のベースをやめてマイナンバーカードにやるということの先ほど報告がありましたけれども、これを調べたところ、私は国民健康保険なんですが、国民健康保険証とマイナンバーカードに移し替えた場合の手間の問題ですが、今の時点ですけれども、交付及び期限では、国民健康保険では毎年期限前に町から送付されてきます。被保険者は何の手続もなく、そのまま古いカードを処分して、新しいカードで生活できます。ところが、マイナンバーカードになりますと、5年に1回、内蔵の電子証明書の交換期限があるため、役場まで出てきて更新手続が必要になります。そして、10年ごとにカード自体の更新が必要になります。

次に、受診時の窓口の提示ですが、保険証では、月に最初の受診するときに1回提示すれば、その月は何回再診をしても1回だけで済みます。ところが、マイナンバーカードになれば、再診するたびに持ち歩かなければいけない。こういうことがあります。そして、暗証番号も必要になるということが言われております。

そして、今度は更新手続から手元に届く期間です。これは役場でその場で交付される。あるいは紛失した場合でも、役場へ申請して、待っていれば交付される。時間的ロスはほとんどありません。ところが、マイナンバーカードでは、なくした方が役場へ出向いて地方公共団体情報システム機構へ申請する。そして、それが役場へ戻ってきて、役場から今度申請者に最短で10日くらいかかるということで報告。取りに来てください、手続に来てくださいという、こういう時間的ロスは非常に大変です。

そもそもこれをやるには、先ほど町長がおっしゃったように、システムが最初からできていて、安心して交付できるという状況があって、初めて100%に近い取得率になるということを指摘いたしまして、次の項目に行きたいと思います。

次に、保育内容の充実のために。

保育士の配置基準の見直しを。

最近、保育園、こども園などで事故、事件が多発しています。保育士の資質だけの問題ではありません。コロナ感染症対策で、保育室の消毒やおもちゃの消毒等、今までなかった作業が非常に多くなっています。こういう激務になっている事態が重大であります。とりわけ職員の配置基準が最大の問題と考えます。

そこで質問するわけですが、正規職員保育士と会計年度任用職員の保育士の割合はどうなっているのでしょうか。クラス持ちで結構です。

保育士の配置基準は、いつ決められたのか。その基準はどうなっているかについてお尋ねします。

とりわけ、ゼロ歳から1歳児は言語を獲得するため、声かけによる発語を促すことが必要であります。そのためには、今のゼロ歳から1歳については、園児3人に対し保育士1人に改め

るべきと考えます。町の考えをお聞かせください。

**子ども支援室長（細田さん）** 3. 保育内容の充実のために、保育士の配置基準の見直しをの質問にお答えいたします。

保育園では、子ども一人一人を大切にし、保護者とともに地域に根差した保育園を目指し、心身ともに健康な子どもを保育方針として、南条・村上保育園は生後6か月から、坂城保育園は満1歳児から受入れをする中で、約300人の園児の保育にあたっております。

初めに、正規保育士と会計年度任用職員保育士の割合でございますが、今年度の年度当初において、クラス担任保育士のうち正規職員は21名で、フルタイムの会計年度任用職員は9名であります。

続いて、保育士の配置基準についてお答えいたします。初めに、いつ決められたのかのご質問ですが、保育士の配置基準は、昭和23年12月29日に国が制定した児童福祉施設最低基準において定められ、その基準については、「保母の数は、乳児または満2歳に満たない幼児おおむね10人につき1人以上、満2歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする」とされ、現在よりもかなり多くの乳幼児を、保育士1人で保育してもよいとされていたものであります。その後、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に改称し、基準についても改正され、年齢ごとに細分化し、保育士の配置を手厚くしてきた経過がございます。

また、国の基準により定められていた保育士の配置でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都道府県の条例で定めるとされたことから、県において児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び同施行規則として定め、平成25年4月1日に施行されたところであります。

県条例等における配置基準につきましては、国の基準に従い定めるべきものとされていることから、国の基準と同様に、乳児、ゼロ歳児ですが、おおむね3人に1人以上、1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人に1人以上、3歳以上4歳未満の幼児おおむね20人に1人以上、4歳以上の幼児おおむね30人に1人以上で、これが現在の基準となっており、当町におきましても、この基準に基づき保育士の配置を行っているところでございます。

ご質問のゼロから1歳児について、園児3人に対し保育士1人に改めることについての町の考えにつきましては、町では県基準に合わせ、ゼロ歳児は現在も園児3人に対し保育士1人で対応しております。また、1歳児は、基本的には園児6人に対し1人の対応であります。また、年度当初などには親元から離れ1人で保育園で過ごすことが初めてで気持ちが不安定になってしまったり、集団の中で上手になじめないお子さんがいる場合や、クラス全体が落ち着かない状態である場合などに、補助の保育士を加え、園児一人一人にきめ細やかな対応を取ることで、安心・安全な保育に努めているところでございます。

今後におきましても、県の基準に基づいて運営していくことを基本とし、クラスの状況を見

る中で、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

**2番（大森君）** ご答弁ありがとうございます。それでも、年長さんについては、昭和23年ですか、決められたのがまだ生きている。それで、今小学校では35人以下学級ですか。現実にはもう二十何人というクラスになっているわけです。それを、保育園のまだまだ人格形成、そして言葉だけで行動できるという子どもに対して、ちょっとこれは多過ぎるのではないかとこのように思います。

この点について、しんぶん赤旗で2020年11月7日付の記事にありました。新潟県では、1歳児6人に対し保育士1人と3人に1人にした実験を行っております。実験は、新潟県の私立保育園、認定こども園が、16園の協力を得て実施しました。給食中の10分間に保育士が子どもに声をかけた数を数えました。1歳児は、前年の4月と早生まれの3月で、生まれ月により発達の差や個人差が大きいという特徴があります。そのため、食事中に眠る、泣く、怒るなどの手のかかる子どもへの対応が多くなります。6対1では、最も言葉がけが少なかった子は3回だけ。関わりがほぼなされていない子どもが出ていることが明らかになりました。まとめた報告書では、子どもが6人の場合、子どもから保育士に向けて発した各種のシグナルに保育士が気づけないケースが多々見られた。保育士の言葉から共感、単語の言い換えや繰り返しが減り、指示の言葉が多くなるというようなことで、子どもが発する発語を真剣に受け止め、対応することは何より大切です。言葉はコミュニケーションのツールであり、人格形成の大切な期間であります。

坂城の子は坂城で育てるという方針の下、坂城の子どもたちが健やかに育つためには、保育士1人に対し、1歳から2歳児についても3人に1人、3歳児は10人に1人、4、5歳児は20人に1人、こういう町独自の保育士の配置基準を設ける必要があると思います。当面1、2歳児の配置基準の見直しを求めてまいりたいと思います。保育士の基準については、今後ぜひ検討していただきたいことを要望しておきたいと思います。

4といたしまして、加齢による補聴器の助成制度の創設は。

イ、加齢による補聴器の助成制度の創設について、求めたいと思います。

認知症は、早期発見、早期治療が大切と言われております。最近リスク要因がわかり、薬も開発されて、予防が可能になってきていると言われております。認知症の予防法は、加齢による聴力の低下を補聴器で補うことで認知症予防になると言われています。補聴器は複雑になってきており、認知症を発症してからでは、操作は覚えられません。

以前の質問に、町長は、私も対象になるかもと語ってございました。加齢による難聴は、誰にでも訪れるものです。加齢による難聴者に対し、補聴器の助成制度の創設を求めますが、町の考えはいかがでしょうか。

**福祉健康課長（堀内君）** 加齢による補聴器の助成制度の創設はについてのご質問にお答えいた

します。

加齢性難聴は、年齢以外に特別な原因がない難聴のことで、耳の中にある音を感知したり増幅する細胞である有毛細胞が、加齢に伴い劣化や減少することにより、音の情報をうまく脳に送ることができなくなり起こるものであります。また、加齢性難聴は誰にでも起こる可能性があり、一般的に早い人では50代から高い音が聞き取りにくくなり始め、70代では音が大きなくても高い音が聞こえにくくなってくるとされております。

加齢性難聴の初期段階としましては、風呂が沸いたことを知らせる電子音に気づかない、体温計の音が聞こえない、テレビのボリュームが大きくなったといった聞こえづらさに起因するもののほか、自分の声が大きくなったといった場合なども含まれます。また、聴力の低下による聞こえづらさに伴い、人との会話を避けるなど、外部からの刺激の減少による脳機能の低下から、認知症リスクも高まるとする研究報告もなされているところであります。

加齢によりダメージを受けた有毛細胞につきましては、再生することはなく、医療技術による根本的な治療が困難なことから、症状が見られたときには、早い段階で耳鼻科を受診し、低下した聴力を補い、生活の質を維持していくための適切な対処として、補聴器の使用が有効とされております。

補聴器に係る費用の助成としましては、障害者総合支援法に基づき、車椅子や義手、義足などと同様に、身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、身体機能を補完・代替する補装具として購入や修理に要した費用の全部、または一部を公費負担する制度があり、当町においても、令和2年度及び3年度に支給した補装具の交付・修理57件のうち17件が補聴器で、このうち12件が65歳以上の方に対するものであります。

加齢による補聴器の助成制度の創設につきましては、令和元年6月県議会における議員提出の加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が可決され国に提出されるなど、全国的な課題として動きはあるものの、現在のところ国や県での助成制度がない状況であり、町単独での助成につきましては、財政面など検討すべき点があると考えております。

加えて、補聴器につきましては、適正に聞こえるようになるまでの調整が難しく、その煩わしさなどから、自分に合わない補聴器を購入しても装着しないといたケースも多く発生し、補聴器購入後の適正管理に関する課題もあり、慎重な対応が必要であると考えているところであります。

しかしながら、高齢化率も年々高まっている状況や、認知症リスクとの関連等も踏まえ、機会を捉え、国や県に対して補助制度の創設等について要望するとともに、国や県の動向に注視してまいりたいと考えているところであります。

**2番（大森君）** 制度的には、障害者手帳の認められる方々の難聴ということですがけれども、こ

れは若年といいますか、先ほど答弁がありましたように、やっぱり60代前後からもう始まっているという状況、障がい者の対象になるという、そこまで我慢していきやいけないのか。ますます認知症の状況が増えてくる、皆さんの認知度が高くなっていくということになると思います。

今も介護保険制度の見直しが進められていますが、介護給付からどんどん外されていくと、こういう中で、町の介護の事業自体が、また認知症対策として大きな問題となります。やはり予防をすることが最大の費用の軽減になるということにもなると思います。このことを指摘しまして、次の項目に行きたいと思います。

5としまして、酪農・畜産業に支援を。

イ．酪農・畜産業に支援を

私は、酪農と畜産について、はっきりと区別することはできませんでした。酪農とは、乳牛を育てて、飼育した乳牛から乳製品を生産することをいうそうです。それに対して、畜産とは、食品の生産を目的として家畜を飼育することをいいます。畜産の飼育の対象となる家畜は、牛や豚、鳥などであります。酪農は畜産の一部門に位置づけられ、畜産は農業の1部門にあたることとなります。つまり、酪農は畜産の一部というわけであります。初めて私は勉強しました。

いずれにしても、どちらも家畜の餌となる飼料は、ほとんどが輸入に頼っています。政府・与党が防衛費を5年で43兆円にする方針を決めようとしています。食料自給率が37%の下、戦争になれば海外からの供給が途絶え、国民は飢え死にしかねない。オスプレイや戦闘機も国民の空腹を満たしてはくれません。武器は命を奪いますが、食料は命を守ります。国民の命を守るというなら、食料と農業を守り、食料自給率を向上させる政治こそが必要ではないでしょうか。

今、肥料も餌も2倍になっています。燃料も大幅に値上がりしています。酪農や畜産農家は、生産コストの上昇、販売価格の低迷など、苦しめられています。

そこで、お尋ねします。輸入飼料の高騰、入荷の低迷で、酪農・畜産家の経営が圧迫されています。町は何らかの対応が必要と思いますが、どのような対応をされるのか、お尋ねします。

地産地消といたしまして、また食育として、町内で生産された牛乳を学校給食に提供するような、そういう方法はないか。このことの答弁を求めます。これで、1回目の質問といたします。

**商工農林課長（竹内君）** 酪農・畜産経営に対する支援についてのご質問のうち、町の対応についてお答えをいたします。

世界的な穀物需要の変動を受け、畜産業における飼料価格の上昇に加え、円安による輸入原料の高騰は畜産経営にとって生産費増大につながり、価格転嫁ができない厳しい状況となっており、状況の長期化も懸念されるところでございます。

国内の飼料自給率は家畜全体で25%。種類別に見ると、牧草などの粗飼料は77%、飼料用トウモロコシ、大麦や小麦など穀物主体の濃厚飼料では12%となっており、特に国内の生産コストが高いトウモロコシなどの濃厚飼料は、米国など海外からの輸入に依存していることから、その影響が顕著となっております。

現在、町内には60頭余りの乳牛を飼育している畜産農家が1軒ございますが、やはり輸入飼料、原料価格の高騰が経営を大きく圧迫している状況とお聞きするところであります。

このような状況において、国では、畜産関係の支援策として、配合飼料価格の上昇を緩和するため、配合飼料価格安定制度により、生産者と配合飼料メーカーの積立てによる通常補填と、異常な価格高騰時に通常補填を国と配合飼料メーカーが積み立てて補完する異常補填の2段階の仕組みにより、価格安定を図っております。

さらに、この制度とは別に、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業として、生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補填金を交付し、今年度第3四半期の実質的な飼料コストを今年度第2四半期と同程度の水準となるよう支援制度が整備されております。

また、県におきましても、配合飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家の事業継続を支援するため、配合飼料価格安定制度の加入者を対象に、県独自に飼料購入費の一部を支援する配合飼料価格高騰緊急対策事業のほか、輸入粗飼料価格高騰の影響を緩和するため、牧草などの粗飼料購入費の一部を助成する酪農粗飼料価格高騰緊急対策事業費が、県の補正予算により実施される予定となっております。

町においても、現在、畜産業を含めた農業全般の燃料価格や肥料、生産資材などの価格高騰を緩和するため、坂城町農業資材価格等高騰対策事業を実施しており、肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費といった高騰している農業経費について、令和3年分の農業経費申告額に、一定期間の価格変化を表す騰落率8.5%を乗じた額について、上限を20万円として補助を行っております。

畜産経営においては、飼料費が経営経費の多くを占めており、輸入飼料原料価格の高騰が大きく経営に影響を与えている状況であります。国・県、そして町の制度を有効に活用いただき、事業の継続と経営の安定を図っていただけるよう支援してまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 5. 酪農・畜産業に支援をのうち、町内で生産された牛乳を学校給食に提供できないかのご質問にお答えいたします。

学校給食では、多様な食品を適切に組み合わせ、児童生徒が各栄養素をバランスよく取り、様々な食に触れることができるよう、学校給食法に基づき文部科学省が策定した学校給食摂取基準を基に、個々の健康及び生活活動等の実態、地域の実情等に十分配慮して学校給食を提供しているところでございます。

学校給食では、主食、主菜、副菜、牛乳、果物という五つの料理で構成され、児童生徒の体

に必要なエネルギーの約3分の1が取れるように、栄養教諭が献立を考えております。主食は、ご飯、コッペパン、ソフト麺などエネルギーになるもの、主菜は、肉・魚などが入ったメインになるおかず、副菜は野菜などが入ったおかず、カルシウムを取るための牛乳や季節の果物が学校給食では提供されております。

その中で、牛乳はカルシウムを多く含み、吸収率も高く、ビタミンB<sub>2</sub>、たんぱく質なども効率的に多く取ることができ、成長期の児童生徒には大変よい食品で、学校給食には欠かすことのできないものでございます。

町内で生産された牛乳を学校給食に提供できないかというご質問ですが、現在の学校給食用の牛乳は、委託業者から各学校に児童生徒1人1本の牛乳を配達してもらい、全児童生徒に提供しております。

学校給食は、文部科学省が定めている学校給食の衛生管理基準に基づき実施しております。この基準には、食品の納入、保管、調理などに対しても定められており、牛乳では、専用の保冷庫等により適切な温度管理を行い、新鮮で良好なものが飲用に提供されるよう品質の保持に努めることとされ、食中毒の予防に万全を期すよう指導されているところでございます。

町内の生乳生産者が学校給食として牛乳の提供にご協力いただける場合は、地産地消の推進にもなり、生きた教材である学校給食から、地域の事柄について、より多く学ぶことができるのではないかと考えておりますが、先ほども申し上げました文部科学省が定める衛生管理基準などに対応できるかなどを慎重に検討する必要があると考えております。

**2番（大森君）** 酪農家、畜産家の皆さんに支援ということをお願いしたわけですが、佐久地方では、酪農家が非常に多くいらっしゃいます。そこでは、グループといいますか団体組織などもあって、行政に働きかけるということをされてきています。そういうところでは、牛1頭に対して幾らの助成をするということをやっている自治体も、いくつかあるというふうに聞いております。

やはり、特別な業種といいますか。坂城町にとっては、本当に酪農・畜産家の経営をきちっと守っていくということも大事ではないか。そして、県あるいは町の農業資材等の支援策等も用意してあるということで、これだけでは非常に大変ではないか。上限20万円ということですので、ぜひこれは改めて、特別な対策が必要ではないかというふうに感じております。

また、配合飼料メーカーと協働して積立てをして、それを対策事業に充てていくということなんですけれども、今の物価上昇と消費の低下、価格の低下ですね、この広がりからいけば、これだけではもう追いつかないという状況だというふうにおっしゃっています。このことをどう穴埋めしていくか、どう縮めるかということが酪農家を支援する重要な対策ではないでしょうか。ぜひこれについても今後検討していただきたいというふうに思います。

また、町内で生産された牛乳を学校給食にということでご提案しましたけれども、やはり町

も牛乳メーカーとお話をされて、町も支援して、そして文科省の規定する安全基準、これもきちっと守るような形で、牛乳メーカーそして生産者と一緒になって、地元の牛乳を地元の子どもたちに飲んでいただく、このことが地産地消であるし、また食育としても大きな役割になるんじゃないかというふうに思いますが、その点について2点、どのような状況でしょうか。再度答弁を求めます。

**商工農林課長（竹内君）** 畜産業に係る支援の関係でございますけれども、国だけではなくて、県でも町でもいろいろな支援策を、その状況に応じて考えているところでございます。制度内容、申請要件を確認いただきまして、利用可能な支援策についてご活用いただければということと考えておりますし、その制度を有効に活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

**教育長（清水君）** ただいまの大森議員さんの再質問でありますけれども、牛乳ができるまでには様々な行程がございます。それについては、先ほども申し上げましたように、安全基準というものがあまして、とにかく安全・安心で、安心してそれを子どもたちが取り入れられるものでなくてはなりませんので、そういうようなところも検討しながら、どんなことができるのか、また、規模とかそういうものもありますので、今まで子どもたちが取っている牛乳のほうもいろいろ補助金等が、その制度がありますので、そこら辺との関係とか、そんなことも考えてまいりたいと思っています。

ただ、ここではっきりとどういうふうにするかということは、まだ今後研究していかなければわからないことかなと思いますが。

**2番（大森君）** 学校給食の提供については、今後研究されるというご答弁をいただきました。今回、一般質問でこれだけの大きな問題点を取り上げて質問させていただきましたけれども、来年3月以降もありますけれども、来年4月では、それこそ責任を持った答弁をいただけないということもあまして、今回この12月議会で取り上げさせていただきました。

以上で、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日14日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

（散会 午後 2時43分）



## 1 2 月 1 4 日 本 会 議 再 開 ( 第 4 日 目 )

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 小宮山 定彦 君  | 9 番議員 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 2 〃   | 大 森 茂 彦 君 | 10 〃  | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃   | 山 城 峻 一 君 | 11 〃  | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 〃   | 祢 津 明 子 君 | 12 〃  | 西 沢 悦 子 君 |
| 6 〃   | 大日向 進也 君  | 13 〃  | 塩野入 猛 君   |
| 7 〃   | 玉 川 清 史 君 | 14 〃  | 中 嶋 登 君   |
| 8 〃   | 栗 田 隆 君   |       |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 崎 義 也 君 |
| 教 育 長           | 清 水 守 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 井 裕 君   |
| 総 務 課 長         | 臼 井 洋 一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹 内 禎 夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀 内 弘 達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞 巳 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴 海 聡 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智 成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長         | 宮 嶋 和 博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君 |
| 財 政 係 長         | 竹 内 優 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細 田 美 香 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |           |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |           |
| 子 ども 支 援 室 長    |           |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) ワクチン接種と感染状況についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (2) 生活環境の整備についてほか     | 玉 川 清 史 議員 |
| (3) 信州型自然保育についてほか     | 山 城 峻 一 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 初めに、6番 大日向進也君の質問を許します。

**6番（大日向君）** 改めておはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今年も残すところ僅かとなりました。コロナによる行動制限が緩和され、徐々に各地で人流が発生し、経済への明るい兆しが見えてきました。しかし、ここに来て感染拡大が懸念される状況となり、長野県でも全国で上位の感染者を示す日も出ております。

今回は、新たに追加されたワクチン接種と感染状況、開発が進められている県道坂城インター線先線進捗状況についてお聞きしてまいりたいと思います。

#### 1. ワクチン接種と感染状況について

イ. ワクチン接種状況からお聞きいたします。

オミクロン株対応ワクチンの接種開始より現在までの接種率はどのようになっていますか。

10歳刻みでお答えください。

次に、5歳から11歳未満の小児のコロナワクチンの接種率は、どのようになっていますか。また、毎回お聞きしておりますが、オミクロン株対応ワクチンも含め、現時点まで接種に対して副反応等の報告はありましたか。ワクチン接種に関連し、今年はインフルエンザの流行が懸念されております。そこで、インフルエンザ予防接種を行った65歳以上の現時点での接種状況と過去3年の接種率についてお答えください。

ロといたしまして、コロナ感染状況。

報道等を見ていると、本年9月末より県の感染者の公表が変更となりました。保健所より町

への報告はどのようになっているのでしょうか。

次に、第7波と言われる8月以降、現時点までの感染者数はどのように推移しているのでしょうか。保健所圏域の回答をお願いします。

最後に、町内感染者の増大を防ぐためにも、より感染予防に関する啓発に努めるべきと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま大日向議員さんからご質問いただきました1のワクチン接種と感染状況につきまして、私からは、口のコロナ感染状況についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いオミクロン株への置き換わりにより、7月以降のいわゆる第7波では新規感染者が急増し、全国で過去最多となる感染が確認される状況が続きました。

その後、10月には感染が減少傾向となったものの、11月以降再び感染者数が増加し、第8波に入ったとされ、現在も高い数字での推移となっております。

県内におきましても、11月に過去最多となる新規感染者数が発表され、確保病床使用率が50%を超え、医療への負荷が急激に高まっているとして、11月14日に全県に医療非常事態宣言が発出されたところでありますが、さらに22日には、「新型コロナ第8波克服」県民共同宣言が発出されました。

この宣言は、冬場は心筋梗塞や脳卒中の患者が増える傾向にあり、新型コロナの感染拡大や、季節性インフルエンザとの同時流行により医療がひっ迫し、新型コロナを含む様々な疾病等により、医療を必要とする方が適切な受診・治療を受けられず、本来救えるはずの命が救えなくなるという状況を回避し、さらには、コロナ禍による消費低迷や物価高騰等により、苦境にある地域経済を支えていくことを目的として発出されたものであります。

ご質問の県による感染者の公表方法の変更につきましては、これまで国や県は、医療機関が作成し保健所に提出された患者の発生届を集計して、全国や地域ごとの感染状況を把握する全数把握をしておりました。

加えて、保健所などが、この発生届を基に健康観察や入院先の調整を行っており、発生届の提出は国が導入したHER-SYS（ハーシス）と呼ばれるシステムを使用して行われておりましたが、第7波で感染者数が急増し、入力や確認の作業が医療機関や保健所の業務負担となっていたことから、9月26日付で見直しが行われたところであります。

この見直しは、県から発表される感染者数について、これまでの全数把握から、65歳以上の高齢者や入院を要する方のほか、重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要な方、または重症化リスクがあり、かつ新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方、妊婦のいずれかに該当する方の感染者数とすることとされ、また、これまで市町村単位で公表さ

れていた感染者数が保健所単位での公表となりました。

なお、感染者の把握の方法につきましては、これまでと同様に、県のプレスリリース等で発表された情報から把握をしている状況であります。

続きまして、8月からの感染者数の推移でございますが、町を含む長野保健所圏域の状況でお答えいたしますが、8月以降、感染者は増減を繰り返しながら推移し、10月には1日の感染者数が100人未満の日もあるなど、比較的落ち着いた状況が見られており、10月での最多感染者数は10月29日の436人であったのに対し、11月に入ってから急激な増加となり、11月8日及び22日には971人と、1千人に迫る感染者の報告がされたところであります。

現在も、11月に比べますと落ち着いてはいるものの、年末年始を迎え、人の流れが多くなることが予想されますので、今後、感染の拡大も懸念されるところであります。

続きまして、感染予防に関する啓発についてでございますが、町では、県において新型コロナ対策に関する方針等の発表や変更があった場合には、町の新型コロナウイルス感染症対策本部において情報共有を行い、町としての対応を決定し、町ホームページ及び必要に応じて防災行政無線において情報をお知らせしているところであります。

また、町ホームページにおきましては、新型コロナに関する情報コーナーを設け、感染予防に関する情報を掲載しておりますが、今後も引き続きホームページ、広報等により、最新の情報を町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

なお、現在も全県に医療非常事態宣言が発出されておりますので、町民の皆様におかれましては、引き続き手指消毒や換気をはじめとする基本的な感染防止対策を徹底していただき、ご自身が感染しない、また、ほかの方を感染させない行動を取っていただくとともに、早めのワクチン接種の実施を検討していただくなど、医療への負担軽減にもご協力いただきますようお願い申し上げます。

**保健センター所長（竹内さん）** 私からは、イ．ワクチン接種状況についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いオミクロン株への置き換わりにより全国的に流行が続く中で、国からオミクロン株に対応した2価ワクチンによる追加接種を実施することが決定されました。

オミクロン株対応ワクチンによる追加接種を行うことにより、従来のワクチンを上回る重症化予防効果と、オミクロン株に対する感染・発症予防効果が期待されるとして、オミクロン株対応ワクチンが9月に薬事承認され、接種が開始されたところであります。接種の対象となるのは、1、2回目の初回接種を完了した12歳以上の方で、当初は前回の接種から5か月以上経過された方とされておりましたが、その後、3か月に期間が短縮されております。

接種につきましては、60歳以上の方から接種を実施することとされておりましたので、町では60歳以上の方全員に事前の意向調査を実施し、接種の希望の有無及びワクチンの種類について希望をお伺いするとともに、多くの皆さんへ速やかに接種ができるよう、鹿教湯病院さんのご協力をいただき、文化センター大会議室を会場とした集団接種とし、接種を希望される方に対して、日時を指定の上、ご通知をさせていただきました。

町のオミクロン株対応ワクチンの接種につきましては、10月31日から開始をしており、11月末現在、4,168人が接種をされております。

10歳ごとの接種率であります。1、2回目の初回接種を完了された方に対する11月末現在の数字で申し上げますと、12歳から19歳が接種人数291人で接種率32.5%、20代が接種人数224人で接種率22.2%、30代が接種人数321人で接種率30.9%、40代が接種人数581人で接種率36.2%、50代が接種人数754人で接種率43.9%、60代が接種人数379人で接種率22.3%、70代が接種人数844人で接種率37.9%、80代が接種人数610人で接種率44.2%、90歳以上が接種人数164人で接種率37.9%で、全体の接種率は34.7%という状況であります。

また、5歳から11歳の小児の接種状況であります。11月末現在、対象者数703人で、1回目の接種人数が231人で接種率32.9%、2回目の接種人数が217人で接種率30.9%、3回目の接種人数が81人で接種率11.5%であります。

続きまして、副反応等の報告の有無についてであります。6月及び9月のご質問でもお答えいたしましたが、接種後すぐに一時的なアレルギー反応を起こされ、救急搬送で病院にかかれた方のほか、接種後にしびれ等の症状と倦怠感などにより、入院や通院による治療を行った方の2件以外、新たな報告はいただいている状況であります。

なお、新型コロナワクチン接種は感染症の蔓延防止と重症化予防、さらにオミクロン株対応ワクチン接種につきましては、重症化予防はもとより、発症予防、感染予防の効果が期待されるとされているところであり、一方で副反応につきましては、現時点では重大な懸念は認められないとされているところでありますので、効果と副反応の両方を正しくご理解いただいた上で接種を検討していただければと考えております。

次に、65歳以上の方のインフルエンザ予防接種の接種状況であります。町では、毎年10月から翌年の1月末までの期間で、65歳以上の高齢者等と中学生以下のお子さんを対象として接種を実施するとともに、接種費用の助成を実施しております。

今年度の65歳以上の方の接種状況であります。現在報告をいただいている11月分までの数字で申し上げますと、2,534の方が接種をされております。

また、過去3年間の接種人数及び接種率であります。令和元年度が接種人数3,436人で接種率66.1%、2年度が接種人数3,921人で接種率74%、3年度が接種人数

3, 406人で接種率64.5%であります。

この冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されております。インフルエンザ予防接種につきましては、来年の1月末が接種の期限となりますので、対象となる皆様におかれましては、早めの接種をご検討いただければと思います。

**6番（大日向君）** ただいま町長、保健センター所長より回答がございました。第7波のあたりより猛威を振るい始めたオミクロン株に対応すべく、ワクチンの種類も変わってまいりました。冬に近づくにつれ全国的に感染者も増大しております。小児の感染者も増えており、幼保、小中学校においても登園・登校に制限が出ている状況となっております。コロナワクチン、インフルエンザワクチン接種については、各家庭にて必要とあらば接種を考えていただきたいと感じました。

感染者数の把握については、町単位で見ることにはできませんが、状況の把握の数値として行動計画に反映していただければと感じます。

いずれにいたしましても、年末年始は普段の生活よりもたくさんの人と接する機会が増えると思いますので、町からの感染予防の啓発について、メールだけではなく防災行政無線等の活用も検討していただき、健やかな年末年始としていただくよう鋭意お願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

## 2. 県道坂城インター線先線進捗状況について

一昨年、インター線先線の進捗について、どのような道路整備が行われるのかをお聞きしております。いま一度進捗状況について、また町道との接合部とインター線先線延伸の状況についてお聞きしていきたいと思っております。

イ. 現在の進捗状況ということで、今年度の事業の内容と予算は、開通の見通しはどのようになっていますか。

ロといたしまして、町道との接合部の道路整備について。これは、どのような道路となるのでしょうか。幅員、歩道の整備はどのようになるのか、お答えください。

最後に、ハといたしまして、インター線先線延伸について。インター線先線延伸の現在の状況と計画はを質問いたします。

**建設課長（関君）** 県道坂城インター線先線工事の現在の進捗についてのご質問から順次お答えいたします。

主要地方道坂城インター線先線の整備につきましては、国道18号との交差点を起点としまして、テクノさかき工業団地や、テクノさかき駅周辺を結ぶ重要な幹線としまして、延長約400メートルの区間を平成27年度に事業採択されて以降、順次事業が進められております。

完成までの総事業費は約28億円を予定しておりまして、まず路線用地測量、物件調査や用地・建物補償を行いまして、しなの鉄道の跨線橋につきましては、平成30年度に着手しまし

て、令和2年度に完了したところでございます。

今年度は、令和3年度からの補正予算を含めまして、約1億1,500万円の予算規模によりまして、道路の路体・路床の盛土工事が行われております。また、当町におきまして、補償工事としまして、終点部交差点付近の下水道移設工事を実施しているところでございます。

また、令和5年度は舗装、また縁石、標識等を施工しまして、同年度中の開通を目指して事業展開されております。

次に、ロ、町道との接続部の道路整備についてでございますが、坂城インター線先線は、全幅を14メートルとしまして、片側3メートルの2車線で、両脇に1.5メートルの自転車通行帯を設けるとともに、2.5メートルの歩道を予定しております。終点部の町道との交差点部分につきましては、将来的には右折車線レーンが設けられますので、それを考慮しまして、国道交差点部と同規模の全幅約17メートルとなっております。暫定的なT字交差点として整備が進められております。

また、接続する町道につきましては、テクノさかき工業団地側の南側につきましては、既存の町道と同様に2車線のほか、片側2メートルの歩道を設け、右折車線レーンを含めて全幅12メートルとなっております。延長約80メートルの整備を行う一方で、中之条側、北側ですが、にも2車線で全幅7メートル、延長120メートルの付け替え道路の施工がされております。

なお、西側の延伸区間の用地につきましては、現在、テクノさかき工業団地等の従業員、またテクノさかき駅を利用している皆さんの駐車場として利用しておりますので、駐車場への取付道路の整備も同時に行う予定となっております。

県道坂城インター線先線の開通は、渋滞の解消などによる交通の利便性の向上をはじめ、当町の産業・経済の発展、地域の活性化には不可欠なものだと考えております。あわせて、今年4月に開通となりました町道A09号線との接続によりまして、特にテクノさかき工業団地内の環境整備、また、上田・坂城バイパスを経由したアクセスが向上するとともに、坂城インターを経由した流通、これを格段に向上することが期待されるところでございます。

続きまして、ハ、インター先線延伸についてお答えいたします。千曲建設事務所では、現在事業施工中であります坂城インター線先線の終点部から、さらに千曲川を渡って国道18号バイパスに接続する網掛地区までの延伸区間としまして、昨年度から千曲川の橋梁予備設計を行うとともに、今年度につきましては、計画延長約900メートルの道路基本計画が策定されたところでございます。

延伸区間につきましては、千曲川を渡る橋梁のほか、新たに道路用地が必要になりますので、まずは該当する地権者の皆さんを対象とした道路説明会を先月21日に網掛地区において、また29日には中之条地区において開催されたところでございます。

新たな延伸区間の基本計画の概要としましては、中之条地区の千曲川堤防までの延長約280メートル、千曲川を渡る橋梁部分は延長で約440メートル、それから網掛地区の堤防から国道18号バイパスに接続するまでが延長約180メートルとなっております。幅員につきましては、現在施工中の中之条工区に合わせまして、全幅で14メートルで計画されております。また、千曲川堤防とのアクセス、また現町道との取付道路についても計画されているところでございます。

説明会では、道路の重要性も説明する中で、現段階においては、ご要望もお聞きする中でおむね了承をいただいているところでありまして、現在は、当日出席された方のほかに、欠席された地権者の皆さんからご意見をお聞きする段階となっております。

千曲建設事務所としましては、いただいたご意見を確認しまして、基本計画を修正しまして、令和5年2月をめどに両地区の皆さんを対象とした地区説明会を予定しているところでございます。また、令和5年度は説明会でいただいたご意見やご要望を集約しまして、千曲川や国道バイパスなどの関係機関と協議を行いまして、新規事業として事業評価を経て、令和6年度の事業採択を目指して手続を進めている予定とお聞きしているところでございます。

なお、延伸区間につきましては、毎年実施している千曲建設事務所との地域づくり懇談会におきまして継続して要望するとともに、国道18号バイパス建設促進要望の際にも、坂城インター線との相乗効果について提案させていただきまして、インター線先線の延伸の必要性について訴えてきたところでございます。令和6年度の事業採択が実現するように、より強力で要望活動を行ってまいりたいと考えております。

インター線先線の延伸につきましては、国道18号バイパスへ接続することによりまして、村上地区のみならず、特に近隣市の川西地域からの高速道路へのアクセス、これが飛躍的に向上することになります。さらなる交通渋滞の緩和や経済等の活性化とともに、有事の際の対応としての交通ネットワークの多重化といった効果も期待されます。

町といたしましては、国道18号バイパスの整備及び現在施工中のインター線先線の早期完成並びにさらなる延伸に向けた未事業化区間の早期事業化について、引き続き議員の皆様をはじめ地域や企業、近隣自治体ともに、国・県及び関係機関と連携を図り、一日も早い完成、供用開始に向けて、さらなる要望活動などに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**6番（大日向君）** ただいま担当課長より回答がありました。重機等で作業されている姿が見えるようになり、開発行為が行われていることがうかがえます。その様子を見た人からは、いつ開通するのか、その先の道路はどうなるのかなど、お話を多々いただくことが増えてまいりました。

一昨年にもインター線先線の概要についてはお聞きしておりますが、今回は詳細な進捗状況

と、新しく造られる道路と既存の町道との接続と開通のめどについてお答えをいただきました。また、インター線先線の延伸についても、計画が実行段階に進んだことがわかりました。

そこでなんですが、1件だけちょっと再質問したいと思います。一昨年のお答えでは、令和4年度中の開通が見込まれているということでしたが、今回令和5年度中とのお答えとなっております。開通予定が延びた要因としては、どのようなことが挙げられるのでしょうか。

**建設課長（関君）** 坂城インター線先線の整備につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、しなの鉄道を跨線橋にてまたいで、将来的に千曲川を橋梁にて渡る計画となっているところでございます。

道路の縦断を見たときに、国道を起点としまして、しなの鉄道を立体交差させていく計画、それからA09号線の先線とタッチしまして千曲川を橋梁にて渡る、堤防を渡るということになって、最終的には国道バイパスへ接続したいという考えでいます。その間の全体の道路勾配、そういったものも考慮した計画になっておりますので、道路の大部分が盛土構造となっております。盛土の土質を考慮した結果、路体の安定化を図るために、当初計画に対して長めの養生期間が必要になったとのことでございます。

なお、町としましては、その養生期間を利用して、先ほども答弁させていただきましたが、開削ではなくて、推進工法にて下水道移設を実施させていただきました。盛土の養生期間が結果的に延びたことによりまして、令和5年度中の開通となったとのことでございます。

**6番（大日向君）** ご回答をいただきました。開通というゴールが見えてきました。今回の道路開発により町内の流れに変化が生まれ、新しい景色を見ることができそうです。

今回の一般質問において、先輩議員の方々がインター線先線道路開発を含めたまちづくり、また開発を行っている国道バイパスについて質問をされました。公共事業の実現・実施に関しては様々な作業工程があると思います。関係各機関と綿密に交流を図り、また町民の方々の理解がスムーズに得られるような説明を行いながら、早期の開発実現を望んでおります。

以上で、一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

**7番（玉川君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

初めに、1. 生活環境の整備について。質問は、イとロの二つです。

イとして、管理されていない空き地について。

1. 管理されていない空き地が目立つが、町に相談はあるか。また、空き地管理についてど

う考えるか。

2. 地域の環境整備をしたいが、他人の土地には無断で手をつけられない。交流がない場合などは声もかけづらい。いい方法はないかというご相談を受けました。このような場合に、町が希望者と管理者の間に入ってつなぐことはできないか。

空き地の管理が不足すると雑草が茂り、害虫が発生したり、野生動物などの居場所となったり、山から住宅地への通り道となります。また、道路に面していれば、見通しを悪くして交通安全への悪影響も考えられます。そういった事態がご自身の地域にあることについて、自分のできる範囲で手入れをしたいというお考えの方は少なくありません。しかし、自身所有の土地でない場合は、手をつけることができないことは皆さんご承知ですので気軽には実行できません。所有者や管理者が知り合いであり、話のできる関係であれば対面しての確認ができますが、全てがそうとはいきません。このような場合に、町が所有者や管理者と希望者の間に立ってつなぐことはできないのでしょうか。

以上、イ. 管理されていない空き地について2点お聞きします。

続きまして、口の横断歩道の照明を明るくについて。

1. 既存の照明の明るさでは、横断歩行者の存在確認が難しい箇所があります。横断歩行者の安全確保のために、より明るい照明灯を横断歩道に設置できないかについてです。町内の横断歩道を見ると、既存の照明でも、交差点や横断歩道もその存在が確認できるのでありますが、もう少し照明を明るくするか、照らす範囲を調整することで渡ろうとしている歩行者の存在を確認しやすくすること、これでさらに安全を向上できるのではないかと思いますので、質問します。

道路交通法では、横断歩道に横断歩行者がいたり横断しようとしているときは、一時停止し歩行者を優先すること。人がいないことが明らかな場合以外は、徐行することとなっています。確かに、横断歩道がそこにあることは表示や標識でわかりますし、いるかいはいかはっきりしないときは徐行するのですから、歩行者がはっきりと見えない状況でも、今の現状でも安全であるという法律の解釈でしょうか。

一方で、1972年に作成された交通の方法に関する教則にあった、手を上げて横断歩道を渡ろうという文言が1978年の改訂で削除され、2019年に交通教則に復活した、こういった情報がありました。今まで自分は知らなかったんですけども、老舗のテレビ番組で、最後のほうで手を上げて横断歩道を渡りましょうなんていうようなコーナーがあったんですが、ずっとそれが続いていると思ったのですが、2019年に復活するまで43年間、その手を上げてというのが削除されていたということでびっくりしました。

安全は、運転者と歩行者双方の安全意識の向上と意思の疎通が大切であるということで、横断歩道での手上げを削除していたことを復活させ、全国の停止率が向上したことで、これが実

証をされたということでした。この質問をきっかけに、運転をされる皆さんが徐行についてのルールを、歩行者の皆さんは横断の意思表示を明確にする必要性、これについて再確認していただければと思います。

日本自動車連盟（JAF）が調査を開始した2016年から、毎年、長野県の横断歩道での一時停止率は全国1位を続けているという安全意識の高い県ではありますけれども、当町では横断歩道の歩行者の存在、渡ろうとして手を上げている意思表示が夜間でも確認できるようにして、さらに安全が向上するように考えてほしいと思います。

町道の横断歩道の照明について、町の考えを伺います。

以上、イ・ロ、1. 生活環境の整備についての質問です。

**住民環境課長（竹内君）** 1の生活環境の整備についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イの管理されていない空き地についてであります。まず、空き地とは、宅地や農地などとして利用されることなく、目的を持たないまま放置された状態の土地のことで、建物が建っていない土地、及び耕作放棄などによって現状使われていない土地など、土地利用の変更等に伴って発生するため、一定程度は存在するものと考えられますが、短期間のうちに解消する場合と、土地の利用が将来的に定まらず長期間解消しない場合がございます。

近年、全国的に人口減少、高齢化が進行する中、土地需要が減少し、長期間解消しない空き地の増加、不適正な管理の増加が懸念されております。

このような傾向の中、当町でも、空き地に関するご相談をいただく場合の多くは、空き地の草木を刈ってもらいたいが、連絡先がわからないというものであり、昨年度は13件の草木繁茂に関するご相談をお受けいたしました。

空き地の適正管理につきましては、坂城町生活環境保全条例第62条において、「所有者等は、当該空地等が不良状態にならないよう適正な管理をしなければならない。」と定め、第63条第1号においては、空き地等の所有者等の責務として、「雑草の繁茂又は枯れ草の密集により、良好な環境の保全に支障を来さないよう、これを除去し、処分しなければならない。」と定めております。

町にご相談があった場合は、農地であれば農業委員会から対応を依頼いたしますが、宅地等の場合は、条例に基づき住民環境課から、所有者または管理されている方に当該空き地の適正管理をお願いし、対応をいただいているところであります。

次に、空き地管理の考えについてのご質問でございますが、空き地に雑草が生えたまま手入れをされず放置された状態が続きますと、景観を損ない環境悪化などにつながることも懸念されるところであります。また、土地需要が減少する時代においては、空き地を含む土地を適正に管理し荒廃を防ぐなど、質的向上を図る視点がより重要になると考えております。

町では、町ホームページを通じて、草木が敷地から道路にはみ出さないよう手入れをしてい

ただくことや、定期的な除草作業で不法投棄を呼び込まない環境づくりをお願いしているほか、固定資産税の納税通知書を発送する際に、空き地・空家の適正管理を周知するとともに、対応方法等でお困りの際は、住民環境課にお問い合わせいただくようご案内しているところであります。

町といたしましては、空き地の管理は所有者の責務という原則に立ち、引き続き、適正管理のための情報提供と啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、町が地域の環境整備希望者と土地管理者をつなぐことはできないかのご質問でございますが、所有者に適正管理をお願いしたくても、誰に言えばいいかわからないといった場合に町にご相談をいただくわけですが、中には、所有者ができなければ、自分が草刈りをしてもよいとおっしゃる方もいらっしゃいます。このような場合は、町から所有者に対応を依頼する際に、その旨とその方の連絡先をお伝えして改善につながっている事例もございます。

町といたしましては、まずは手入れをしてもよいという方からのご相談により、所有者等に適正管理をお願いする際に町からその旨をお伝えし、双方で連絡を取り合いながら、円滑に生活環境の保全を図っていただければ大変ありがたいことと考えております。

次に、口の横断歩道の照明を明るくについてのご質問にお答えいたします。

町道の夜間における安全対策といたしましては、幹線道路の主に交差点内の視覚環境を確保し、道路交通の安全を図るために設置する道路照明のほか、歩道などに道路の歩行空間等の構造物や歩行者同士の位置などを的確に把握するために連続的に配置された街路灯、また生活道路における安全対策として、住宅地や周辺の暗い場所など主に防犯を目的として設置する防犯灯の設置など、地域や関係団体などと連携を図り、様々な手法により夜間交通の安全確保を図っているところであります。それぞれの照明は、いずれも安全のための視認性の確保を目的として設置されたものであり、互いに補完しながら夜間の安全確保を図っているところであります。

ご質問の横断歩行者の存在確認が難しい箇所があり、横断歩行者の安全確保のために、より明るい照明灯を設置できないかのご質問であります。横断歩道の設置箇所は、その利用から住宅街なども多く、歩行者目線では、より明るくすることで安全確保が図れる一方で、照度によっては、その明るさから、就寝時、カーテンを閉めても家の中が明るいなど、生活環境の悪化につながることも懸念されるところであります。

加えて、その明るさから、夏場などは照明に誘引された虫の死骸が増えたり、集まった虫を捕食する鳥のふん害に苦慮したりするほか、農作物や庭木への影響なども考えられ、周辺住民の生活環境への配慮や調和を図る必要もございます。

町では、これまでも周辺の生活環境を考慮する中で、街路灯を横断歩道近くに移転することや、横断歩道を認識する標識を点灯式にするなどにより、その場に合った個別の対応を千曲警

察署などと協議しながら進めてきたところであります。

そうした中で、横断歩道の照明に関しましては、新たに道路照明を設置するほか、街路灯の照明器具を照度の高いものに交換することなども含めて、総合的に判断する中で検討してまいりたいと考えております。

また、道路照明を設置するといった施設整備の面のみならず、夕暮れ時や夜間の歩行者事故を防止するための啓発も重要でございますので、千曲警察署、交通安全協会、町交通指導員とも連携し、ドライバーに対する早めのライト点灯や、歩行者の皆さんに対する夕暮れ時や夜間での明るい服装と夜行反射材等の着用のお願いや、広報啓発にも力を入れ、町民の皆様の交通安全に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**7番（玉川君）** 空き地については、窓口に来てもらって相談してもらおう。既にもう実績もあると。つないだ実績もあるというようなお話でしたので、皆さんこれを見ていただいて、早速来ていただければと思います。

歩道の照明についてなんですが、例えば産業道路なんかは、最初から工事が毎年毎年やっているんですが、照明器具の性能なんかも変わっていったりするわけで、それに配慮して。それと、今回の文化センターのところの横断歩道の新設・移設ということで、もしかしたら新しく横断歩道を造るとか移設するという事態も考えられますので、それに対応できるような例えば照明柱の柱、それと上を分離して、それを横断歩道用にできるとか、そういったものができてきた場合、そういったものも積極的に利用していただけるようなこともしていただきたいと思っております。

続きまして、犯罪被害者支援について。

イ．町の取り組みはとして、二つ質問します。

1．町の条例制定以降、町はどのような活動、講演会や広報などをしてきたか。

2として、県条例では、学校の設置者等と連携し、学校において犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう施策を講じるとあるが、町の取組は。

坂城町が支援条例を県内他町村に先駆けて制定して、2年が過ぎました。誰もが被害者や加害者になっても不思議ではない現在において、被害者の状況や相談体制、犯罪についての理解を深め、人ごとではないという認識を持ってもらうことで、支援や犯罪防止の流れを広げていけると考えます。また、坂城町町民の理解がさらに広がることで、ほかの自治体の条例制定実現にもよい影響があるのではないのでしょうか。

以上、犯罪被害者支援について質問します。

**町長（山村君）** ただいま玉川議員さんから、2番目の質問としまして、犯罪被害者支援についてということで質問をいただきました。

イとして、町の取り組みはのうち、私からは、条例制定以降、町はどのような活動をしてきたかの質問にお答えいたします。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族などへの支援につきましては、以前から私も問題意識を持っており、警察にも相談しながら、町として支援をしていく上での根拠となる条例の検討を進めていこうとしていた矢先の令和2年5月、当町において痛ましい事件が発生してしまいました。

こうした経過もあり、条例制定への準備を急ぎ、令和2年9月議会において、県下では初めての犯罪被害者等に係る支援条例となる、坂城町犯罪被害者等支援条例の制定をお認めいただいたところであります。

本条例につきましては、犯罪被害者等の支援の基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、支援の基本事項を定めることで犯罪被害者等に寄り添った支援施策を総合的に推進し、安全・安心な地域社会の実現を図ることを目的としております。

具体的には、被害に遭われた方などが再び平穏な日常生活を営めるよう、二次被害の防止に配慮しながら、それぞれの状況や事情を踏まえた支援を行うものとするを基本理念とし、支援の基本的な事項としましては、様々な問題への相談や必要な情報の提供・助言及び関係機関等との連絡調整のほか、見舞金の支給や居住の安定、広報及び啓発を行うことを定めているところであります。

また、この条例の制定に合わせまして、坂城町犯罪被害者等見舞金支給要綱を定める中で、遺族見舞金及び傷害見舞金の具体的な支給制度を設け、犯罪被害者等の支援を行っているところであります。

ご質問にありました条例制定以降の町の活動であります。犯罪被害者等への理解を深め、犯罪被害者を支える地域社会の実現を図るため、町のホームページや広報において条例に関して周知を図っているほか、毎年11月25日から12月1日の犯罪被害者週間に合わせ、広報への記事掲載やポスターの掲示など、犯罪被害者支援への理解と啓発を行っているところあります。

また、12月の人権週間、これは12月4日から12月10日までであります。この期間中には、坂城駅及びテクノさかき駅で人権擁護委員さんをはじめ関係団体と連携して街頭啓発活動を実施し、人権問題等について理解を呼びかけるとともに、差別や偏見のない豊かで明るい地域社会の実現を目指し、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を開催する中で、人権尊重思想の普及高揚を図っております。

加えまして、毎年、町企業人権同和教育推進協議会と連携し、町内企業の社員を対象とした新入社員人権同和教育研修会や企業内人権同和教育推進員研修講座を開催して、犯罪被害者支援を含む幅広い人権問題について、社会人として学び、考える場を設けているところであり、

あらゆる立場の人が様々な場面で人権に配慮をしていただけるよう、こうした継続した取組が大変重要であると考えているところであります。

また、先ほども申し上げましたが、当町では、県下で初めて条例を制定したことから、多くの報道機関から取材を受けているところでもあり、その際にはなるべく私自身が対応し、事件後の対応等を含め、条例制定の意義や犯罪被害者等への支援の必要性についてお話をさせていただいているところでもあります。

先ほどもお話がありましたけれども、県でも今年4月に長野県犯罪被害者等支援条例が制定されましたが、県からは、条例の施行にあたり、坂城町、当町と意見交換したいとのことで、4月に懇談会を持ち、広域的な支援の体制づくりや、県における積極的な啓発など、今後の取組について意見や要望をお伝えしたところでもあります。

県においても、先週10日土曜日に開催された長野県人権フェスティバル2022でのパネルディスカッションにおいて、犯罪被害に遭われた方々の人権について取り上げ、当町で犯罪被害に遭われたご家族から、事件により受けた直接的な被害や二次的な被害など、様々な問題についてお話がありました。当日の様子はオンラインにより配信されたことから、犯罪被害に遭われた方の思いや支援の必要性について、多くの方に考えていただく機会になったものと考えております。

また、犯罪被害者等の支援につきましては、私は常々各市町村で条例が制定されることで、市町村間の連携がスムーズになり、支援の実効性がより高まると考えており、周辺自治体の首長さん方と懇談の機会がある場合には、直接、条例の必要性をお話しするとともに、早期制定に向けての働きかけを行うなど、啓発に努めてまいりました。

県との懇談の際にも、各市町村に対して条例制定に向けた取組を促すよう申し上げてきたところでもあります。こうしたことを受けまして、県内市町村でも条例制定の動きが広がりつつあるものと感じております。

また、職員につきましても、オンラインでも開催された県の犯罪被害者等支援者向け研修会に参加するなど、職員自身が犯罪被害者等への支援について理解を深めるよう取り組んでいるところでもあります。

今後も引き続き関係機関・団体等と連携を図りながら、犯罪被害に遭われた方々への理解を深めていただけるよう、各種啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 私からは、2. 犯罪被害者支援について、イ. 町の取組はのうち、学校における取組についてのご質問にお答えいたします。

長野県犯罪被害者等支援条例の第22条に、学校における教育として、「県は、学校の設置者等と連携し、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ず

るものとする。」と定められているところでございます。

児童生徒が犯罪被害者等となった場合、被害によってその後の発達に大きな影響を及ぼす可能性があることから、そのような場合、児童生徒の置かれた状況や発育状況に応じて、関係機関が一体となって十分な配慮を行うとともに、周囲の児童生徒への影響にも十分配慮することが必要と考えます。

ご質問の犯罪被害者等に関する取組といたしましては、校長から教職員に対しての指示・伝達の中で取り上げたり、一部の小学生が夏休みの課題の一つとして犯罪被害者や加害者に寄せた視点での作文を書くなどのほか、過去に町で起きた事件の際には、犯罪被害者等に関わる児童等の心のケアも行ってきたところでございます。

各学校では、人権教育は全ての教育の基本という理念に立ち、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などの特質に応じて、教育活動全体を通じて発達段階に応じた人権教育が行われております。

今後も継続して、人権尊重の意義や様々な人権問題についての基礎的内容を理解するとともに、自分の大切さや他の人の大切さを認め合いながら、身近な人権問題を解決しようとする意欲と実践力を身につけられるよう、人権教育を推進してまいります。

町教育委員会としては、犯罪被害者とその家族に係る人権課題について、誰もが犯罪被害者になり得る可能性を認識し、自分の問題として考えられるよう、人権教育の様々な課題の一つとして位置づけ、さらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

**7番（玉川君）** 支援条例の制定について、町長が他の自治体に働きかけていただいているということは、ありがたいことだと敬意を表します。

学校における人権教育の一環として、犯罪被害者の教育も行っているというお話でしたが、今のお話の中では、被害者にならないことということでお話しいただいたんですが、犯罪といっても様々なものがあります。加害者にならないこと、これが被害者をつくらないことの第一歩と考えます。意図しなくても犯罪になってしまったり、現代だからこそその犯罪があること、これもしっかり子どもたちに理解してもらうことが大切ではないでしょうか。自分の子どもや孫に指摘されれば、頭の固い自分みたいな大人も変わっていくこともあるのではないかと思います。

将来を担う子どもたちにこそ必要な教育であると思いますが、この内容について、この内容に犯罪被害者の方のご意見、こういったものが盛り込まれているのでしょうか。その点についてだけ一つ教えていただきたいのですが、お願いします。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。教育活動の人権教育における内容について、犯罪被害者の視点に立った内容が盛り込まれているかというご質問でよろしいでしょうか。

そちらにつきましては、具体的には、犯罪被害者の視点に立ったというような講演会ですか、そういったような活動は現在行っておりませんが、そういった点につきましても今後検討しながら、人権教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

**7番（玉川君）** 近頃、報道機関による県内自治体への支援条例制定の予定に関するアンケート、これがあったわけですが、回答した73自治体のうち、六つ具体的に予定しているという報道がありました。

犯罪被害者支援は、住んでいる自治体によりその支援があつたりなかったり、またあつても支援内容に差ができてしまうことは避けなければなりません。最終的には、国が責任を持って進めていくべき支援となることが望まれますが、まずは一番身近な自治体の制定数、これが増えることで国を動かすことができるのではないかと考えられます。

制定予定のない理由としては、そのアンケートですが、専門性を持った担当者の不足、被害者からの相談が少ない、県との役割分担が不明確という意見がありました。これに対して、県は、人材育成の支援を計画し、地元の自治体には身近な支援に期待をとしています。

また、小さな自治体では、条例自体が機能しないのではないかという声もありました。これに対しては、県下初の制定自治体として注目されている当町として、全町を挙げた活動をさらに進めてほしいと要望して、最後の質問に移ります。

### 3. 食の安全について

イ. 学校給食の食材の安全性はとして、二つ。

1. 給食用食材の安全確保のために、自治体によっては、学校給食法に準拠した独自の安全基準や食品選定委員会など、こういったものを設置しているところもありますけれども、当町ではどうでしょうか。

2. 近年、ゲノム編集という新しい遺伝子技術で生み出された食材が市場に出始めています。その安全性については、国が自然界でも起き得る変異であり、安全性の確認の必要はないとしている一方で、新技術であることから安全性の証明がないとして、市民団体等が学校給食などに使用しないように全国の自治体に要請を始めています。この食材を給食に使うことについての町の考えは。

この新しい生産技術というのはゲノム編集というもので、人為的に遺伝子操作をして、食材の栄養価などの機能性の向上や生産期間の短縮など、これからの食料自給問題への解決策の一つとして期待されている技術であります。国と民間が協働して開発しており、野菜、魚などが既に実用段階に入っています。

ゲノム編集食品の安全性については、ほかの生物の遺伝子を追加することで新しい機能を追加する遺伝子組換えとは違い、もともとある遺伝子から一部を削除するだけであり、自然界にある放射線などでも起こり得る変異であるとして、国は安全性に問題がないとして、遺伝子組

換え食品に義務づけられている安全性の証明やゲノム編集食品という表示も必要ないとしています。

これに対して、研究者の中には、まだ新しい技術であり、本当に安全なのか心配があるとの指摘もあり、消費者からは安全性への不安と、表示が必要ないことで食品の選択の自由がないといった理由から、特に学校給食への使用についての全国の自治体への問合せや使用中止の要請も行われています。

食品生産に関する新しい技術がいよいよ実用段階に入っていることで、その選定についても確認が必要ではないかと考えますので、質問します。

**教育文化課長（長崎さん）** 3. 食の安全について、イ. 学校給食の食材の安全性はのご質問にお答えいたします。

食育・学校給食センターでは、成長期にある児童生徒たちの心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かで安心・安全な給食の提供に努めているところでございます。

学校給食については、学校給食法で、健康の保持増進や望ましい食習慣、学校生活を豊かにし、社交性や協働の精神を養うことをはじめ、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食に関わる人たちの様々な活動に支えられていることについて理解を深めることなど、7項目の目標が掲げられ、給食という生きた教材を基に、将来児童生徒が健康で健全な食生活を営むことができるよう、食育・学校給食センターで取り組んでおります。

初めに、学校給食において給食用食材の安全確保についてのご質問ですが、給食に使用する食材の購入につきましては、学校給食法第9条の規定に基づく学校給食衛生管理基準において、「食品の購入にあたっては、食品選定のための委員会等を設ける等により、栄養教諭等、保護者その他の関係者の意見を尊重すること」とされていることから、良質で安全な食品を確保するため、食育・学校給食センター所長及び栄養教諭を事務局として、小中学校長、保護者会長、学校医代表などで組織される坂城町食育・学校給食センター運営委員会において、食材の納入者や地産地消の状況などについて意見をお聞きする中で、食材などの選定をしております。

安全な食品の基準につきましても、学校給食衛生管理基準において、「食品は、過度に加工したものは避け、鮮度の良い衛生的なものを選定するよう配慮すること。また、有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」、有害もしくは不必要な食品添加物が添加された食品、内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造業者、販売業者の名称、所在地、使用原材料、保存方法の明らかでない食品については使用しないこととされており、町においてもこの基準に基づき安全な食材の購入をしております、食品の原材料表や必要に応じて食品の見本を取り寄せて確認するなど、安全で安心できる食材の確保に努めているところでございます。

食材の産地につきましては、国産品を基本とし、保護者の皆さんには毎月の献立表や食育だ

よりなどにおいて、使用している食材などについてお知らせするとともに、食材の産地について、県内産か坂城産かなどをお知らせしているところでございます。

また、地場産の農産物につきましても、生産者が農薬取締法に基づく、農薬を使用する者が遵守すべき基準に沿って作物を栽培しております。食育・学校給食センターといたしましては、農薬や堆肥の使用状況などを確認し、安全な野菜を納入していただいております。さらに遺伝子組換え技術により育成された種子及び種苗による食材などの使用もございません。

次に、ゲノム編集食品の使用に関するご質問にお答えいたします。

ゲノム編集とは、特定の遺伝子を狙って切断し、その部分に変異を起こす技術です。偶然に頼らず、狙った遺伝子を改変できるのが特徴で、この技術を用いることで品種改良が効率的に行えるようになると言われております。この技術を使って開発された食品には、栄養効果が高く血圧降下作用が期待されるトマトや、肉厚な身をしたマダイ、通常の2倍の速さで成長するトラフグなどがございます。

遺伝子組換え食品との違いにつきましては、遺伝子組換え食品は、他の食品や生物の遺伝子を加えて改良したのですが、ゲノム編集食品は、もともとある遺伝子を切り改良するものでございます。

遺伝子組換え食品は、国の安全性審査を受けることが義務づけられておりますが、ゲノム編集食品は国の安全性審査は必要ないとされております。しかし、ゲノム編集食品につきましては、新しい技術であり、例として、ジャガイモにおいては、光に当たり毒を生成すると緑色に変色する遺伝子がありますが、これを誤って切ってしまうと、毒が生成されても緑色に変色しないため、気づかず食べてしまうおそれがあるなどの報道もあり、人体や環境などへの影響などについて、まだわからない部分があることから、多くの人が不安や疑問を抱いているとお聞きしているところでございます。

町の学校給食では、地産地消の推進として地元生産者の野菜などを使用しておりますが、生産者とは日頃からコミュニケーションを取るなど、栽培した方の顔がわかる安心・安全な食材を使用しているところでございます。

また、食育・学校給食センターでは、遺伝子組換え食品などの食材も使用していない状況でございますので、遺伝子操作を行うゲノム編集食品につきましても、安全性など慎重に判断していく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、学校給食に使用する食品につきましては、学校給食衛生管理基準や県教育委員会、保健所など、関係機関の指導の下、安全な食材を使用して学校給食を提供してまいりたいと考えており、ゲノム編集食品の安全性などにおいて危惧を抱く間は、そうした食品を使用する予定はございません。

今後も小中学校への学校給食の提供につきましては、地産地消の推進とともに衛生管理基準

を遵守し、栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

**7番（玉川君）** わかりやすい説明をありがとうございました。一つですね、産地の公開について伺います。保護者の方、PTAのほうには通知として限定的に産地についてお知らせをしているというお話でしたが、これは一般には公開の予定はないでしょうか。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。食品産地の公表につきましてですが、食品の産地につきましては、安心・安全な食材の使用として国産品を使用しております。産地の公表につきましては、先ほども申し上げましたとおり、保護者等につきましては、毎月の献立表や食育だよりなどでお知らせしている状況でございます。

それ以外の方につきましては、現在ホームページ等で公表している状況ではございませんが、ホームページなどで公表されている市町村もあるとお聞きしているところでございますので、今後、野菜などにつきましては、旬の時期や季節などによって産地等も日々変わることもございますので、掲載方法やその表示の内容等につきまして、今後研究してまいりたいと考えております。

**7番（玉川君）** 町の学校給食に対する安全意識を町内外に示すためにも、公開をぜひ進めていっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（休憩 午前11時28分～再開 午後 1時00分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

3番 山城峻一君の質問を許します。

**3番（山城君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、質問に入る前に、我が町の温泉施設びんぐし湯さん館が先月18日に竣工式を経て、翌19日にリニューアルオープンを迎えました。私自身も議会定例会の場において、この温泉施設びんぐし湯さん館については、度々質問させていただきました。また、私自身もここを利用する者の1人として、リニューアルオープンを大変心待ちにしておりました。

昨日も温泉には行ったわけですが、昨日までの間に多くの方から、私と同じくリニューアルオープンを待っていた、待ち遠しかったということや、ここのサウナが一番なんだよねと、ましてや今回ヒノキ、壁面のところが新しくなっているので、いい匂いがして最高だとかという声を直接言ってくださった方がいました。

また、先日、先週の週末ですね。土日、12月3日、4日については、大変多くの方が来館されたとのことを、従業員さんからもお聞きしたところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、びんぐし湯さん館の来館者数も、それ以前より少し減ったと、減少傾向だったということもありますので、今後、来年以降になるのでしょうか。びんぐし湯さん館を含め、多くの方が坂城町へ来町していただき、そして坂城のよさ、そしてこの大自然のよさ、様々なよさを感じていただき、よければ坂城町に移住したいなと思ってくれる人が増えたらというふうに思っております。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。今回は、1. 信州型自然保育と、2. とともに生きる障がい者福祉についてということの二つについて質問いたします。

まず、その1です。信州型自然保育についてです。イとしまして、信州型自然保育認定制度について、何点か伺いたいと思います。この自然保育のテーマについては、同様のものを2年前の2020年3月議会でも質問させていただいております。そのため、今回で2回目となるわけですが、改めてこの信州型自然保育認定制度について、若干ですが説明しますと、7年前、2015年、平成27年に始まった制度です。この制度ができて以降、県内の各市町村において認定を受ける園が増えております。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により地方移住が進んでいることは、既に皆さんご存じのとおりだと思っております。

ある調査、具体的に申し上げますと、宝島社、これは出版会社ですね。ここが発行している「田舎暮らしの本」2022年2月号によると、2022年、移住したい都道府県ランキングでは、長野県が1位に選ばれています。ちなみにこの1位ですが、平成18年以降16年連続1位とのことです。つまり、あるところによると、東京から近いだとか、軽井沢とかいろいろ観光名所がたくさんあるということで選ばれているんじゃないかという分析もされておりますが、1位という結果は結果ですので、長野県の皆さん、そこは意識されている方が多いかと思えます。

この都会から地方へという流れの中、自然の中で伸び伸びと子どもを遊ばせている自然保育を実践している園に子どもを通わせたいという保護者がいるとのことですが、これは中信地方の保育園の話なんですけれども、定員を上回る応募、入園希望者がいたりだとか、また、そういった保育園に対して、保育士さんが入職希望ですね、就職希望をするという話も聞いております。つまり、ニーズが増えていると。選ばれる保育園になっているということも聞いております。

ちなみに、自然保育を推進する議員連盟というものが3年前に立ち上がっているんですが、この長野県自然保育議員連盟に私も所属しており、ちょっと諸事情があり、今現在この連盟の副会長という任に私も就いておりますが、実は先日10月28日、二月前に、この議員連盟の4名、具体的に申し上げますと、会長、これが長野県議会議員の方で、副会長、これは私以外のもう1人なんです、佐久市議会議員の方、そして私と、事務局が安曇野市議会議員、この4名で自然保育認定園の職員の方と一緒に県庁に出向き、阿部県知事にお会いし、これは直接

坂城には関係ありませんが、保育士の処遇改善に関する要望書の提出をしてまいったところがあります。

その中で話になるんですけれども、今言った保育園の実情を知事にもお伝えしたんですけれども、知事の4期目の公約とかも見ていたんですけれども、皆さんご承知のとおり、今年の7月に4期目の再選を知事は果たしております。その公約の中で、信州やまほいく認定制度を維持・発展させるとともに、義務教育において非認知的能力を高めていくことができるよう、小学校の学びを幼稚園、保育園教育に整合させることも含めて、教育委員会とともにそれを検討しますとうたっております。

つまりは、知事4期目ですので、十二、十三年前くらいですね。その頃から幼児教育に関しては誠に関心があると。それでこの制度を始めたわけで、これは知事からの言葉なんですけれども、地方市町村長に直接持ちかけはできないから、市町村長、職員の方にはしっかりとアピールをしていきたいということを言っておりました。なので、この面談の場でも、認定園を増やしていけるよう市町村の連携ということを、一言で言うならば言っておりました。

改めて、この制度についてメリットをいくつか挙げさせていただきますが、その一つとしては、子どもの体力や自己肯定感の向上、そして社会性や創造力などの非認知的能力が幼児期だから身につけやすいと言われていています。また、認定を受けることで、県が主催する研修会等への参加や専門の指導者の派遣も可能となり、研修会に参加することで保育士同士がつながることも可能となります。

そして、一番のメリットは、③認定園を個別に紹介するサイトを開設しているため、全国、これは知事も言っていたんですけれども、サイトにアップされているということはありませんけれども、世界にも発信されているということも知事も言っていました、要するに、認定を受けることで幅広くいろんなところでいろんな方がこのサイトを見て、ここに暮らしてみたい、ここに子どもを通わせたいという思いがつながるといえるのか、わかるようになっていくということを言っていましたし、私もそこがメリットの一つだと感じております。

そこで、質問を3点ここで伺います。

まず、①として、町内保育園における自然に関わる保育の状況は。これは園外での活動ということになるんでしょうけれども、そちらについて伺います。

また、②としまして、現時点での県内の自然保育の認定園数、こちらも併せて伺います。

そして、③当町においてもこの制度、2年前もお聞きしておりますが、改めてこの制度の導入というか導入することに向けて、町の姿勢はどうなのか、伺います。

**子ども支援室長（細田さん）** 1. 信州型自然保育について、イ. 信州型自然保育認定制度について、お答えいたします。

長野県が進める信州型自然保育信州やまほいくは、信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した、野外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育のことであり、保育等に自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び成長しようとする力を育むことを基本理念としているところであります。

具体的な活動としましては、例えば土と関わる活動として、砂場で山やトンネルを作る、泥だんごを作る、花・草・木に関わる活動として、葉っぱを探す、ドングリや松ぼっくりを拾う、水と関わる活動として、バケツに水をためる、川の流れる音を聞く、火と関わる活動として、たき火に当たる、たき火で調理するなどが挙げられるところでございます。

ご質問の町内の保育園における自然に関わる保育の状況についてであります。保育園では各園それぞれで創意・工夫をしながら保育活動に取り組んでおり、その中でも自然に関わる主な活動といたしましては、秋には、春に植えたジャガイモやサツマイモを収穫し焼き芋大会を実施したり、町の伝統野菜であるねずみ大根の種まきや収穫体験のほか、土手での芝滑りといった活動を行い、冬にはそり遊びやコップにドングリや葉っぱ、水を入れての氷作りなど、身近なもので季節に応じた様々な遊びを取り入れております。

また、園外保育では、和平公園やバラ公園、びんぐしの里公園の展望台などに出かけ、落ち葉や花に触れたり、虫を探すなどの自然と触れ合える活動のほか、お散歩に出かけ、道端の草や花、川の流れなどの日常的な風景を毎日見ることで、天気や季節による小さな変化を体験し、豊かな感性を育む活動の一つとしております。

また、お散歩中に子どもたちが発見した桜やタンポポの咲いている場所、カエルやオタマジャクシがいる水田、電車が見える見晴らしのよい場所などを書き加えていく、お散歩マップを作成したところ、身の回りの生き物や草花などの自然のものを子どもと保育士と一緒に再確認することができ、散歩の幅がさらに広がったところであります。

続きまして、信州やまほいくの認定園数についてお答えいたします。

信州やまほいくには、特化型と普及型の二つの区分がございます。特化型は、保育等において質、量ともに自然保育に重点を置き取り組んでいる保育園・幼稚園が対象で、屋外での体験活動が1週間で合計15時間以上のほか、通算2年以上の自然体験活動の指導経験者が常勤保育士の半数以上であることなどの要件がございます。

また、普及型は、保育等において、自然保育のみならず、ほかの保育プログラムと併せ自然保育にも積極的に取り組んでおり、屋外での体験活動が1週間に5時間以上の保育園・幼稚園が対象で、特化型に比べ、比較的認定を取りやすい区分となっております。

本年10月現在の認定園数は、特化型は15園で、うち公立保育所は伊那市の1園で、近くでは千曲市にある認可外保育施設さらしなの里自然保育ぽっこがございまして、普及型は

255園が認定を受けており、うち公立保育所は162園といった状況でございます。

続いて、信州型自然保育信州やまほいくへの登録と活用の考えについてでございますが、県が進める信州やまほいくの基本理念である保育等への自然保育の積極的な取り入れについては、先ほど答弁いたしましたとおり、当町の保育園においても積極的に取り入れているところでございます。

一方で、登録を受けるにあたっては、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修への参加や、対外的な事例発表を行った保育士がいることなどの要件があり、登録後は、毎月の計画書の作成や事業年度終了後の活動報告書の提出が必要となっております。

信州やまほいくへの登録については、保育士への負担等を考慮する中で、引き続き研究してまいりたいと考えるところですが、自然保育の実施にあたっては、認定を受けている保育園等の自然環境を生かした活動内容を参考にするなどし、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** 今、担当課長から丁寧なご説明をいただきました。質問をつくる上で、やはり今、担当課長もおっしゃっていましたが、保育の負担が増すというのは、確かにこの制度の大変なところというか、欠点ではないですけれども、非常に負担が増えるところだと思います。

若干関係ないんですけれども、例えば先日、ここ半年以内に保育園での様々な事件、事故ではないですけれども、そういった報道もあると、やはり保育士さん、働く皆さんの負担をどう減らしていくかというのは、当然課題になると思います。

ただ、一方で、私も先ほど述べさせていただいたとおり、保育士さんもですし、保護者の方もそこを選ばれている。もちろんパーセンテージがとかデータがと言われれば、そこは難しいところではありますけれども、選ばれている実態があるということを考えれば、やはり研究を進めていくという室長からの言葉にもあるように、進めていっていただきたい。

県知事が言っているからということではないでしょうけれども、やっぱり特色を生かすという上で、その認定に向けて進めていくということは、推進する側としても必要なんじゃないかなと思っています。

そこで、再質問になりますが、実は先ほど保育議連の話をしましたけれども、議連の副会長、もう1人の副会長であります佐久市の議員さんともお話しする機会があったんですが、佐久市は、実はこの制度創設当初、実は平成27年の場面で、市内全公立保育園が認定を受けているということでもあります。

ここの導入に至ったプロセスというのは、すみません、定かにはなっていないんですけれども、やはりこういった事例、もちろん他市町村、佐久ではなくて、近隣の市町村でも認定を受けている公立園はありますので、そういった先進自治体の研究を、先ほど答弁にもあったんで

すが、そういった佐久市、具体的に名前を申し上げちゃうと、そういった全公立園でやっているような佐久市へ、保育士さんも含めて視察に行かれるというのはどうか。この点、1点だけ再質問させていただきます。

**子ども支援室長（細田さん）** 再質問にお答えいたします。視察も一つの方法かと思えますけれども、信州やまほいくの郷というホームページ、サイトのほうがございまして、そちらのほうに認定団体の活動状況が掲載されております。そちらの中を見ますと、いろいろな保育園の活動状況がいっぱい載せてあります。

その中で、うちの園のほうでも、お散歩マップ、先ほど答弁の中でお散歩マップというのを挙げましたが、お散歩の中で園児が発見した自然のものを書き加え、作成しているお散歩マップ、こちらのほうは掲載されているほかの園のものを参考にして作らせていただいたところがあります。

作成にあたっては、各園で工夫を凝らす中で作成しておりまして、季節ごとの身近な自然を見つけるため、季節別のマップを作成し、園児と共有したり、あと危険箇所を併せて記載することで散歩中の注意を保育士同士で確認したり、また作成したマップを地元地区の広報に掲載し、地元の方に豊かな自然の再確認をいただいたこともございます。こちらのほうのサイトのほうを参考にしながら、今後も研究していきたいと考えております。

**3番（山城君）** 再質問にお答えいただきました。研究を進めていっていただくという前向きな答弁をいただいたので、保育士の皆さん、先生方からの声や、また保護者の皆さんからの声、もちろんこれまで関連の質問を何度もしておりますので、お聞きしていく中で、準備もあるんでしょうけれども、そこが整いましたら、ぜひともやはり認定に向けて前進していただきたい、そして、ここの保育園に入りたいから坂城に来ました、ここの保育園のこの環境、坂城で育てたいから移住してきましたという方が増えることを願って、この質問を終わらせていただきますが、実は、先月11月の末ですかね、千曲市にある認定園よりイベント参加のお誘いがありました。内容はお餅つきだったんですけども、新型コロナウイルス感染症の流行により、保育の現場も本当に大変な状況にあったと思います。

その園には実は坂城町出身である保護者の方や、また偶然にも、二十何年ぶりですね、私の高校時代の同級生も、保護者さんとしてその園に関わっておりました。僅かな時間しかいらなかったんですけども、坂城町にも自然保育の認定園があればねということ、ぽつりと言われたことがちょっと印象的でした。

重ね重ねになりますが、坂城町においてもこの制度についての研究を重ねて、そして認定を受けることで町の保育園をさらにアピールしていくことにつながれば、そして移住にもつながっていけばいいなという感想を述べて、この質問を終わりにしていきます。

すみません、終わりにする前にすみません、議連のメンバーでもあるので、制度の使いやす

さということも併せて、県にちょっと議連としてまとめた上でのことになると思うんですけども、しっかりと伝えていって、公立園が尻込みしないように、簡単と言っては語弊があるんですけども、登録しやすいような制度にするようにというのは、議連としても働きかけをしていければなと思っております。

続いて、2のほうに移ります。2. ともに生きる障がい者福祉についてです。

まず、イとしまして、千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターについてお伺いいたします。先日11月25日に、千曲市の、これは名称があれなんですよ。信州の幸、「めぐみ」は「幸せ」ですね。「幸せ」を「めぐみ」と呼んで、あんずホール、これはネーミングライツを使われているんですかね。あんずホール、これは更埴文化会館のことですけども。において、令和4年度千曲・坂城地域自立支援協議会第2回全体会に参加してきました。全体会は2時だったかな。開始にはちょっと私は間に合わなかったんですけども、第1部の楽団ケ・セラのコンサートを僅かですけども聴くことができました。特に、最後の曲の後のアンコールですね。上を向いて歩こうの楽器演奏を聞いたときに、ちょっと心が洗われる気持ちになったというのが正直な印象と、自然と口ずさんでいたんですけども。第2部の講演会は、千曲市精神障がい者家族会の方からお話をお聞きしたわけです。

その講演の最後に話されていた内容がすごい印象的だったので紹介しますが、障がい者が住みやすいまち、誰もが住みやすいまちという言葉でした。これには納得というより、じゃあ今の坂城町は一体どうなんだろうという気持ちになったことが、この質問をするきっかけとなっております。

ちなみに、すみません、ふだんこの場であまり身につけないものを二つ身につけているんですけども、まずこのネクストラップです。名刺を見せるものですかね。これも、その場で障がい者施設の方が作ったものを販売したものを、私は買ってきました。また、このボールペンです。ボールペンもその場で売っているものを買ってきたので、今日使わせていただいているわけですけども。

改めて、この全体会に参加することができてよかった。もちろん物品を購入できたこともよかったですし、話が聞けたりだとか、あるいは合奏ですね、演奏を聴けたこともよかったんですけども。では、この千曲・坂城地域自立支援協議会の事務局のことをちょっと改めて調べてみたんですけども、事務局を千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターが担っているわけですけども、この当センターの現状、例えば職員体制だとか、事業内容だとか、これについても改めてお伺いをしたいと思っております。

そして、二つ目として、このセンターの職員さんはどういった構成になっているかということと、所持している資格について併せてお願いいたします。

そして、次に口ですけども、社会参加の促進についてということでお伺いいたします。こ

れについては、町の第6次長期総合計画の中にもある、今回の質問のテーマにもなっている、「ともに生きる障がい者福祉」というところから、何点かお伺いしたいわけですが、この計画の中に様々な目標が記されております。その目標についていくつかお伺いするわけなんですけれども、まずその一つに、「障がい者団体の活動を支援し、障がい者や家族が社会活動に参加しやすい体制づくりを進めます。」と記されているんですけれども、じゃあ、それって具体的にどういうことなんでしょうかということになります。

また、②としまして、「障がい者の自立生活と社会参加を支援するため、地域活動支援センターの充実を図ります。」とありますが、坂城にもある地域活動支援センターの日々の取組はどういったものになっているか。また、登録されている方の人数、それと併せて、日々活動されている人数というのも、こちらでお伺いいたします。

そして、③になりますが「心のバリアフリー」、これも計画に書かれていた内容ですが、「心のバリアフリー化を図るため、障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、交流する機会をつくるとともに、互いに個性を尊重し合う社会の実現に向けて啓発活動を推進します。」とありますが、では、推進する取組、活動はどんなものになるのでしょうか。これらの点について、お伺いいたします。

**町長（山村君）** ただいま山城議員さんから、2番目の質問としまして、ともに生きる障がい者福祉についてご質問がありました。私からは、どんな取組をしているかという全般的なことをお話し申し上げまして、詳細につきましては、担当課長からお答え申し上げます。

今お話がありましたけれども、坂城町では、令和3年度にこれからの10年間のまちづくりの方向性を示す第6次長期総合計画を策定し、その将来像である「輝く未来を奏でるまち」の実現に向け、現在取組を進めているところであります。

総合計画では、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げ、施策の推進に取り組んでいるところでありますが、障がい者施策といたしましては、指針となる坂城町障害者計画を同じく令和3年に策定いたしました。

この計画は、令和3年度から8年度を期間とし、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合い 誰もがいきいきと暮らせる社会の実現を目指して」を基本理念に掲げ、地域生活での支援や社会参加の促進、障がいの特性に応じた支援、権利擁護の推進など、地域の一員として共に生きる社会づくりを目指して、きめ細かな障がい者施策の展開を図ることとしております。

また、障害者総合支援法に基づき、令和3年度から5年度までを期間とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を国の基本指針、県計画及び町長期総合計画との整合性に配慮して策定しております。

これらの計画は、地域共生社会の実現に向けた取組や、社会参加などの基本理念に係る事項、

障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する事項、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項など、成果目標及び活動指標等の具体的な目標やサービス見込み量を設定し、障がい者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した生活を営むことができるよう策定したところであります。

さて、現状といたしますと、高齢化に伴う障がい者の重度化や重複化、障がいのある方やその家族の高齢化など、在宅での生活が困難な家庭が増加しており、障がい者に対する支援のニーズも多様化しているところであります。障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、多様なニーズに応じられる総合的・専門的な相談支援体制が必要であり、その役割を先ほどお話がありました千曲・坂城障がい者（児）、これは児童の「児」ですね、障がい者（児）基幹相談支援センターが担い、様々な相談を受けるとともに、地域の相談支援事業者と連携の強化を図り、地域課題の解決などに取り組んでいるという状況であります。

様々な計画を踏まえる中で、新たな町独自の助成制度として、本年度から、現行の福祉医療費助成制度では、精神障がい者の精神科入院は適用外であるため、経済的に負担も大きいことから、その負担を軽減することを目的に精神障がい者入院医療費助成制度を整備し、運用を開始したところであります。

また、様々な社会参加活動といたしまして、障がいのある方やそのご家族がスポーツやレクリエーションを通じて体を動かし、心と体の健康づくりに併せ生活を豊かにするとともに、社会との交流を持つ場として、町民運動会の会場、体育館の中ですけれども、これにおいて、軽スポーツ、レクリエーションのコーナーを設けて実施してまいりました。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、今後も工夫を凝らして継続していきたいと考えております。

また、文化芸術活動といたしまして、千曲・坂城地域自立支援協議会との連携事業において、障がいのある方々が音楽を通じて社会的自立を目指す目的で活動する、これも先ほどお話がありました、楽団ケ・セラによるコンサートを開催したり、障がいのある方々の日頃の創作活動の発表の場として、「さんきゅーあーと展」を1月中旬から2月上旬まで開催することとしております。障がいのある方の創作・発表活動などを支援し、文化芸術を通じた社会との交流の機会や生きがいづくりについても、引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、啓発活動といたしましては、12月3日、互いに個性を尊重し合う社会の実現に向けた啓発活動の一環として、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を開催したところであります。

共に認め合い、共に支え合う社会を目指し、坂城小学校4年生による人権活動の発表や、パラリンピック競泳金メダリストで、障がいや障がい者スポーツの周知活動を続けておられる成田真由美さんによる記念講演を開催し、参加された方からは大変好評をいただいたところであ

ります。

今後も社会福祉協議会や千曲・坂城地域障がい者（児）基幹相談支援センター、福祉サービス事業者など、関係機関の皆さんと連携し、これまでの取組をさらに深化させ、「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合い 誰もがいきいきと暮らせる社会の実現を目指して」を基本理念として、施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（堀内君）** イ. 千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターについて、  
ロ. 社会参加の促進についてのご質問に順次お答えいたします。

最初に、千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターは、障害者総合支援法第77条の2に規定されている機関で、千曲市と坂城町が共同で設置し、管内の福祉事業所に委託して運営をしております。

当センターでは、障がいのある方やそのご家族が、住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らしていくために、日常生活や仕事などに関する様々な相談を受けております。また、地域の方や関係する福祉事業所などからの相談にも対応しており、共に考え、寄り添い、問題や課題の解決に向けた取組を行っております。

当センターの事業内容・役割につきましては、行政や社会福祉協議会など関係機関と連携し、ワンストップとしての機能を果たすために、総合的・専門的な相談支援に努め、地域で支える体制づくりを構築しております。

また、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言、人材育成支援など、地域の相談支援体制の強化を行うとともに、意思決定支援や成年後見制度の利用促進等、権利擁護や虐待防止の取組なども行い、支援の必要な方が支援の必要なときに支援が受けられるよう努めているところであります。

当センターの職員体制につきましては、センター長のほか相談支援員が5名、事務局員が1名の計7名で運営及び事業を実施しており、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格を持つ職員が配置されております。

また、年間を通じ様々な相談が寄せられ、令和3年度につきましては、4,251件の相談があり、相談内容として多いものは、福祉サービスの利用に関するものが1,317件、不安の解消に関するものが1,030件、就労に関するものが863件、人間関係に関するものが821件などとなっており、専門的な知識や経験を持つ職員がその都度対応しているところであります。

本年度は、11月末時点で約2,500件の相談があり、当センターの認知度が上がってきているため新規の相談が増えてきており、多くの方からの様々な相談に対応し、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を果たしております。

続きまして、社会参加の促進についてお答えいたします。

障がい者団体の活動支援につきまして、町内には身体障害者福祉協会や手をつなぐ親の会、精神障がい者家族会など、それぞれの団体が障がい者の自立や社会参加、福祉の増進や生きがいづくり等を目的に設立され、町では、各団体が独自に行う事業に対する補助金による支援や、団体の事務局として活動を手伝う人的な支援を行っています。

また、障がいのある方ご本人やご家族の負担を減らし、社会活動や交流する機会をつくりやすくするため、身体機能を補完・代替する義足や補聴器などの補装具費支給制度や、移動が困難な方の外出を支援する同行援護、移動支援事業のほか、福祉タクシー利用券や身体障害者用自動車改造費補助制度などを整え、それらの制度を有効的にご利用いただくことで、社会活動にも参加しやすくなるよう努めているところであります。

続きまして、地域活動支援センターにつきましては、在宅で心身に障がいのある方が、生産活動や生活訓練などを通じて規則的な生活リズムを身につけ、お互いの親睦を図りながら、生きがいのある生活を送れるよう支援を行っております。

当センターの取組内容は、生産活動といたしまして、織物、手芸品などの自主製品作りや町内企業などから受注した作業を行い、生活訓練としましては、洗濯や清掃などの当番活動や料理教室、買物ツアーなどを実施しております。

文化活動といたしましては、野外研修や音楽教室、創作活動を行い、また、季節に応じた行事なども行っており、利用者が地域の中で自立した社会生活を送れるよう様々な活動に取り組んでいるところであります。

当センターの11月末時点の登録人数につきましては、身体に障がいがある方が4名、精神に障がいがある方が8名、知的に障がいがある方が3名で、合計15名の登録があります。また、年代別の登録人数の内訳につきましては、10代及び20代が2名、30代が2名、40代が4名、50代が3名、60代が2名、70代以上が2名となっております。

現在、1日当たりの活動人数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、午前、午後とも7人までの利用に制限をしながら活動をしているところであります。様々な活動を通じて日々仲間と一緒に楽しみ、お互いに刺激を受け、地域との関わりを大切にしながら、社会参加につなげていければと考えております。

続きまして、啓発活動の取組についてであります。障がいに対する理解の促進を行う上で、啓発活動は重要な活動であると考えております。啓発活動の一つとして、町長からも触れさせていただきましたが、12月3日に開催された人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会では、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、人数制限を行った上で、84名の皆さんに参加をいただきました。

町民集会では、初めに坂城小学校4年生の人権学習の発表を行い、障がいのある方からのお話や障がいの擬似体験を通じて考えたこと、自分たちにできること、周りの理解や思いやりが

必要であることなどについての学習の成果を発表していただきました。子どもの頃から障がいのある方との交流や、障がいを理解するための福祉教育を継続的に進めていくことの必要性、重要性を改めて認識したところでもあります。

また、パラリンピック競泳金メダリストの成田さんを講師にお迎えし「自分の可能性を求めて」と題した記念講演では、水泳を始めたきっかけやパラリンピックに出場した思い、また、ご自分の経験から、日頃障がいのある方が感じていることなどをお話しいただき、障がいに対する理解と認識をより深める機会となりました。

こうした啓発活動を通じて、障がいの有無や程度に関わらず、誰もが個性や違いを認め合い、相互に理解を深めるとともに、共に支え合う地域社会を目指し、実現するため、引き続き社会福祉協議会等関係機関と連携し、啓発活動等に取り組んでまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** ただいま町長並びに担当課長から丁寧なご答弁をいただきました。先日行われた12月3日の町民集会ですが、これは、啓発活動の一環としてとても大事なものであるというのは、私も重々承知はしております

そこで、私はこの集会にちょっと訳あって参加できなかったんですけども、このことについて1点お伺いをしたいのですが、恐らくこういった集会では、アンケートに参加された方には取っていると思うんですが、どのような感想があったのか。まず、再質問としてお伺いいたします。お願いします。

**福祉健康課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。12月3日に開催いたしました人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会、この際に行ったアンケート調査結果につきましては、参加者84名のうち63名の皆さんからご回答いただきました。大変多くの皆さんからご意見を頂戴することができました。

主な質問といたしましては、町民集会の内容は満足いくものでしたかとの質問に対しては、大変満足、満足を合わせまして60名、およそ95%の方から満足といったご回答をいただきました。

また、町民集会に参加して人権や福祉の問題についての関心や理解が深まりましたか、こちらの質問に対しましては、こちらもおおよそ9割を超える方から深まったといったご意見をいただきました。

そして、全体を通してのご意見、また今後開催してほしいテーマなど、ご自由にお書きくださいといった質問に対しましては、33名の方から回答をいただきました。全体としての意見といたしますと、坂城小学校の体験を通じての発表は、心が育っている、すばらしい、4年生でもともしっかりとした考えや意見があり感心しましたといったご意見を頂戴し、また、成田さんの記念講演に対しましては、成田さんの話はリアリティーがあり、心に響くものであった、成田さんの話をお聞きして、諦めないこと、勇気、元気をもらいましたといったご意見を

頂戴しました。そして、今後開催してほしいテーマなどにつきましては、感動できる内容を、また心に響きわかりやすいので、講師の体験談を語っていただく講演を開催してほしいといった意見、そのほか、町民集会の継続開催を望むといったご意見を多数いただいたところであります。

大変多くの方にアンケート調査にご協力いただきました。これらの調査結果を踏まえまして、今後も町民集会の継続開催に向けて、関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

**3番（山城君）** ただいま再質問に対して、担当課長からご答弁いただきました。この集会について、毎年毎年様々なテーマについて開催していただいていることに敬意を表します。

午前中にもありました。同僚議員の質問にもありました。犯罪被害者もそうですし、その前はLGBTの話もそうですし、様々な人権課題について、やはり町民全体を対象にした集会というのはこれからも引き続き継続していただいて、今の感想にもあった体験談、これはまさしくそうなんですよ。ちょっとこのことに1分くらい時間を割きたいんですけども。それぞれの皆さんが一つの人生しか歩めない状況で、他人と違った人生は歩めないんです。障がいを持っていない人は、障がいを持っている人がわからないというか、わかりづらい。だから聞けななきゃいけない。それは、改めて町の皆さん、町長をはじめ町の皆さんに認識していただいて、自分じゃない人生の話を書くということが本当に大事だと思っております。それは、強くこの場で私も訴えたいと思っております。

答弁のまとめをそろそろしながらと思っているんですけども、この町民集会に対して、私が参加できなかったのは大変残念ですけども。実は私の知人である上田市の学生さんが、実はこの集会にわざわざ駆けつけて来てくれました。この学生さんは、学生のときというか、ずっと水泳をやられていて、そういった経緯で、多分ネットですよ。成田さんが来られると、坂城に来られるということでわざわざ来たと思うんですが、直接本人とお話ができたいですし、とても感動したということ、わざわざ私に連絡をくれました。そういう意味でも、関係団体の方、町職員や社協の皆さんや様々な団体の皆さんには、開催していただいたことを改めて本当に心から感謝申し上げます。

それで、ちょっとまとめに入りたいんですけども、心のバリアフリー化について、長期総合計画に書いてあったんですけども、ちょっと厳しい話をさせていただきます。これは30年前の話なんですけども、まだ村上に農協がなかった時代の話です。歩道も多分整備が進んでいなかったんでしょうね。県道を、私は見たことがあるんですけども、通行する方がいました。その方に対して、何件か苦情があったのを私は幼心に聞いております。どんな苦情か、ちょっと読み上げます。こんなところを車椅子で通るんじゃない、これです。過去の話なので掘り下げませんが、これが町の実態、一つの実態です。

続いては、私の話になります。昨日まで言うかどうか本当に考えました。でも、改めて過去の話を書かせていただいて、よりよい町になるためだと思って言わせていただきます。私は、小学校5年生のときに長期入院を経験しています。障がい者でもないですし、ないですというのは語弊がありますね。一時期不自由な時期がありました。長期入院の理由は、髄膜炎と腹膜炎という感染性の病気です。これ実は2か月入院しているんですね。しかも、そのうちの1か月は寝たきりの状態で生活しておりました。退院後、歩けない状態だったんですけども、学校に復帰しました。やっぱり、こんなことは私の話だからはっきり言いますけれども、なかなか自分のことに関して理解してもらえないことがありました。そういうことに対して、当時の担任の先生がしたことといえば、保護者宛てに学級通信の中で、クラス全員が峻一君をいじめているという通信が発行されました。

その内容がどうかはいいんですけども、それが配られた後の保護者の対応です。一部の保護者から、うちの子が峻一君のところをうんと気を遣っているから嫌だ。この発言がありました。うちの母親はどう思ったんでしょうね。これが一つの人権感覚を表している言葉ではないかと思っております。

次に、もう一つ紹介させていただきます。同じくいじめの話になりますが、いじめは子どもの中ではよくあることだということは、語弊なく言えば、誤解なく言えばそうだと思うんですけども、度々授業が潰れて、学級会が開かれたときの話です。授業を潰して学級会になると、ある保護者から、これは別の保護者ですけども、いじめの内容が私の話だったので、何で峻一君のことなんかで授業を潰したんだということを言う保護者がいたそうです。

今挙げた事例というのは、質問のテーマとは若干それていることは承知の上で話しております。どんな人でも、例えばどんな子どもでも、どんなお年寄りであろうと、障がいを持っているようが持っていないかろうが、病気を持っている方であろうが、どんな人でも安心して暮らせる町にならなきゃいけないという思いで私もこの場に立たせていただいております。

今はそんなことはないと思っておりますが、より心のバリアフリー化を進めなければならないと思って、この質問をさせていただいております。何度も申し上げます。これは過去の話です。でも、過去の無理解が、今でも引きずっている。障がいではないかもしれないけれども、苦しんでいる方が町内にもいることを私は聞いております。じゃあ、行政に何をせいということになるかもしれませんが、そういったことを承知の上で、町行政を、町長含め皆さんはやっていただきたい。そして、そこに議員である私もしっかり寄り添っていかねばいけないと思っております。

苦しい話だけ最後にしていてもあれなので、最後にちょっと希望が持てる話をして閉じたいと思います。社会参加への体制づくりについては、難しい点が多々あることは私も承知しておりますが、体制づくりの一つとしてちょっとご紹介しますけれども、こちらです。このリーフ

レットですが、町役場の1階に置かれていたものです。ちょっと拝借しました。このリーフレットの中にも記載されている内容なんですけれども、労働者協同組合法、簡単に説明すると、2年前の12月、国会において全会一致で可決・成立して、この10月からこの法律、労働者協同組合法が施行されているわけなんです。

この中の一文を読みますと、我が国では、少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。担い手が不足している中で、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新たな組織が求められているということが書かれているわけです。多様なニーズは、この坂城町にも多分たくさんあると思っております。

さらに、社会参加について申し上げますと、11月12日、須坂市のメセナホールで開催された信州ふっころフェスティバル2022、これは、この間の社協だよりさんにも掲載されていた話なんですけれども、この場で居場所と出番という言葉がテーマになっておりました。これをやっぱり町としても真剣に取り組み、この法律も生かしながら、せっかく置いてあるんじゃないかと、町の皆さんにもこれについてやっぱり学んでいただいて。今日はいろんなことを言っておりますが、ぜひとも活用していただいて、よりよいまちづくり、地域づくりを進めていっていただきたいと思っております。

今回の一般質問で、皆さん、先輩議員さん、同僚議員さんはいろんなことを提案されておりますが、例えば食育だとかエネルギーの地産地消だとか、学校給食だとか、そういったものも、法律を生かしたり、地域住民にしっかり働きかけをして、今もされているのはわかっておりますが、やっぱり地域の力を生かして、そういった課題にあたってほしいと思っております。

もう一つ、ちょっと言いたいことがあるのでお伝えしますが、この法律については、実は今、県内各地域のブロックごと、東北中南信それぞれのエリアごとに集会が行われております。たしか、今月、北信でもあるというふうに聞いております。上田市の集会にちょっと参加させていただきましたが、上田市の土屋市長も来賓として出席されていたのをちょっと私も見聞きました。

ちょっと話がまとまりませんが、今社会に横たわっている課題は、やっぱり役場職員さんだけでは到底難しいのはわかっているからこそ、いろんな課題があるからこそ、使えるものは使って、そして、まちづくりをしていってほしいと思っております。これも、私が1部取ったらもうありませんでした。いくつ送られてきているか知りませんが、しっかりとそういったものを活用していただきたい。

そして、オーガニック。食育のことに付け加えると、10月の下旬ですかね。東京の場でオーガニック給食の集会があったときに、長野県からも松川町と塩尻市の首長さんが出られておりました。その場でも言っていたことが地域連携、食育は大事だ。国としても、国会議員さ

んも言っている。つまり、今こそはやり言葉じゃないですけども、新時代に向けて、これは再質でいいですかね。町長、ちょっと、1分しかないからできないですね。わかりました。すみません。熱く語り過ぎた。そこを見据えて、町長、ぜひともご努力をお願いいたします。

以上で、一般質問を終わりにさせていただきます。

**議長（小宮山君）** 以上で通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日15日までの間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日15日までの間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月16日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労様でした。

(散会 午後 2時00分)



## 12月16日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- |      |          |      |           |
|------|----------|------|-----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝 倉 国勝 君  |
| 2 〃  | 大 森 茂彦 君 | 10 〃 | 滝 沢 幸映 君  |
| 3 〃  | 山 城 峻一 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 〃  | 祢 津 明子 君 | 12 〃 | 西 沢 悦子 君  |
| 6 〃  | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君   |
| 7 〃  | 玉 川 清史 君 | 14 〃 | 中 嶋 登 君   |
| 8 〃  | 栗 田 隆 君  |      |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮 崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清 水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 大 井 裕 君  |
| 総 務 課 長         | 臼 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 堀 内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 貞巳 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 鳴 海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長         | 宮 嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長         | 竹 内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細 田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |          |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |          |
| 子 ども 支 援 室 長    |          |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第 4 9 号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 3 議案第 5 0 号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について
- 第 4 議案第 5 1 号 坂城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 5 議案第 5 2 号 坂城町情報公開条例の制定について
- 第 6 議案第 5 3 号 坂城町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 7 議案第 5 4 号 坂城町職員の降給に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 5 号 坂城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 5 6 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 5 7 号 坂城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 5 8 号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 5 9 号 坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 6 0 号 坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 6 1 号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 6 2 号 坂城町体育館条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 6 3 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 1 7 議案第 6 4 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 8 議案第 6 5 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 1 発委第 4 号 インボイス制度の見直し、実施延期を求める意見書について
- 追加第 2 発委第 5 号 安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書について
- 追加第 3 発委第 6 号 畜産経営を継続するための対策を求める意見書について
- 追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(小宮山君)** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

◎日程第1「請願・陳情について」

**議長(小宮山君)** 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第4号 消費税「適格請求書(インボイス)方式」の中止を求める請願書」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、電子採決、賛成多数により)趣旨採択」

---

「請願第5号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の見直し・延期を求める請願書」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、電子採決、賛成多数により)採択」

---

「陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める陳情」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、電子採決、全員賛成により)採択」

---

「陳情第2号 畜産経営を継続するための陳情」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、電子採決、賛成多数により)採択」

---

**議長(小宮山君)** 日程第2「議案第49号」以下日程に掲げた議案につきましては、全て去る12月5日の会議において、提案理由の説明を終えております。

---

◎日程第2「議案第49号 上田地域広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)可決」

---

◎日程第3「議案第50号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第4「議案第51号 坂城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第5「議案第52号 坂城町情報公開条例の制定について」

**議長（小宮山君）** これより質疑に入ります。

**2番（大森君）** 先ほどは申し訳ございませんでした。第10条の点について、「実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を受け入れないことができる。」という点になっておりますが、これは明らかにしないということになっているんですが、これは永久に秘密になっていくということでしょうか。あるいは、30年後とか50年後には公開できるようになるのか。その点がどうなのかという点と、もう一つはこういう事例が何件あるかということは公表できるのかどうか。その2点についてお尋ねいたします。

**総務係長（瀬下君）** ご質問にお答えいたします。

まず1点目、公開の時期が永久か半永久かというところでございますけれども、こういった情報に関しましては、基本的には公開はしないとしております。

また、2点目、件数につきましても、特段公開については実施しないところであります。

**2番（大森君）** 公開しないのが基本ということでありましてけれども、これを私が聞いたのは、永久にそうなのかどうかということです。だから、例えば20年間は秘密にしておくけれども、それ以後は公開できるという点なのかどうか。そういう期限があるのかどうかという点です。

それと、これは秘密にするのが結局は実施機関がやるわけで、これのチェックは全然入らないわけですよね。議会も入らなければ町民のチェックも入らないということでは、ちょっと行き過ぎのような気もするんですけれども、この点についてちょっとお尋ねします。公開する期間というのはあるのかどうか。

**総務係長（瀬下君）** 再質問にお答えいたします。

まず、時期でございますけれども、基本的に何年という期限は設けておりませんで、基本的には永久に公開はいたさないといったところでございます。

また、チェックにつきましては、必要な場合につきましては、審査会等がございますので、そういったところ、基本的には行政機関でありますけれども、必要に応じて審査会等でチェックする部分もございます。

**2番（大森君）** それでは、審査会はどういうメンバーになるのでしょうか。

**総務係長（瀬下君）** ご質問にお答えいたします。

審査会のメンバーでございますけれども、町でお願いしております顧問弁護士、それから大

学教授等の有識者としているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第6「議案第53号 坂城町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第7「議案第54号 坂城町職員の降給に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第8「議案第55号 坂城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第9「議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第10「議案第57号 坂城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につい  
て」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第11「議案第58号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第12「議案第59号 坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負  
担に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第13「議案第60号 坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第14「議案第61号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特  
例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第15「議案第62号 坂城町体育館条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第16「議案第63号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

**議長（小宮山君）** これより質疑に入ります。

**6番（大日向君）** 2点お願いいたします。ページ3ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目9総務費国庫補助金の036地方創生臨時交付金、これは1億8千万円ほど当町に入ってきておりますが、この算出の根拠と、どのような事業に振り分けたのか、その説明をお願いいたします。

**まち創生推進室長（清水君）** 3ページ、款14、項2、目9総務費国庫補助金から地方創生臨時交付金についてのご質問にお答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、都道府県、市町村ごとに、その交付限度額というものが国から示されるものでございまして、この金額は当該団体の人口や事業所数、それから新型コロナウイルス感染症の感染状況や財政力指数などを根拠に算出されております。当町につきましては、今年度これまでにご覧の1億8,096万1千円が交付限度額として提示されまして、その全額について歳入の予算措置を行ったものであります。

振り分け先、どういった事業にということでございますけれども、この交付金の交付目的といたしましては、昨年までと同様に新型コロナウイルス感染症に対する感染症対応、それから地域経済の対応に加えまして、今年度から新たにコロナ禍におけるエネルギー価格高騰、物価高騰対応といったそういった趣旨も加えられているところでありますので、新型コロナウイルス感染症の予防、それから拡大防止に資する事業のほか、経済対策、物価高騰対応としまして「さかきのお店応援券事業」、それから中小企業の事業継続、農業者の資材価格高騰対応、それから子育て世代物価高騰支援などの町独自事業の財源として、それぞれ充当したものでございます。

**13番（塩野入君）** まず、5ページの第2表の債務負担行為であります。これは一般廃棄物の収集運搬等業務、限度額4,900万円、限度額4,900万円とした内容ですね、算出した内容をお聞きします。

それから、4年度の入札参加は何社でしたでしょうか。そして、この入札方法。これは一般・指名、どんな方法でやりますか。

それから、これは4月1日から始まるんですが、これから4月1日に向けた作業の日程といいますか手順ですね。それをお聞きしたいと思います。

それから、その下の第3表、地方債補正ですが、これは緊急自然災害防止対策事業債ということで、充当率100%、交付税措置70%の比較的有利な起債というふうに思われますが、そう理解していいのかどうか、その辺。

それから、災害の発生、拡大防止の、これは地方単独事業です。据置期間は県から通知があると聞いているんですが、その辺、据置期間はどうなっているんでしょうか。その辺をお聞きいたしたいと思います。

それから、4ページの款18繰入金、項2、目1、節1基金繰入金、001財政調整基金繰入金、現在の基金残高をお聞きいたします。

それから、今度は歳出ですが、5ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10業務管理費の10051光熱水費、これは役場庁舎全体の光熱費だということですが、524万5千円の歳出の根拠ですね、これをお聞きしたいと思います。

それと、町長が議案説明で、「昨今の原油価格・物価高騰等による公共施設等の光熱水費・燃料費に対して、4,039万円を増額」と、このように言っているわけですが、急激な価格の高騰による4,039万円の増額の影響をどう見ているのか、その辺をお聞きいたします。

それから、11ページです。款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節14工事請負費、14001落石対策工事ですが、これは苧屋原の落石防止対策工事に係る増額費用ということですが、この工事内容ですね、それから660万円の算出の内容をお聞きしたいと思います。

それから、18ページ、款10教育費、項4社会教育費、目3図書館費、節14工事請負費、14005施設等改修工事、これは図書館屋根の塗装・防水工事と伺っていますが、現場を見てみたら、これはフラットで、下からはちょっと上の様子が見えないわけですが、現場はどのような状況でしょうか。そして995万と、これは1千万円近くの大きな予算ですが、この予算計上の内容についてお聞きします。以上。

**住民環境課長（竹内君）** 私からは、5ページの債務負担行為の内容についてお答えをいたします。

まず、債務負担行為の内容としまして、一般廃棄物収集運搬等業務につきまして限度額を4,900万円とし、合計19件の業務を予定しております。業務の内容としますと、各家庭などから排出される雑排水浄化槽汚泥処理業務委託、また、可燃物・不燃物及び缶等資源物の収集・運搬業務委託、また指定袋の製作業務などがございます。

入札の業者数であります。令和4年度におきましても、指名競争入札を実施しており、主な業務で申し上げますと、指名業者数は可燃物等収集運搬業務が5社、資源物等収集運搬業務につきましても5社、また、指定ごみ袋製作業務につきましても5社でございます。

次に、入札の方法につきましては、実績のある事業者などから指名競争入札、また事業内容

によっては随意契約を予定しているところでございます。

4月1日に向けた作業手順といたしましては、債務負担行為をお認めいただきましたら、早速業者選定及び入札を行って、新年度、業者と委託契約を締結し、4月1日からの一般廃棄物収集運搬等の業務が円滑に実施できるよう進めてまいります。

**財政係長（宮嶋君）** 5ページ、第3表地方債補正についての質問にお答えします。

緊急自然災害防止対策事業債につきましては、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するために行う事業の財源として活用できる地方債でございます。ご質問のとおり、事業費に対する起債の充当率は100%で、交付税措置率は70%となっております。

補正前の3,280万円につきましては、据置期間2年、償還期限10年で協議し、8月に県から地方債協議に係る同意について通知がされておりますことから、増額分を含めて同様の設定になるものと見込んでいるところであります。

続きまして、4ページ、款18繰入金、財政調整基金の基金残高についてお答えします。

今議会に計上した5,337万7千円の繰戻しを含めまして、25億3,017万2千円でございます。

**総務係長（瀬下君）** 私からは、歳出5ページ、款2、項1、目10業務管理費の光熱水費のご質問にお答えいたします。

まず、役場庁舎全体の光熱水費524万5千円の根拠でございますけれども、燃料価格の高騰等の影響によりまして、主に電気代に関しまして電力単価が年度当初と比較いたしまして、基本料金で約3倍、また従量分の使用料としまして3割ほど引き上がっているといった状況がございます。加えまして、電力をつくり出します燃料調整費、こちらのほうも現在上がっておりまして、今後もさらに引き上がっていくことが想定されるところでございます。

補正額の算出といたしましては、今後、来年3月までの電力量を昨年度並みのものと見込みまして、引き上げられました単価、こちらを勘案しまして試算したところでございます。

試算によりまして、年間の電気代でございますが、昨年度と比較しまして2.3倍ほどというところで見込まれまして、庁舎全体の節電に取り組んでいくといったところでございますけれども、今回補正をお願いしたところでございます。

それから、町長の議案説明の中で、公共施設の光熱水費、それから燃料費について4,039万円の増額をということで、そちらの影響をどう見ているかといったことでございますけれども、昨今のロシアのウクライナ侵攻ですとか円安、それから物価の高騰等によりまして、エネルギー価格が高騰しているところでございます。これに伴いまして、国内の電力会社の経営が厳しいといったところで、相次いで料金の引上げを行っているところでございます。ただ、行政運営を行っていく上で、業務上欠かせないものでございますので、使わざるを得ないといったところがございます。

先行きの見通しも難しいところではございますけれども、急な値上げであります、対応せざるを得ないといった状況でございます。長期化によります財政への負担、影響が大変懸念されるところでございますけれども、職員全体で節電を意識していく中で、できる限り使用電力も抑えてまいりたいと考えているところでございます。

**商工農林課長（竹内君）** 11ページ、町有林管理事業の落石対策工事の内容についてお答えいたします。

工事内容としましては、工事施工箇所の岩壁の上部で新たに浮き石が確認されたことに伴い、覆式ロックネット工による増工や浮き石周辺の樹木の伐採等による増工、またその施工に伴う大型重機への変更や進入路となります農道の補強工事による増工、そして、これら増工に伴い、しなの鉄道や中部電力との協議により、安全施設の設置を行うものでございます。

工事費の内訳としましては、覆式ロックネット工180平方メートルの増工と周辺の特種伐採に伴う費用で約380万円、大型重機への変更に伴う費用や重機進入路となる農道の補強工事の増工に伴う費用で約210万円、また、安全施設の設置に伴う費用で約70万円、計660万円となっているところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 18ページ、款10、項4、目3図書館費の節14工事請負費の施設等改修工事の内容につきましては、昭和59年に建設され38年が経過した町立図書館の屋根及び雨どいの老朽化が進んでおり、建物の一部に雨漏りが見つかり、屋根等の修繕工事が必要となったため、施工に係る経費を計上したものでございます。

図書館の屋根の構造は寄棟屋根となっており、その屋根の板金部分に多数のさびやゆがみ、コーキングの劣化が認められ、また、屋根の雨水を処理する雨どいも老朽化が進み、さびや腐食による多数の穴やひび割れがあり、そこから建物内部に雨漏りが生じていることから、修繕を行うものでございます。

修繕工事の内容といたしましては、屋根部分の修繕は、発生しているさびの除去やひずみの修正、コーキングの再施工などを行った上で屋根の塗装を予定しております。雨どいにつきましては、図書館の屋根は大きく、屋根から流水する雨水も大量となるため、通常の住宅などのよりも大きく、幅1メートルほどのといが設置されております。この大型のといにある穴等の補修をし、防水シートを取り付ける工事を予定しております。

予算の中身といたしますと、塗装工事で480万円、防水シート取付工事で515万円を見込んでいるところでございます。

**13番（塩野入君）** まず、債務負担行為ですけれども、昨年の予算補正、4年度4、300万円で、この5年度分は600万円の増額を見込んでいるわけですね。増額の内容はどのようなでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、令和7年度を目標にした一般廃棄物の処理基本計画、この計画ができてい

すが、これは7年度なんです、これを見ると総排出量は、4年度4,717トンから5年度は4,695トン、1人1日当たりの排出量が923グラムから920グラムにそれぞれ減少する、こんなふうに基本計画ではなっているんですが、今度は多くなっている。その辺の基本計画との絡みはどう見ているのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、財政調整基金の関係ですけれども、5,337万7千円、今回は繰り戻されています。その主な原因ですね。これは多分、地方創生臨時交付金の関係が主だと思いますが、その関係。それから、そのほかにもあるのかどうか、その辺の繰り戻された内容についてお聞きしたいと思います。

それから、歳出のほうで業務管理費ですけれども、今、脱炭素、カーボンニュートラルに向けた役場の木質ペレットボイラー、これは光熱水費の費用抑制に役立っているというふうに思うんですが、その影響、効果のほうはどうなんですか。お聞きいたします。

それから、11ページの落石対策の関係ですが、これを調べてみると、当初予算で1,200万円、そして6月補正でさらに1,772万2千円、また今回660万円、追加予算をやたらやっているんです。やたらというか加えているんですね。これは見積りがどうなんですか。今聞くと、浮き石とそれから安全施設等の管理ということですが。その辺がどうなんですかね。2回も補正をしている状況をお聞きしたいと思います。

それから、図書館の関係ですけれども、屋根と雨どいと今お答えがありました。どのような手順でこれからこれをしていくのか、その工期ですね。それから、冬場の屋根工事になるんですが、零下であったり落雪など、時期的に問題がないのかどうか。その辺をお聞きいたします。以上。

**住民環境課長（竹内君）** 債務負担行為についての再質問にお答えいたします。

債務負担行為の総額について、昨年総額で4,300万円に対して、今回4,900万円と600万円の増額の理由でありますけれども、指定袋の作成に係る材料及び原油高及びガソリン代など輸送費増加に伴う価格の高騰が主な理由となっており、今回、債務負担行為に盛りました。全般的に増額となっている状況であります。

また、サンデーリサイクルにつきましては、利用者の増加に伴い取扱量も増加していることから、新たに人員1名、運搬車両1台分の費用も増額して対応させていただきたいと考えております。

また、契約件数につきましても、昨年の10件から今回12件と2件増えております。この2件は、プラスチック製容器包装収集用袋の作成委託業務と資源物リサイクルボックス収集委託業務であります。この二つの業務は、これまでも毎年実施しているところでございますけれども、年度当初から業務が実施できて円滑に業務が進むよう、この2件も加えて対応させていただきたいというふうに考えております。

大変失礼いたしました。もう一つのご質問でございますけれども、坂城町一般廃棄物処理基本計画には、総排出量が令和4年度から5年度にかけて減少の予測を立てておりますけれども、基本計画との絡みをどのように見ているかのご質問でございます。

債務負担行為の総額が増額となりました理由は、先ほど申し上げましたとおり、指定袋の作成に係る材料の原油高及びガソリン代の輸送費増額に伴う価格の高騰などが主な理由であり、ごみの排出量の増加を見込んでいるものではございません。町といたしましては、この基本計画に沿い、引き続きごみの減量化、資源化の目標達成に向けて啓発等に取り組んでまいりたいと考えております。

**財政係長（宮嶋君）** 再質問についてお答えいたします。

財政調整基金への繰戻しの主な原因につきましては、先行して実施した新型コロナ対策や物価高騰支援関連の事業の財源について一般財源で充当してまいりましたが、地方創生臨時交付金の交付額がほぼ確定したことにより、この交付金を財源として充当したことが要因でございます。

**総務係長（瀬下君）** 私からは、歳出5ページ、款2、項1、目10業務管理費の再質問といたしまして、役場の木質ペレットボイラーの影響効果といった再質問にお答えいたします。

こちらの木質ペレットボイラーにつきましては、スマートタウン構想の一つといたしまして、主にCO<sub>2</sub>の排出抑制を目的といたしまして、平成25年度に導入したところでございます。

冬の暖房の際に、灯油ボイラーと並行いたしましてペレットボイラーを利用しているところでございまして、導入によりまして、灯油価格の変動に対応できるほか、使用料の抑制にもつながっているところでございます。

費用的な面といたしましては、灯油価格が高騰している現在のところ、費用的にもメリットとしましては、今年度につきましては、年間約10万円程度の抑制を見込んでいるところでございます。

**商工農林課長（竹内君）** 11ページ、落石対策工事についての再質問にお答えいたします。

落石対策工事につきましては、当初落石対策工事を計画した際には、せり出した岩壁部分のみの対策を考え、鉄道沿いへの擁壁の設置及び岩壁下部へのサンドクッションの設置による待ち受け対策を計画し、当初予算にその費用1,200万円を計上いたしました。

その後、せり出した岩壁の詳細調査を実施したところ、周辺の岩壁においてもクラックの入った岩の塊や浮き石など、崩落の危険性がある岩が点在していることが判明し、その対策が必要となったことから、直接せり出した岩の塊はワイヤで固定し、岩の塊を含む岩壁全体をロックネットで覆ってしまう発生源対策に計画を変更し、その費用として1,772万2千円を6月議会において補正予算計上をいたしました。

今回、工事を進める中で、新たに岩壁の上部にも浮き石が点在することが判明し、落石した

際には、しなの鉄道まで到達するおそれがあることが確認できたことから、覆式ロックネット工を増工して上部の浮き石対策を講ずる必要が出てきたものでございます。

今回の工事箇所が落石の危険性をはらんだ岩壁ということもあり、設計に伴う詳細調査の際は、ドローンにより撮影をした画像や目視により状況を確認し、対策を検討してきたところでございますが、現场上部に樹木が生い茂った状況において、ドローンで撮影した画像では細部まで確認できなかったこと、また、現場が断崖絶壁であるということで、調査する人が近寄っての調査が難しかったことなどから、現場を進めながらの状況把握となったものでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 図書館修繕工事についての再質問にお答えいたします。

修繕工事の手順といたしましては、予算をお認めいただいた後、来年1月中には修繕工事の請負業者を選定し、2月頃には修繕工事に着手してまいりたいと考えております。

工期につきましては、冬期間の降雪なども考慮する中で、施工期間をおよそ1か月から2か月程度と見込み、工期を3月までとして実施してまいりたいと考えております。

また、冬場の屋根工事で時期的に問題はないかのご質問ですけれども、冬期での工事となることから、積雪などを考慮する中で、施工期間をおおむね2か月間としております。また、現場を確認した業者からも、時期的に問題なく施工ができるとお聞きしているところでございます。

**11番（吉川さん）** 歳出について、2点お願いいたします。

まず、ページ5ページの款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、温泉管理事業の節18負担金補助及び交付金、18025持続化負担金2,740万円についてお聞きします。これは湯さん館の補助ですが、この内容についてと、今までに地方創生臨時交付金をかなり充当しておりますが、今までの内訳についてお聞きしたいと思います。

それともう1点は、13ページから14ページにかけての款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費の節14工事請負費、説明の14001、バラ公園施設整備工事140万8千円ですが、この内容についてお聞きします。

以上2点、お願いいたします。

**企画調整係長（宮下君）** まず、歳出5ページ温泉管理事業の持続化負担金の算出根拠でございますけれども、今年度実施したびんぐし湯さん館の改修工事に伴いまして、施設の休館ですとか、また利用制限などを行ってきたところでございます。こうしたことが指定管理者の営業に制限をかけまして、収益機会を喪失した分といたしまして1,140万円、それと、先ほど総務係長からも今年度の燃料価格高騰の状況の話がありましたけれども、そうした燃料価格高騰によります光熱費の増加分、価格上昇の差分に対する支援として1,600万円を計上しているところでございます。

営業制限分につきましては、休館中においても発生する固定経費など、人件費ですとか水道

光熱費ですとか法定福利費などがございますけれども、そういったものの積み上げによるものでございます。

また、燃料価格高騰分につきましては、価格の高騰が生じている電気、灯油、ガスにつきまして、価格高騰前の令和2年、令和3年の平均の単価を用いて、令和4年度に実際に使用した使用量から算出した額、価格が高騰していなければこの価格であったという額と令和4年度に実際に支出された額、その差額について計上しているものでございます。これまで、もう既に支払いが済んでいる分につきましては、実績で。また、以降につきましては、見込みで算出をしているものでございます。

また、温泉持続化負担金といたしまして、これまでに支援した額でございますが、令和2年度には4,300万円、令和3年度には3,700万円を支援したところでございます。いずれもコロナ前と比較した当該年度の売上の減少額の2分の1について支援を行ったものでございます。

これらの支援と併せまして、指定管理者であります町振興公社における経費削減等の自助努力によりまして、温泉施設の運営を持続させることができたところでございます。

**建設課長（関君）** 13ページから14ページにかけましての花と緑のまちづくり事業の中のバラ公園施設整備工事についての内容のご質問をいただきました。

まず、バラ公園の園内にはガードレールがありますが、バラ公園内のガードレールにつきましては、景観を配慮した中で木製のガードレール等を使用しております。経年劣化もございまして、腐食による傷みがありますので、そちらの交換を実施したいという内容。

それからもう一つ、昨年、坂城高校の授業の一環で行われました筑波大学とのまちづくりシンポジウムが開催されました。その中で、6月に咲くバラ公園、バラは6月に咲きますので、祝福のバラ公園ということでPRして、記念撮影ができるスポットづくり、ベルアーチ等を設置したらどうかというご提案があったところでございます。

このご提案につきましては、撮影スポットを設ける中で、バラ愛好家の皆さんをはじめとしまして、若い世代の皆さんを含めて、SNS、そういったものを利用して、不特定多数の方へ情報発信できる可能性もありますので、そういったものを利用して、さかき千曲川バラ公園、また、ばら祭り、こういったものが宣伝できればというように考えておりまして、設置に係る費用を計上させていただいたものでございます。

**11番（吉川さん）** ただいま答弁いただきました。まず、湯さん館ですが、コロナ発症後、売上の2分の1として、これまで合計で8千万円、1億に近い金額を地方創生臨時交付金を活用して補助していただきました。

今のお話の中で1点、今までの分と今後の燃料高騰ということで1,600万円を組んでいらっしゃるんですが、今後の中で一番多く見積もっているのはどれでしょうか。先ほどは電気、

ガス、灯油ということでしたが、その点が1点。

本当に今回リニューアルをしていただいたわけです。今回、レストランの拡張と広いテラスができたということで、本当に素晴らしい景色が自慢の温泉です。温泉も大事なんですが、私も先日レストランを利用させていただきました。ここを使つての人流を生む大事なスポットになっていくと考えますが、現在、食事についての新メニューのようなものは検討され、またはもうつくられているのでしょうかということ。

もう1点、ホームページについてですが、新たなテラスや売場の改善、また新たなキッズコーナーなど、大きくリニューアルをいたしました。既に1か月が過ぎようとしておりますが、ホームページ上は刷新された様子がないのですが、ホームページのリニューアルについてはどのように検討され、刷新する予定があるのでしょうか。その点についてお聞きします。

それともう1点、先ほどの大変うれしい話で、筑波大学と坂城高校生の発案で、新たなアーチとベルというモニュメントを創るということで、恋人の聖地のイメージの場所をつくっていただけるということで、素晴らしいことだと思います。私も長野県内を何か所か調べましたが、バラ公園というのは初めてじゃないかなと思います。

今後完成した際には、大いにバラ公園の、ほかのところは幸せの鐘と発信しているわけですが、これを発信をしていただきたいんですが、1点として、設置する場所については、先ほどもお話がありました。SNSで本当にいい場所、ここの選定が大事になってくるわけですが、現時点では、おおよそその場所については決定しているのでしょうか。その点と、完成は今年度中を目指していると思いますが、例えば来年のばら祭りの際には、このベルについての何かイベント的なことはもうお考えになっているのでしょうか。

この2点についてお願いいたします。

#### 企画調整係長（宮下君） 再質問にお答えいたします。

先ほど、価格高騰分といたしまして、1、600万円の中での一番高いものということですが、一番大きい割合を占めているのが電気代でございます。これがおおむね1、100万円弱となっております。

また、食堂の新メニューということもございますけれども、湯さん館の指定管理を受けて運営を行っている振興公社におきまして、リニューアルオープンに併せて、期間限定メニューの提供ですとか、複数の新メニューの提供を行っているところでございます。また、今後も食堂をご利用の皆さんに楽しんでいただけるよう、新メニューの開発に取り組むというふうに伺っております。

また、併せてホームページのリニューアルの検討はということですが、こちらも運営を行っております町振興公社において、ホームページの改修に向けまして内容の調整等を進めているようではあるんですが、一部専門業者への作業依頼を要する箇所などもありまして、準備が整

い次第公開すると伺っているところでございます。

**建設課長（関君）** 先ほど、ベルアーチの再質問をいただきました。まず、場所をどう考えているかということでございますが、設置場所の考え方につきましては、さかき千曲川バラ公園内、広く来園の皆さんに楽しんでいただきたいというふうに考えています。そうした中で、オーナーバラ園ですとか、また、ばらサミットの記念植樹、またモニュメントの設置場所、そういったところにも広く多くの皆さんに足を運んでいただきたいという考え方が、まず1点あります。

そうした中で、鑑賞ルート、それから周辺の風景、そういったものを含めて、効果的な撮影場所、可能な場所を考えていきたいのと、それから提案をいただきました坂城高校のほうにも、こういった場所でどうだろうかというようなことも相談しながら設置してまいりたいというように考えております。

工期につきましては、今回補正させていただきました年度内の完成を目指して設置ができればというように考えておりますので、来年の第18回になりますけれども、ばら祭りの前には完成させたいという思いでございます。

そういった中で、より多くの皆さんにご来場いただけるよう、今年度は非常に多くのコロナ対策、様々な対策をする中で多くの皆さんにご来場いただきました。そういった中で、開催していく実行委員会、こういったところと検討していきたいというように考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第17「議案第64号 令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第18「議案第65号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

**議長（小宮山君）** 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第4号 インボイス制度の見直し、実施延期を求める意見書について」から追加日程第3「発委第6号 畜産経営を継続するための対策を求める意見書について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（小宮山君）** 朗読が終わりました。

次に趣旨説明を求めます。

**8番（栗田君）** 私からは、まず、発委第4号「インボイス制度の見直し、実施延期を求める意見書について」趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

令和5年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、これにより、消費税における仕入税額控除の要件が、現在の「区分記載請求書等の保存」から「適格請求書等の保存」に見直される。

消費税課税事業者は免税事業者が発行する請求書等では仕入税額控除ができなくなり、その結果、免税事業者との取引分だけ消費税納税額が増加することになる。消費税課税事業者が納税額の増加を避けるためには、取引相手の免税事業者に対して、「仕入税額控除できない分の値引き」「課税事業者（適格請求書発行事業者）への転換」「取引の終了」を求めることが想定され、逆に、消費税の免税事業者は取引相手の課税事業者からこれらの対応を求められる。

免税事業者は全国に約500万者存在し、取引を行う課税事業者とともに地域の経済や雇用を支えており、インボイス制度の導入は小規模事業者の経営とその従業員や家族をも含めた生活に多大な影響を及ぼすことになる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻の影響等により経済情勢が悪化しており、さらにインボイス制度自体の周知も遅れている。

国会及び政府におかれては、こうした事業者を取り巻く状況を十分に考慮のうえ、下記の事項を講じられるよう強く要請する。

#### 記

- 1 インボイス制度を見直し、小規模な課税事業者の納税額増加や免税事業者が値引きの強要や取引からの排除等の影響を受けないような仕組みにすること。
  - 2 新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻等により、経済情勢が悪化しており、インボイス制度の周知も遅れていることから、当面は制度導入を延期すること。
- 以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（小宮山君）** 続いて、趣旨説明を求めます。

**10番（滝沢君）** 私からは、発委第5号「安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書について」趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となった。これは、感染対策の

遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が原因である。

人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD（経済協力開発機構）加盟国平均以下である看護師の賃上げなど、ケア労働者の処遇改善を早急に行う必要がある。

また、連続16時間働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するためには、労働時間規制を含めた実効ある対策が必要であり、一刻の猶予も許さない喫緊の課題である。

毎年のように発生する自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充などの機能強化を図ることを強く求める。

よって、安全・安心の医療・介護の実現のため、下記の事項について国会及び政府に対し要望する。

#### 記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
  - (1)労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
  - (2)夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - (3)介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3 新たな感染症や災害に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。趣旨説明といたします。

**議長（小宮山君）** 次に、趣旨説明を求めます。

**8番（栗田君）** 続いて、発委第6号「畜産経営を継続するための対策を求める意見書」について趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

コロナ禍とロシアのウクライナ侵略、円安、気候危機などにより、原油、穀物、飼料、肥料原料などの価格が高騰し、畜産農家・業者の経営はかつて経験したことがない深刻な事態に直面している。

政府は、畜産農家・業者に対し、配合飼料価格制度や飼料価格高騰緊急対策事業により補填金の交付を行っているが、現行の制度では価格高騰分の一部しか補填されないため、経営を維持、継続することは極めて困難な状況となっている。

畜産農家・業者は、国民に安全安心な畜産物を安定供給するため、日々、家畜の世話に汗をかき、農業生産に懸命に取り組み、食料供給と地域経済を支えている。

畜産農家・業者の経営継続のため、下記の事項について、国会及び政府に対し要望する。

#### 記

- 1 畜産危機を打開するため、従来の枠組みにとらわれない抜本的な対策を行い、飼料高騰分の全額を補填すること。
  - 2 飼料を外国に依存するのではなく、国内で自給できるようにするための施策を展開すること。
- 以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

**議長（小宮山君）** 趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時26分～再開 午前11時36分)

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第4号 インボイス制度の見直し、実施延期を求める意見書について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

---

◎追加日程第2「発委第5号 安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第3「発委第6号 畜産経営を継続するための対策を求める意見書について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

---

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（小宮山君）** 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（小宮山君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

た。

---

**議長（小宮山君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 令和4年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月5日に開会されました本定例会は、本日までの12日間ご審議をいただきました。

提案をいたしました専決報告、契約の締結、広域連合・一部事務組合の規約の改正、条例の制定及び一部改正、一般会計及び特別会計補正予算と、全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、現在流行の主流となっているオミクロン株に対しまして、従来ワクチンを上回る効果が期待されているオミクロン株対応ワクチンの接種を、1・2回目の初回接種を完了してから3か月以上を経過した12歳以上の方を対象に実施しております。

年内は、文化センター大会議室を会場とした集団接種を24日まで実施しておりますので、安心して年末年始をお過ごしいただけるよう、早めの接種をご検討いただきますようお願い申し上げます。

県内には現在も「医療非常事態宣言」が発出されております。町民の皆様におかれましては、引き続き手指消毒や換気をはじめとする基本的な感染防止対策を、改めて徹底していただきますようお願いいたします。

さらに、この冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されております。町で助成を行うインフルエンザの予防接種につきましては、接種期限が来年1月末までとなりますので、こちらも、早めの接種をお願いいたします。

さて、先週10日、坂城テクノセンターにおきまして「第29回ライフ・ステージエコー」が開催されました。

今回は、「世界最小の管弦楽団 アンサンブル・ヴィータ」八重奏団として8名の奏者をお招きし、映画音楽を中心に演奏していただきました。コロナ禍により、人数を制限させていただきましたが、ご来場いただきました皆様には大変ご好評をいただいたところであります。

また、昨日夕方、「まちづくり坂城」の皆さんによる坂城駅前のイルミネーションと、169系電車のライトアップの点灯式が行われました。このイルミネーションとライトアップは、共に1月15日まで行われる予定となっておりますので、冬の澄んだ空気の中で輝くカラフルなイルミネーションとライトアップをお楽しみいただきたいと思います。

さて、これから、新年度の当初予算の編成作業に入ります。

令和5年度は、統一地方選挙を控えておりますので「骨格予算編成」となります。

5年度の歳入見通しにつきましては、国の地方財政計画が不透明な中、地方交付税について、総務省の概算要求ベースで0.8%、1,400億円の増額となっております。また、町の基幹財源である町税につきましては、町内企業の経営状況調査などから、コロナ禍からの持ち直しが見込まれるところでありますが、感染症の再流行やウクライナ侵攻の長期化に伴う物価高騰、円安の動向など、様々なリスク要因もあり、状況を慎重に注視する必要があります。

一方、歳出につきましては、骨格編成となりますので、義務的経費や経常的経費など、必要最小限の経費を計上する予算編成となりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

さて、年の瀬を迎え、慌ただしい季節であります。

昨日、15日から31日まで、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会、交通指導員などの皆様と連携し、防犯、交通安全の啓発を強化する年末特別警戒及び交通安全運動が実施されております。

年末年始は、犯罪や交通事故が増加する時期であり、引き続き、犯罪被害や交通事故、飲酒運転の防止に向け、さらなる啓発活動に取り組んでまいります。

また、28日から30日までの3日間、町消防団による歳末特別警戒が行われます。コロナ禍の中、夜間の警戒・巡視に当たっていただく消防団の皆様には深く感謝を申し上げます。

町民の皆様には、「電話でお金詐欺」などの犯罪や交通事故の被害に遭わないよう一層のご注意をお願いいたしますとともに、火の取扱いには十分注意されますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、来年、令和5年は、十干十二支の「癸卯」（みずのと・う、きぼう）の年であります。

十干の「癸」（き）の字には、物事を「はかる、取り仕切る」という意味があります。

一方、十二支の「卯」（う）は、冒（おかす）ですとか、陽気の衝動といった意味のほか、門を開いたような字の形から天門が開いて万物が繁茂するという意味を持っております。

こうしたことから、癸卯（きぼう）の年は、万事、正しく筋を通していけば繁栄に向かうが、これを誤ると紛糾し動乱する意を含んでいると言われております。

令和5年、癸卯（きぼう）の年につきましては、万事、正しく筋を通し、物事の根本、原則をしっかりと認識し、実践し、着実な発展、繁栄に向かう努力を続けることが大切な年であります。

しかしながら、これを怠れば、国際秩序の一層の混乱や、一昨年来の新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大など、大混乱、大紛糾、大動乱が継続して起こることも考えられます。

癸卯（みずのと・う、きぼう）の年が、願い望む「希望」のかなうよき年になるよう、全員で努力、実践することが求められております。

しっかりと強い覚悟を持ってスタートを切りたいと思います。

さて、年明けの事業につきまして、元旦には、1年間の健康を願う恒例の「第52回元旦マラソン大会」を、小学生の部、一般の部、親子ペアの部の三つのクラスで、参加者を町内在住の方に限定するなど、新型コロナウイルスの感染防止対策を行い、開催する予定であります。各クラスとも定員を設定しての開催となりますが、町民の皆様のご参加をお待ちしております。

1月4日から6日には、新年への願いを込めて書かれた書き初めを展示する「書初め展」を、文化センターを会場に実施いたします。体育館の改修工事のため、席書大会は行わず、展示のみを行うこととしたところであります。こちらも皆様のご参加をお待ちしております。

また、毎年1月4日に開催しております新春賀詞交歓会は、コロナ禍の状況を踏まえる中で、感染対策の徹底と人数制限などを行い開催する予定であります。町内企業の皆様が気持ちを新たに、協力、連携し、さらなる発展と飛躍の年になるよう願うところであります。

また1月22日には、新春を飾る町消防団出初式が挙行されます。防火、防災への新たな決意の下、逆木通りでの街頭行進に続いて、文化センターにおいて、日頃の消防活動などにご尽力いただいた方々を表彰する式典を予定しております。こちらも参加人数を限定するなど、感染対策を行っての開催となりますが、ご理解をお願いいたします。

また、2月8日には、リーダー・ビジネス研究所代表の川村真二さんをお招きしまして、坂城テクノセンターを会場に新春経済講演会を開催いたします。

今年発行いたしました「平成の産業史」に掲載されている町の企業経営者をはじめ、数々の企業経営者への聞き取りや交流で得た知見を基に、持続的な企業発展に向けて「これからの坂城町企業・リーダーのあり方」と題してご講演をいただく予定でありますので、大勢の皆様にご聴講いただければと思っております。

コロナ禍の中、これまで多くの行事を中止してまいりましたが、感染対策の徹底や開催方法を工夫しながら、可能なものは積極的に開催していきたいと考えております。

さて、先日、13日の一般質問で、朝倉議員さんから、来年4月に予定されている統一地方選挙における「町長選への出馬の考えは。」とのご質問をいただきました。その場では、4期目の出馬は大変重い意思決定となりますことから、いろいろな方のご意見をいただき、また、ご相談させていただく中で、議会最終日、本日ではありますが、方向性をお示ししたいと申し上げました。

先日もお話しさせていただきましたが、次の4年間は「第6次長期総合計画」に掲げた多くの施策や、その実現に向けた新たな取組が形づくられる大変重要な時期となります。

また、町民待望の18号バイパスやインター先線の工事も完成の時期を迎え、インター線については18号バイパス接続に向けた、新たな事業区間の着手も進めていただく重要な時期であります。

公共施設につきましても、幅広い年代の町民が集う新複合施設が具現化し、デジタル化の進展とともに、次世代につながる大変重要な4年間と認識しております。

今日までいろいろな方のご意見をいただき、ご相談もさせていただく中で、多くの方々から励ましの言葉をいただきました。その多くは、「これまで実現したのもたくさんあるが、スタートしたばかりの第6次長期総合計画をはじめ、同時に動き出した様々な計画の実現に向けて、継続して責任を持って次の4年間も頑張れ。」というものであり、誠にありがたいお話であります。

本日、令和4年第4回定例会最終日におきまして、私は、多くの皆様のご声援をいただく中で、来年4月の統一地方選挙におきまして坂城町長選挙に出馬することの意思表示をいたします。

本日、ここにおられる議員各位におかれましても、種々思いをお持ちのことと存じます。でき得るならば、皆様と一緒に手を携えて、次の4年間「輝く未来を奏でるまち」を目指して頑張りたいと思っております。

最後に、昨年が続いて新型コロナウイルスを意識しての年末年始を迎えることとなります。議員各位におかれましても、健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（小宮山君）** これにて令和4年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 小宮山 定彦

坂城町議会議員 朝倉 国勝

坂城町議会議員 滝沢 幸映

坂城町議会議員 吉川 まゆみ

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 子宮頸がんワクチンについて イ. 9価HPVワクチンの定期接種化対応について 2. 使用済み紙おむつの取り扱いについて イ. 保育園の使用済み紙おむつの持ち帰り廃止について ロ. 使用済み紙おむつのリサイクルについて	11番 吉川まゆみ	町 長 教 育 長 住民環境課長 保健センター所長 子ども支援室長
2	1. まちづくりについて イ. 道路交通網整備について ロ. 複合施設の建設について ハ. 人材確保について ニ. 水道事業の広域化について 2. 町奨学金について イ. 坂城町奨学金の現状は ロ. 基金について ハ. 新たな奨学金制度を	12番 西沢悦子	町 長 教 育 長 企画政策課長 福祉健康課長 建設課長 教育文化課長
3	1. 18号バイパスの工事状況について イ. 工事の進捗状況について ロ. 今後の工事の見通し 2. 野生鳥獣等の被害対策について イ. 被害の状況 ロ. 被害対策の現状と課題 ハ. 被害対策に向けて	13番 塩野入 猛	町 長 教 育 長 商工農林課長 建設課長 教育文化課長
4	1. 青少年の健全育成について イ. 小中学校の文化部、運動部等の活動状況について ロ. 中学校の部活動地域移行について 2. 地域の環境問題について イ. 地域猫活動について ロ. 犬、猫へのマイクロチップ装着について	10番 滝沢幸映	町 長 教 育 長 住民環境課長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 小・中学校給食費を無償に イ. 坂城町の現況は ロ. 坂城町の今後の対応は 2. 子ども食堂について イ. 子ども食堂の現況と今後は 3. ふるさと納税について イ. 今までの推移と今年の現況は ロ. 今後の見通しは	14番 中 嶋 登	町 長 教 育 長 福祉健康課長
6	1. 次期町長選への出馬の考えは イ. 出馬の考えは	9 番 朝 倉 国 勝	町 長
7	1. ワクチン副反応及び後遺症について イ. 接種方法について ロ. 副反応について ハ. 教育現場での対応について 2. ゴミ収集について イ. ゴミ収集方法について	8 番 栗 田 隆	町 長 教 育 長 住民環境課長 教育文化課長
8	1. 発達障害児への支援について イ. 現状について ロ. 乳幼児期・保育園、幼稚園等での対応について ハ. 保育園・幼稚園等と学校の連携、引継ぎについて ニ. 人員の充実を 2. 人口減少を食い止めるために イ. 魅力ある定住施策を	4 番 祢 津 明 子	町 長 教 育 長
9	1. 学校給食の無償化に向けて イ. 学校給食の無償化に向けて 2. マイナンバーカード取得の在り方は イ. 各種特典付与の理由は 3. 保育内容の充実のために イ. 保育士の配置基準の見直しを 4. 加齢による補聴器の助成制度の創設は イ. 加齢による補聴器の助成制度の創設を 5. 酪農・畜産業に支援を イ. 酪農・畜産業に支援を	2 番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 福祉健康課長 商工農林課長 教育文化課長 子ども支援室長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. ワクチン接種と感染状況について イ. ワクチン接種状況について ロ. コロナ感染状況について 2. 県道坂城インター先線進捗状況について イ. インター先線の現在の進捗状況について ロ. 町道との接合部の道路整備について ハ. インター先線延伸について	6 番 大日向進也	町 長 建設課長 保健センター所長
11	1. 生活環境の整備について イ. 管理されていない空き地について ロ. 横断歩道の照明を明るく 2. 犯罪被害者支援について イ. 町の取り組みは 3. 食の安全について イ. 学校給食の食材の安全性は	7 番 玉川清史	町 長 教 育 長 住民環境課長 教育文化課長
12	1. 信州型自然保育について イ. 信州型自然保育認定制度について 2. とともに生きる障がい者福祉について イ. 千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センターについて ロ. 社会参加の促進について	3 番 山城峻一	町 長 教 育 長 福祉健康課長 子ども支援室長

## インボイス制度の見直し、実施延期を求める意見書

令和5年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、これにより、消費税における仕入税額控除の要件が、現在の「区分記載請求書等の保存」から「適格請求書等の保存」に見直される。

消費税課税事業者は免税事業者が発行する請求書等では仕入税額控除ができなくなり、その結果、免税事業者との取引分だけ消費税納税額が増加することになる。消費税課税事業者が納税額の増加を避けるためには、取引相手の免税事業者に対して、「仕入税額控除できない分の値引き」「課税事業者（適格請求書発行事業者）への転換」「取引の終了」を求めることが想定され、逆に、消費税の免税事業者は取引相手の課税事業者からこれらの対応を求められる。

免税事業者は全国に約500万者存在し、取引を行う課税事業者とともに地域の経済や雇用を支えており、インボイス制度の導入は小規模事業者の経営とその従業員や家族をも含めた生活に多大な影響を及ぼすことになる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻の影響等により経済情勢が悪化しており、さらにインボイス制度自体の周知も遅れている。

国会及び政府におかれては、こうした事業者を取り巻く状況を十分に考慮のうえ、下記の事項を講じられるよう強く要請する。

### 記

- 1 インボイス制度を見直し、小規模な課税事業者の納税額増加や免税事業者が値引きの強要や取引からの排除等の影響を受けないような仕組みにすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻等により、経済情勢が悪化しており、インボイス制度の周知も遅れていることから、当面は制度導入を延期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年12月 日

衆議院議長 細田博之 殿  
参議院議長 尾辻秀久 殿  
内閣総理大臣 岸田文雄 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿  
総 務 大 臣 松 本 剛 明 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山 定彦

## 安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となった。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が原因である。

人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD（経済協力開発機構）加盟国平均以下である看護師の賃上げなど、ケア労働者の処遇改善を早急に行う必要がある。

また、連続16時間働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するためには、労働時間規制を含めた実効ある対策が必要であり、一刻の猶予も許さない喫緊の課題である。

毎年のように発生する自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充などの機能強化を図ることを強く求める。

よって、安全・安心の医療・介護の実現のため、下記の事項について国会及び政府に対し要望する。

### 記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
  - (1) 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
  - (2) 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - (3) 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3 新たな感染症や災害に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年12月 日

衆議院議長 細 田 博 之 殿  
参議院議長 尾 辻 秀 久 殿  
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿  
財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 殿  
総 務 大 臣 松 本 剛 明 殿  
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 小宮山 定彦

## 畜産経営を継続するための対策を求める意見書

コロナ禍とロシアのウクライナ侵略、円安、気候危機などにより、原油、穀物、飼料、肥料原料などの価格が高騰し、畜産農家・業者の経営はかつて経験したことがない深刻な事態に直面している。

政府は、畜産農家・業者に対し、配合飼料価格制度や飼料価格高騰緊急対策事業により補填金の交付を行っているが、現行の制度では価格高騰分の一部しか補填されないため、経営を維持、継続することは極めて困難な状況となっている。

畜産農家・業者は、国民に安全安心な畜産物を安定供給するため、日々、家畜の世話に汗をかき、農業生産に懸命に取り組み、食料供給と地域経済を支えている。

畜産農家・業者の経営継続のため、下記の事項について、国会及び政府に対し要望する。

### 記

- 1 畜産危機を打開するため、従来の枠組みにとらわれない抜本的な対策を行い、飼料高騰分の全額を補填すること。
- 2 飼料を外国に依存するのではなく、国内で自給できるようにするための施策を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年12月 日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
農林水産大臣	野村哲郎	殿
経済産業大臣	西村康稔	殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 小宮山 定彦